

IFRS連結財務諸表 記載例

2026年版

■ ■ ■ ■
The better the question. The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

目次

略語一覧..... 2

序論..... 3

連結損益計算書..... 11

連結包括利益計算書..... 13

連結財政状態計算書..... 15

連結持分変動計算書..... 17

連結キャッシュ・フロー計算書..... 20

連結財務諸表の注記..... 24

付録1ー連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)..... 154

付録2ー連結損益計算書(費用性質法の例示)..... 156

付録3ー連結キャッシュ・フロー計算書(直接法の例示)..... 157

付録4ー重要性がある会計方針の例示..... 158

付録5ー第2の柱の法人所得税に関する開示例..... 161

略語一覧

本財務諸表記載例では、以下の略語を使用している。

IAS 33.41	国際会計基準第33号第41項
IAS 1.BC.13	国際会計基準第1号 結論の根拠第13項
IFRS 2.44	国際財務報告基準第2号第44項
SIC 29.6	解釈指針委員会解釈指針第29号第6項(SIC解釈指針)
IFRIC 5.6	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)解釈指針第5号第6項
IFRS 9.IG.G.2	国際財務報告基準第9号 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項
IAS 32.AG3	国際会計基準第32号付録 A –適用指針第AG3項
IFRS会計基準の注釈	本注釈では、開示例においてIFRS会計基準の規定がどのように適用されているかを説明している。
気候関連事項の注釈	本注釈では、財務諸表記載例を作成する際に気候変動による影響がどのように考慮されているか、また企業が考慮する必要がある要因は何かについて説明している。
マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈	本注釈では、現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性に関連して、企業がどのような問題を考慮する必要があるかを説明している。
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則/実務
IFRS®会計基準	IASBが公表したIFRS®会計基準
IASB®	国際会計基準審議会
IAS®	国際会計基準
IFRS解釈指針委員会	IFRS解釈指針委員会(委員会) (旧国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC®))
SIC®	解釈指針委員会
IFRIC解釈指針	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)が公表した解釈指針
SIC解釈指針	SICが公表した解釈指針

序論

本書では、IFRS会計基準に従って作成された優良工業株式会社（親会社）及びその子会社（以下、当グループ）の連結財務諸表一式を掲載している。当グループは、株式を公開している大規模な製造業という架空の設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨は円である。

目的

EY新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多くの資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は、広範囲の業種にわたる多くの企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、当グループにとって重要でないと考えられる項目、取引又は会計方針に関する情報であっても、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合がある。

本財務諸表記載例の利用方法－企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、本財務諸表記載例を参考にしつつ、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループが行っていない取引や取決めについては、開示が追加的に求められる場合がある。本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制に従うように作成されたものではなく、また規制対象となっている規定や、特定の業界において主に適用される開示規定を反映するものでもないため、留意して頂きたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRS会計基準の条項を記載している。また、開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これらに関する注釈を記載している。なお、開示規定を網羅した一覧については、EYのInternational GAAP® Disclosure Checklistを参照されたい。IFRS会計基準の規定について疑問が生じた場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じて適切な専門家の助言を求めることが必要である。

開示の有効性の向上

国際会計基準審議会（以下、IASB）、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告に関する大きな論点に直面しており、「開示の過重負担」及び「無駄の排除」に対処することが優先課題となっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示ボリュームの増大及び複雑な開示に対処する取組みについて、大きな関心が寄せられている。

「開示の過重負担」に関して正式な定義がある訳ではないが、特に利害関係者間の様々な議論などから、共通の3つのテーマが浮かび上がっている。すなわち、「財務諸表の様式又は構成」、「状況に応じた開示」及び「重要性」である。

注記の構成

2025年12月31日に終了する会計年度の連結財務諸表記載例の注記の順序は、上記で述べた目的を勘案し、基本的には基本財務諸表における表示項目の順序に従っている。注記は、IAS第1号「財務諸表の表示」第113項に基づき体系的な方法で記載しなければならず、同第114項では、財務諸表作成者が検討する可能性のある複数の体系的な順序及びグルーピングの例が挙げられている。一方で、財務諸表利用者が目的適合性の高い情報をより容易に把握できるように、他の注記体系の方がより有効な開示につながると判断した場合には、財務情報の内容及び重要性に応じて、注記の順序を入れ替えることも考えられる。

下記の表では、7つのセクションから構成される別の注記体系の例を示している。

セクション	主な内容
企業及びグループ情報	■ 企業情報 ■ グループ情報
作成の基礎及びその他の会計方針	■ 作成の基礎 ■ その他の会計方針の要約 ■ 会計方針の変更及び誤謬 ■ 公正価値測定 ■ 気候関連事項 ■ 公表済未発効の基準
グループの事業、営業活動及び経営陣	■ 顧客との契約から生じる収益 ■ 金融商品のリスク管理の目的及び方針 ■ 資本管理 ■ 利益分配の実施及び分配案 ■ セグメント情報 ■ 連結の基礎ならびに重要な非支配持分のある子会社に関する情報 ■ ジョイント・ベンチャーに対する持分及び関連会社に対する投資

セクション	主な内容
重要な取引及び事象	■ 企業結合及びのれん ■ 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 ■ のれん及び耐用年数を確定できない無形資産 ■ 関連当事者についての開示 ■ 後発事象
純損益及びその他の包括利益計算書に関する詳細情報	■ その他の営業収益 ■ その他の営業費用 ■ 金融費用 ■ 金融収益 ■ その他の収益 ■ 減価償却費、償却費、支払リース料、為替差損益及び棚卸資産の原価 ■ 管理費 ■ 従業員給付費用 ■ 研究開発費 ■ 株式報酬 ■ 1株当たり利益(EPS)
財政状態計算書に関する詳細な情報	■ 有形固定資産 ■ 投資不動産 ■ 無形資産 ■ 金融資産及び金融負債 ■ 棚卸資産 ■ 営業債権及び契約資産 ■ 現金及び短期性預金 ■ 資本金及び剰余金 ■ 引当金 ■ 年金及びその他の退職後給付 ■ 政府補助金 ■ 契約負債 ■ 営業及びその他の債務 ■ 法人所得税 ■ リース
コミットメント及び偶発事象	■ コミットメント ■ 法的請求権に係る偶発事象 ■ 保証 ■ その他の偶発負債

財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。また、会計方針、判断、主要な見積り及び仮定に関する情報も、各注記内容の全体像を示すために、関連する定性的情報と定量的情報を同じ箇所を開示することも考えられる。なお、「Good Group (International) Limited- Alternative Format」(英語版のみ)では、財務諸表記載例を本書で示した注記の順序とは異なる注記体系で作成しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討するには、こちらを活用して頂きたい。

企業は、他の注記体系の方が開示の有効性を高める観点から効果的であると考えられる場合がある。「Good Group (International) Limited- Alternative Format」は、IFRS会計基準で代替的な注記体系が認められていることを解説する目的で作成されている。注記体系を決める際には、企業を取り巻く固有の状況や、主要な財務諸表の利用者が優先して求める情報を慎重に検討する必要がある。

重要性の評価

企業は、特に表示及び開示を検討する際に、重要性の判断が求められ、その適用が適切でないことが「開示の過重負担」の原因の一つになっている可能性がある。IFRS会計基準は最低限の開示規定を定めているが、実務上、企業に固有の関連性のある情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって目的適合性がなく、IFRS会計基準はそのような開示を求めているわけではない(IAS1.31)。一方で、重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性がある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、財務諸表の目的適合性が損なわれると考えられる。

IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は、情報が重要であるかどうかに関する企業の判断に役立つ実務上のガイダンス及び設例を設けている。当該実務記述書は重要性を判断する際に有用であると考えられる。

IASBは、2023年1月1日以降に開始する事業年度を対象として、企業が会計方針の開示に関する重要性の判断を適用するのに役立つガイダンス及び設例を提供するためIAS第1号及びIFRS実務記述書第2号を改訂した。

会計方針の開示にどのように重要性の評価を適用するかについては、[付録4](#)を参照されたい。本改訂のガイダンスについては、EYの刊行物「Applying IFRS: 会計方針の開示(原題: [Applying IFRS: Disclosure of accounting policy information](#))」(2022年9月)(https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2022/ifrs-applying-ifrs-2022-12-08)を参照されたい。

上述のとおり、本財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用される開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。そのため、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定する際には、自社の固有の状況を検討することが必要不可欠である。本財務諸表記載例は、重要性の判断を行う上での指針を示すものではない。したがって、企業は、自社の固有の状況及び重要性を勘案した上で、自社の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報の提供が可能となる。

開示の有効性の改善に関する詳細なガイダンスについては、EYの刊行物「Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness」(2017年2月)(https://www.ey.com/en_gl/technical/ifrs-technical-resources/applying-ifrs-enhancing-communication-effectiveness)を参照されたい。

代替的な業績測定値

代替的な業績測定値(APM又は「非GAAP測定値」)は、投資家との財務情報のコミュニケーション手段として一般的である。APMとは、適用される報告フレームワークにおいて定義されていない財務測定値である。使用されるAPMは、企業が伝えようとしているメッセージに応じて、幅広く多岐にわたる。IASBは、経営者が定義した業績指標(MPM)、すなわちAPMのうちの一部(収益及び費用に基づく小計で、かつ一定の要件を満たすもの)が、企業の財務業績に関する有用な情報をもたらすことを認めた。IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は2027年1月1日以降開始する事業年度に適用される。同基準により、MPMに関する情報を財務諸表における単一の注記で開示することが要求される。IFRS第18号によれば、MPMはAPMの一つの構成要素である。

財務諸表にAPMを表示することを検討している企業は、弊法人の刊行物「Applying IFRS: Alternative Performance Measures」(2018年10月)(https://www.ey.com/en_gl/technical/ifrs-technical-resources/applying-ifrs-alternative-performance-measures)を参照されたい。MPMに関するより詳細な情報については、弊法人の刊行物「Applying IFRS: IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(原題: [Applying IFRS: A closer look at IFRS 18](#))」(2025年7月更新版)(https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/ifrs-applying-ifrs-2025-09-17)を参照されたい。

気候関連事項

気候変動が企業のビジネスモデル、キャッシュ・フロー、財政状態及び財務業績に与える影響について、利害関係者の関心はますます高まってきている。IFRS会計基準は気候関連事項に関して明確な言及をしていないが、企業はIFRS会計基準を適用する際にその影響が重要となる場合には気候関連事項を考慮しなければならない。IASBは、2020年11月に公表した教育文書（2023年7月に再公表）の中で、既存のIFRS会計基準は企業に気候関連事項を考慮することを要求しているという見解を明確にした。2023年3月、IASBは、企業が財務諸表において気候関連リスクに関するより良い情報を提供できるかどうか及びどのように提供できるかを、また（もしあれば）開示を要求する気候関連事項の情報を改善するためにIASBがどのような行動を取ることができるかを検討するプロジェクトをワークプランに追加した。気候関連リスクには、物理的リスクと移行リスクの両方が含まれている。物理的リスクには、特定の気象現象（嵐や山火事など）による損失リスク、いわゆる急性の物理的リスク、及び長期的な変化（海面上昇など）によるリスクが含まれる。移行リスクは、より持続可能な経済への経済移行に伴う経済的損失リスクに関連している。

気候関連事項は、該当する場合、個別の注釈及び財務諸表記載例で取り上げられている。注記2.6は、気候関連事項の影響を受けた財務諸表の領域についての概要を提供するために追加された。気候関連事項の影響は企業や業界によって大きく異なるため、企業は財務諸表を作成する際に、物理的リスクや移行リスクから生じるビジネスへの特定の影響を慎重に考慮する必要がある。

提供される開示レベルは、管轄区域によっては規制当局からの期待によって影響される可能性がある。たとえば、規制当局は、これまで財務諸表において重要性があると考えられていなかった気候関連事項の開示を要求する場合がある。

財務諸表外における気候関連事項に関する報告は、一般的に「サステナビリティ・レポート」と呼ばれるもの、つまり環境、社会、ガバナンス(ESG)に関連する報告に含まれる可能性がある。本書ではサステナビリティ・レポートについては記載していない。

サステナビリティ・レポート及び気候関連事項が財務諸表に与える影響への取組みの一環として、IFRS財団の基準設定機関であるIASB及び国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、財務諸表とサステナビリティ開示との関連性というコンセプトを強調してきた。このコンセプトには、企業に関する全体的、包括的及び一貫した情報を投資家に提供する財務諸表が含まれるが、これに限定されない。規制当局はまた、IFRS財務諸表や企業が提供するその他の財務及び非財務情報における気候関連事項の扱い方に一貫性を持たせる必要性も強調している。

財務諸表において気候関連事項を考慮する企業は、EYの刊行物「IFRS Developments: 気候関連事項の財務諸表への影響(原題: [IFRS Developments: 177 Effects of climate-related matters on financial statements](https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2020/ifrs-developments-2020-11-177))」(2020年11月)(https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2020/ifrs-developments-2020-11-177)及び「Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理(原題: [Applying IFRS -Connected Financial Reporting: Accounting for Climate Change](https://www.ey.com/ja_jp/ifrs/ifrs-insights/2024/ifrs-applying-ifrs-2024-09-02))」(2025年5月更新)(https://www.ey.com/ja_jp/ifrs/ifrs-insights/2024/ifrs-applying-ifrs-2024-09-02)を参照されたい。企業は、気候関連事項を扱った最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定も考慮すべきであり、これには「[Climate-related Commitments](#)」(2024年4月)及び「[Recognition of Intangible Assets from Climate-related Expenditure](#)」(2025年4月)が含まれる。

マクロ経済及び地政学的な不確実性

近年は、地政学的な不確実性や対立に関連したコモディティ価格の大幅な変動、インフレの高まり、金利の変動及びエネルギー価格の高騰が起り、現在の経済環境に重大な影響を与えている。その結果、企業が特別な注意を払う必要がある会計上の問題には、継続企業の前提、資産の減損、予想信用損失、年金、公正価値の決定、修正を要するか否かについての事象の評価、開示(例えば、流動性に関する開示)、及びハイパーインフレが含まれるが、これらに限定されない。

一部の国では、貿易制限及び関税・輸入税の導入や引き上げが検討、あるいはすでに実施されている。こうした状況により、生産コストの増加又は消費者への製品価格の上昇、サプライチェーンの混乱を通じて、企業に悪影響が生じる可能性がある。

これらの動向を総合すると、企業の販売及び生産に関する計画に重大な影響を及ぼす可能性がある。該当する場合、これらの会計上の論点は、本書を通して注釈欄で取り上げられている。ただし、その影響は企業の事業の性質とその影響を受ける範囲に大きく依存するため、関連する会計上の問題は本連結財務諸表記載例自体においては示されていない。

財務諸表にとって重要な前報告期間以降に生じたマクロ経済及び地政学的なイベントや関連する取引を説明するために、企業は追加の開示が必要かどうかを検討する必要がある。たとえば、現在のマクロ経済及び地政学的な環境は、資産と負債の測定に関連する仮定と見積りの不確実性に影響を与える。したがって、企業は、財務諸表の利用者がそれらの不確実性の影響と、それに対応した財務諸表に適用される判断を理解するのに役立つ追加の開示が必要かどうかを慎重に検討する必要がある。

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈の目的は、現在のマクロ経済及び地政学的な環境が認識、測定、表示及び開示に与える影響について、企業が評価を行うのを支援することである。マクロ経済及び地政学的な不確実性を検討している企業は、弊法人の刊行物「Applying IFRS: 地政学上の事象及び不確実性に関する会計上の考慮事項(原題: [Applying IFRS - Accounting consideration related to geopolitical events and uncertainty](https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2024/ifrs-applying-ifrs-2024-07-22))」(2024年5月)(https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2024/ifrs-applying-ifrs-2024-07-22)を参照されたい。企業は、ey.com/ifrs で入手できる他の刊行物とともに、管轄区域で公表された最新の現地のガイダンスも考慮することが求められる。

財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を提供している。弊法人が公表している財務諸表記載例は、以下のとおりである。

- 製造・サービス業版財務諸表記載例(優良工業株式会社) - 本財務諸表記載例
- 製造・サービス業版財務諸表記載例(Alternative Format)(英語版のみ)
- 初度適用版財務諸表記載例
- 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例(英語版のみ)
- 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例(英語版のみ)
- 不動産業版財務諸表記載例(英語版のみ)
- 鉱業会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- 石油会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- 銀行業版財務諸表記載例(英語版のみ)
- 生命保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ) - IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号の規定に従った開示例
- 損害保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ) - IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号の規定に従った開示例
- 財務諸表記載例(英語版のみ) - 農業: 連結財務諸表の補足説明

IFRS会計基準

IFRS基準は、国際財務報告基準に関する趣意書の第2項で定義されており、「国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASB)が承認した基準及び解釈指針、ならびに以前の定款の下で公表された国際会計基準(International Accounting Standard: 以下、IAS基準)及び解釈指針委員会(Standing Interpretations Committee: 以下、SIC)による解釈指針」が含まれる。このことは、IAS第1号第7項及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第5項でも述べられている。IFRS財団は、IFRSサステナビリティ開示基準を開発するために、IFRS財団の独立した基準設定機関である国際サステナビリティ基準審議会(ISSBTM)が設立されたのに伴い、IASBが公表する基準を「IFRS会計基準」と称すべきことを明確にした。¹ したがって、IFRS会計基準に準拠している旨を財務諸表に示すためには、IASBによって承認されたすべての公表された基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これには、IAS基準、IFRS会計基準及びIFRS解釈指針委員会により作成された解釈指針(IFRIC解釈指針及びSIC解釈指針)も含まれる。

国際会計基準審議会(IASB)

IASBは、IFRS財団(公益に資する活動を行う独立の民間非営利組織)に属する独立した基準設定主体であり、中小企業向けIFRS会計基準(IFRS for SMEs)を含むIFRS会計基準の開発及び公表、また、IFRS解釈指針委員会が作成するIFRS会計基準の解釈指針書の承認に対して責任を負う。

IASBは、基準の策定にあたり、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書を、コメント募集のために公表することが、当該デュー・プロセスにおける重要な手続の1つである。

IFRS解釈指針委員会(解釈指針委員会)

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命された委員会である。財務諸表の利用者、作成者及び監査人のためにIFRS会計基準の首尾一貫した適用を維持及び支援するにあたり、IASBを補佐する役割を担う。

解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点ではなく、より多くの企業にとって重要な論点を取り上げている。これらにはIFRS会計基準で取り扱われていない、認識された財務報告上の論点が含まれる。また、解釈指針委員会は、IFRS会計基準の年次改善プロジェクトで検討すべき論点についてもIASBへ助言を行う。

今後の基準及び解釈指針のすべての変更点の概要については、弊法人の四半期刊行物「IFRS Update」を参照されたい。

¹ [IFRS Foundation® Trade Mark Guidelines, IFRS Foundation, 2023](#)

2025年6月30日現在におけるIFRS会計基準

本財務諸表記載例の作成方針として、未発効の基準や改訂や解釈指針については早期適用していない。したがって、本財務諸表記載例は、2025年6月30日現在で公表され、2025年1月1日以降に開始する連結会計年度に適用される基準に基づき作成している。基準日以降に基準が公表あるいは改訂された場合には、本財務諸表記載例の更新が必要となる。

本財務諸表記載例の利用者は、2025年6月30日から財務諸表の公表承認日までの期間における、IFRS会計基準の規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。なお、公表はされているが未発効の基準及び解釈指針であっても、IAS第8号第30項に従い一定の開示が求められる(本財務諸表記載例の注記36を参照)。また、典型的には3月決算である日本企業のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、新規及び改訂後の基準の適用時期にも留意する必要がある。例として、当グループは、2025年の財務諸表記載例において、「交換可能性の欠如(IAS第21号の改訂)」を採用している。たとえば、会計年度が10月1日に始まり、9月30日で終わる企業は、2025年10月1日に開始する年次財務諸表において本改訂を採用しなければならない。したがって、本改訂は、企業が本改訂を早期適用することを任意選択しない限り、2025年9月30日が年度末となる企業の財務諸表において適用することはできない。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

IASBは2024年4月、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。IFRS第18号では、多くの項目がIAS第1号から引き継がれ、変更は限定的であるものの、特定の合計及び小計を含む、損益計算書内の表示に関する新たな要求事項が導入されている。また、注記において経営者が定義した業績指標に関する開示を要求し、基本財務諸表と注記の明確な「役割」に基づく財務情報の集約と分解に関する新たな要求事項も含まれている。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に対して狭い範囲での修正が行われ、以前はIAS第1号に含まれていたいくつかの要求事項が、IAS第8号に移管されるとともに、同号の名称がIAS第8号「財務諸表の作成基礎」に変更された。

これらの新しい要求事項は、すべての報告企業に影響を与えることが想定される。IFRS第18号及び同号の公表に伴うすべての改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。また、遡及適用が要求される。新しい要求事項の分析を早期に開始することが強く推奨される。多くの企業は、関連する情報を特定し収集することが求められ、場合によっては社内情報システムの変更が必要になる可能性もある。

IFRS第18号の詳細については、弊法人の刊行物「Applying IFRS: IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(原題: Applying IFRS: A closer look at IFRS 18) (2025年7月更新版) (https://www.ey.com/ja_jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/ifrs-applying-ifrs-2025-09-17)を参照されたい。

本版の「Good Group」は、IFRS第18号に起因するいかなる変更も例示していない。

会計方針の選択

IAS第8号は、会計方針の定義を幅広く定めており、会計方針には一部の基準で明確に定められている会計方針の選択のみでなく、IFRS会計基準を適用する上で採用されるその他の慣行や実務も含まれる。

またIFRS会計基準は、ある取引又は事象に関して、複数の会計処理を認めている場合がある。IAS第8号によれば、企業は、類似の取引や事象及び状況に照らして、会計方針を首尾一貫して選択適用しなければならない。ただし、IFRS会計基準が、異なる会計方針の適用が適切となる財務諸表項目の区分を明確に要求又は容認している場合は除かれる。IFRS会計基準がこのような区分を要求又は容認している場合には、各区分に対して適切な会計方針を首尾一貫して選択適用することになる。したがって、複数の会計処理の中から特定の会計処理を選択した場合には、それを会計方針として首尾一貫して適用することが求められる。最初のIFRS財務諸表を公表した後に行われた会計方針の変更は、IFRS会計基準によって要求されている場合、又は当該変更により、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる場合にのみ認められる。

本財務諸表記載例では、IFRS会計基準により会計方針の選択適用が認められる場合、当グループは自社の置かれている状況に照らして、最も適切と考えられる会計方針を選択している。そのような場合には注釈において、選択した会計方針及び当該会計方針を選択した理由を説明している。

経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に年次報告書において、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IAS第1号第13項では、年次報告書に含まれることがある項目を例示しているが、IFRS会計基準では、そのような経営者による説明の開示を求めている。IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、IFRS会計基準に準拠して作成される財務諸表に関連する経営者による説明の表示に関する強制力のないフレームワークを提供するものである。企業が本記述書で定められるガイダンスに準拠する場合、経営者は本記述書に準拠した範囲を説明することが奨励される。本記述書に準拠した旨の記載は、本記述書に定められるすべてのガイダンスに準拠した場合にのみ認められる。ただし、経営者による説明に関する内容は、企業が属する国や市場における規則又は法域における固有の問題を考慮して決定されることが多い。なお、本財務諸表記載例には、経営者による説明を含めていない。

財務諸表記載例2025年版に含まれる変更点

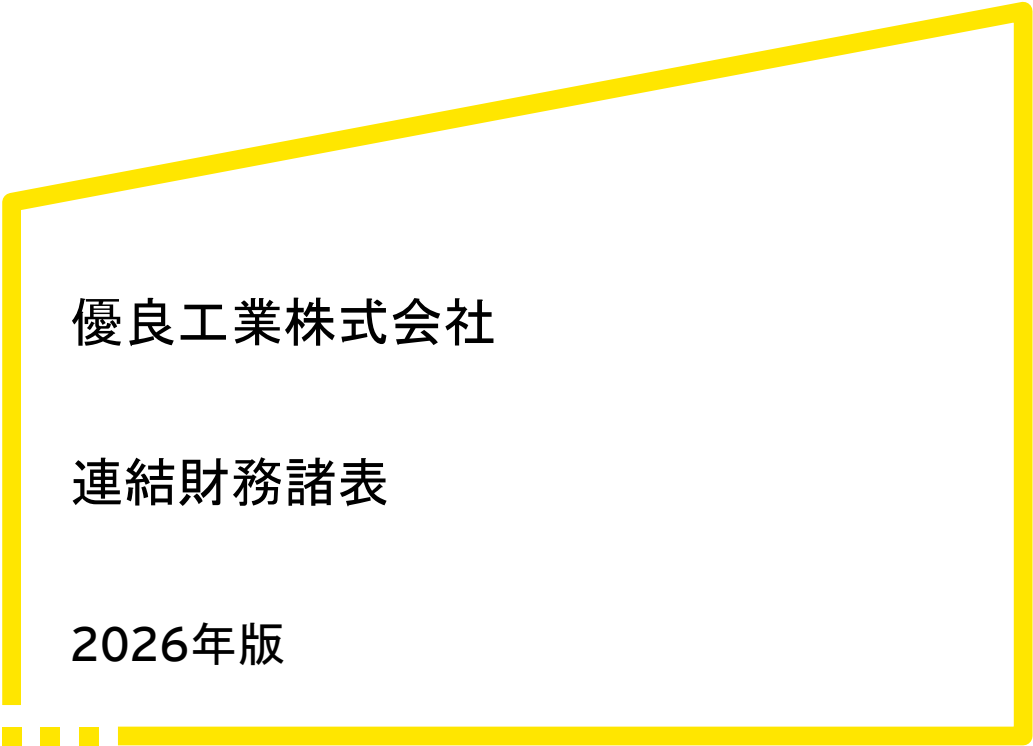
下記に列挙した基準及び解釈指針は、2024年7月1日以降に発効され、2025年1月1日以降に開始する会計年度から適用されるものである。下記では新たな基準の一覧を示しているが、新たな基準すべてが本財務諸表記載例に影響を及ぼすわけではない。基準及び解釈指針の変更による財務諸表記載例2024年版からの変更内容については、注記2.4に記載している。

2024年版からのそれ以外の変更は、実務の進展を考慮し、財務諸表記載例の全体的な品質の向上を目的として行っている。

IFRS会計基準の変更

下記の改訂は、2025年1月1日以降に開始する会計年度より適用される。

交換可能性の欠如 – IAS第21号の改訂



優良工業株式会社

連結財務諸表

2026年版

注釈

優良工業株式会社は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場している。

上場企業の財務諸表は、通常、国際監査基準 (ISA) 又は各地域の監査基準に基づき、監査を受けることが義務付けられており、かつ監査報告書は年次財務諸表と共に開示される。ただし、本記載例は、ISA第700号 (改訂後)「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」又は各地域の特定の規定に関するガイダンスの提供を意図したものではない。したがって、優良工業株式会社の連結財務諸表に関する監査報告書の記載例を含めていない。

連結損益計算書

2025年12月31日に終了する連結会計年度

		2025年	2024年	IAS 1.10(b) IAS 1.51(c)
		修正再表示後		
注記	百万円	百万円	IAS 1.51(c),(e)	
継続事業				
顧客との契約から生じる収益	4	179,058	(注記2.5)	IAS 1.81A
賃貸収益	18	1,404		IFRS 15.113(a)
収益合計		180,462	160,465	IAS 1.82(a)
売上原価		(136,569)	(128,386)	IAS 1.103
売上総利益		43,893	32,079	IAS 1.85, IAS 1.103
その他の営業収益	13.1	2,435	2,548	IAS 1.103
販売費		(14,001)	(12,964)	IAS 1.99, IAS 1.103
管理費	13.9	(18,290)	(12,011)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	13.2	(2,554)	(353)	IAS 1.99, IAS 1.103
営業利益		11,483	9,299	IAS 1.85, IAS 1.BC55-56
金融費用	13.3	(1,366)	(1,268)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融収益	13.4	202	145	
その他の収益	13.5	98	66	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10, 11	671	638	IAS 1.82(c)
継続事業からの税引前利益		11,088	8,880	IAS 1.85
法人所得税費用	15	(3,092)	(2,233)	IAS 1.82(d), IAS 12.77
継続事業からの当期利益		7,996	6,647	IAS 1.85
非継続事業				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	14	220	(188)	IAS 1.82 (ea)
当期利益		8,216	6,459	IFRS 5.33(a)
帰属:				IAS 1.81A (a)
親会社持分		7,928	6,220	IAS 1.81B (a) (ii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B (a)(i)
		8,216	6,459	
1株当たり利益	16			IAS 33.66
■ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		380.00円	330.00円	
■ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		380.00円	320.00円	
継続事業に関する1株当たり利益	16			
■ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		370.00円	340.00円	
■ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		370.00円	330.00円	

P. Goodman 会長

L. Goodright グループ最高経営責任者

2026年1月31日

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 1 号 10 項は、各財務諸表について、「純損益及びその他の包括利益計算書」や「財政状態計算書」などの名称を用いることを推奨している。しかし、IFRS 会計基準は「損益計算書」や「貸借対照表」のように他の名称を使用することも認めている。当グループは、IAS 第 1 号で推奨している名称を変更し、「連結損益計算書」と表示している。

IFRS 会計基準では、過年度の財務諸表に対して修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。IAS 第 8 号では、修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。

IFRS 第 15 号 113 項(a)は、包括利益計算書又は純損益計算書に区分表示されている場合を除き、顧客との契約から認識した収益を収益のその他の源泉とは区別して開示することを求めている。当グループは、顧客との契約から生じる収益を、収益のその他の源泉とは区別して、純損益計算書の表示項目として表示することを選択している。IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は、収益合計の一部(すなわち、顧客との契約から生じる収益)にのみ適用される。

IFRS 第 15 号は、収益を「(広義の)収益(income)のうち、企業の通常の活動の過程で生じるもの」と定義しているが、収益が生じる一部の契約がその適用範囲から除外されている(たとえば、リース)。IFRS 第 15 号では、「顧客との契約から生じる収益」という用語を用いることは明示的に要求されていないことから、IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる取引から生じる収益について、財務諸表で別の用語を使うことができる。しかし、使用する用語は誤解を招くものであってはならず、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益を収益のその他の源泉と区別できるものでなければならない。

当グループは、IAS 第 1 号 82 項(a)により要求されるように、純損益計算書の本体で収益合計の表示項目も表示している。当グループは、賃貸収益が通常の活動の過程で生じることから、収益の一部として表示している。

売上原価には、費用として認識される棚卸資産の原価が含まれる。IAS 第 2 号 34 項は、棚卸資産を販売したときに、その棚卸資産の帳簿価額を、関連する収益が認識される期間に費用として認識することを要求している。

IAS 第 1 号 99 項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する方法を用いて表示しなければならないと規定している。費用を機能別分類により表示する場合には、費用の性質別分類に関する情報を注記で開示しなければならない。当グループは、費用の内訳を機能別分類により表示している。なお、付録 3 では、費用の内訳を性質別分類により表示した連結損益計算書を掲載している。

当グループは、IAS 第 1 号により要求されていないものの、営業利益を連結損益計算書に表示している。「営業利益」又は「営業収益」という用語は IFRS 会計基準では定義されていない。IAS 第 1 号 BC56 項によれば、IASB は、営業活動の定義はされていないが、企業が営業活動の成果又は類似の表示項目の開示を選択する場合があることを認識している。営業利益を表示する場合には、開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものでなければならない。たとえば、「不規則に発生する又は発生する頻度が少ない、あるいは金額が異常であるといった理由により、明らかに営業活動に関連する項目(棚卸資産の評価減及びリストラ費用や移転費用など)を営業活動の成果から除外することは不適切となる。同様に、減価償却費のようにキャッシュ・フローを伴わないという理由で営業活動の項目から除外することも不適切である。」(IAS 第 1 号 BC56 項)。実務上、営業活動の成果を表すその他の表示項目として、たとえば、EBIT(利息支払前税引前利益)などが使用されることがある。そのような小計には、IAS 第 1 号 85A 項の規定が適用される。

当グループは、「営業利益」の後に、IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」に従い、持分法により処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を表示している。IAS 第 1 号 82(c)項では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することを求めている。当該規定に準拠した表示を行う際に、当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して単一の表示項目としている。一部の国や地域では、投資先の営業活動と報告企業の営業活動が緊密に関連しているかを考慮して、持分法による純損益に対する持分を表示することを、規制当局又は基準設定機関が推奨又は容認している。これに従えば、持分法による純損益に対する持分は、営業利益の区分に含めて表示する場合と、営業利益以外の区分で表示する場合がある。一方、その他の国や地域では規制当局又は基準設定機関が、IAS 第 1 号 82(c)項は持分法による純損益に対する持分を単一の表示項目とする(又は複数数の項目を表示した上で小計を掲記する)ことを求めていると解釈している。このような解釈の違いから、実務上の取扱いにばらつきが生じている。

IAS 第 33 号 68 項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後 1 株当たり利益を表示することを求めている。当グループは、継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を連結損益計算書の本体で表示し、非継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を、非継続事業に関するその他の開示とともに注記 14 に記載している。

IAS 第 1 号 82 項(ba)は、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って算定した減損損失(減損損失の戻入れ又は減損利得を含む)を表す表示項目を純損益計算書に含めることを要求している。当グループは、IFRS 第 9 号に従って算定した減損損失の金額が重要ではないと思われたことから、純損益計算書においてこの金額を区分して表示していない。

IFRS 第 16 号 49 項に基づき、借手は、リース負債に係る金利費用を使用権資産に係る減価償却費と区分して損益計算書に表示しなければならない。リース負債に係る金利費用は、金融費用の内訳項目であり、金融費用は IAS 第 1 号 82 項(b)により損益計算書において区分表示することが要求されている。当該規定に従い、当グループは、リース負債に係る金利費用を「金融費用」の内訳項目として表示し、使用権資産に係る減価償却費を「売上原価」及び「管理費」の内訳項目として表示している。

連結包括利益計算書

2025年12月31日に終了する連結会計年度

			IAS 1.51(c)
			IAS 1.81A
			IAS 1.10(b)
	2025年	2024年	
		修正再表示後	
注記	百万円	百万円	IAS 1.51(c),(e)
		(注記2.5)	IAS 1.90
			IAS 12.61A
当期利益	8,216	6,459	IAS 1.81A (a)
その他の包括利益			IAS 1.82A
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
純投資のヘッジに係る利得	195	-	IFRS 9.6.5.13
在外営業活動体の換算差額	21.3, 25 (246)	(117)	IAS 21.32
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	21.3, 25 (618)	24	IAS 21.52(b)
ヘッジ・コストの変動額	21.3, 25 (22)	-	IFRS 7.20(a)(i)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品から生じた損失	21.3, 25 (15)	(1)	IFRS 7.20(a)(vii)
関連会社のその他の包括損失に対する持分	11 (30)	-	IAS 1.82A (b)
			IAS 1.82A
純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括利益	(736)	(94)	
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定された資本性金融商品から生じた利得及び損失	25 (18)	7	IFRS 7.20(a)(vii)
確定給付制度の再測定	32 257	(273)	IAS 19.120(c)
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	17 592	-	IAS 19.122
関連会社のその他の包括利益に対する持分	11 30	-	IAS 16.39
			IAS 1.82A (b)
純損益に振り替えられることのない税引後その他の包括利益	861	(266)	IAS 1.82A
税引後その他の包括利益	125	(360)	IAS 1.81A(b)
当期包括利益合計	8,341	6,099	IAS 1.81A(c)
帰属:			
親会社持分	8,053	5,860	IAS 1.81B (b)(ii)
非支配持分	288	239	IAS 1.81B (b)(i)
	8,341	6,099	

IFRS会計基準の注釈

当グループは、会計方針として、連結純損益及びその他の包括利益を、1つの計算書で表示する1計算書方式ではなく、連結損益計算書と連結包括利益計算書の2つの計算書で表示する2計算書方式を採用している。2計算書方式を採用した場合、連結包括利益計算書は連結損益計算書の直後に表示しなければならない。付録1では、1計算書方式による連結純損益及びその他の包括利益計算書を掲載している。

IFRS会計基準では、過年度の財務諸表に修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。IAS第8号では、修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。本開示例では、どのようにIAS第8号の規定を補完すれば、過年度の財務諸表の金額が、当年度の財務諸表の比較期間において修正再表示されていることが財務諸表の利用者に明示できるかを示している。

IAS第1号90項は、その他の包括利益の各項目(組替調整額を含む)に関連する法人所得税の金額を、包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて開示しなければならないと規定している。当グループは、上記計算書において、その他の包括利益の各項目について、税効果考慮後の純額で表示し、その他の包括利益の各項目に関連する税効果を注記15で、組替調整額を注記25で開示している。IAS第1号91項には、別の方法として、その他の包括利益の各項目について税効果考慮前の金額を表示し、当該項目に関連する法人所得税の合計額を単一の金額で示す方法が挙げられている。当該選択肢を選択する場合には、事後的に「純損益に振り替えられる可能性がある」項目と、「純損益に振り替えられないことのない」項目に税金を配分しなければならない。この方法については、付録1で説明している。

IAS第1号82A項は、その他の包括利益を、特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられないことのない項目を区分し、包括利益計算書の本体で表示しなければならないと規定している。このような開示を行うために、その他の包括利益の各項目が、IFRS会計基準においてその後純損益に振り替えられる可能性があるかどうかを分析する必要がある。

当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失(予定される棚卸資産の購入のヘッジである為替予約及びコモディティ先渡契約に係る利得及び損失を含む)を、純損益に振り替えられる可能性のある項目としてその他の包括利益に表示している。IFRS第9号6.5.11項(d)(i)に基づく、ヘッジ対象である予定取引により、事後的に非金融資産の認識が生じる場合、ベース・アジャストメントとして当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去し、当該資産の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。IAS第1号96項では、キャッシュ・フロー・ヘッジによって、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立の内訳項目から除去される金額が生じ、資産の取得原価又はその他の帳簿価額に直接算入される場合には組替調整額は生じないとされている。ただし、将来的に、そうした資産(負債)が回収(決済)される時点で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に以前計上されていた金額は純損益に認識される可能性はある。さらに、将来行われる非金融項目の取引のキャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益は、必ずしもベース・アジャストメントにつながるわけではない。当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合(IFRS第9号6.5.11(d)(iii))、又は将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれない場合(IFRS第9号6.5.12項(b))には、純損益に振り替えられる。当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益を、特定の条件が満たされた場合に純損益に振り替えられる可能性があるその他の包括利益項目に関する規定に従って表示すべきであると結論付けている。

IAS第1号82A項の要求事項及びIAS第1号の適用ガイダンスに基づく、持分法で会計処理されている投資先(すなわち、関連会社及びジョイント・ベンチャー)のその他の包括利益項目に対する持分を、「その後純損益に振り替えられる可能性がある項目」と、「純損益に振り替えられないことのない項目」に区分し、単一の表示項目として各区分内で表示を行わなければならない。2025年12月31日現在、当グループの関連会社は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び日本国に所在するオフィス用不動産(再評価モデルを適用)を保有している。したがって、当グループは、連結包括利益計算書において、関連会社のその他の包括利益に対する持分を、2つの項目に区分して表示している。

連結財政状態計算書

2025年12月31日現在

		2025年	2024年	2024年1月1日	現在	IAS 1.10(a) IAS 1.10(f) IAS 1.51(c)
			修正再表示後	修正再表示後	修正再表示後	
注記		百万円	百万円	百万円	百万円	IAS 1.51(d),(e) IAS 1.40A, IAS 1.40B IAS 1.60 IAS 1.54(a) IAS 1.54(b) IAS 1.54(c) IFRS 16.47 IAS 1.54(e), IAS 28.38 IAS 1.54(d), IFRS 7.8 IAS 1.54(o), IAS 1.56
			(注記2.5)	(注記 2.5)	(注記 2.5)	
資産						
非流動資産						
有形固定資産	17	32,979	24,329	18,940		
投資不動産	18	8,893	7,983	7,091		
無形資産及びのれん	19	6,019	2,461	2,114		
使用権資産	31	2,908	2,732	2,915		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	10,11	3,187	2,516	1,878		
非流動金融資産	21	3,761	2,816	2,273		
繰延税金資産	15	389	365	321		
		58,136	43,202	35,532		
流動資産						
棚卸資産	22	26,027	23,830	24,296		IAS 1.60, IAS 1.66
返品権に係る資産	4	1,124	929	856		IAS 1.54(g)
営業債権	4, 23	25,672	22,290	25,537		IFRS 15.B21
契約資産	4, 23	4,541	5,180	3,450		IAS 1.54(h), IFRS 15.105
前払金		244	165	226		IFRS 15.105
その他の流動金融資産	21	551	153	137		IAS 1.55
現金及び短期性預金	24	17,528	14,916	11,066		IAS 1.54(d), IFRS 7.8
		75,687	67,463	65,568		IAS 1.54(i)
売却目的で保有する資産	14	13,554	-	-		IAS 1.54(j), IFRS 5.38
		89,241	67,463	65,568		
資産合計		147,377	110,665	101,100		
資本及び負債						
資本						
						IAS 1.54(r), IAS 1.78(e)
資本金	25	21,888	19,388	19,388		
株式払込剰余金	25	4,780	80	-		
自己株式	25	(508)	(654)	(774)		
その他の資本剰余金	25	1,171	864	566		
利益剰余金		31,622	25,929	21,582		
その他の資本の構成要素		(642)	(505)	(418)		
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金	14	46	-	-		IFRS 5.38
親会社株主に帰属する持分		58,357	45,102	40,344		
非支配持分		2,410	740	208		IAS 1.54(q)
資本合計		60,767	45,842	40,552		
非流動負債						
借入金	21	22,147	23,313	21,358		IAS 1.60
その他の非流動金融負債	21	806	-	-		IAS 1.54(m)
引当金	27	1,898	19	15		IAS 1.54(m), IFRS 7.8
政府補助金	28	3,300	1,400	1,300		IAS 1.54(l)
契約負債	4,29	2,962	888	692		IAS 20.24
退職後給付に係る負債	32	3,050	2,977	2,526		IFRS 15.105
繰延税金負債	15	2,454	607	780		IAS 1.55, IAS 1.78(d)
		36,617	29,204	26,671		IAS 1.54(o), IAS 1.56
流動負債						
営業債務及びその他の債務	30	16,969	20,023	18,248		IAS 1.60, IAS 1.69
契約負債	4,29	2,880	2,486	1,836		IAS 1.54(k)
返金負債	4	6,242	5,844	3,796		IFRS 15.105
利付ローン及び借入金	21	2,832	3,142	4,834		IFRS 15.B21
その他の流動金融負債	21	2,953	254	303		IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g)
政府補助金	28	149	151	150		IAS 1.54(m), IFRS 7.8
未払法人所得税		3,511	3,563	4,625		IAS1.55, IAS 20.24
引当金	27	922	156	85		IAS 1.54(n)
未払配当金	26	410	-	-		IAS 1.54(l)
		36,868	35,619	33,877		
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	14	13,125	-	-		IAS 1.54(p), IFRS 5.38
		49,993	35,619	33,877		
負債合計		86,610	64,823	60,548		
資本及び負債の合計		147,377	110,665	101,100		

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 1 号は、会計方針の遡及適用を行った場合、財務諸表の表示科目の遡及的修正再表示を行った場合、又は表示科目の組替えを行った場合で、かつ、それらの変更が損益計算書に重要な影響を及ぼす場合には、比較対象年度のうち最も早い期間の期首における財政状態計算書の表示を求めている(IAS 第 1 号 10(f)項)。このような場合、IAS 第 1 号 40A 項は、最低限 3 期分の財政状態計算書と、2 期分のそれ以外の計算書及び関連する注記を開示しなければならないと規定している。3 期分の財政状態計算書とは、当年度末時点の財政状態計算書、前年度末時点の財政状態計算書及び前年度期首時点の財政状態計算書(開始貸借対照表は第 3 の貸借対照表とも呼称される)である。当グループは、誤謬を遡及して訂正するため財務諸表を修正再表示しており、2024 年 1 月 1 日時点における第 3 の貸借対照表を表示している。この第 3 の貸借対照表は、期首残高に対する修正が重要であると考えられる場合に限り要求される(IAS 第 1 号 40A(b)項)。しかし、第 3 の貸借対照表に関連する注記の開示は求められておらず、同様に純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、ならびにキャッシュ・フロー計算書についても追加して開示することは求められていない(IAS 第 1 号 40C 項)。

IFRS 会計基準では、過年度の財務諸表を修正再表示した場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。IAS 第 8 号では、修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。本開示例では、どのようにIAS 第 8 号の規定を補完すれば、過去の財務諸表の金額が、当期の財務諸表の比較期間において修正再表示されていることが財務諸表の利用者に明示できるかを示している。

IAS 第 1 号 60 項に従い、当グループは流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、連結財政状態計算書で区分して表示している。IAS 第 1 号は流動・非流動の区分について、特に表示の順序を定めていないが、当グループは非流動項目の後に流動項目を表示している。IAS 第 1 号では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より目的適合性が高い場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示しなければならないと規定している。

当グループは、IFRS 第 15 号の用語を用いて「契約資産」及び「契約負債」を財政状態計算書に表示している。IFRS 第 15 号 109 項は他の用語を用いることも容認しているが、財務諸表の利用者が対価を受領する無条件の権利(債権)と対価を受領する条件付きの権利(契約資産)を明確に区別するための十分な情報を開示する必要がある。

IFRS 第 15 号 B25 項では、返金負債を対応する資産と(純額ではなく総額で)区分して表示することが求められている。当グループは「返金権に係る資産」と「返金負債」を財政状態計算書において別々に表示している。

IFRS 第 16 号 47 項に基づき、借手は、使用権資産を他の資産と区分するとともに、リース負債を他の負債と区分して、財政状態計算書に表示するか、又は注記に開示しなければならない。借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示するであろう表示項目(たとえば、有形固定資産)に含めて表示し、財政状態計算書のどの表示項目に当該使用権資産を含めたかを開示する必要がある。同様に、借手がリース負債を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は財政状態計算書のどの表示項目に当該負債を含めたかを開示する必要がある。当グループは、「使用権資産」を財政状態計算書において区分表示している。関連するリース負債は、「利付ローン及び借入金」という表示項目に含めて表示している。

IFRS 第 16 号 48 項に基づき、投資不動産の定義を満たす使用権資産は、財政状態計算書において投資不動産として表示しなければならない。当グループは投資不動産の定義を満たす使用権資産を有していない。

連結持分変動計算書

2025年12月31日に終了する連結会計年度

親会社株主に帰属する持分

	資本金 (注記25)	株式払込 剰余金 (注記25)	自己株式 (注記25)	その他の 資本剰余金 (注記25)	利益剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	ヘッジ・コスト 剰余金	FVOCIで 測定する 金融資産の 公正価値 評価差額	為替換算 差額	再評価 差額金	売却目的で 保有する 処分グループに 係る剰余金	合計	非支配 持分	資本合計	IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b),(c) IAS 1.106(d) IAS 1.51(d),(e)
2025年1月1日現在	19,388	80	(654)	864	25,929	(70)	-	9	(444)	-	-	45,102	740	45,842	
当期利益	-	-	-	-	7,928	-	-	-	-	-	-	7,928	288	8,216	IAS 1.106(d)(i)
その他の包括利益(注記25)	-	-	-	-	257	(618)	(22)	(63)	(51)	622	-	125	-	125	IAS 1.106(d)(ii)
当期包括利益合計	-	-	-	-	8,185	(618)	(22)	(63)	(51)	622	-	8,053	288	8,341	IAS 1.106(a)
日本国に所在するオフィス用不動産に 関する減価償却振替額	-	-	-	-	80	-	-	-	-	(80)	-	-	-	-	IAS 1.96
非継続事業(注記14)	-	-	-	-	-	-	-	(46)	-	-	46	-	-	-	IFRS 5.38
株式の発行(注記25)	2,500	4,703	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,203	-	7,203	IAS 1.106(d)(iii)
オプションの行使(注記25)	-	29	146	-	-	-	-	-	-	-	-	175	-	175	IAS 1.106(d)(iii), IFRS 2.50
株式報酬(注記33)	-	-	-	307	-	-	-	-	-	-	-	307	-	307	
株式の発行に関連する取引費用(注記 8)	-	(32)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(32)	-	(32)	IAS 32.39, IAS 1.109
現金配当(注記26)	-	-	-	-	(2,389)	-	-	-	-	-	-	(2,389)	(30)	(2,419)	IAS 1.107
FVOCIに指定した資本性金融商品の 公正価値評価差額の振替額	-	-	-	-	7	-	-	(7)	-	-	-	-	-	-	
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の棚卸 資産への振替額	-	-	-	-	-	126	2	-	-	-	-	128	-	128	
子会社の取得(注記8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,547	1,547	IAS 1.106(d)(iii)
非支配持分の取得(注記8)	-	-	-	-	(190)	-	-	-	-	-	-	(190)	(135)	(325)	IAS 1.106(d)(iii)
2025年12月31日現在	21,888	4,780	(508)	1,171	31,622	(562)	(20)	(107)	(495)	542	46	58,357	2,410	60,767	

連結持分変動計算書

2024年12月31日に終了する連結会計年度(修正再表示後)

親会社株主に帰属する持分

	資本金 (注記 25)	株式払込 剰余金 (注記25)	自己株式 (注記 25)	その他の 資本剰余金 (注記25)	利益剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ剰余金	FVOCIで 測定する 金融資産の 公正価値 評価差額	為替換算 差額	合計	非支配 持分	資本合計	IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b),(c) IAS 8.28 IAS 1.106(d) IAS 1.51(d),(e)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
2024年1月1日現在	19,388	-	(774)	566	22,282	(94)	3	(327)	41,044	208	41,252	
誤謬の訂正に関する修正(税引後)(注記 2.5)	-	-	-	-	(700)	-	-	-	(700)	-	(700)	IAS 1.106(b)
2024年1月1日現在(修正再表示後)	19,388	-	(774)	566	21,582	(94)	3	(327)	40,344	208	40,552	
当期利益	-	-	-	-	6,220	-	-	-	6,220	239	6,459	IAS 1.106(d)(i)
その他の包括利益(注記25)	-	-	-	-	(273)	24	6	(117)	(360)	-	(360)	IAS 1.106(d)(ii)
当期包括利益合計	-	-	-	-	5,947	24	6	(117)	5,860	239	6,099	IAS 1.106(a)
オプションの行使(注記25)	-	80	120	-	-	-	-	-	200	-	200	IAS 1.106(d)(iii), IFRS 2.50
株式報酬(注記33)	-	-	-	298	-	-	-	-	298	-	298	
配当(注記26)	-	-	-	-	(1,600)	-	-	-	(1,600)	(49)	(1,649)	IAS 1.107
企業結合から生じる非支配持分(注記8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	342	342	IAS 1.106(d)(iii)
2024年12月31日現在(修正再表示後)	19,388	80	(654)	864	25,929	(70)	9	(444)	45,102	740	45,842	

IFRS会計基準の注釈

IFRS 会計基準では、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS 第 1 号 106(b)項)。IAS 第 8 号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。

IFRS 第 2 号「株式報酬」7 項では、持分決済型の株式報酬取引について、財又はサービスを受領した時に資本の増加を認識することを求めているが、同基準書は、資本のいずれの項目として認識すべきかを明確にしていない。当グループは、当該取引について、その他の資本剰余金の増加として認識している。一部の国や地域では、ストック・オプションを行使又は失効した時に、その他の資本剰余金に認識した金額を株式払込剰余金や利益剰余金に振り替えることが一般的であり、そのような振替えは IFRS 第 2 号 23 項でも認められているが、株式払込剰余金への振替えは各国での法規制の対象となることがある。当グループではその他の資本剰余金に継続して計上することを選択している。当グループは、ストック・オプションを行使した従業員に対して自己株式を交付し、自己株式の取得原価を超える現金の受取額を株式払込剰余金で認識している。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、支配の変更を伴わない子会社持分の追加取得を資本取引として会計処理することを要求している。支配の喪失を伴わない非支配持分の取得あるいは売却取引について、非支配持分の帳簿価額に対する支払対価の超過額又は不足額は、すべて親会社に帰属する資本として認識する。当グループは、当該金額を利益剰余金で認識している。また、当該非支配持分のある子会社において、その他の包括利益の累計額は認識されていない。なお、その他の包括利益の累計額を認識していた場合には、親会社に帰属する資本に再配分することになる(たとえば、為替換算差額やその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産の公正価値評価差額など)。

IFRS 第 5 号 38 項は、その他の包括利益で認識されている非継続事業に関連する項目を別個に表示しなければならないことを求めている。当グループは、連結持分変動計算書で当該項目を表示している。しかし、非継続事業に関連する項目を表示すること自体が剰余金の性質を変えるものではない。通常、IFRS 会計基準で要求されている場合にのみ、純損益への組替調整(リサイクリング)が行われる。

当グループは、IAS 第 19 号「従業員給付」に従い、確定給付型退職年金制度に係る再測定の利得及び損失をその他の包括利益で認識している。当該再測定の利得及び損失は純損益に組替調整(リサイクリング)されることはないため、直ちに利益剰余金へ振り替えている(連結包括利益計算書の注釈を参照)。IAS 第 19 号は、確定給付型退職年金制度に係る再測定の利得及び損失に関する項目を持分変動計算書において別個に表示することは求めているが、持分変動計算書の本体において別個に表示することも考えられる。

連結持分変動計算書の再評価差額金及び FVOCI で測定する金融資産の公正価値評価差額の欄に表示されている金額には、日本国に所在するオフィス用不動産の再評価及びその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の再測定に関して関連会社が認識したその他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS 第 1 号は、持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分を、その他の包括利益における「純損益に振り替えられる可能性がある項目」と、「純損益に振替えられることのない項目」に区分し、単一の表示項目として各区分内で表示することを求めている。一方で、IAS 第 28 号、IAS 第 1 号及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、いずれも持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS 第 1 号の適用ガイダンスでは、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。当グループは、関連会社のその他の包括利益累計額を当該ガイダンスと同様に表示している。なお、現行の IFRS 会計基準では本論点に関し具体的な規定を定めていないため、他の表示方法も認められると考えられる。

IFRS 第 9 号 B5.7.1 項は、資本性金融商品についてその他の包括利益に認識された利得又は損失の累計額を、事後的に純損益に振り替えてはならないと規定している。ただし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当グループは、金融資産の認識の中止に伴い、資本性金融資産に係る利得の累計額を、その他の包括利益から利益剰余金に振り替えている。

IFRS 第 9 号 6.5.11 項(d)(i) は、ヘッジされた予定取引がその後非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならないことを求めている。これは組替調整ではないので、その他の包括利益には影響しない。当グループには、予定している棚卸資産購入に係るキャッシュ・フロー・ヘッジについて、棚卸資産の帳簿価額に含めているキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金がある。

連結キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了する連結会計年度

		2025年	2024年	IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 1.10(d)
			修正再表示後 (注記2,5)	
	注記	百万円	百万円	IAS 1.51(d),(e) IAS 7.10, IAS 7.18(b)
営業活動				
継続事業からの税引前利益		11,088	8,880	
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	14	213	(193)	
税引前利益		11,301	8,687	
税引前利益から正味キャッシュ・フローへの調整				IAS 7.20(b)
有形固定資産及び使用権資産の減価償却費及び減損損失	17,31	4,341	3,794	
無形資産の償却費及び減損損失ならびにのれんの減損損失	19	325	174	
顧客から拠出された有形固定資産	17	(190)	(150)	
株式報酬費用	33	412	492	
投資不動産の公正価値の減少	18	306	300	
為替換算差額		(365)	(240)	
有形固定資産処分益	13.1	(532)	(2,007)	
条件付対価の公正価値への調整額	8	358	-	
金融収益	13.4	(202)	(145)	IAS 7.20(c)
金融費用	13.3	1,366	1,268	IAS 7.20(c)
その他の収益	13.5	(98)	(66)	
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品の純損失		652	-	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10,11	(671)	(638)	
引当金、年金及び政府補助金の増減		(815)	(65)	
運転資本の変動				IAS 7.20(a)
営業債権、契約資産ならびに前払金の増減		(7,102)	2,431	
棚卸資産及び返品権に係る資産の減少		1,129	1,111	
営業債務及びその他の債務、契約負債、及び返金負債の増加		4,511	2,530	
		14,726	17,476	
受取利息		250	221	IAS 7.31
支払利息		(1,067)	(1,173)	IAS 7.31
法人所得税の支払額		(2,935)	(3,999)	IAS 7.35
営業活動による正味キャッシュ・フロー		10,974	12,525	
投資活動				
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319	IAS 7.10, IAS 7.21 IAS 7.16(b)
有形固定資産の取得による支出	17	(10,167)	(7,581)	IAS 7.16(a)
投資不動産の取得による支出	18	(1,216)	(1,192)	IAS 7.16(a)
金融商品の取得による支出		(272)	(225)	IAS 7.16(c)
金融商品の売却による収入		328	145	IAS 7.16(d)
無形資産の取得による支出	19	(587)	(390)	IAS 7.16(a)
子会社の取得による収支	8	230	(1,450)	IAS 7.39
政府補助金の受取による収入	28	2,951	642	
投資活動による正味キャッシュ・フロー		(6,743)	(7,732)	
財務活動				
ストック・オプションの行使による収入		175	200	IAS 7.10, IAS 7.21 IAS 7.17(a)
非支配持分の取得による支出	8	(325)	-	IAS 7.42A
株式発行費	25	(32)	-	IAS 7.17(a)
リース負債の元本部分の返済による支出	31	(406)	(341)	IAS 7.17(e)
借入による収入		5,649	4,871	IAS 7.17(c)
借入金の返済による支出		(2,032)	(4,250)	IAS 7.17(d)
親会社株主への配当金の支払額	26	(1,979)	(1,600)	IAS 7.31
非支配持分への配当金の支払額		(30)	(49)	IFRS 12.B10(a)
財務活動による正味キャッシュ・フロー		1,020	(1,169)	
現金及び現金同等物の正味増加額		5,251	3,624	
為替変動による影響		339	326	IAS 7.28
1月1日現在の現金及び現金同等物		12,266	8,316	
12月31日現在の現金及び現金同等物	24	17,856	12,266	IAS 7.45

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 7 号第 18 項は、直接法又は間接法のいずれかを使用して、営業活動によるキャッシュ・フローを表示することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。付録 3 では、直接法を用いた連結キャッシュ・フロー計算書を掲載している。

IFRS 会計基準では、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS 第 1 号 106(b)項)。IAS 第 8 号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。これは、IAS 第 8 号 IG1.6 項の設例と整合している。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動によるキャッシュ・フローを作成している。一方、IAS 第 7 号では、営業活動によるキャッシュ・フローを税引後利益から調整して作成することも認めている。

IAS 第 7 号 33 項は、支払利息を営業活動もしくは財務活動として、受取利息を営業活動もしくは投資活動として、その企業に適切と考えられる方法で表示することを認めている。当グループは、受取利息及び支払利息(リース負債に係る利息費用及び収益契約から生じる利息がある場合には、それらを含む)を営業活動によるキャッシュ・フローとして表示している。

連結キャッシュ・フロー計算書に表示されている運転資本の変動やその他の増減などは、2024 年度の残高と 2025 年度の残高の変動額を表している。なお、2025 年度の残高には非継続事業に分類した「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」も含めている。

IFRS 第 16 号 50 項に基づき、借手はキャッシュ・フロー計算書において、1)リース負債の元本部分に対する現金支払いを財務活動に含め、2)リース負債の金利部分に対する現金支払いに IAS 第 7 号の支払利息に関する規定(すなわち IAS 第 7 号 31 項から 33 項)を適用し、3)短期リース料、少額資産のリース料及びリース負債の測定に含めなかった変動リース料を営業活動に含めるといった分類を行わなければならない。非資金取引(すなわちリース開始日におけるリースの当初認識)は、IAS 第 7 号 43 項に従い、キャッシュ・フロー情報に関する補完的な非資金項目として開示する必要がある(注記 31 を参照)。

連結財務諸表注記の目次

1. 企業情報	24
2. 会計方針	24
2.1 作成の基礎	24
2.2 連結の基礎	26
2.3 会計方針の要約	27
2.4 会計方針及び開示における変更	52
2.5 誤謬の訂正	53
2.6 気候関連事項	54
3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定	55
4. 顧客との契約から生じる収益	62
4.1 収益の内訳	62
4.2 契約残高	63
4.3 返品権に係る資産及び返金負債	64
4.4 履行義務	64
5. セグメント情報	66
6. 資本管理	69
7. グループ情報	70
8. 企業結合及び非支配持分の取得	71
9. 非支配持分のある子会社	75
10. ジョイント・ベンチャーに対する持分	78
11. 関連会社に対する投資	79
12. 公正価値測定	80
13. その他の収益及び費用	85
13.1 その他の営業収益	85
13.2 その他の営業費用	85
13.3 金融費用	85
13.4 金融収益	86
13.5 その他の収益	86
13.6 減価償却費、償却費、リース料、為替差損益及び棚卸資産の原価	86
13.7 従業員給付費用	87
13.8 研究開発費	87
13.9 管理費	87
14. 非継続事業	88
15. 法人所得税	91
16. 1株当たり利益	95
17. 有形固定資産	96
18. 投資不動産	99
19. 無形資産及びのれん	101
20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト	102

連結財務諸表注記の目次

21. 金融資産及び金融負債	105
21.1 金融資産	105
21.2 金融負債－利付ローン及び借入金	106
21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ	110
21.4 公正価値	115
21.5 金融商品のリスク管理目的及び方針	120
21.6 財務活動から生じる負債の変動	128
22. 棚卸資産	129
23. 営業債権及び契約資産	129
24. 現金及び短期性預金	131
25. 資本金及び剰余金	132
26. 利益分配の実施及び分配案	134
27. 引当金	134
28. 政府補助金	135
29. 契約負債	135
29.1 グッド・ポイントに関する取引	136
30. 営業債務及びその他の債務	136
31. リース	137
32. 年金及びその他の退職後給付制度	142
33. 株式報酬	147
34. コミットメント及び偶発事象	149
35. 関連当事者についての開示	149
36. 公表済未発効の基準	152
37. 後発事象	153

連結財務諸表の注記

1. 企業情報

IAS 1.10(e)

IAS 1.49

IAS 1.113

優良工業株式会社及びその子会社（以下、当グループ）の2025年12月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表は、2026年1月31日の取締役会決議により承認されています。優良工業株式会社（以下、当社又は親会社）は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区有楽通り新日本ビルです。

IAS 1.51(a)

IAS 1.51(b)

当グループの主要な活動は、防火設備及び電子機器、電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です（注記5を参照）。当グループの構成に関する情報は、注記7に記載しています。また、当グループの関連当事者に関する情報は、注記5に記載しています。

IAS 1.51(c)

IAS 1.138(a)

IAS 10.17

IAS 1.138(b)

IAS 1.138(c)

2. 会計方針

IFRS会計基準の注釈

2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるIAS第1号は、企業に対する「重要な会計方針」の開示要件を「重要性がある会計方針に関する情報」の開示要件に置き換えるために改訂された（IAS第1号第117項）。測定基礎を開示するという明示的な要件も削除されている。

「重要な」会計方針情報を「重要性がある」会計方針に関する情報に置き換えると、企業の会計方針の開示に影響を与える可能性がある。会計方針が重要性があるものかどうかを判断するには、重大な判断の行使が必要である。したがって、企業は改訂された基準への準拠性を確保するために、会計方針の情報開示を再検討することが求められる。

企業の重要性がある会計方針を説明することは、財務諸表の重要な一面である。企業は、「標準化された情報又はIFRS会計基準の規定を書き写し又は要約しただけの情報」が重要性がある情報であるかどうか、重要性がある情報でない場合は、財務諸表の有用性を高めるために会計方針の開示から削除すべきかどうかを慎重に検討する必要がある。

この注記で開示している会計方針は、一般的に適用されることが多い会計方針を説明するためのものである。しかし、これらは財務諸表記載例であるため、実際には優良工業株式会社にとって重要性がないとみなされる可能性のある開示が含まれている。どの会計方針に関する情報に重要性があり、かつ、関連性があり、開示すべきかを判断するにあたっては、自社に固有の状況を考慮しなければならない。改訂された基準が自社の会計方針の開示に及ぼす影響を企業が評価する際に、EYの刊行物「Applying IFRS: 会計方針の開示」が役立つ可能性がある。

2.1 作成の基礎

当グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、IASB）によって公表されたIFRS会計基準に準拠して作成されています。

IAS 1.16

当グループの連結財務諸表は、公正価値で測定される投資不動産、有形固定資産に分類される一部のオフィス用不動産、デリバティブ金融商品、負債性及び資本性金融資産、ならびに条件付対価を除き、取得原価を基礎として作成しています。公正価値ヘッジの対象に指定されたが、本来は償却原価で計上される資産及び負債の帳簿価額は、有効にヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動を認識するために修正しています。連結財務諸表は円建てであり、また特に記載がない限り、金額はすべて四捨五入し、百万円単位で表示しています。

IAS 1.112(a)

IAS 1.51(d),(e)

当グループは継続企業として事業を継続するという基礎に基づき、財務諸表を作成しています。

連結財務諸表の注記

2.会計方針(続き)

2.1 作成の基礎(続き)

IFRS会計基準の注釈

IAS 第1号第16項に準拠している旨の記載を行う際には、IFRS 会計基準に従い開示した情報とIFRS サステナビリティ開示基準に従い開示した情報とを明確に区別するため、「IFRS 会計基準」と記載することを検討する必要がある。現地の規制当局が別の要求をする可能性もあり、その場合は現地の要求事項に従う必要がある。

2023年に改訂されたIFRS 財団の登録商標ガイドラインでは、ISSB が公表した基準と区別するため、IASB が公表した会計基準を「IFRS 会計基準」と称するよう第三者に求めている。

IASB はIAS 第1号「財務諸表の表示」に対応する改訂を行っていない。しかし、2027年1月1日以降開始する事業年度からIAS 第1号を置き換えるIFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」ではIFRS 会計基準と称している。

国又は地域によっては、当該国又は地域の規制当局が承認したIFRS 会計基準に準拠しなければならないことがある。たとえば、欧州連合(EU)加盟国の上場企業は、EU が承認したIFRS 会計基準に準拠する必要がある。本連結財務諸表は、IASB が公表しているIFRS 会計基準への準拠のみを例示している。

財務諸表は継続企業の前提に基づき作成されているという記述は、IFRS 会計基準の規定によるものではない。しかし、特定の国や地域では規制当局により要求されており、「ベスト・プラクティス」の開示であるとみなされている場合がある。したがって、当グループは、継続事業の前提に基づいているという作成の基礎を開示することを決定した。企業は、IAS 第1号第25項における継続企業に関連する明示的な開示規定を検討するだけでなく、IAS 第1号の包括的な開示規定も検討すべきである。これらの規定には、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えている判断に関連するIAS 第1号第122項の規定が含まれる。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

継続企業

継続企業の評価を行う際、経営者は、現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性が企業活動にすでに及ぼしている影響及び今後及ぼすと見込まれる影響を考慮に入れる。これらの影響により、企業の継続企業としての存続能力に対して疑義を生じさせる重要性がある不確実性が依然として存在する可能性がある。IAS第1号第25項は、経営者に対し、財務諸表の作成に際し、企業が継続企業として存続する能力があるかどうか、及び継続企業の前提が適切かどうかを評価することを求めている。継続企業の前提が適切かどうかを検討する際、同基準は、将来(少なくとも報告期間の末日から12カ月、ただしこれに限定されない)に関するすべての入手可能な情報を検討することを求めている。この継続企業についての検討を行う際に、企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関する重要性がある不確実性を発見した場合には、企業はその不確実性を開示しなければならない。

重要性がある不確実性の評価自体が重要な判断を伴う場合には、当該重要な判断を開示する必要がある。

当該評価を行う際、経営者はマクロ経済及び地政学的な不確実性がすでに及ぼしている影響及び今後及ぼすと見込まれる影響を考慮することになる。さらに経営者は、財務諸表の公表日までに入手可能な報告日後に入手したすべての将来情報を、継続企業の評価において考慮しなければならない。IASBが2025年5月に公表した教育的文書「継続企業 - 開示に焦点を当てる」で明らかにしたように、企業が継続企業として存続する能力に関して重要性がある不確実性があると経営者が結論付けた場合、IAS第1号第25項は、企業にそれらの不確実性を開示することを要求している。重要性がある不確実性はないが、この結論に達するために重大な判断が必要な場合、この判断はIAS第1号第122項に従って開示する必要がある。

気候関連事項の注釈

企業は、継続企業の評価への気候関連問題の影響を考慮する必要がある。継続企業の評価を行うにあたり、企業は、IAS第1号第26項により、将来(報告期間の末日から少なくとも12カ月であるが、それに限らない)に関するすべての入手可能な情報を考慮に入れなければならない。したがって、ほとんどの企業は、継続企業として事業を継続する能力に疑義を生じる可能性のある急性の物理的リスクやその他の気候関連の影響には晒されないとしても、最初の12カ月を超える気候関連の問題により、企業が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要性がある不確実性が生じる可能性がある。このような事象や状況の例としては、炭素集約型産業で事業を展開している企業が代替資金を調達することが困難になることや、気候関連の法律や規制により企業のビジネスモデルが実行不可能になることなどが考えられる。IASBは、教育的文書「気候関連事項の財務諸表への影響」の中で、企業は評価において、計画された軽減緩和措置も考慮する必要があることを明確にしている。

本連結財務諸表では、前年度に関する比較情報を開示しています。また当グループは、会計方針の遡及適用を行った場合、遡及的修正再表示を行った場合又は財務諸表項目の組替えを行った場合、前期の期首時点の連結財政状態計算書を追加で表示しています。本連結財務諸表では、誤謬の遡及訂正により、2024年1月1日時点の連結財政状態計算書を追加で表示しており、その内容については、注記2.5に記載しています。

IAS 1.40A
IAS 1.10 (f)
IAS 1.38
IAS 1.38A

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.2 連結の基礎

本連結財務諸表には、2025年12月31日現在における当社及びその子会社の財務諸表が含まれます。当グループが、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配が存在しています。具体的には、当グループは次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配しています。

IFRS 10.7

- 投資先に対するパワー(すなわち、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利)
- 投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

通常、議決権の過半数によって支配が生じると推定されます。この推定を裏付けるために、当グループが投資先の議決権又は類似の権利の過半数を有していない場合には、以下を含むすべての関連する事実及び状況を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを評価しています。

IFRS10.B38

- 投資先の他の議決権保有者との契約上の取決め
- 他の契約上の取決めから生じる権利
- 当グループの保有する議決権及び潜在的議決権

当グループは、支配を構成する3つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実及び状況が存在する場合には、投資先を支配しているか否かの再評価を行います。当グループは子会社に対する支配を獲得した時点から連結を開始し、当グループが子会社に対する支配を喪失した時点で連結から除外しています。当年度中に取得又は処分した子会社に関する資産、負債、収益及び費用は、当グループが子会社の支配を獲得した日から、子会社の支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。

IFRS 10.B80
IFRS 10.B86
IFRS 10.B99

純損益及びその他の包括利益の各構成要素は、たとえ非支配持分が負の残高になった場合でも、当グループの親会社持分と非支配持分に帰属させています。必要な場合には、子会社の会計方針を当グループの会計方針と一致させるため、子会社の財務諸表を修正しています。当グループの内部取引により生じたすべての資産及び負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは、連結手続において全額を相殺消去しています。

IFRS 10.B94
IFRS 10.B87
IFRS 10.B86

支配の喪失に至らない子会社に対する親会社持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

IFRS 10.B96

当グループが子会社に対する支配を喪失する場合、当グループは関連する資産(のれんを含む)、負債、非支配持分及びその他の資本の構成要素の認識を中止するとともに、その結果生じる利得又は損失を純損益に計上しています。引き続き保有する投資は公正価値で認識しています。

IFRS 10.B98
IFRS10.B99

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

IAS 1.112

2.3 会計方針の要約

a) 企業結合及びのれん

IFRS 3.4

企業結合は取得法を用いて会計処理を行います。取得原価は、取得日の公正価値で測定された移転対価及び被取得企業に対する非支配持分の金額の合計額で測定します。当グループは企業結合ごとに、公正価値、又は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分割合相当額のいずれかにより、被取得企業に対する非支配持分を測定しています。取得関連費用は発生時に管理費として費用処理しています。

IFRS 3.18

IFRS 3.19

IFRS 3.53

IFRS 3.B64(m)

当グループでは、事業の取得を、活動と資産の統合された組合せに、アウトプットを創出する能力に著しく寄与するインプットと実質的なプロセスが含まれている場合としています。取得したプロセスは、次のいずれかの場合に実質的とみなされます。

IFRS 3.B8

IFRS 3.B12

- アウトプットの産出を継続する能力にとって重大であり、かつ、取得したインプットが当該プロセスを遂行するために必要な技能、知識又は経験を有する組織化された労働力を含んでいる。
- アウトプットの産出を継続する能力に著しく寄与し、かつ、特異もしくは希少と考えられるか又は多額のコスト、労力もしくはアウトプットの産出を継続する能力の遅延を生じずに入れ替えることができない。

当グループは事業を取得した場合、取得日時点の契約条件、経済情勢及びその他の関連する条件に基づき適切な分類及び指定を行うために、取得した金融資産及び引き受けた負債を評価しています。これには、被取得企業による主契約から組込デリバティブを区分することが含まれています。

IFRS 3.15

IFRS 3.16

取得企業が移転すべき条件付対価は、取得日の公正価値で認識しています。資本に分類される条件付対価は再測定せず、決済された場合には資本の中で会計処理しています。当該条件付対価が金融商品に該当し、IFRS第9号「金融商品」が適用される資産又は負債に分類される場合には、公正価値で測定し、IFRS第9号に従って公正価値の事後的な変動額を連結損益計算書に認識しています。IFRS第9号が適用されないその他の条件付対価は、各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動額は純損益に認識しています。

IFRS 3.39

IFRS 3.58

のれんは、取得日時点において、移転された対価、非支配持分の金額、及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する金額として測定しています。取得した純資産の公正価値が移転された対価の総額を超過する場合、当グループは、すべての取得した資産及び引き受けた負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時点で認識される金額を測定するために用いた手続を見直しています。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が移転対価の総額を超過する場合には、その超過額を利得として純損益で認識しています。

IFRS 3.32

IFRS 3.36

IFRS 3.B63(a)

のれんは取得日後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。企業結合で取得されたのれんは、取得日以降、減損テストを実施するために、被取得企業の他の資産又は負債が当該資金生成単位(CGU)に配分されているかどうかに関係なく、当該企業結合から便益を得ることが見込まれる資金生成単位に配分しています。

IAS 36.80

のれんが配分されている資金生成単位に属する事業の一部を処分する場合には、処分する事業に関連するのれんは、事業の処分から生じる利得又は損失を算定する際に、当該事業の帳簿価額に含めています。このような状況で処分するのれんは、処分する事業と存続する資金生成単位との相対価値の比率に基づいて測定しています。

IAS 36.86

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約(続き)

b) 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資

当グループは、ジョイント・ベンチャーであるシャワーズ・リミテッドに対する持分と、関連会社であるパワー・ワークス・リミテッドに対する持分を保有しています。 IAS 28.3

シャワーズ・リミテッド及びパワー・ワークス・リミテッドの財務諸表は、当グループと同じ報告期間に作成されています。両社の会計方針は当グループの会計方針と一致しています。したがって、取得日以降、投資先企業の純損益に対する当グループの持分を測定及び認識する際に調整は行われません。 IFRS 11.16
IFRS 11.7

関連会社とは、当グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針の決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいいます。

ジョイント・ベンチャーとは、取決めにに対する共同支配を有する当事者が、当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同契約をいいます。共同支配とは、取決めにに対する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。

IFRS会計基準の注釈

当グループは、ジョイント・オペレーションに対する持分を有していない。当グループがジョイント・オペレーションに対する持分を有する場合には、IFRS第11号20項に従い、当該ジョイント・オペレーションに対する持分に関して、以下を認識することになる。

- 自らの資産(共同で保有する資産に対する持分を含む)
- 自らの負債(共同で引き受ける負債に対する持分を含む)
- ジョイント・オペレーションから生じるアウトプットに対する持分の売却による収益
- ジョイント・オペレーションによるアウトプットの売却による収益に対する持分
- 自らの費用(共同で引き受ける費用に対する持分を含む)

重要な影響力又は共同支配の有無を判断する際に考慮すべき事項は、子会社に対する支配の有無を判断する際に必要となる事項と類似しています。

関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する当グループの持分の金額は、連結損益計算書上、営業利益に含めず、関連会社及びジョイント・ベンチャーの子会社における非支配持分控除後の税引後純損益に基づき計上しています。 IAS 28.10

当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資について、持分法を用いて会計処理をしています。

持分法では、当初認識時に、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資を原価で認識しています。当該投資の帳簿価額は、取得日以降の関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産に対する当グループの持分の変動を認識するために修正しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーに係るのれんは投資の帳簿価額に含まれており、単独で減損テストの対象とはなりません。したがって、減損の戻入れには、実質的にのれんの減損の戻入れが含まれる可能性があります。減損及び戻入れは、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」で計上しています。 IAS 28.26-29
IAS 1.82(c)

連結損益計算書には、関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務業績に対する当グループの持分を計上しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーのその他の包括利益に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分は当グループのその他の包括利益の一部として表示しています。また、関連会社又はジョイント・ベンチャーにおいて直接資本に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分を連結持分変動計算書で認識しています。当グループと関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分の範囲で消去しています。

関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されており、必要に応じて、関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針を当グループの会計方針と一致させるために調整しています。

持分法の適用後、当グループは、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資に関して、減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、当グループは各報告期間の末日現在で、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資が減損している客観的証拠があるか否かを判定しています。減損の客観的証拠がある場合には、当グループは関連会社又はジョイント・ベンチャーの回収可能価額とその帳簿価額との差額を減損損失として、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」で計上しています。 IAS 28.40-43

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失した場合には、残存する投資は公正価値で測定及び認識しています。重要な影響力又は共同支配を喪失した日時点の関連会社又はジョイント・ベンチャーの帳簿価額と残存する投資の公正価値及び処分による受取額との差額は純損益として認識しています。 IAS 28.22(b)

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約 (続き)

c) 公正価値測定

当グループは、デリバティブなどの金融商品及び投資不動産などの一部の非金融資産を、各報告期間の末日の公正価値で測定しています。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいいます。公正価値測定では、資産を売却又は負債を移転するための取引は、以下のいずれかにおいて行われると仮定しています。

IFRS 13.9

IFRS 13.16

- 資産又は負債に関する主要な市場
- 主要な市場が存在しない場合には、資産又は負債に関する最も有利な市場

主要な市場又は最も有利な市場は、当グループがアクセス可能なものです。

資産又は負債の公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に用いる仮定を用いて、市場参加者が経済的利益の最大化を図ると仮定して算定しています。

IFRS 13.22

非金融資産の公正価値測定には、最も有効使用により資産を使用すること、又は最も有効使用により資産を使用する他の市場参加者に当該資産を売却することによって、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮しています。

IFRS 13.27

当グループは、公正価値を測定するために、観察可能な関連するインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限としながら、状況に適合し、十分なデータが利用可能な評価技法を使用しています。

IFRS 13.61

財務諸表において公正価値が測定又は開示されているすべての資産及び負債は、以下で記載する公正価値ヒエラルキーのいずれかのレベルに区分されています。複数のインプットが公正価値ヒエラルキーの中の異なるレベルに区分される場合には、公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて区分しています。

IFRS 13.73

- レベル1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格
- レベル2—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが直接又は間接的に観察可能なもの
- レベル3—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが観察可能でないもの

IFRS 13.95

経常的に公正価値で財務諸表に認識されている資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に(全体として公正価値測定において重要となる最も低いレベルのインプットに基づき)区分を再評価することにより、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えが生じていないかを判断しています。

当グループの評価委員会は、投資不動産や相場価格のない金融資産などの経常的な公正価値測定、及び非継続事業における売却目的で保有する資産などの非経常的な公正価値測定の両方について、方針及び手続を策定しています。評価委員会は、最高財務責任者、投資不動産部門の責任者、不動産のマネージャー、社内M&Aチーム及びリスク管理部門の責任者から構成されています。

IFRS 13.93(g)

投資不動産や相場価格のない金融資産などの重要な資産、及び条件付対価などの重要な負債の評価には、外部の評価専門家が関与しています。外部の評価専門家への関与の依頼は、当社の監査委員会との審議及び承認を得た上で、評価委員会により毎年決定されています。外部の評価専門家は、市場に関する知識、評判、独立性及び職業上の資格の維持状況に基づき選定しています。外部の評価専門家は通常、3年毎に交代しています。評価委員会は、当グループが選定した外部の評価専門家と審議した上で、各資産に対して使用する評価技法及びインプットを決定しています。

評価委員会は、各報告期間の末日時点で、当グループの会計方針に従い再測定又は再評価が求められる資産及び負債の評価額の変動について分析しています。当該分析を行うために、評価委員会は、評価計算に用いた情報と、契約書及びその他の関連文書を照合して、直近の評価に適用した主要なインプットを検証しています。

さらに、評価委員会は、各資産及び負債の公正価値の変動を関連する外部情報と比較することによって、当該変動が合理的であるかどうかを判断しています。

期中において、評価委員会及び当グループの外部の評価専門家は、監査委員会及び当グループの独立監査人に評価結果を提示しています。当該評価結果には、評価に用いた主要な仮定の説明が含まれています。

公正価値を開示するにあたり、当グループは資産又は負債の性質、特徴及びリスク、ならびに上述した公正価値ヒエラルキーのレベルに基づいて、資産及び負債のクラスを決定しています。

IFRS 13. 94

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

c) 公正価値測定（続き）

公正価値で測定する、又は公正価値の開示が求められる金融商品及び金融商品以外の資産の公正価値に関する開示は、以下の注記で記載しています。

■ 評価方法、重要な見積り及び仮定に関する開示	注記 3, 17, 18及び21.4
■ 公正価値ヒエラルキーに関する定量的情報の開示	注記 12
■ 非上場株式（非継続事業）に対する投資	注記 14
■ 再評価モデルを適用した有形固定資産	注記 17
■ 投資不動産	注記 18
■ 金融商品（償却原価で計上したものを含む）	注記 21.4
■ 条件付対価	注記 21.4

IFRS会計基準の注釈

当グループは IFRS 第 13 号 48 項に定められるポートフォリオに関する例外規定の適用を選択していない。会計方針として当該例外規定の使用を選択した場合には、その旨を IFRS 第 13 号 96 項に基づき開示する必要がある。

d) 顧客との契約から生じる収益

当グループは、防火設備及び電子機器の販売と据付サービスの提供を行っています。顧客との契約から生じる収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当グループがそれらの財又はサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当グループは、下記の調達サービスを除き、顧客に移転する前の財又はサービスを支配していることから、収益に関する契約において本人であると判断しています。

IFRS 15.2
IFRS 15.B34

IFRSの会計基準注釈

IFRS 第 15 号 123 項は、IFRS 第 15 号を適用する際に行った判断及び当該判断の変更のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを開示することを求めている。

当グループは、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるそうした判断を、会計方針の開示に含めている。企業は開示される情報が開示の目的を満たす十分なものとなるように判断を用いる必要がある。

防火設備及び電子機器の販売

防火設備及び電子機器の販売から生じる収益は、資産の支配が顧客に移転した時点（通常は顧客の場所での設備の引渡し時点）で認識しています。通常の支払期間は引渡し日より30日から90日です。

IFRS 15.31
IFRS 15.32
IFRS 15.38

当グループは、取引価格の一部を配分すべき個別の履行義務である他の約束（例：製品保証、カスタマー・ロイヤルティ・ポイント）が契約に含まれていないかを考慮しています。防火設備及び電子機器の販売の取引価格を決定する際は、変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価（該当がある場合）の影響を考慮します。

IFRS 15.22
IFRS 15.48

(i) 変動対価

契約における対価に変動性のある金額が含まれている場合、顧客に財を引き渡すことと交換に権利を得ることとなる対価の金額を見積ります。変動対価は契約の開始時に見積られますが、当該変動対価に関する不確実性が解消された時点で、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲に制限されます。電子機器に係る契約の中には、顧客に一定期間内の返品権が与えられているものがあります。さらに当グループは、特定の顧客に対して、当期中の電子機器の購入量が契約に定められた一定の目標数量を超えた場合、顧客が購入したすべての製品に関して遡及して数量リベートを支払っています。変動対価は、当該返品権及び数量リベートにより生じます。

IFRS 15.50

・返品権

当グループは、特徴の類似した契約が多数あることを考慮して、変動対価の見積りに期待値法を使用しています。その上で、当グループは、取引価格に含め、収益として認識することができる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関する規定を適用しています。返品が見込まれる財（すなわち、取引価格に含まれない金額）に関しては、返金負債を認識しています。顧客から財を回収する権利について、返品権に係る資産（及び対応する売上原価の修正）も認識しています。

IFRS 15.51
IFRS 15.53
IFRS 15.55
IFRS 15.56

・数量リベート

当グループは、契約における変動対価を見積るために、最頻値法又は期待値法のいずれかを適用しています。変動対価を見積る最善の方法として選択する方法は、主に目標値の数によって決定しています。契約に定められる目標値が1つの場合には最頻値法、目標値が複数の場合には期待値法を適用しています。その上で、当グループは、取引価格に含め、収益として認識することができる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関する規定を適用しています。将来生じると予想されるリベート（すなわち、取引価格に含まれない金額）について返金負債を認識しています。返品及び数量リベートに係る変動対価の見積りに関する重要な見積り及び仮定については、注記3で開示しています。

IFRS 15.51
IFRS 15.53
IFRS 15.56

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約 (続き)

d) 顧客との契約から生じる収益 (続き)

IFRS会計基準の注釈

当グループは、返品が見込まれる財と予想される数量リポートについて返金負債を認識している。返金負債は、返品権を伴う販売に関連して生じるのが最も一般的と考えられるが、遡って値引きを行うことが見込まれる場合にも返金負債に関する規定が適用される。

企業は、数量リポートを変動対価として会計処理するか、追加の財又はサービスを値引価格で購入する顧客の選択権として会計処理するかを評価しなければならない。通常、数量リポートが将来に向かって適用される場合には顧客の選択権として会計処理される。数量リポート又は値引きが、将来、値引価格で財又はサービスを購入する、重要な権利である選択権を顧客に付与するものであるかどうか(よって、履行義務として会計処理されるか)を評価することになる。ただし、遡って適用される数量リポートに関しては、それぞれの財又はサービスの最終的な価格が、リポート・プログラムの対象となる顧客の合計購入量によって決まることから、変動対価として会計処理する。

企業は、契約の特定の事実及び状況に基づき、返金負債が契約負債であるかどうかを判断する必要がある。返金負債は、通常は契約負債の定義を満たさない。返金負債が契約負債ではないと判断した場合、契約負債(資産)とは区分して返金負債を表示することになる。なお、その際IFRS第15号116項から118項の開示規定は適用されない。当グループは、返金負債は契約負債ではないと判断している。

(ii) 重要な金融要素

当グループは、カスタマイズした防火設備を販売する際に、顧客から前受金を受領しています。当該カスタマイズ設備の製造には、契約の締結及び前受金の受領から2年の期間を要します。そうした契約は、顧客が支払いを行う時点と設備が移転される時点との間の長さ、及び市場での実勢金利を考慮すると、重要な金融要素を含んでいます。よって、そうした契約の取引価格は、契約の計算利子率(すなわち、設備の現金販売価格を前受金の額に割り引く利子率)を用いて割引を行っています。当該利子率は、契約開始時に当グループと顧客との間で独立の金融取引を締結した場合に反映されるであろう利率に相当します。

IFRS 15.60
IFRS 15.64

当グループは顧客から受け取る短期の前受金に実務上の便法を適用しています。つまり、約定した財又はサービスが移転される時点と支払いが行われる時点との間が1年以内の場合には、重要な金融要素の影響について約定した対価の金額を調整していません。

IFRS 15.63

(iii) 現金以外の対価

当グループは、特定の顧客に販売する防火設備の製造過程で使用する金型及びその他の設備を当該顧客から受領します。顧客から受領するこのような現金以外の対価の公正価値を取引価格に含めており、当グループが当該設備の支配を獲得した時点で測定しています。

IFRS 15.66

当グループは、現金以外の対価の公正価値を、その市場価格を参照して見積っています。公正価値を合理的に見積ることができない場合には、防火設備の独立販売価格を参照して現金以外の対価を間接的に測定しています。

IFRS 15.67

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 15 号 48 項は、取引価格を算定する際に、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素の存在、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価についての影響を考慮することを要求している。

当グループでは、顧客に支払われる対価は生じていない。顧客に支払われる対価には、企業が顧客に支払う又は支払うと見込む現金の金額が含まれる。顧客に支払われる対価は、顧客への支払いが、顧客が企業に移転する別個の財又はサービスとの交換によるものである場合を除き、取引価格の減額として会計処理される(IFRS 第 15 号 70 項)。企業は、重要性がある場合には、これを会計方針に関する開示に含める必要がある。

IFRS 15.B28

製品保証

当グループは、法令に基づき、通常、販売時に存在する欠陥に対する一般的な修理に関する製品保証を提供しています。こうした品質保証型の製品保証は、製品保証引当金として会計処理しています。詳細は、「w) 引当金」に記載している製品保証引当金に関する会計方針をご参照ください。

IFRS 15.B30

当グループは、販売時に存在する欠陥以外の修理についても製品保証を提供しています。このようなサービス型の製品保証は、個別に販売する場合もあれば、防火設備と一緒に販売する場合もあります。設備とサービス型の製品保証と一緒に販売する契約は、設備とサービス型の製品保証が両方とも単独で販売されており、かつ契約の観点においても別個のものであるため、2つの履行義務が含まれています。よって独立販売価格の比率に基づき、取引価格の一部をサービス型の製品保証に配分し、契約負債として認識しています。サービス型の製品保証に係る収益は、当該サービスを提供する期間にわたり、経過した時間に基づき認識しています。

IFRS 15.B29
IFRS 15.B32
IFRS 15.74
IFRS 15.76

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約(続き)

d) 顧客との契約から生じる収益(続き)

IFRS会計基準の注釈

IFRS第15号B29項によれば、顧客が製品保証を個別に購入するオプションを有する場合、又は製品保証により販売時の欠陥を修理する以上のサービスが顧客に提供される場合、企業は、別個の履行義務であるサービス型の製品保証を提供していることになる。それ以外の場合は、製品が契約で合意している仕様に従っていることを顧客に保証する、品質保証型の製品保証となる。場合によっては、製品保証が、引き渡された製品が契約で合意された仕様に従っているという保証に加えてサービスを提供するものであるかどうかを判断することが難しいことがある。この評価を行う一助として、IFRS第15号B31項からB33項に関連する適用指針が示されている。

ロイヤルティ・ポイント・プログラム

当グループは、ロイヤルティ・ポイント・プログラムとしてグッド・ポイント制度を導入しています。当該制度では、製品を無償で交換することができるポイントを貯めることができます。ロイヤルティ・ポイントにより、顧客に重要な権利が与えられることから、別個の履行義務が生じます。取引価格の一部は、独立販売価格の比率に基づき、顧客に付与されたロイヤルティ・ポイントに配分され、ポイントが引き換えられるまで契約負債として認識されます。収益は、顧客が製品とポイントを交換した時点で認識されます。

IFRS 15.B39
IFRS 15.B40
IFRS 15.B42
IFRS 15.74
IFRS 15.76

ロイヤルティ・ポイントの独立販売価格を見積る際に、顧客がポイントを交換する可能性を考慮します。当グループは、交換されるポイントの見積りを四半期ごとに見直しており、契約負債残高の変動は収益の調整として計上しています。

ロイヤルティ・ポイントの独立販売価格の見積りに関する重要な見積り及び仮定については、注記3で開示しています。

据付サービス

当グループは据付サービスを提供しています。当該サービスは、単独で販売される場合もあれば、設備と一緒に販売される場合もあります。据付サービスは、防火設備を大幅にカスタマイズ又は修正するものではありません。

IFRS 15.22

設備と据付サービスを一緒に販売する契約は、設備と据付サービスが両方とも単独で販売されており、かつ契約の観点においても別個のものであるため、2つの履行義務を含んでいます。したがって当グループは、設備と据付サービスの独立販売価格の比率に基づき取引価格を配分しています。

IFRS 15.74
IFRS 15.76

顧客が提供される便益を受け取ると同時に消費しているため、当グループは据付サービスからの収益を一定期間にわたり認識しています。当グループの労力と顧客へのサービスの移転の間には直接の(すなわち、発生した労働時間に基づく)関係があるため、据付サービスの進捗度の測定にはインプット法を用いています。当グループは、サービスの完了までに予想される総労働時間に対する発生した労働時間の比率に基づき収益を認識しています。

IFRS 15.39
IFRS 15.41
IFRS 15.B18

調達サービス

当グループは、顧客に代わって、海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を有しています。当該契約に基づき、当グループは調達サービス(すなわち、適切なメーカーを選択できるように手配し、輸入設備の発注及び輸送を管理すること)を提供しています。当グループは設備が顧客に移転される前において設備に対する支配を有していません。当グループは代理人として行動しているため、当該サービスに対して留保する金額として純額で収益を認識します。収益は一時点(すなわち、顧客が設備を受領する時点)で認識しています。これは、その時点で顧客が当グループの調達サービスから便益を得るためです。

契約残高

IFRS 15.105

契約資産

据付サービスからの収益については、対価の受領が据付サービスの完了を条件とすることから、当初、契約資産を認識しています。据付を完了し、顧客が検収を行った時点で、契約資産に認識された金額が営業債権に振り替えられます。契約資産は減損テストの対象となります。「p)金融商品—当初認識及び当初認識後の測定」の金融資産の減損に関する会計方針をご参照ください。

IFRS 15.107

営業債権

無条件の対価を顧客から受け取ることになっている場合(すなわち、当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合)、債権を認識しています。「p)金融商品—当初認識及び当初認識後の測定」の金融資産に関する会計方針をご参照ください。

IFRS 15.108

契約負債

当グループが財又はサービスを移転する前に、顧客から対価を受取った時点又は支払期限が到来した時点のいずれか早い時点で、契約負債を認識しています。契約負債は、当グループが契約に基づき履行した(すなわち、関連する財又はサービスの支配が顧客に移転される)時点で収益として認識されます。

IFRS 15.106

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

d) 顧客との契約から生じる収益（続き）

返品権から生じる資産及び負債

返品権に係る資産

顧客が返品すると見込まれる財を回収する権利について、返品権に係る資産を認識しています。当該資産は、棚卸資産の従前の帳簿価額から、財の回収のための予想コスト及び価値の潜在的な下落を控除した金額で測定されます。当グループは、予想返品率の見直しや返品された製品に関する価値の下落を反映するために、当該資産の測定を見直しています。

IFRS 15.B21(c)

IFRS 15.B25

返金負債

顧客から受領した（又は受領する）対価の一部又は全部を返金する義務について、返金負債を認識しています。当グループの返金負債は、顧客に付与している返品権及び数量リポートによって生じます。当該負債は、当グループが最終的に顧客に返金することを見込む金額で測定しています。当グループは、各報告期間末日に返金負債の見積り（及び対応する取引価格の変更）を見直しています。

IFRS 15.B21(b)

IFRS 15.B24

契約獲得コスト

IFRS 15.8

当グループは、設備と据付サービスを一緒に販売する契約に関し、契約を獲得するごとに従業員に販売手数料を支払っています。当グループは、契約獲得コストを資産として認識した場合の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用計上することを認める実務上の便法を適用しています。よって、販売手数料は発生時に費用として認識し、従業員給付に含めています。

IFRS 15.91

IFRS 15.94

IFRS会計基準の注釈

IFRS第15号では、契約獲得の増分コスト及び契約を履行するための一部のコストを、一定の要件が満たされた場合に資産として認識することが要求されている。資産化された契約コストは、関連する財又はサービスの顧客への移転と整合する規則的な基礎で償却しなければならない。

当グループには、資産化の要件を満たす契約の獲得又は履行のためのコストは生じていない。

資産として認識される契約の獲得又は履行のためのコストがある企業は、期末残高と当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額を区分して開示することを求めるIFRS第15号128項の規定を考慮する必要がある。

契約を獲得するためのコストの性質及びIFRS会計基準にガイダンスがないことを考慮し、企業はこれらのコストを財政状態計算書において、仕掛品又は「棚卸資産」と性質が類似した別個のクラスの資産（その償却額は売上原価、契約コストの変動又は類似の項目に含める）として、あるいは別個のクラスの無形資産（その償却額はIAS第38号「無形資産」の適用範囲に含まれる無形資産の償却と同じ表示項目に含める）として表示することができる。

企業は契約を獲得するためのコストに関するキャッシュ・フローの分類（すなわち、営業活動によるキャッシュ・フローか、投資活動によるキャッシュ・フローか）を決定するにあたり、IAS第7号の規定（たとえば、IAS第7号16項(a)）を考慮する必要がある。

一方、契約の履行のためのコストは、契約に基づく企業の履行に直接影響を及ぼすという性質を持っている。そのため、契約の履行のためのコストは、財政状態計算書において別個のクラスの資産として表示し、その償却額は売上原価、契約コストの変動又は類似の項目に含める。

契約の履行のためのコストがIFRS第15号95項の資産化要件を満たすか、発生時に費用計上されるかどうかにかかわらず、当該コストの連結損益計算書における表示と、キャッシュ・フロー計算書における関連するキャッシュ・フローの表示は整合していなければならない（すなわち、営業活動として表示）。

資産化された契約コストについては、各報告期間末に減損テストを行わなければならない。減損損失は純損益に認識されるが、その金額を基本財務諸表のどこに表示すべきかはIFRS第15号に示されていない。減損損失は、償却費の表示と整合するように表示することが適切と考える。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

e) 政府補助金

政府補助金は、補助金の受領及び交付に係るすべての付帯条件の充足について、合理的な保証が得られた場合に認識します。補助金が費用項目に関連する場合、当該補助金は、補償することが意図された関連コストを、費用として認識する期間にわたって規則的に収益として認識しています。資産に関する補助金の場合は、関連資産の見積耐用年数にわたって定額法で収益として認識しています。

IAS 20.7
IAS 20.12
IAS 20.26

当グループが非貨幣性資産による補助金を受領する場合は、当該資産及び補助金を名目価額で計上し、関連する資産の見積耐用年数にわたって、原資産の便益の消費パターンに基づき毎期、定額法で純損益に認識しています。

IAS 20.23
IAS 20.10A

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 20 号 24 項は、資産に関する政府補助金に関して 2 つの代替的な表示方法を認めている。当グループは、補助金を連結財政状態計算書上、繰延収益として表示することを選択しており、資産の耐用年数にわたり規則的かつ合理的な基準を用いて純損益で認識している。一方で、企業は資産の帳簿価額を減額する表示方法を選択することができ、その場合、補助金は、減価償却費を減少させることにより、当該償却資産の耐用年数にわたり純損益で認識される。いずれの方法を適用したとしても、追加の開示が求められることはない。

当グループは、費用項目に関する補助金を連結損益計算書上、その他の営業収益として表示することを選択した。一方、IAS 第 20 号 29 項では、収益に関する補助金を、関連する費用から控除して表示することも認められる。

IAS第20号23項では、非貨幣性資産による政府補助金の会計処理について、資産と補助金を名目金額で会計処理する方法と、資産及び補助金を非貨幣性資産の公正価値で会計処理する方法が認められている。当グループは、非貨幣性資産による補助金を名目金額で会計処理している。

f) 税金

当期法人所得税

当期税金資産及び負債は、税務当局からの還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、当グループが営業活動を行い、課税対象となる収益を創出する国において、報告日時点で制定又は実質的に制定されているものです。

IAS 12.46

資本に直接認識される項目に関する当期税金は、純損益ではなく、資本において直接認識されます。適用する税務規定に解釈の余地がある場合、経営者は定期的に不確実な税務上のポジションを評価し、必要に応じて引当金を計上しています。

IAS 12.61A(b)

繰延税金

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差額（一時差異）に対して、資産負債法を用いて計上しています。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異に対して認識しています。

- 繰延税金負債が、のれんの当初認識、又は企業結合ではない取引で、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合 IAS 12.22(c)
- 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の解消時期をコントロールすることが可能であり、かつ当該一時差異が予見可能な期間内に解消しない可能性が高い場合 IAS 12.39

繰延税金資産は、以下の場合を除き、すべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び未使用の税額控除について、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。 IAS 12.34

- 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引で、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合 IAS 12.24
- 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異を活用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ、繰延税金資産を認識する IAS 12.44

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

f) 税金（続き）

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、繰延税金資産の全額又は一部の計上が可能となるだけの十分な課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえなくなった範囲内で減額しています。未認識の繰延税金資産は各報告期間の末日に再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。 IAS 12.56
IAS 12.37

繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、当グループは、財務諸表及びその他の経営報告書などに用いられたのと同じの予測における仮定に依拠し、特に、炭素排出量を削減する措置の結果としての生産コストの増加など、気候関連の対応による事業への潜在的な影響を反映しています。

繰延税金資産及び負債は、報告日現在で制定又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、当該資産が実現する、あるいは負債を決済する期における予想適用税率で測定しています。 IAS 12.47

純損益以外で認識される項目に関連する繰延税金は、同様に純損益以外で認識されます。この場合、繰延税金項目は取引の性質に応じて、その他の包括利益又は資本に直接認識されます。 IAS 12.61A

なお、取得日時点では独立して認識するための要件を満たさなかった、企業結合の一部として取得した税務上の便益については、事実及び状況の変化を示す新たな情報を入手した場合、事後的に認識しています。当該調整は、測定期間内に発生した場合には（のれんの額を超えない範囲で）のれんの帳簿価額から減額し、それ以外の場合には純損益で認識しています。 IAS 12.68

当グループは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債が同一の税務当局により、同一の納税主体に対して、もしくは別々の納税主体ではあるが、多額の繰延税金負債・資産の決済又は回収が見込まれる将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うかのいずれかを意図している納税主体に対して課せられている法人所得税に関するものである場合に限り、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺しています。 IAS 12.74

売上税

費用及び資産に関しては、以下の場合を除き、売上税の金額を控除した純額で認識しています。

- 資産又はサービスの購入に伴い発生する売上税が税務当局から回収できない場合（この場合の売上税は、状況に応じて、資産の取得原価の一部又は費用項目の一部として認識されます）
- 債権及び債務が売上税込みの金額である場合

税務当局から還付される、又は税務当局に納付する売上税の正味の金額は、連結財政状態計算書上、債権又は債務の一部に含めて計上しています。

g) 外国為替

当グループの連結財務諸表の表示通貨は円であり、当社の機能通貨と同一です。当グループの各社は、それぞれの機能通貨を決定しており、各社の財務諸表に含まれる項目は当該機能通貨を用いて測定しています。当グループは、連結に関して直接法を採用しており、在外営業活動体を処分した場合には、直接法の適用を反映し、処分による利得又は損失を純損益に振り替えています。 IAS 1.51(d)
IAS 21.9

i) 取引及び残高

当グループの各社における外貨建取引は、当初認識時に、取引が最初に認識の要件を満たす日の機能通貨の直物為替レートで記録しています。 IAS 21.21

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日の機能通貨の為替レートを用いて換算しています。 IAS 21.23(a)

貨幣性項目の決済又は換算で生じた換算差額は、在外営業活動体に対する当グループの純投資の一部としてヘッジに指定される貨幣性項目を除き、純損益で認識しています。在外営業活動体に対する純投資として処理される貨幣性項目から生じる換算差額は純投資が処分されるまでその他の包括利益で認識し、純投資が処分された時点で、換算差額の累計額を純損益に振り替えています。当該貨幣性項目の換算差額による課税金額及び税額控除についてもその他の包括利益で認識しています。 IAS 21.28
IAS 21.32

外国通貨において取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算しています。外国通貨において公正価値で測定される非貨幣性資産は、当該公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しています。 IAS 21.23(b)
IAS 21.23(c)

公正価値で測定される非貨幣性項目に係る換算から生じた利得又は損失は、非貨幣性項目の公正価値の変動に係る利得又は損失を認識する項目に合わせて、その他の包括利益又は純損益で認識します。 IAS 21.30

前受対価に関連する非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識を中止して、関連する資産、費用又は収益（もしくはその一部）を当初認識する際に使用する直物為替レートを決定する場合、取引日とは、当グループが前受対価の受取りから生じる非貨幣性資産又は非貨幣性負債を当初認識する日となります。複数回の前払い又は前受けがある場合には、前払・前受対価の支払い又は受取りのそれぞれについて取引日を決定しています。 IFRIC 22.8
IFRIC 22.9

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約 (続き)

g) 外国為替 (続き)

ii) グループ会社

IAS 21.39(a)

連結において、在外営業活動体の資産及び負債は、報告日の為替レートをを用いて円に換算し、収益及び費用は取引日の為替レートをを用いて換算しています。その結果として生じる為替差額はその他の包括利益に認識しています。在外営業活動体の処分時には、当該在外営業活動体に関連するその他の包括利益を純損益に組み替えています。

IAS 21.39(b)

IAS 21.39(c)

IAS 21.48

在外営業活動体の取得時に生じたのれんと当該取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理し、報告日の為替レートをを用いて換算しています。

IAS 21.47

h) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

当グループは、非流動資産及び処分グループについて、その帳簿価額が継続的使用ではなく主として売却により回収される場合に、売却目的で保有する資産へ分類しています。売却目的で保有する非流動資産及び処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。売却コストとは、金融費用及び法人所得税費用を除く、資産(処分グループ)の処分に直接起因する増分コストです。

IFRS 5.6

IFRS 5.15

IFRS 5.15A

IFRS

5.AppendixA

売却目的保有への分類要件は、売却の可能性が非常に高く、かつ当該資産又は処分グループが現在の状態で直ちに売却可能である場合にのみ満たされます。売却を完了するために必要な行動は、その売却について重大な変更が行われたり、売却の決定が撤回されたりする可能性が低いことを示すものでなければなりません。経営者は資産の売却計画を確約していなければならない、かつ、その売却は原則として分類した日から1年以内に完了することが予定されていなければならない。

IFRS 5.7

IFRS 5.8

売却目的保有に分類された有形固定資産及び無形資産については、減価償却又は償却は行われません。

IFRS 5.25

また、売却目的保有に分類された資産及び負債は、連結財政状態計算書上、流動項目として個別に表示しています。

IAS 1.54(j)

IAS 1.54(p)

非継続事業は、継続事業の業績から除外しており、非継続事業からの当期利益又は当期損失として、連結損益計算書上、個別に表示しています。

非継続事業によるキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に含めており、注記14において個別に開示しています。当グループは処分による収入を非継続事業によるキャッシュ・フローに含めています。

IFRS 5.33

注記14において、非継続事業に関する追加の内容を開示しており、その他のすべての連結財務諸表の注記では、明記されている場合を除き、継続事業に関する金額を記載しています。

i) 現金配当

当グループは、支払配当に関する負債を、配当が承認され、もはや当グループの自由裁量ではなくなった時点で認識しています。日本国の会社法では、配当の承認は株主により承認された時点となります。対応する金額は資本に直接認識しています。

IFRIC 17.10

j) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示し、建設仮勘定は取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、認識要件を充足した有形固定資産の交換部品及び長期建設プロジェクトに関する借入コストが含まれています。有形固定資産の重要な部分を定期的に交換することが必要な場合、当グループは、各資産の耐用年数に応じて個別に減価償却を行います。また、大規模検査の実施により生じたコストが資産としての認識要件を満たす場合には、取替資産として有形固定資産の帳簿価額に含めて認識しています。その他の修繕及び保守費用はすべて、発生時に純損益で認識しています。廃棄費用が引当金の認識要件を満たす場合には、使用終了時の見積廃棄費用の現在価値を資産の取得原価に含めています。廃棄引当金の測定については、注記3及び注記27に記載しています。

IAS 16.73(a)

IAS 16.30

IAS 16.15

IAS 16.16

顧客から受領した有形固定資産の当初認識時の取得原価は、支配を獲得した日の公正価値で測定しています。

日本国に所在するオフィス用不動産は、再評価日の公正価値から、その後の減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。再評価は、公正価値と再評価した資産の帳簿価額との間に重要な差異が生じないよう十分な頻度で実施しています。

IFRIC 18.11

IAS 16.24

IAS 16.73(a)

IAS 16.31

再評価の結果として資産の帳簿価額が増加した場合、当該増加額はその他の包括利益で認識し、連結財政状態計算書上、資本において再評価差額金として計上しています。ただし、過去に純損益に認識した同一資産の再評価による減少額がある場合には、当該増加額はその範囲内で純損益に認識しています。再評価の結果として資産の帳簿価額が減少した場合、当該減少額は純損益で認識します。ただし、再評価による減少額は、当該資産に関する再評価差額金の貸方残高の範囲で、その他の包括利益に認識しています。

IAS 16.39

IAS 16.40

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針(続き)

2.3 重要な会計方針の要約 (続き)

j) 有形固定資産 (続き)

年度末において、再評価差額金から利益剰余金へ振り替えられる金額は、資産の再評価後の帳簿価額に基づく減価償却費と、当初の資産の取得原価に基づく減価償却費との差額です。したがって、再評価日時点の減価償却累計額は、資産の帳簿価額から控除され、減価償却累計額控除後の金額を資産の再評価額に修正再表示しています。なお、処分時において、売却される資産に係る再評価差額金を利益剰余金に振り替えています。

IAS 16.41

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 16 号「有形固定資産」により、企業は当初認識後の有形固定資産の測定に関する会計方針を選択するが、同じ種類の有形固定資産全体に対して、原価モデル又は再評価モデルのいずれかを選択することになる。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産については再評価モデルを選択し、それ以外の有形固定資産については原価モデルを選択している。また、当グループは資産の使用に応じて再評価差額金を利益剰余金へ振り替える方法を選択しているが、再評価された資産を処分した時点において、再評価差額金の全額を利益剰余金に振り替える方法を選択することも認められる。

減価償却費は、以下に記載した資産の耐用年数にわたって定額法により算定しています。

- 建物 15年から20年
- 機械装置及びその他の設備 5年から15年
- 日本国に所在するオフィス用不動産 15年から20年

IAS 16.73(b)

IAS 16.73(c)

気候関連事項の注釈

IAS第16号の第51項は、企業に対し、少なくとも各会計年度末に有形固定資産の残存価額と耐用年数を見直すことを義務付けている。これらのレビューを実施する際、企業は気候関連の問題が影響を与えるかどうかを考慮する必要がある。該当する場合、企業は、繰り返される洪水、海面上昇、山火事などの物理的リスクと、資産の将来の使用に対する法的または規制上の制限や消費者需要の変化による資産の陳腐化の可能性などの移行リスクの両方を含めるべきである。

事業活動からの排出削減目標など、特定のESG目標を達成するための非常に詳細なロードマップや計画を策定する企業が増えている。耐用年数と残存価額を検討する際には、そのような計画の影響や企業のビジネスモデルの潜在的な変更も考慮する必要がある。これにより、当グループの関連資産の将来の使用、関連する減価償却費及びそれらの処分から得られる金額が変化する可能性があるからである。さらに、企業は、気候関連事項が有形固定資産の公正価値に影響を与えるかどうかを検討する必要がある。これは、再評価モデルの適用と、減損テストの観点から処分コスト控除後の公正価値を決定するのに関連している。

IAS 16.67

IAS 16.68

IAS 16.71

当初認識された重要な部分を含む有形固定資産項目は、処分された時点(すなわち、受取人が支配を獲得した日)、もしくは、使用又は処分からの将来の経済的便益が見込めなくなった時点で認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失(正味売却収入から資産の帳簿価額を差し引いた金額)は、認識が中止された時点で連結損益計算書に計上しています。

有形固定資産の残存価額や耐用年数、減価償却方法は、各連結会計年度末に再検討しており、必要に応じて将来に向かって修正しています。

IAS 16.51

IFRS会計基準の注釈

有形固定資産の処分の際に以下を考慮する。

- 資産の処分の日は、IFRS第15号における履行義務がいつ充足されるのかの判定に関する規定に基づき、受取人が当該資産に対する支配を獲得した日となる(IAS第16号69項)。
- 認識の中止から生じる利得又は損失に含めるべき対価の金額は、IFRS第15号の取引価格の算定に関する規定に従って算定される。利得又は損失に含めた対価の見積金額のその後の変動は、IFRS第15号における取引価格の変動に関する規定に従って会計処理しなければならない(IAS第16号72項)

上記の規定は、投資不動産(IAS第40号67項及び70項)及び無形資産(IAS第38号114項及び116項)の処分にも適用される。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約 (続き)

k) リース

当グループは、契約時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転しているかどうかを判定しています。 IFRS 16.9

(借手としての立場)

当グループは短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用しています。当グループは、リース料の支払義務であるリース負債と、原資産を使用する権利である使用権資産を認識しています。

i) 使用権資産

当グループはリースの開始日(すなわち、原資産の使用が可能になる日)において使用権資産を認識しています。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定の金額を修正することにより測定しています。使用権資産の取得原価には、リース負債の認識額、発生した当初直接コスト、開始日以前に支払ったリース料から受取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれます。使用権資産は、以下のとおり見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却しています。 IFRS 16.23
IFRS 16.24
IFRS 16.30
IFRS 16.32

- 工場及び機械 3年から15年
- 自動車及びその他の設備 3年から 5年

リース資産の所有権がリース期間の終了時に当グループに移転する場合、又は使用権資産の取得原価に購入オプションの行使が反映されている場合には、リース資産の見積耐用年数を用いて減価償却を計算しています。 IFRS 16.33

使用権資産も減損の対象となります。「s) 非金融資産の減損」の会計方針をご参照ください。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第16号「リース」に基づけば、使用権資産の取得原価には、リースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積りも含まれる。ただし、それらのコストが棚卸資産の製造のために生じる場合は除く。借手には、開始日に又は原資産を特定の期間中に使用した結果として、それらのコストに係る義務が生じる(IFRS第16号24項(d))。

当グループのリース契約には、原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復といった義務は含まれていない。

ii) リース負債

リースの開始日において、当グループはリース期間にわたって支払うリース料の現在価値で測定したリース負債を認識しています。当該リース料には、固定リース料(実質上の固定リース料を含む)から受け取るリース・インセンティブを控除した金額、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、及び残価保証に基づいて支払われる予定の金額が含まれます。当該リース料には、当グループが購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には当該オプションの行使価格、及びリース期間が当グループによるリース解約オプションの行使を反映している場合にはリースの解約に対するペナルティの支払額も含まれます。 IFRS 16.26
IFRS 16.27

指数又はレートに応じて決まらない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となった事象又は状況が生じた期間において費用として認識します(ただし、当該リース料が棚卸資産を生産するために発生する場合を除く)。 IFRS 16.38(b)

当グループはリース料の現在価値を計算する際、リースの計算利率が容易に算定できないため、追加借入利率をリースの開始日において使用します。開始日後において、リース負債の帳簿価額は、金利の発生を反映するように増額されるとともに、支払われたリース料を反映するように減額されます。さらに、リース負債の帳簿価額は、リースの条件変更、リース期間の変更、リース料の変更(たとえば、リース料の算定に使用された指数又はレートの変動により生じる将来のリース料の変更)又は原資産を購入するオプションについての評価に変更がある場合には再測定されます。 IFRS 16.36
IFRS 16.39

当グループのリース負債は、利付ローン及び借入金に含まれています(注記21.2を参照)。

iii) 短期リース及び少額資産のリース

当グループは、短期リースに係る認識の免除規定を、機械及び設備に関する短期リース(すなわち、リース期間が開始日から12ヵ月以内のリースで、購入オプションを含まないもの)に適用しています。さらに当グループは、少額資産に係る認識の免除規定を、少額と考えられるオフィス機器のリースに適用しています。短期リース及び少額資産のリースに関するリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。 IFRS 16.5
IFRS 16.6

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.3 会計方針の要約 (続き)

k) リース(続き)

(貸手としての立場)

当グループが、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではないリースは、オペレーティング・リースに分類しています。賃貸収益はリース期間にわたって定額法により会計処理しており、営業活動に起因して生じているため、連結損益計算書上、収益として計上しています。オペレーティング・リースの契約締結において発生した初期直接コストは、リース資産の帳簿価額に加算し、賃貸収益と同じ基準でリース期間にわたり認識しています。変動リース料は、稼得された期間に収益として認識しています。

IFRS 16.61
IFRS 16.62
IFRS 16.81
IFRS 16.83

l) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、取得原価の一部として資産化しています。その他の借入コストは、すべて発生した期間に費用として認識しています。借入コストは、企業の資金の借入に関連して発生する利息及びその他のコストにより構成されています。

IAS 23.8
IAS 23.5

m) 投資不動産

投資不動産は、取引費用を含む取得原価で当初測定し、当初認識後は、報告日時点の市場の状況を反映した公正価値で計上しています。投資不動産の公正価値の変動から生じる利得又は損失は、対応する税効果を含めて発生した期間に純損益として計上しています。公正価値は、国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨する評価モデルを適用しており、外部の独立した評価専門家によって実施された毎年の評価結果に基づき決定しています。

IAS 40.20
IAS 40.33
IAS 40.75(a)
IAS 40.35
IAS 40.75(e)

投資不動産は、処分した時点(すなわち、受取人が支配を獲得した時点)、又は恒久的に使用を中止してその処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しています。資産の正味売却収入と帳簿価額との差額は、認識を中止した期間に純損益として認識しています。投資不動産の認識の中止から生じる対価の金額を決定する際は、変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価(該当がある場合)の影響を考慮します。

IAS 40.66
IAS 40.69
IAS 40.70

当グループは、用途変更がある場合にのみ、投資不動産への振替え又は投資不動産からの振替えを行います。投資不動産を自己使用不動産に振り替える場合、振替後の会計処理におけるみなし原価は用途変更日の公正価値となります。自己使用不動産を投資不動産に振り替える場合、用途変更日までは有形固定資産に関する会計方針に従い会計処理を行います。

IAS 40.57
IAS 40.60
IAS 40.61

IFRS会計基準の注釈

当グループは、投資不動産についてIAS第40号に従って公正価値で計上することを選択している。一方で、IAS第40号では、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することが認められている。IAS第40号は、原価モデルを適用した場合、投資不動産の公正価値を開示することを求めているため、企業は、選択した会計方針にかかわらず、投資不動産の公正価値を算定する必要がある。

n) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しています。無形資産は当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。資産化された開発費を除き、内部創設の無形資産は資産化せず、関連する支出が発生した期間に純損益で認識しています。

IAS 38.24
IAS 38.74
IAS 38.54
IAS 38.57

無形資産の耐用年数は、有限又は耐用年数を確定できないものがあります。

IAS 38.88

耐用年数が有限の無形資産は、経済的耐用年数にわたって償却し、当該無形資産に減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を見積ります。耐用年数が有限の無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各報告期間の末日に見直しています。無形資産の見積耐用年数又は無形資産に具現化された将来の経済的便益の予想費消パターンが変化した場合には、当該変化を適切に反映するように償却期間又は償却方法を変更しています。これらの変更は、会計上の見積りの変更として会計処理をしています。耐用年数が有限の無形資産の償却費は、その無形資産の機能に応じた費用区分に計上しています。

IAS 38.97
IAS 36.9
IAS 38.104

耐用年数を確定できない無形資産は償却せず、毎年、個別に又は資金生成単位(以下、CGU)で減損テストを実施しています。耐用年数を確定できないという判断は、毎年、それが引き続き妥当であるかどうかを見直しています。当該判断がもはや妥当でなくなった場合、耐用年数が確定できないものから有限の耐用年数への変更は将来に向かって行われます。

IAS 38.107
IAS 38.108
IAS 38.109

無形資産は、処分した時点(すなわち、受取人が支配を獲得した時点)、又はその使用もしくは処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しています。当該無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失(当該無形資産の正味売却収入と帳簿価額との差額として測定)は、連結損益計算書に計上しています。

IAS 38.113

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

n) 無形資産（続き）

研究開発費

研究費は発生時に費用処理しています。各プロジェクトにおける開発費は、当グループが下記のすべてについて立証可能な場合に、無形資産として認識しています。

IAS 38.54
IAS 38.57

- 使用又は売却が可能な状態まで無形資産を完成させることに関する技術上の実行可能性
- 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図、及び無形資産を使用又は売却できる能力
- 無形資産が将来の経済的便益を創出する方法
- 無形資産を完成させるための資源の利用可能性
- 開発期間中の支出を信頼性をもって測定する能力

資産化された開発費は、当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。償却は、開発が完了し無形資産が使用可能となった時点から開始し、将来の便益が見込まれる期間にわたり、償却費として売上原価に計上しています。なお開発期間中は、当該資産について、毎年、減損テストを実施しています。

IAS 38.74
IAS 36.10(a)

特許権及びライセンス

当グループは、特許権及びライセンスを取得するために前払いをしています。特許権は関連する政府機関によって10年間使用が許可されており、当該期間の満了時に更新が可能です。知的財産の使用ライセンスは、ライセンスごとに5年から10年の範囲で使用が許可されています。当グループは少額の支払い又は無償でライセンスを更新する可能性があります。その結果、これらのライセンスは、耐用年数が確定できないと判断しています。

IAS 38.122(a)

当グループの無形資産に適用される会計方針の要約は、以下のとおりです。

	ライセンス	特許権	開発費	IAS 38.118 (a)(b)
耐用年数	確定できない	有限(10年)	有限(10-20年)	
償却方法	償却しない	特許期間にわたり 定額法で償却	関連するプロジェクトについて 将来の予想売上期間にわたり 定額法で償却	
内部創出又は取得	取得	取得	内部創出	

o) 金融商品－当初認識及び事後測定

金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ、もう一方の企業に対しては金融負債又は資本性金融商品を生じさせる契約です。

IAS 32.11

i) 金融資産

当初認識及び測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する区分、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類しています。

IFRS 7.21
IFRS 9.4.1.1

当初認識時における金融資産の分類は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性及び金融資産を管理する当グループの事業モデルによって決定されます。重要な金融要素を含まない営業債権又は実務上の便法を適用した営業債権を除き、当グループは金融資産を公正価値で測定しています。また、純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、公正価値に取引コストを加算して測定しています。重要な金融要素を含まない営業債権又は実務上の便法を適用した営業債権は、「e)顧客との契約から生じる収益」で開示する会計方針に従い算定した取引価格で測定しています。

IFRS 9.4.1.1
IFRS 15.108

金融資産を償却原価で測定する区分又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類するには、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」(「SPPI」)でなければなりません。この評価はSPPIテストと呼ばれ、金融商品ごとに行われます。SPPI要件を満たさないキャッシュ・フローを生じる金融資産は、事業モデルに関係なく、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類されます。

IFRS 9.4.1.2(b)
IFRS 9.4.1.2(b)

金融資産を管理する当グループの事業モデルは、キャッシュ・フローを生み出すために金融資産を管理している方法を参照しています。事業モデルにより、キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローの回収により生じるのか、金融資産の売却により生じるのか、その両方により生じるのかが決まります。償却原価で測定するものに分類される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されています。一方、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されています。

IFRS 9.B4.1.1

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

o) 金融商品－当初認識及び事後測定（続き）

市場における規制や慣行により一般的に設定されている期間内での資産の引渡しが求められる金融資産の売買（通常の
方法による取引）は、取引日、すなわち、当グループが当該資産の購入又は売却を確約した日に認識しています。 IFRS 9.3.1.2

事後測定

金融資産を下記の4つの区分の分類ごとに、それぞれ事後測定しています。 IFRS 9.5.2.1

- 償却原価で測定する金融資産（負債性金融商品）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で、利得又は損失の累計額が組替調整額として振り替えられるもの（負債性金融商品）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で、利得又は損失の累計額が組替調整額として振り替えられないもの（資本性金融商品）
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産（負債性金融商品）

IFRS 9.4.1.2

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後に実効金利法を用いて測定され、減損の対象となります。利得及び損失は、
資産の認識を中止した時点、契約条件が変更された時点又は減損した時点で純損益に認識されます。 IFRS 9.5.4

当グループが保有する償却原価で測定する金融資産には、営業債権、ならびにその他の非流動金融資産に含まれる関連
会社への貸付金及び取締役への貸付金が含まれます。

IFRS会計基準の注釈

より複雑な金融商品を有する企業の場合、SPPIテストが特に難しくなる可能性がある。IFRS第9号の適用指針及びEYの出版物である『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022(2022年1月刊行)』には、金融商品がSPPI要件を満たすか否かに関して具体的な設例が含まれている。そのような金融商品を有する企業は、SPPI及び事業モデルの評価に関連してより詳細な会計方針を開示することも検討しなければならない。発行者の観点から資本の定義を満たす資本性金融商品だけが、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定することができる。IFRS第9号では、自己使用目的で保有するコモディティ契約のような非金融項目に係る契約を、一定の状況下で、FVPLで測定する金融資産として指定することも認められている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）

IFRS 9.4.1.2A

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関しては、利息収益、為替差損益、減損損失又はその
戻入れを連結損益計算書に認識し、これらは償却原価で測定する金融資産と同様に計算しています。残りの公正価値の
変動額は、その他の包括利益に認識しています。認識の中止時に、その他の包括利益に認識した公正価値の変動の累計
額を純損益に振り替えています。 IFRS 9.5.7.10
IFRS 9.5.7.11

当グループが保有する、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品には、その他の非流動金融資産
に含まれている相場価格のある負債性金融商品への投資が含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定した金融資産（資本性金融商品）

IFRS 9.5.7.5

資本性金融商品への投資に関し、IAS第32号「金融商品：表示」に基づく資本の定義を満たし、売買目的保有でない場合、
当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行うことがで
きます。この分類は金融商品ごとに行います。

これらの金融資産に係る利得及び損失が純損益に振り替えられることはありません。配当は、支払いを受ける権利が確定
している場合に連結損益計算書においてその他の収益に計上されますが、配当の受取りが、当該金融資産の原価の一部
の回収である場合を除きます。そのような場合、当該利得はその他の包括利益に認識します。その他の包括利益を通じて
公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に関しては、減損の対象になりません。 IFRS 9.5.7.1A
IFRS 9.B5.7.1

当グループは、非上場株式に対する投資をこの区分に分類しています。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

o) 金融商品—当初認識及び事後測定（続き）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、連結財政状態計算書において公正価値で計上され、公正価値の変動の純額が連結損益計算書に認識されます。 IFRS 9.4.1.4
IFRS 9.5.7.1

この区分には、デリバティブ金融商品及び当グループがその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行っていない上場株式への投資が含まれます。上場株式への投資に係る配当は、支払いを受ける権利が確定している場合に連結損益計算書においてその他の収益に認識されます。

主契約が金融負債又は非金融項目である混合契約に組み込まれているデリバティブは、その経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連しておらず、同じ条件を有する独立した金融商品がデリバティブの定義を満たし、混合契約が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、主契約から分離し、別個のデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブは、公正価値で測定され、その公正価値の変動を純損益で認識しています。組込デリバティブの区分処理の再査定は、契約上求められているキャッシュ・フローに重要な変化をもたらす契約条件の変更がなされた場合、あるいは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の区分以外に再分類された場合にのみ行われます。 IFRS 9.4.3.3

認識の中止

金融資産は、主に下記のいずれかの場合に認識の中止を行い、当グループの連結財政状態計算書から除外しています。 IFRS 9.3.2.3(a)
なお、適切な場合には、金融資産の一部もしくは類似の金融資産グループの一部について認識を中止しています。

- 当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅した場合 IFRS 9.3.2.4(a)
- 当グループが当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、又は「パス・スルー契約」に基づき、受領したキャッシュ・フローのすべてを重大な遅滞なく第三者に対して引き渡す義務を負っており、かつ、(a) 当グループが当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合、あるいは、(b) 当グループは当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしていないが、資産に対する支配を移転している場合 IFRS 9.3.2.4(b)

当グループがある資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、あるいはパス・スルー契約を締結した場合、当該資産の所有に伴うリスク及び経済価値を留保したか、どの範囲まで留保したかについて評価を行います。当該資産のリスクと経済価値のすべてを実質的に移転も保持もしておらず、また、当該資産に対する支配も移転していない場合には、当該資産に対して継続的に関与している範囲で資産を認識しています。この場合、当グループは関連する負債も認識しています。移転した資産及び関連する負債は、当グループが保持する権利及び義務に基づいて測定しています。 IFRS 9.3.2.6(a)
IFRS 9.3.2.6(c)
IFRS 9.3.2.4(b)

移転した資産に対し保証という形で継続的な関与がある場合には、当該資産の当初帳簿価額と当グループが返済を要求される可能性のある最大金額のいずれか低い方の金額で測定しています。 IFRS 9.3.2.16

減損

IFRS 9.5.5.1

金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

- 重要な仮定 注記3
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品 注記21
- 営業債権（契約資産を含む） 注記21

当グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものではないすべての負債性金融商品に関し、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ることを見込むすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いた金額に基づいています。予想キャッシュ・フローには、保有する担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローが含まれます。 IFRS 9.5.5.1

予想信用損失は、2段階で認識されます。当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合、報告日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる信用損失に対して損失評価引当金を計上します（12ヵ月の予想信用損失）。当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合、債務不履行の発生時期にかかわらず、エクスポージャーの全期間の予想信用損失について損失評価引当金を計上することが必要です（全期間の予想信用損失）。 IFRS 9.5.5.3
IFRS 9.5.5.5

営業債権及び契約資産に関し、当グループは予想信用損失の計算にあたり簡便法を適用しています。そのため、当グループは信用リスクの変動を追跡しておらず、代わりに報告日ごとに全期間の予想信用損失に基づいた損失評価引当金を認識しています。当グループは、過去の信用損失の実績をベースに、債務者に固有の将来に関する要因や経済環境に基づく調整を行い、引当マトリクスを作成しています。 IFRS 9.5.5.15
IFRS 9.B5.5.35

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

o) 金融商品－当初認識及び事後測定（続き）

IFRS会計基準の注釈

企業は、重要な金融要素を含まない営業債権又は契約資産に対して、又は期限が1年以内に到来する契約に実務上の便法を適用している場合に、簡便法を適用することが要求される。ただし、以下に関しては、簡便法と原則的なアプローチのいずれかを適用することを会計方針として選択することができる。

- IFRS第15号に従い、重要な金融要素を含むすべての営業債権又は契約資産。選択した会計方針は、営業債権と契約資産に別々に適用することができる。
- IFRS第16号の適用範囲に含まれるすべてのリース債権。選択した会計方針は、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に別々に適用することができる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関し、当グループは信用リスクが低い金融商品に係る簡便法を適用しています。当グループは、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使って、報告日ごとに負債性金融商品の信用リスクが低いと考えられるかどうかを評価しています。この評価を行うにあたっては、負債性金融商品の内部の信用格付を再評価しています。また、契約上の支払いが30日超の期日経過となっている場合には信用リスクが著しく増大していると判断しています。

IFRS 9.5.5.3
IFRS 9.5.5.5
IFRS 9.A

当グループが保有する、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、優良信用格付機構の最上位の格付け（Very Good及びGood）を有する上場債券のみで構成されていることから、信用リスクが低いとみなしています。当グループの会計方針では、そのような金融商品に関しては12ヶ月の予想信用損失を測定します。ただし、組成以降に信用リスクが著しく増大している場合、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金が認識されます。当グループは、負債性金融商品の信用リスクが著しく増大しているか否かの評価、また、予想信用損失の見積りにあたり優良信用格付機構の格付けを使用しています。

IFRS 7.35F(a)
IFRS 7.35G(a)(ii)
IFRS 9.B5.5.22-27

IFRS会計基準の注釈

IFRS第9号に含まれる簡便法により、金融商品の信用リスクが低い場合には、報告日時点で当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。信用リスクが低いという概念は、優良な金融商品の信用リスクの変動を追跡することを免除するためのものである。この簡便法の適用は任意であり、金融商品ごとに適用を選択することができる。

当グループは、契約上の支払いの期日経過が90日となった場合に金融資産が債務不履行に陥っているものとみなしています。ただし、内部又は外部の情報によって、当グループが保有する信用補完を考慮に入れずに、未払いである契約上の金額の全額を受領する可能性が低いことが示される場合も金融資産が債務不履行に陥っているものとみなすことがあります。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収することが合理的に見込まれない場合に直接償却されます。

IFRS 7.35F(b)
IFRS 9.5.5.9
IFRS 9.B5.5.37

ii) 金融負債

当初認識、測定及び表示

金融負債は当初認識時、その内容に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、利付ローン及び借入金、又は有効なヘッジにおけるヘッジ手段に指定されたデリバティブに分類しています。

IFRS 7.6
IFRS 7.21

すべての金融負債は公正価値で当初認識され、ローン及び借入金の場合には、直接帰属する取引費用を控除して算定しています。

IFRS 9.5.1.1

当グループの金融負債には、買掛金及びその他の営業債務、当座借越を含む借入金及びデリバティブ金融商品が含まれています。

サプライヤー・ファイナンス契約から生じる金融負債は、営業債務と類似の性質及び機能を有している場合には、財政状態計算書において営業債務及びその他の債務に分類しています。これは、サプライヤー・ファイナンス契約が当グループの通常の活動の過程で使用される運転資本の一部であり、提供される保証水準が営業債務と同程度で、かつサプライヤー・ファイナンス契約の一部である負債の条件が当該契約の一部ではない営業債務の条件と実質的に異なる場合に該当します。連結財政状態計算書において営業債務及びその他の債務に分類されているサプライヤー・ファイナンス契約から生じる負債に関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動に含めています。

事後測定

金融負債は事後測定時、以下の2つの区分に分類しています。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
- 償却原価で測定する金融負債（ローン及び借入金）

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

o) 金融商品—当初認識及び事後測定（続き）

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債が含まれています。

IFRS
9.4.2.1(a)

金融負債は、短期間で売却する目的で取得された場合、売買目的保有に分類しています。当該分類には、IFRS第9号に定義されるヘッジ関係においてヘッジ手段に指定されていない当グループが契約を締結したデリバティブ金融商品を含めています。区分処理された組込デリバティブも有効なヘッジ手段であると指定されない限り、同様に売買目的保有に分類しています。

売買目的保有の金融負債に関連する利得及び損失は、純損益で認識しています。

IFRS 9.5.7.1

IFRS第9号の要件が満たされた場合にのみ、金融負債は当初認識日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定しています。なお、当グループは、いかなる金融負債も純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定していません。

償却原価で測定する金融負債(ローン及び借入金)

利付ローン及び借入金の分類は、当グループと最も関連性のある分類です。利付ローン及び借入金は当初認識後、実効金利法により償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は純損益で認識しています。

IFRS 9.4.2.1
IFRS 9.5.7.2

償却原価の計算にあたっては、実効金利の算定上、取得に際してのプレミアム又はディスカウントを考慮し、また実効金利の不可分な一部である手数料及びその他のコストを含めています。連結損益計算書上、実効金利法による償却額は金融費用に計上しています。

利付ローン及び借入金に関する内容については、注記21に記載しています。

認識の中止

金融負債は、義務が履行されるか、免除されるか、又は失効した場合に認識を中止しています。既存の金融負債が、当初貸手との間で実質的に異なる条件の負債に交換された場合、もしくはその条件が実質的に変更された場合には、そのような交換又は変更は、原負債の認識の中止及び新たな負債の認識として取り扱われ、これらの帳簿価額の差額を純損益で認識しています。

IFRS 9.3.3.1
IFRS 9.3.3.3
IFRS 9.3.3.2

iii) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在しており、かつ純額で決済する意図、もしくは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で表示しています。

IAS 32.42

p) デリバティブ及びヘッジ会計

当初認識及び事後測定

当グループは、為替リスク、金利リスク及びコモディティ価格リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約及び商品先渡契約といったデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定しています。デリバティブは、その公正価値が正の場合には金融資産として、負の場合には金融負債として計上しています。

IFRS 9.5.1.1
IFRS 7.21

デリバティブの公正価値の変動から生じた利得又は損失は、純損益で認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益で認識した後に、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす時点で純損益に振り替えています。

ヘッジ会計の適用にあたり、ヘッジは以下のいずれかに分類しています。

- 公正価値ヘッジ(認識された資産もしくは負債又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するエクスポージャーをヘッジする場合) IFRS 9.6.5.2(a)
- キャッシュ・フロー・ヘッジ(認識された資産もしくは負債又は可能性が非常に高い予定取引に関連する特定のリスク、又は未認識の確定約定における為替リスクに起因するキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジする場合) IFRS 9.6.5.2(b)
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ IFRS 9.6.5.2.(c)

当グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジの実施にあたり、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。

IFRS 9.6.4.1

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

p) デリバティブ及びヘッジ会計（続き）

当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかを評価する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析とヘッジ比率の決定方法を含む）が含まれます。ヘッジ関係は、次の有効性の要件すべてを満たしている場合にヘッジ会計に適格となります。IFRS 9.6.4.1

- ヘッジ対象とヘッジ手段の間に「経済的関係」があること
- 信用リスクの影響が、その経済的関係から生じる「価値の変動の大部分を占める」ことがないこと
- ヘッジ関係のヘッジ比率が、当グループが実際にヘッジするヘッジ対象の量と、企業がヘッジ対象の当該数量をヘッジするために実務に使用するヘッジ手段の量の比率と同じであること

ヘッジ会計の適格要件のすべてを満たすヘッジは、以下のように会計処理しています。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は、連結損益計算書上、その他の費用として計上しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書上、その他の費用として計上しています。IFRS 9.6.5.8
IFRS 9.6.5.10

償却原価で計上される項目に関連する公正価値ヘッジの場合、ヘッジ対象の帳簿価額に対する修正額は、実効金利法を使用したヘッジの残存期間にわたって純損益を通じて償却しています。実効金利による償却は修正時点から直ちに開始できますが、遅くとも、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動に係る修正が行われなくなるまでに開始しています。

ヘッジ対象の認識が中止された場合には、公正価値の変動に起因する修正額の未償却部分は直ちに純損益で認識しています。

未認識の確定約定がヘッジ対象に指定された場合には、ヘッジされるリスクに起因する確定約定の公正価値の事後的な累積変動額は、資産又は負債として認識されるとともに、対応する利得又は損失を純損益で認識しています。IFRS 9.6.5.9

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジに係る剰余金で認識していますが、非有効部分は直ちに連結損益計算書に計上しています。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額とヘッジ対象の公正価値の変動累計額のいずれか低い方の金額に修正しています。IFRS 9.6.5.11

当グループは、コモディティ価格の変動に対するエクスポージャーのヘッジ手段として商品先渡契約を利用し、また予定取引及び確定約定から生じる為替リスクに対するエクスポージャーのヘッジ手段として、為替予約を利用しています。為替予約に関連する非有効部分は、その他の費用として計上され、コモディティ契約に関連する非有効部分は、その他の営業収益又はその他の営業費用に計上しています。詳細は注記21.3に記載しています。

当グループは、先渡契約の直物要素のみをヘッジ手段として指定しています。先渡要素についてはその他の包括利益に認識し、資本におけるヘッジ・コスト剰余金に累積しています。IFRS 9.6.5.16

その他の包括利益に累積された金額は、基礎となるヘッジ対象取引の性質に応じて会計処理しています。ヘッジ対象取引が非金融項目の認識につながる場合には、資本に累積された金額は、資本の独立の内訳項目から、ヘッジ対象資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えられます。これは組替調整額ではなく、当該期間のその他の包括利益に認識されることはありません。これは、ヘッジ対象である非金融資産又非金融負債の予定取引が、公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定となった場合にも適用されます。IFRS 9.6.5.11

その他のキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、その他の包括利益に累積された金額を、ヘッジ対象であるキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に組替調整額として純損益に振り替えています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益に累積された金額は、ヘッジ対象である将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合にはそのままその他の包括利益に計上します。それ以外の場合には、直ちに組替調整額として純損益に振り替えます。ヘッジ会計の中止後は、ヘッジ対象であるキャッシュ・フローが発生した時点で、その他の包括利益に残存している累積金額は、基礎となる取引の性質に応じて上記のように会計処理する必要があります。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

p) デリバティブ及びヘッジ会計（続き）

純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジも含め、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しています。ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識するのに対し、非有効部分は純損益で認識しています。資本で認識された利得又は損失の累計額は、在外営業活動体の処分時に純損益に振り替えています。 IFRS 9.6.5.13
IFRS 9.6.5.13

当グループは、在外子会社に対する投資から生じる為替リスクに対するエクスポージャーのヘッジ手段として、借入金を利用しています。詳細は注記21.3に記載しています。

q) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しています。 IAS 2.36(a)
IAS 2.9

各棚卸資産について、現在の場所及び状態に至るまでに発生した費用は、以下のとおり会計処理しています。 IAS 2.10

- 原材料: 先入先出法による購入原価 IAS 2.25
- 製品及び仕掛品: 直接材料費及び直接労務費、ならびに正常生産能力に基づく製造間接費の配賦額（借入コストを除く） IAS 2.12
IAS 2.13

棚卸資産の原価には、原材料の購入に関連して、その他の包括利益で認識された適格なキャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失の振替額が含まれます。 IFRS
9.6.5.11(d)(i)

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。 IAS 2.6

r) 非金融資産の減損

非金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

- 重要な仮定 注記3
- 有形固定資産 注記17
- 無形資産 注記19
- のれん及び耐用年数を確定できない無形資産 注記20

IFRS会計基準の注釈

IFRS第16号33項に基づき、使用権資産はIAS第36号「資産の減損」の減損規定の対象となる。

IFRS第15号101項に基づき、契約獲得のためのコスト又は契約の履行のためのコストに関して認識された資産は減損テストの対象となる。減損は、資産の帳簿価額が、関連する財及びサービスの提供と交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の金額から、それらの財及びサービスの提供に直接関係する残りのコストを控除した金額を上回る場合に存在していることになる。当グループには、資産化の要件を満たす契約獲得のためのコスト又は契約の履行のためのコストは生じていない。企業は、当該情報に重要性があると考えられる場合、減損に関する会計方針を開示する必要がある。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

r) 非金融資産の減損（続き）

当グループは、各報告期間の末日に、資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しています。減損の兆候が存在する場合、又は資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、当グループは当該資産の回収可能価額を見積ります。資産の回収可能価額は、資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額です。回収可能価額は、資産が他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産ごとに決定しています。資産又はCGUの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、資産は減損しているとみなされ、回収可能価額まで評価減されます。 IAS 36.6
IAS 36.9
IAS 36.66
IAS 36.59

使用価値の算定にあたって、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値まで割り引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定には、最近の市場取引を考慮していますが、観察可能な市場取引が存在しない場合には、適切な評価モデルを使用しています。回収可能価額の算定は、マルチプル法、市場株価法、又はその他の入手可能な公正価値指標に基づいています。 IAS 36.30
IAS 36.55
IAS 36.6

当グループは、関連する個々の資産を含むCGUのそれぞれに対して別個に作成された直近の予算及び見積り計算に基づいて減損損失を算定しています。これらの予算及び見積り計算は、通常、5年を対象期間としています。6年目以降の将来キャッシュ・フローについては、長期成長率を使用して算定しています。 IAS 36.33
IAS 36.35

継続事業から生じた減損損失は、過年度に再評価差額金がその他の包括利益に計上されている固定資産を除き、減損した資産の機能に応じた費用区分に計上しています。再評価差額金がその他の包括利益に計上された資産の場合は、減損についても過去に計上された再評価差額金を上限として、その他の包括利益で認識されます。 IAS 36.60
IAS 36.61

のれん以外の資産については、過年度に認識した減損損失がもはや存在しない、又は減少している可能性を示す兆候の有無を、各報告期間の末日に判定しています。当該兆候が存在する場合、当グループは資産又はCGUの回収可能価額を見積ります。当グループは、直近で減損損失が認識された後に、資産の回収可能価額の決定に用いた仮定に変更があった場合にのみ、資産の帳簿価額がその回収可能価額、及び仮に過去に減損損失が認識されていなかったとした場合の帳簿価額（減価償却控除後）を超えない範囲で、過去に認識した減損損失を戻し入れています。また、資産が再評価額で計上されている場合、減損の戻入額は再評価差額金の増加として処理されますが、そうでない場合には、減損の戻入額は純損益で認識しています。 IAS 36.110
IAS 36.114
IAS 36.117
IAS 36.119

のれんは毎年10月31日時点、及び帳簿価額が減損している兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。 IAS 36.10(b)

のれんに関する減損は、当該のれんが関連するCGU（又はCGUのグループ）の回収可能価額を評価して決定しています。CGUの回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合、減損損失が認識されます。のれんに関する減損損失は、事後的に戻し入れることはできません。 IAS 36.104
IAS 36.124

耐用年数を確定できない無形資産に関しても、状況に応じて個別に又はCGUのレベルで、毎年10月31日時点で減損テストを実施しています。また、帳簿価額が減損している兆候がある場合にも減損テストを行います。 IAS 36.10(a)

当グループは、物理的リスクや移行リスクを含む気候関連リスクが重大な影響を与える可能性があるかどうかについて評価しています。気候関連リスクが重大な影響を与える場合、使用価値の金額を評価する際のキャッシュ・フロー予測に反映されます。気候関連リスクの使用価値への影響に関する詳細については、注記20を参照して下さい。

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 36 号 96 項では、のれんを配分した CGU について毎期行う減損テストは、毎年同じ時期に実施する限り、年度中のどの時点で実施してもよいとされている。異なる CGU 及び無形資産は別々の時期に減損テストを実施することができる。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

s) 現金及び短期性預金

連結財政状態計算書における現金及び短期性預金は、手許現金及び当座預金ならびに満期が3ヵ月以内に到来する短期の流動性の高い預金のうち、短期の現金支払債務に充当するために保有され、容易に一定の金額に換金可能で、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わないもので構成されています。 IAS 7.6
IAS 7.7
IAS 7.46

連結キャッシュ・フロー計算書の作成目的上は当座借越が当グループの資金管理上不可分な一部と考えられるため、現金及び現金同等物は、現金及び短期性預金から未決済の当座借越を控除したもので構成されています。

t) 転換条項付優先株式

転換条項付優先株式は、契約条件に基づき負債要素と資本要素に区分しています。 IFRS 7.21
IAS 32.18
IAS 32.28

転換条項付優先株式の発行に際して、負債要素の公正価値は、同一条件の転換条項のない商品の市場レートを使用して算定しています。当該金額は取引費用を控除した上で、転換又は償還により消滅するまで、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

発行額の残額は転換権に配分し、取引費用控除後の金額で資本に計上しています。取引費用は、関連する法人所得税控除後の金額で資本から控除しています。転換権の帳簿価額が、事後的に再測定されることはありません。 IAS 32.35
IAS 32.AG31(a)

取引費用は、当該転換条項付優先株式の当初認識時に、その発行額の負債要素と資本要素への配分割合に基づいて、負債と資本に配分しています。 IAS 32.38

u) 自己株式

当初発行後に再取得した自己の資本性金融商品（自己株式）は、取得原価で認識し、資本から控除しています。当グループの自己株式の購入、売却、発行又は消却時には、これらに関する利得又は損失は純損益に一切認識されません。なお、自己株式が再発行された場合、帳簿価額と売却対価との差額は、株式払込剰余金として認識しています。当グループが有する自己株式について議決権は付与されず、また配当も割り当てられません。 IAS 32.33

v) 引当金

全般

引当金は、当グループが過去の事象の結果として現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しています。また、保険契約に基づく保険金の支払いのように、当グループが引当金の全部もしくは一部が補填されると予測している場合、当該補填は、その受取りがほぼ確実である場合に限り、個別の資産として認識しています。 IAS 37.14
IAS 37.53
IAS 37.54

引当金に関する費用は、当該補填を相殺した純額で連結損益計算書に表示しています。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合、引当金は、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前割引率で割引られています。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しています。 IAS 37.45

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

v) 引当金（続き）

製品保証引当金

当グループは、法令に基づき、通常、顧客との契約において、販売時に存在する欠陥に対する一般的な修理に関する製品保証を提供しています。こうした品質保証型の製品保証に関連する引当金は、顧客への製品の販売時又はサービス提供時に認識し、当初認識は過去の経験に基づいています。当該製品保証関連費用に関する見積りは毎年見直しています。

リストラクチャリング引当金

リストラクチャリング引当金は、当グループが推定的債務を負う場合にのみ計上しています。これは、(i) 詳細な正式な計画により、関係する事業又は事業の一部、影響を受ける従業員の勤務地及び従業員数、関連するコストの詳細な見積り、及び適切な工程表が明確になり、(ii) 当該従業員に計画の主要な特徴を周知した時点です。

IAS 37.71
IAS 37.72

廃棄引当金

当グループは、耐火素材を生産する工場設備の環境被害を修復するための廃棄費用に関する引当金を計上しています。廃棄費用は、見積キャッシュ・フローに基づき、債務を決済するために必要と予測される費用の現在価値として算定され、関連する資産の取得原価の一部に含まれています。見積キャッシュ・フローは、廃棄負債に固有のリスクを反映する現在の税引前割引率で割り引いています。割引の振戻しは時の経過に応じて、連結損益計算書上、金融費用として計上しています。将来の見積廃棄費用は毎年見直し、必要に応じて修正しています。当グループは、工場設備の廃棄引当金を見積る際に、環境規制やその他の関連法制の変更などの気候関連事項の影響を考慮しています。将来の見積費用もしくは適用された割引率の変動は、当該資産の取得原価に加減しています。

IAS 16.16(c)
IAS 37.45
IAS 37.47
IFRIC 1.8
IAS 37.59
IFRIC 1.5

温室効果ガス排出権

当グループは、欧州排出量取引制度に基づき、欧州内の特定の国において無償の排出権を受領しています。当グループは、年度毎に付与される当該権利と引き換えに、実際の排出量に相当する当該権利の抹消が義務付けられます。当グループは、付与された排出権に対して純額で負債を認識するアプローチを採用しています。当グループは受領した排出権を名目価額（つまり、ゼロ）で認識しています。当グループは、排出量が発生するにつれて引当金を認識します。また、当グループは、排出量に係る負債を決済するために受領した排出権を保有する意向であることから、引当金を測定する際には先入先出法で受領した排出権の価値を考慮します。したがって、排出権割当額を超過するまでは、連結財政状態計算書及び連結損益計算書に影響を与えることはありません。排出費用はその他の営業費用として認識しています。排出権を外部から購入する場合には、引当金の額は、排出権の取得原価によって決まります。

IAS 8.10

不利な契約

当グループが不利な契約を有する場合、当該契約による現在の債務を引当金として認識及び測定しています。ただし、不利な契約に対して個別の引当金を設定する前に、当該契約に専用の資産に生じた減損損失を認識します。

IAS 37.66
IAS 37.69

不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避免的費用（すなわち、契約を有しているために支払いを避けることができない費用）が、契約上の経済的便益を超過している契約をいいます。契約による不可避免的費用には、契約を終了するための最小の正味コストを反映しています。最小の正味コストとは、契約履行の費用と契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方の金額です。契約履行の費用は、契約に直接関連するコスト（すなわち、増分コスト及び契約活動に直接関連するコストの配分額の両方）から構成されています。

IAS 37.68

IFRS 会計基準の注釈

IAS 第 37 号は、補填がある引当金に関する費用の表示について、補填控除後の純額での表示、又は総額での表示のいずれの方法も認めている。当グループは、補填控除後の費用を表示することを選択している。

2005 年 6 月に IFRIC 第 3 号「排出権」が廃止された。現時点では、排出権に関する具体的な指針が存在しないため、企業は目的適格的かつ信頼性のある情報となるように会計方針を策定しなければならない。当グループは、IAS 第 20 号 24 項に基づいて純額で負債を認識している。一方で、受領した排出権は、無形資産として公正価値で認識することも可能である。この場合、IAS 第 38 号により求められる開示をすべて行う必要がある。

IFRS 第 15 号には、不利な契約又は不利な契約となった契約に関する特定の規定は含まれていない。不利な契約の識別と測定には、IAS 第 37 号の規定が適用される (IAS 第 37 号 5 項 (g))。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

v) 引当金（続き）

電気・電子機器廃棄物(Waste Electrical and Electronic Equipment :WEEE)

IFRIC 6

当グループは、「電気・電子機器の廃棄に関する欧州議会及び理事会指令」にて定義される電子機器の供給者です。当該指令は、各加入国によって定められた日付より前に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理（過去の廃棄物）と、その日付以降に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理（新たな廃棄物）を区分しています。過去の廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、当グループが各加入国によって定められた測定期間中に市場に参加し、かつ、その費用が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。当該費用は連結損益計算書上、その他の営業費用として計上しています。

新たな廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、指令の適用対象となる製品が販売され、処分費用が信頼性をもって測定できる場合に認識し、債務が消滅するか、決済されるか又は移転された場合、引当金の認識を中止します。当該費用は売上原価の一部として計上しています。

一般家庭ではなく企業に販売された機器に関しては、その廃棄物管理費用について当グループが責任を負ったときに引当金を認識しています。当該費用は、費用の性質を鑑みて、その他の営業費用又は売上原価として計上しています。

企業結合で認識される偶発負債

企業結合で認識される偶発負債は公正価値により当初認識し、その後は、上記で記載した引当金の会計方針に従って認識される金額、又は当初認識された金額から、収益認識の会計方針に従って認識される償却累計額（該当がある場合）を控除した金額のうち、いずれか高い方の金額で測定しています。

IFRS 3.56
IFRS 3.22
IFRS 3.23

w) 年金及びその他の退職後給付制度

当グループは確定給付年金制度を採用しており、当該制度では独立管理されている基金への拠出が求められます。また、当グループは、米国の従業員に対して退職後医療給付を提供していますが、当該給付について基金は存在していません。確定給付制度における給付費用は、予測単位積増方式により算定しています。

IAS 19.135

IAS 19.67

再測定は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）、資産上限額の影響（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）により構成され、連結財政状態計算書において直ちに認識し、発生した期間に対応する借方項目又は貸方項目は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に計上しています。再測定は、その後の期間において純損益に振り替えられません。

IAS 19.120(c)
IAS 19.127
IAS 19.122

過去勤務費用は、下記のいずれか早い時点において純損益で認識します。

- 制度改訂又は縮小が発生した時点
- 当グループが関連するリストラチャリング費用を認識した時点

IAS 19.102
IAS 19.103

利息純額は、確定給付負債（資産）の純額に、割引率を乗じて計算しています。当グループは、下記の確定給付債務の純額に関する変動を、連結損益計算書上、機能別に売上原価、販売費及び管理費として計上しています。

IAS 19.123
IAS 19.134

- 勤務費用（当期勤務費用、過去勤務費用、縮小及び通常ではない清算に係る利得又は損失を含む）
- 利息費用又は利息収益の純額

IFRS 会計基準の注釈

企業は、解雇給付、従業員給付の補填及びリスク・シェアリングについて会計方針を開示することが求められている。しかし、当グループには該当するものがないため、そのような給付に関する開示は行われていない。企業は、それぞれの従業員給付の内容を評価し、関連する開示を行う必要がある。

IAS第19号は、勤務費用又は利息の純額について、損益計算書上どのように表示すべきかを定めていない。IAS第1号は、従業員給付費用の構成要素を、損益計算書において分解して表示することを認めているが、要求はしていない。利息の純額は、改訂前のIAS第19号における割引の振り戻しである利息費用及び制度資産に係る期待収益とは異なる。企業は、利息の純額に関する表示の方針を策定するにあたり、IAS第8号10項の規定を適用しなければならない。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.3 会計方針の要約（続き）

x) 株式報酬

当グループは従業員（上級幹部を含む）に対して、持分決済型の株式報酬制度（持分決済型取引）を導入しています。また、当グループは事業開発グループに所属する従業員に対して、現金でのみ決済可能な株式増価受益権（現金決済型取引）を付与しています。

IFRS 2.44

持分決済型取引

持分決済型取引の費用は、適切な評価モデルにより算出された付与日における公正価値により測定しています。これについては、注記31でさらに詳しく説明しています。

IFRS 2.7

IFRS 2.10

当該費用は、勤務条件及び業績条件（該当する場合）が充足される期間（すなわち、権利確定期間）にわたり従業員給付費用（注記13.7）として認識し、対応する金額は資本のその他の資本剰余金に計上しています。権利確定日までの各報告日時点で持分決済型取引に関して認識される費用の累計額は、権利確定期間のうち既経過分及び最終的に権利確定すると見込まれている資本性金融商品の数を反映しています。各報告期間の末日における連結損益計算書上の費用計上額もしくは戻入額は、当該期間の期首と期末時点の費用累計額の差額です。

IFRS 2.19

IFRS 2.20

勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件は、報酬の付与日時点の公正価値を算定する際には考慮していませんが、最終的に権利確定する資本性金融商品の数の最善の見積りの一環として、それらの条件が充足される可能性を評価しています。株式市場条件は、付与日時点の公正価値に反映されています。報酬に関係するものの、関連する勤務要件を伴わないそれ以外の条件は、権利確定条件以外の条件とみなしています。権利確定条件以外の条件については、報酬の公正価値に反映されており、他に勤務条件や業績条件がある場合を除き、費用を直ちに認識しています。

IFRS 2.21

IFRS 2.21A
IFRS 2.27

株式市場条件以外の業績条件や勤務条件が満たされていないために最終的に権利確定しない報酬に関しては、費用は認識されません。報酬に株式市場条件又は権利確定条件以外の条件が含まれている場合、その他のすべての業績条件及び（又は）勤務条件が満たされている場合には、当該株式市場条件や権利確定条件以外の条件の充足の有無にかかわらず権利が確定したものと取り扱います。

IFRS 2.28
IFRS 2.B42-B44
IAS 33.45

持分決済型報酬取引に対して条件変更が行われた場合、当初の権利確定条件が充足されていることを条件として、条件変更前の報酬に係る付与日時点の公正価値を最低限の費用として認識しています。株式報酬の公正価値の総額を増加させる条件変更、あるいは従業員にとって有利なその他の条件変更が行われた場合には、条件変更日に測定した追加の費用を認識しています。当社又は相手方が報酬の取り消しを行った場合、当該報酬の公正価値のうち、残りの部分を直ちに費用として純損益に費用計上します。

未行使のオプションは、希薄化後1株当たり利益の計算に含めています（注記16を参照）。

現金決済型取引

現金決済型取引の公正価値について負債を認識しています。公正価値は、当初認識時に測定するとともに、決済されるまでの各報告期間の末日及び決済日に再測定し、その変動額を従業員給付費用として計上しています（注記13.7を参照）。公正価値は、権利確定日までの期間にわたって費用及び負債として認識しています。なお、当該公正価値は二項モデルを使用して算出しています（詳細は注記31を参照）。持分決済型取引を測定する際に権利確定条件の会計処理に用いられるアプローチは、現金決済型取引にも適用されます。

IFRS 2.30

IFRS 2.32

IFRS 2.33

y) 後発事象

当グループは報告期間の末日から発行の承認日までの間に、報告期間末日現在に存在した状況について情報を入手した場合には、その情報が連結財務諸表に認識した金額に影響を与えるかどうかを評価します。当グループは、修正を要する後発事象を反映するために、財務諸表に認識した金額を修正するとともに、新しい情報に鑑みて報告期間末日に存在した状況に関する開示を更新します。修正を要しない後発事象については、連結財務諸表に認識した金額を変更することはありませんが、修正を要しない後発事象の内容に加え、財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述を開示します。

IAS 10.21

IAS 10.10

z) 1株当たり利益(EPS)

基本的1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、当期中の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。

希薄化後1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益（転換可能優先株式に係る利息調整後）を、当期中の発行済普通株式の加重平均株式数に、すべての希薄化性潜在的普通株式が普通株式へ転換された場合に発行されるであろう普通株式の加重平均株式数を加算したもので除して計算しています。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.4 会計方針及び開示における変更

IAS 8.14

日本国に所在するオフィス用不動産(有形固定資産)の再評価

当グループは、一部の有形固定資産項目について、当初認識後の測定に関する会計処理方法を見直しました。従来、すべての有形固定資産項目を原価モデルで測定しており、有形固定資産に分類された資産について当初認識後は減価償却及び減損損失累計額控除後の取得原価で計上していました。

IAS 16.30

当グループは2025年1月1日に、有形固定資産に分類される日本国に所在するオフィス用不動産の会計処理方法の変更を選択しました。これは、再評価モデルの方が、競合他社が採用している実務との整合をより図ることができるため財務諸表利用者により有用な情報が提供できると判断したためです。なお、オフィス用不動産の公正価値に関する信頼性のある見積りは、利用可能な評価技法を用いることによって行われます。当グループは再評価モデルを将来に向けて適用しています。

当初認識後、日本国に所在するオフィス用不動産は再評価日時点の公正価値からその後に発生する減価償却及び減損損失累計額を控除した金額で測定されることになります。詳細は注記17に記載しています。

IAS 8.17
IAS 8.18

IFRS会計基準の注釈

IAS第8号17項及び18項により、この会計方針の変更は、会計方針の遡及的適用の規定及びIAS第8号28項から31項に規定されている詳細な開示規定から免除される。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産の測定について会計方針の変更を適用し、再評価モデルを将来に向けて適用している。

新規もしくは改訂された基準及び解釈指針

IAS 8.28

当グループは、(特に明記しない限り)2025年1月1日以降開始する事業年度から発効する一定の基準及び改訂を当年度から適用しています。当グループは、公表済未発効の基準、解釈指針ならびに基準等の改訂の早期適用は行っていません。

交換可能性の欠如—IAS第21号の改訂

2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用される「交換可能性の欠如—IAS第21号『外国為替レート変動の影響』の改訂」は、企業が通貨について交換可能であるかどうかをどのように評価すべきか、及び交換可能性が欠如している場合に直物為替レートをどのように決定すべきかを規定しています。本改訂はまた、他の通貨への交換可能性が欠如していることが、企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えているか、又は与えると見込まれるかを、財務諸表利用者が理解できるように情報を開示することも要求しています。

これらの改訂は、当グループの財務諸表に重要性のある影響を及ぼしていません。

IFRS会計基準の注釈

当グループは、本連結財務諸表への影響の有無にかかわらず、例示目的で、(特に明記しない限り)2025年1月1日から適用されるすべての新たな基準書、基準書の改訂及び解釈指針書に関する開示を行っている。企業が特定の改訂、基準書又は解釈指針に影響を受けない限り、そうした基準書等の表題とともに影響されない旨について開示すれば十分である。

一部の国・地域では、財務報告に関してIFRS会計基準を採用するには、特定の法的プロセスを経なければならないことがある(たとえば、日本の金融庁による国際会計基準の「指定」やEUのエンドースメント、オーストラリアにおける基準の法制化など)。それによって新たな基準書及び解釈指針書の発効日がIASBの定めた発効日と異なる場合がある。そのような場合であっても、企業が完全な1組の財務諸表を作成する際には、上述の法的プロセスが完了したかどうかに関係なく、IAS第8号30項に従い、公表されているが、未発効の基準書としてすべての新しい基準書や解釈指針書について開示の検討が必要である。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針(続き)

2.5 誤謬の訂正

IAS 8.49

当社の子会社が2023年7月に、新規顧客と2年間の防火設備販売に関する契約を締結しました。交渉の一環として、当該顧客に設備を委託販売するために標準的な契約条件に変更を加えたため、当グループは設備が最終顧客に販売されるまで委託品に対する支配を移転することはありません。しかし当該子会社は、最終顧客に支配が移転する前の時点で収益を引き続き認識していたため、収益が過大表示されていました。当該子会社は2025年1月に販売契約の取引条件の詳細な見直しを行った結果、当該誤謬を発見しました。

過年度において影響を受ける財務諸表の各表示科目について修正再表示を行い、以下のとおり誤謬の訂正を行いました。

資本に対する影響()は資本の減少)

	2024年12月31日 現在 千円	2024年1月1日 現在 千円
棚卸資産	1,000	500
営業債権	(3,500)	(1,500)
資産合計	(2,500)	(1,000)
未払法人所得税	750	300
負債合計	750	300
資本に対する影響(純額)	(1,750)	(700)

損益計算書に対する影響()は利益の減少)

	2024年12月31日 千円	IAS 8.49(b)(i)
顧客との契約から生じる収益	(2,000)	
売上原価	500	
法人所得税費用	450	
当期純利益に対する影響(純額)	(1,050)	
帰属:		
親会社持分	(1,050)	
非支配持分	-	

基本的及び希薄化1株当たり利益(EPS)への影響()はEPSの減少)

IAS 8.49(b)(ii)

	2024年12月31日
1株当たり利益	
親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益	(0.06 円)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益	(0.05 円)
継続事業に関する1株当たり利益	
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益	(0.06 円)
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益	(0.05 円)

なお、当該修正による当期のその他の包括利益ならびに営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローへの影響はありません。

連結財務諸表の注記

2. 会計方針（続き）

2.6 気候関連事項

当グループは、必要に応じて、見積りや仮定において気候関連事項を考慮します。この評価には、物理的リスクと移行リスクの両方によりグループに起こり得る広範囲の影響が含まれます。当グループは、自社のビジネスモデルと製品は低炭素経済への移行後も存続可能であると考えていますが、気候関連の問題により、財務諸表のいくつかの項目の基礎となる見積りや仮定の不確実性は増大しています。

気候関連のリスクは現時点では測定に大きな影響を与えていませんが、当グループは新しい気候関連の法律など、関連する変化や動向を注意深く監視しています。気候関連問題によって最も直接的な影響を受ける項目と考慮事項は以下の通りです。

- 有形固定資産の耐用年数。当グループは、資産の残存価額と予想耐用年数を検討する際、資産の使用の制限又は多額の資本的支出を必要とする可能性のある気候関連の法律や規制などの気候関連事項を考慮します。詳細については、注記2.3 j) を参照してください。
- 非金融資産の減損。使用価値は、特に気候関連の法律や規制、当グループ製品の需要の変化などの移行リスクによって、さまざまな形で影響を受ける可能性があります。当グループは、気候関連のいずれの仮定も2025年ののれんのテストにおける重要な仮定ではないと結論付けていますが、使用価値の金額を評価する際のキャッシュ・フロー予測における排出費用の増加、当グループの防火設備によって販売される商品の需要の増加、及びリサイクル要件の厳格化に伴うコストの増加の見込みについて考慮しました。詳細については、注記20を参照してください。
- 公正価値の測定。投資不動産及び再評価されたオフィス用不動産について、当グループは物理的リスク及び移行リスクの影響と、投資家が評価においてそれらのリスクを考慮するかどうかを検討します。当グループは、現時点では重大な物理的リスクに晒されていないと考えていますが、投資家は評価において移行リスクの影響、たとえば気候関連の法律や規制による建物のエネルギー効率の要件の強化や、低炭素建築物に対するテナントの需要の高まり等を一定程度考慮するものと考えています。詳細については、注記12を参照してください。
- 廃棄引当金。気候関連の法律や規制の影響は、当グループの工場設備の1つを廃棄する時期と将来の費用を見積る際に考慮されます。詳細な開示については、注記2.3 v) を参照してください。
- 排出権。当グループは毎年無償の排出権を受け取り、その見返りに実際の排出量に相当する当該権利の抹消が義務付けられます。当グループは、付与された排出権に対して純額で負債を認識するアプローチを採用しています。詳細については、注記2.3 v) を参照してください。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

経営者は当グループの連結財務諸表の作成に当たり、収益、費用、資産及び負債の報告金額及びそれに関連する開示ならびに偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが求められます。これらの仮定及び見積りに関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して、重要な修正が必要となる可能性があります。

グループのリスク及び不確実性に対するエクスポージャーに関連するその他の開示は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ■ 資本管理 | 注記 6 |
| ■ 金融商品リスク管理及び方針 | 注記 21.5 |
| ■ 感応度分析に関する開示 | 注記 17, 18, 20, 21.4, 21.5及び32 |

判断

当グループの会計方針を適用する過程において、連結財務諸表で認識される金額に最も重要な影響を与える経営者の判断は以下のとおりです。 IAS 1.122

更新及び解約オプションのある契約についてのリース期間の決定 - (当グループが借手である場合)

当グループは、リースの解約不能期間に加えて、延長オプションの対象期間(当該オプションを行使することが合理的に IFRS 16.18
確実である場合)や解約オプション対象期間(当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)も併せて考慮 IFRS 16.19
することでリース期間を算定しています。

リース契約の一部には、延長オプション及び解約オプションが含まれています。延長オプションの行使又は解約オプションの不行使が合理的に確実かどうかを評価する際には判断を要します。すなわち、当グループは、延長オプションの行使又は解約オプションの不行使に関連する経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある要因を考慮しています。当グループは、開始日後、自らの統制の及ぶ範囲内にあり、かつ延長オプションの行使又は解約オプションの不行使に関連して自らの能力に影響を及ぼすような重大な事象が生じた場合又はそのような状況に重大な変更が生じた場合(例: 大幅な賃借設備の改良の実施又は大幅なリース資産へのカスタマイズの実施)、リース期間を見直しています。

当グループは、解約不能期間が短い(すなわち3年から5年)工場及び機械のリースについては、その延長期間をリース期間の一部に加えています。それらのリースについて、代替品が容易に入手できない場合には、生産に重大な悪影響が生じることになるため、当グループは、通常、延長オプションを行使すると考えています。解約不能期間が長い(すなわち10年から15年)工場及び機械のリースについては、延長オプションの行使が合理的に確実ではないため、その延長期間をリース期間に含めていません。さらに、当グループは、通常、自動車は5年以内でしかリースせず、延長オプションを行使することはないため、自動車のリースに係る延長オプションの対象期間をリース期間に含めていません。また、解約オプションの対象期間は、当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合に限り、リース期間に含めています。

延長オプション又は解約オプションの行使日以降の期間のうち、リース期間に含めていない期間に関する潜在的な賃料についての情報は、注記31に記載しています。

不動産リース契約の分類 - 当グループが貸手である場合

当グループは、投資不動産ポートフォリオについて商業用不動産リース契約を締結しています。当グループは、リース期間が商業用不動産の耐用年数の大部分を占めていないことや、最低リース料の現在価値が商業用不動産の公正価値のほとんどすべてではないことなど、契約の取引条件の評価に基づき、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが当グループに留保されていると判断し、当該契約をオペレーティング・リースとして会計処理しています。

売却目的保有の資産

取締役会は2025年10月1日に、完全子会社である吸管株式会社のゴム事業を廃止する決定を行った旨を公表しました。 IFRS 5.7
取締役会は、以下の理由から同日時点で当該子会社が「売却目的保有」に分類される要件を満たしていると判断しました。 IFRS 5.8

- | | |
|---|-----------|
| ■ 吸管株式会社は現状のままで直ちに買手に売却可能であった | IFRS 5.BA |
| ■ 売却を完了させるための活動は開始されており、当初分類した日から1年以内に完了する予定であった | IFRS 5.9 |
| ■ 潜在的な買手が特定されており、かつ交渉が進行した段階にあり、2025年10月1日時点において両当事者間で意向表明書が合意されている | |

非継続事業に関する詳細については、注記14に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

判断(続き)

ストラクチャード・エンティティの連結

当グループは2025年2月に第三者であるパートナーとともに、消防機器研究所株式会社を設立しました。同社は、土地を取得後、消防機器安全施設の建設及び運営を目的としています。当グループは同社の議決権の20%を保有しています。第三者パートナーは、消防機器安全施設を取得及び建設するために、2025年に約2,700百万円を拠出し、議決権の80%を保有しています。当該パートナーは、このプロジェクトを完了させるため、今後2年間にわたり毎年、約1,000百万円を拠出することを確約しています。工事の完了予定は2027年であり、総工費は約4,700百万円になると見積られています。当該パートナーは、操業を開始すると出資残高に対し22%のリターンを得る権利を有しています。当該パートナーとの契約上の取決めにより、当グループは同社の取締役会メンバーの過半数を任命することができ、かつ、すべての主要な事業上の決定に関して、当グループの承認が必要となります。第4期会計年度末時点で、当該パートナーは出資について100%の返還を得る権利を有しています。実効金利は11%であり、2025年12月31日時点で拠出金額に対する利息累計額は303百万円です。したがって、当グループは、当該パートナーに対して出資に対するリターンを事実上保証しています。工事の完了時点で、消防機器研究所株式会社の運営は当グループのみで行うことになります。

IFRS 12.7(a)
IFRS 12.9
IFRS 12.17
IFRS 12.8
IFRS 12.9
IFRS 12.14

当グループは、契約条件に基づき、同社を支配している者の決定に際して、消防機器研究所株式会社の議決権が決定的な要因とならないと判断しました。さらに、同社の資本(200百万円)は十分でなく、当グループによる資本以外の財務的支援なしでは、同社は活動資金を確保できないと判断しました。

したがって、当グループは、消防機器研究所株式会社がIFRS第10号に基づくストラクチャード・エンティティであり、非支配持分の存在しない状態で当グループが同社を支配していると結論付けました。第三者パートナーの議決権持分は、金融負債として会計処理されます。

よって、当グループの連結財務諸表において消防機器研究所株式会社を連結しており、当該パートナーの持分は長期借入金として計上し、投資に対するリターンは利息費用として計上しています。

当グループが過半数に満たない議決権を保有する事業体の連結(事実上の支配)

当グループは電子部品株式会社の議決権の50%未満しか保有していませんが、同社を支配していると判断しています。これは、当グループが同社の議決権の48%を保有する最大株主であり、(2017年10月1日から2024年12月31日までの株主名簿の記録によると)残りの52%の議決権はその他多くの株主によって広く分散して保有されており、これらの株主の中には1%を超える議決権保有者が存在しないためです。また、当グループが電子部品株式会社を取得した2017年10月1日以降、その他の株主が議決権を共同行使したり、あるいは当グループよりも多くの議決権を得るための協力を行った実績はありません。

IFRS 10.B41,
B42
IFRS 12.7(a)
IFRS 12.8
IFRS 12.9

税金

未使用の税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、当該欠損金を活用できる課税所得が発生する可能性が高い場合に限り認識されます。将来のタックス・プランニング戦略とともに将来予測される課税所得の時期及び水準に基づいて、認識可能な繰延税金資産の金額を算定するために、経営者の重要な判断が求められます。

当グループには、427百万円(2024年:1,198百万円)の繰越欠損金があります。当該欠損金は過年度に赤字を計上した子会社で発生したものであり、期限切れにより消滅することはありませんが、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することはできません。この子会社は、将来加算一時差異を有しておらず、当該欠損金に係る繰延税金資産を認識できる実行可能なタックス・プランニングも存在しません。したがって、当グループは、当該繰越欠損金について繰延税金資産を認識することはできないと判断しました。

IAS 12.81(e)

当グループが、上記の未認識の繰延税金資産をすべて認識した場合には、利益及び資本は128百万円増加します。税金に関する詳細な内容については、注記15に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き） 判断(続き)

IFRS会計基準の注釈

IAS第1号122項は、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上される金額に最も重要な影響を与えているものについて開示しなければならないと定めている。一部の項目については、見積りの不確実性と重要な判断の両方に関連して開示を行う必要がある。企業はそうした項目について最も適切な開示を決定する必要がある。たとえば、当グループは、繰延税金資産に関する開示は、見積りの不確実性にも関連するものの、主に判断に関連していると決定している。

IFRS第12号は、このIAS第1号の一般規定に加え、他の事業体又は取決めへの関与の内容と、企業が関与する共同契約の種類を決定する際に行ったすべての重要な判断及び見積りを開示することを求めている。IFRS第12号7項は、企業が以下を決定するにあたって行った重要な判断と仮定（ならびにそれらの判断及び仮定の変更）に関する情報を開示することを求めている。

- 他の事業体に対する支配を有しているか
- 取決めに対する共同支配又は他の事業体に対する重要な影響力を有しているか
- 取決めが別個の事業体を用いて組成されている場合、共同契約の種類（すなわち、ジョイント・オペレーションかジョイント・ベンチャーか）

企業は、たとえば以下を決定する際に行った重要な判断及び仮定を開示しなければならない。

- 他の事業体の議決権の過半数を保有しているが、当該事業体を支配していないこと
- 他の事業体の議決権の過半数を保有していないが、当該事業体を支配していること
- IFRS第10号に定義される代理人又は本人であること
- 他の事業体の議決権の20%以上を保有しているが、当該事業体に対する重要な影響力を有していないこと
- 他の事業体の議決権の20%未満しか保有していないが、当該事業体に対する重要な影響力を有していること

当グループはIFRS第10号B42項に定められるガイダンスに基づき、過半数に満たない議決権しか保有していないものの、電子部品株式会社を支配していると判断した。

当グループは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有する場合には、IFRS第12号24項から31項の開示を行う必要がある。

気候関連事項の注釈

企業は、気候関連事項が、見積りの算定に用いられる仮定に影響を与える不確実性を創出する場合、気候関連事項についても考慮すべきである。IAS第1号は、翌事業年度中に重要性のある修正につながる重要なリスクを伴う将来及び見積りの不確実性の他の要因に関して、企業が作成する仮定についての情報を開示することを要求している。この情報は、企業が将来に関して行う判断を利用者が理解できるようにすることが意図されている。

期待される開示レベルは法域によって異なる可能性があるため、企業は現地の規制当局の期待も考慮する必要がある。たとえば、規制当局によっては、IAS第1号第112項(c)の要件の広範な理解に基づいて、IAS第1号第123項及びIAS第1号第125項で要求される一般的な開示を超える気候関連事項の影響の開示を期待する場合がある。

気候関連事項の影響は本記載例全体を通じて説明されているが、それだけで重要な判断である、又は当グループにとって見積りの不確実性の主要な原因であると決定されるものではない。ただし、企業はその固有の状況を考慮してこの判断を行う必要がある。詳細なガイダンスについては、弊法人の刊行物「Connected Financial Reporting: Accounting for Climate Change | EY Global」を参照されたい。

見積り及び仮定

将来に関する主要な仮定及び報告日現在における見積りの不確実性に関するその他の主たる要因は、翌年度において資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる重要なリスクを有しており、その内容を以下に記載しています。当グループの仮定及び見積りは、連結財務諸表が作成された際に入手可能なパラメーターに基づいています。ただし、現在の状況と将来の進展に関する仮定は、当グループのコントロールが及ばない市場の変化又は状況により変更される可能性があります。このような変更は、実際に発生した時点で仮定に反映しています。

IAS 1.125

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

見積り及び仮定(続き)

有形固定資産及び投資不動産の再評価

当グループは、投資不動産を公正価値で測定し、公正価値の変動額を連結損益計算書に計上しています。投資不動産については、当該不動産の性質上比較可能な市場データが不足しているため、割引キャッシュ・フロー・モデル（DCF法）に基づく評価技法を使用しました。また、当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産を再評価額で測定し、公正価値の変動額をその他の包括利益に計上しています。オフィス用不動産については、類似する性質、場所及び状態を有する不動産が関係する取引を参照して評価を行いました。当グループは、投資不動産については2024年12月31日現在、日本国に所在するオフィス用不動産については2025年1月1日及び12月31日現在の公正価値を算定するために、独立した専門家による評価を利用しました。

不動産の公正価値及び感応度分析の算定に使用された主要な仮定については、注記17及び注記18に記載しています。

非金融資産の減損

資産又はCGUは、その帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に減損しているとみなされ、回収可能価額は資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額となります。処分コスト控除後の公正価値は、類似資産の独立第三者間で行われる拘束力のある販売取引又は資産の処分に関する増分費用を控除した観察可能な市場価格から入手されるデータに基づいて算定されます。使用価値はDCF法に基づき算定されます。キャッシュ・フローは今後5年間の予算に基づいており、これには当グループがまだ確約していないリストラクチャリングや、減損テストの対象となっているCGUに含まれる資産の性能を高めることになる将来の重要な投資は含まれていません。回収可能価額は、その見積りの際に用いられる見積将来キャッシュ・インフロー及び成長率のみならず、DCF法で使用される割引率によりその金額が大きく左右されます。これらの見積りは、当グループが認識したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産に最も関連性があります。各CGUの回収可能価額の算定に使用された主要な仮定については、感応度分析も含めて、注記20に記載しています。

IAS 36.6

IAS 36.33(b)

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

現在の状況は依然として不確実であるため、過年度からの更新を含め、使用した仮定、その基礎となる証拠及び重要な仮定が変更された場合の影響(感応度分析)について引き続き詳細な開示を行うことが重要である。

判断及び見積りの不確実性の程度や感応度を考慮すると、回収可能価額を見積る上で使用した主要な仮定や行った判断を理解することが特に重要である。

マクロ経済及び地政学的な不確実性は、依然として一部の企業にとって、IAS第36号に従い減損テストを実施すべき契機となる可能性がある。企業は異なるCGUごとに回収可能価額を算定するために使用した主要な仮定を評価する必要がある。減損テストの実施に際して使用価値及び処分コスト控除後の公正価値の算定に使用した主要なインプットは、何らかの影響が生じている場合にはその影響を織り込むために再評価すべきである。

こうした状況でこのような減損テストを実施すべき可能性が高い非金融資産には、有形固定資産、無形資産(耐用年数を確定できない無形資産を含む)、のれん及び棚卸資産がある。

営業債権及び契約資産の予想信用損失に対する引当金

当グループは、営業債権及び契約資産の予想信用損失の算定に引当マトリクスを用いています。引当率は、類似の損失パターンを有するさまざまな顧客セグメントのグループ(すなわち、地域、製品の種類、顧客の種類及び格付けごと、ならびに信用状やその他の信用保険による保全ごと)に係る期日経過日数に基づいています。

IFRS 7.35G

IFRS 7.35F(c)

引当マトリクスは、当グループの過去の観察されたデフォルト率に基づき、将来予測情報を調整して算出しています。たとえば、経済環境(すなわち、GDP)が来年にかけて悪化すると見込まれ、製造業における債務不履行の数が増える可能性があるとして予測される場合、過去のデフォルト率を調整しています。報告日ごとに過去のデフォルト率はアップデートし、将来予測的な見積りの変更を分析しています。

過去のデフォルト率、経済環境の予測及び予想信用損失の間の相関関係の評価は重要な見積りとなります。予想信用損失の金額は、状況の変化及び経済環境の予測の変化により大きく変動する可能性があります。また、過去の信用損失の実績及び経済環境の予測は、顧客の実際の債務不履行を表すものではない可能性があります。当グループの営業債権及び契約資産に係る予想信用損失に関する情報は、注記21に開示しています。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第7号35G項(b)に基づき、企業は将来予測情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか(マクロ経済情報の使用を含む)を開示しなければならない。当グループは、経済環境の予測による重要な影響はないことから、予想信用損失の算定に経済環境の予測をどのように織り込んだのかについて詳細な情報は提供していない。将来予測情報が予想信用損失の算定に重要な影響を与える場合には、より詳細な情報を提供する必要がある。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

見積り及び仮定(続き)

株式報酬

株式報酬の公正価値を見積る際に、当グループは最も適切な評価モデルを決定しなければならず、その決定は株式報酬が付与された取引条件に左右されます。また公正価値の見積りには、ストック・オプション又は株式増価受益権の存続期間、株価の予想ボラティリティ及び配当利回りを含む、評価モデルに対する最も適切なインプットを決定し、それらの要因について仮定を設定することが求められます。当グループは、二項モデルを用いて従業員との現金決済型取引に係る費用を当初測定し、関連する負債の公正価値を算定しています。現金決済型株式報酬取引に関する負債は、決済が行われるまで、各報告期間末時点で再測定する必要があるとあり、公正価値の変動額は損益に計上します。そのため、各報告期間末時点で使用した見積りを再評価する必要があります。持分決済型株式報酬取引の付与日時点での公正価値の測定に関し、当グループは上級幹部に対する制度（SEP）については二項モデル、一般従業員に対するストック・オプション制度（GESP）についてはモンテカルロ・シミュレーションを使用しています。株式報酬取引の公正価値を見積る際に使用された仮定及び評価モデルは、注記33に記載しています。

確定給付制度(年金給付)

確定給付年金制度及びその他の退職後医療給付に要する費用及び年金債務の現在価値は、数理計算上の評価技法を用いて算定されます。数理計算上の評価技法を用いる際に、企業はさまざまな仮定を設定することが求められますが、このような仮定は将来の実績値とは異なる可能性があります。設定すべき仮定には、割引率、将来の昇給率、死亡率及び将来の年金の増加が含まれます。評価の複雑性、及び退職後給付は長期であるという性質から、仮定の変化により確定給付債務の額は大きく変動する可能性があります。すべての仮定は各報告期間の末日に見直しを行っています。

この計算は、割引率の変動に対する感応度が最も高いです。適切な割引率を算定するに当たり、経営者は、退職後給付債務を決済する通貨と同一の通貨建て、国際的に認められた格付け機関によるAA格以上の社債利回りを考慮しています。さらに、当該社債利回りは必要に応じて確定給付債務の見積給付時期と整合させるためにイールド・カーブを用いて推定しています。当グループは、社債の内容を慎重に検討しており、信用スプレッドが過度に大きい銘柄は優良社債に該当しないため、割引率の算定基礎となる社債の母集団から除外しています。

死亡率は、各国で公表されている生命統計表に基づき算定しています。生命統計表は人口統計上の変動に応じて一定期間ごとに変更されます。また、将来の昇給及び年金の増加は、各国の将来の予想インフレ率に基づき算定しています。

使用された仮定に関する詳細については、注記32に記載しています。

金融商品の公正価値測定

連結財政状態計算書に計上された金融資産及び金融負債の公正価値が、活発な市場における相場価格によって測定できない場合には、当該公正価値はDCF法を含む評価モデルを使用して算定されます。評価モデルへのインプットは、可能な場合には観察可能な市場から入手しますが、当該情報の入手が困難な場合には、公正価値の算定上、一定の判断が求められます。この判断には、流動性リスク、信用リスク及びボラティリティといったインプットを考慮すること含まれます。インプットに関係する仮定の変更は、報告される金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があります。詳細は注記21.4に記載しています。

企業結合により生じた条件付対価は、企業結合取引の一環として取得日時点の公正価値で評価されます。条件付対価がデリバティブの定義を満たすことにより金融負債に分類された場合には、当初測定後、各報告日ごとに公正価値で再測定されます。当該公正価値は割引後キャッシュ・フローに基づいて算定されます。主要な仮定として、各業績条件を達成する可能性及び割引要素を考慮しています。詳細は注記8及び注記21.4に記載しています。

消火器株式会社の取得の会計処理にあたり、取得日時点で条件付対価を認識し、その見積公正価値は714百万円でしたが、報告日時点で1,072百万円で再測定しました。将来の動向によっては、当該見積りに追加の修正が必要となる可能性があります。支払いが生じる対価の最高額は1,125百万円です。条件付対価は、その他の金融負債に分類していません。詳細は注記21.2に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

見積り及び仮定(続き)

開発費

当グループは、製品開発プロジェクトの開発費用を資産化しています。当グループにおける開発費の資産化は、技術上及び経済的な実行可能性が確認されたという経営者の判断に基づいて開始されますが、通常は確立されたプロジェクト管理モデルに従って、製品開発プロジェクトにおいてあらかじめ定めたマイルストーンに達した時点となります。経営者は資産化すべき金額の算定に当たって、プロジェクトにおける将来キャッシュ・フロー、適用すべき割引率及び予想される経済的便益の発生期間を予測しています。2025年12月31日現在、資産化された開発費の帳簿価額は、2,178百万円(2024年: 1,686百万円)です。

この金額には、革新的な防災システムの開発に関する重要な投資が含まれています。当該システムを市場で販売するためには、関連する規制当局が発行する安全認証を取得する必要があります。当該製品は革新的内容を含むため、認証の取得可能性については不確実性が存在します。

有形固定資産の耐用年数及び残存価額

当グループは、少なくとも年に1回、有形固定資産の見積残存価額及び見積耐用年数を見直しています。特に、当グループは、見積残存価額及び見積耐用年数の評価において健康、安全及び環境関連の法律に関する影響について考慮しています。さらに、当グループは物理的リスクや移行リスクを含む気候関連事項を考慮しています。具体的には、当グループは、気候関連の法律や規制が、たとえば当グループの化石燃料を使用する機械装置及びその他の設備の使用を禁止又は制限したり、当グループの建物及びオフィス用不動産に追加のエネルギー効率要件を課したりすることによって、耐用年数や残存価額に影響を与える可能性があるかどうかを判断します。

廃棄引当金

2025年の消火器株式会社の取得に関する資産及び負債の識別及び測定の一環として、当グループは同社所有の工場に関連する廃棄引当金を認識しました。引当金の公正価値を算定するに当たって、発生している環境被害を修復するために割引率、工場を解体及び撤去するための見積費用、ならびにその予想発生時期に関する仮定及び見積りが用いられています。予想コストを見積る際、当グループは工場の解体及び撤去のプロセスに影響を与える可能性のある環境関連の法律及び規制の変更を考慮に入れます。2025年12月31日現在における引当金の帳簿価額は、1,221百万円(2024年: ー円)です。当グループは、15年後に費用が発生すると見積り、以下の仮定を基にDCF法を用いて引当金を算定しています。

- 1平方メートル当たりの見積コストの範囲(加重平均): 10,000円 - 25,000円
- 割引率: 14%

引当金の算定に使用する見積税引前割引率が、経営者による見積りよりも1%高かった場合には、当該引当金の帳簿価額は94百万円減少することとなります。

収益認識－返品及び数量リポートに係る変動対価の見積り

IFRS 15.126

当グループは、返品及び数量リポートを伴う電子機器の販売契約に係る取引価格に含める変動対価を見積っています。

当グループは、返品を予測するための統計モデルを作成しました。当該モデルでは、予想返品率を見積るために各製品の過去の返品データを使用しており、当該返品率を、変動対価の期待値の算定に使用します。実績が過去の返品パターンから大きく変動した場合、当グループが見積る予想返品率に影響を与えます。

数量目標が1つの契約に関しては、予想数量リポートを顧客ごとに分析しています。顧客がリポートを受けられる可能性が高いかどうかの決定は、顧客への過去のリポートの付与及び現在までの累積購入量に基づいています。

数量目標が複数ある契約に関しては、予想数量リポートの見積りに統計モデルを適用しています。当該モデルでは、リポートの予想割合及び変動対価の期待値を算定するにあたり、顧客の過去の購入パターン及び顧客に付与された過去のリポートを用いています。実績が、過去の購入パターン及び顧客に付与された過去のリポートから大きく変動した場合、当グループが見積ったリポートの予想割合に影響を与えます。

当グループは、予想される返品及び数量リポートの評価を四半期ごとに更新し、それに応じて返金負債を調整しています。予想される返品及び数量リポートの見積りは、状況の変化により変動しやすく、返品及びリポートに関する当グループの過去の実績は、顧客の将来の返品及び顧客が受けるリポートを表すものではない可能性があります。2025年12月31日現在、予想される返品及び数量リポートに関して6,242百万円(2024年: 5,844百万円)を返金負債として認識しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

見積り及び仮定(続き)

収益認識－独立販売価格の見積り－グッド・ポイント制度

IFRS 15.126

当グループは、・制度により付与されたロイヤルティ・ポイントの独立販売価格を見積っています。付与されたロイヤルティ・ポイントの独立販売価格は、見積りポイント交換率にロイヤルティ・ポイントを現金に換算した金額を乗じて算定しています。ポイント交換率の見積りにおいて、当グループは付与されたものの交換されない部分である権利不行使

を考慮します。当グループは、見積りにおいて、顧客の過去の交換パターンを主要なインプットとする統計的予測手法を用いています。ポイント交換率は四半期ごとに更新し、それに応じて未使用のポイントに係る負債を調整しています。付与したポイントの価値の見積りには、ロイヤルティ・ポイントと将来交換できる製品の構成及び顧客の選好を考慮しています。当グループは、交換可能な製品の独立販売価格と整合する金額をロイヤルティ・ポイントに配分しています（すなわち、各ポイントの価値は、交換可能な製品の独立販売価格を交換に必要なポイント数で除した金額と等しくなります）。

グッド・ポイント制度により付与されるポイントには有効期限がないため、独立販売価格の見積りには重要な不確実性が存在します。顧客の交換パターンに重要な変更があった場合、交換率の見積りに影響します。2025年12月31日現在、未使用のポイントに関して見積られた負債は900百万円（2024年：678百万円）でした。使用した交換率の見積りが経営者の見積りよりも1%高かった場合、未使用のポイントに関して見積られた負債の帳簿価額は、2025年12月31日現在で7百万円（2024年：5百万円）増加することとなります。

リース－追加借入利子率の見積り

IFRS 16.26

当グループは、リースの計算利子率を容易に算定できないため、自らの追加借入利子率を使用してリース負債を測定しています。追加借入利子率とは、当グループが同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率をいいます。したがって、追加借入利子率は当グループが「支払わなければならないであろう利率」を反映するため、観察可能な利率が入手できない場合（借入取引を行っていない子会社の利率など）やリースの条件を反映して利率を調整する必要がある場合（たとえば、リース契約が子会社の機能通貨建てでない場合など）には見積りが必要になります。当グループは、入手可能な場合は観察可能なインプット（市場利子率など）を用いて、それに企業固有の見積り（子会社単独の信用格付など）を加えて追加借入利子率を算定する必要があります。

IFRS会計基準の注釈

IAS 第1号により、財務諸表の作成過程において行った重要な判断（IAS 第1号 122項）及び著しい不確実性を伴う重要な見積り（IAS 第1号 125項）について、開示が求められる。この開示規定は、他のIFRS会計基準（たとえば、IAS 第37号）で存在する規定に優先するものである。

これらの開示は、予測可能な将来の期間において最も変動する傾向にある財務諸表項目を強調するため、財務諸表において重要な情報源となる。したがって、提供される情報は財務諸表の利用者が予想される重要な変動の影響を理解する一助となるように、十分に詳細なものでなければならない。

当グループは、参考として、重要な判断及び見積りについて通常求められるものより多く、また潜在的に意思決定に有用となるものを多く開示している。IAS 第1号の下では、「重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に関する注記で開示すべき項目は、財務諸表に認識された金額に最も重要な影響を及ぼしている判断、及び翌連結会計年度において、資産及び負債に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある見積りのみである。

このような観点から、どのような判断及び見積りがIAS 第1号の要求により最も重要であるかを慎重に評価し、財務諸表の利用者がそのような判断及び不確実性を伴う見積りによる影響を理解できるような開示を行うことが重要である。重要性のある修正を生じる重要なリスクがない判断及び不確実性を伴う見積りについての開示は、財務諸表を煩雑にする可能性があり、主要な判断及び不確実性を伴う見積りを特定する上で利用者の有用性を低下させることになる。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

判断及び見積りの不確実性の水準や感応度を考慮すると、使用した仮定及び行った判断のうち主要なものを明確に開示することが、当年度のマクロ経済及び地政学的な不確実性の下で作成される財務諸表では特に重要である。前年度時点の想定に関してはすでに更新しているかもしれないが、その他の領域においても判断及び見積りを行う必要性が生じる可能性があるため、企業は既存の判断及び見積りを再度慎重に検討すべきである。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益

4.1 収益の内訳

顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

IFRS 15.114-115

2025年12月31日終了年度			
セグメント	防火設備 百万円	電子機器 百万円	合計 百万円
財又はサービスの種類			
防火設備の販売	85,438	－	85,438
電子機器の販売	－	69,263	69,263
据付サービス	17,131	－	17,131
その他*	7,226	－	7,226
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058
地域別			
日本国	76,413	50,421	126,834
米国	33,382	18,842	52,224
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058
収益の認識時期			
一時点で移転される財及びサービス	90,141	69,263	159,404
一定期間にわたり移転されるサービス	19,654	－	19,654
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058

* 調達サービス及びサービス型の製品保証からの収益を含む。

2024年12月31日終了年度			
セグメント	防火設備 百万円	電子機器 百万円	合計 百万円
財又はサービスの種類			
防火設備の販売	69,107	－	69,107
電子機器の販売	－	66,621	66,621
据付サービス	16,537	－	16,537
その他*	6,823	－	6,823
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088
地域別			
日本国	62,239	48,968	111,207
米国	30,228	17,653	47,881
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088
収益の認識時期			
一時点で移転される財及びサービス	73,696	66,621	140,317
一定期間にわたり移転されるサービス	18,771	－	18,771
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088

* 調達サービス及びサービス型の製品保証からの収益を含む。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益（続き）

4.1 収益の内訳（続き）

IFRS 15.115

以下は、顧客との契約から生じる収益とセグメント情報（注記5）で開示した情報との調整表です。

	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	防火設備 百万円	電子機器 百万円	防火設備 百万円	電子機器 百万円
収益				
外部収益	139,842	69,263	121,905	66,621
セグメント間収益	—	7,465	—	7,319
	139,842	76,728	121,905	73,940
セグメント間の調整及び相殺	(30,047)	(7,465)	(29,438)	(7,319)
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	92,467	66,621

IFRS会計基準の注釈

当グループは、収益の分解を顧客に提供される財又はサービスの種類、地域、ならびに財及びサービスの移転時期ごとに開示している。企業は、自身の事業にとって最も意味のある企業固有及び（又は）業界固有の要因（内部報告及び株主に対する外部報告など）に基づきこの判断を行う必要がある。

当グループは、収益の分解と、各報告セグメントについて開示された収益情報の調整表を開示している。セグメント情報の開示において、収益の分解を開示することが適切となる場合もある。

4.2 契約残高

	2025年 12月31日 百万円	2024年 12月31日 百万円	2024年 1月1日 百万円
営業債権（注記 23）	25,672	22,290	25,537
契約資産	4,541	5,180	3,450
契約負債（注記 29）	5,842	3,374	2,528

IFRS 15.116(a)

子会社を取得したことにより、2025年は営業債権が1,716百万円（2024年：853百万円）増加しました（注記8）。2025年において、営業債権に係る予想信用損失に対して引当金を179百万円（2024年：71百万円）認識しています。

IFRS 15.117

IFRS 15.118

契約資産は、未完了の据付サービスに係る収益に関するものです。そのため、当該勘定の残高は、年度末時点で完了していない据付サービスの件数に応じて変動します。2025年において、契約資産に係る予想信用損失に対して引当金を6百万円（2024年：5百万円）認識しています。

IFRS 15.117

IFRS 15.118

契約負債には、特別な防火設備に対する長期前受金と、据付サービスの提供に対する短期前受金のほか、期限前のサービス型製品保証及び、ポイント交換前のロイヤルティ・ポイントに配分された取引価格が含まれています。当グループの顧客が継続的に増加したことから、これらの勘定残高は2025年及び2024年に増加しています（注記29）。

IFRS 15.117

IFRS 15.118

契約負債が2025年に著しく増加したのは、主に当年度中に長期前受金2,200百万円を顧客から受領したことによります。2025年に、長期前受金について利息109百万円（2024年：62百万円）が認識されたことで契約負債の残高が増加しました（注記13.3）。子会社の取得によっても2025年に契約負債が428百万円（2024年：ゼロ）増加しています（注記8）。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益（続き）

4.2 契約残高（続き）

下記の項目から認識された収益の金額は、以下のとおりです。

	2025年 百万円	2024年 百万円	
期首時点で契約負債に含まれていた金額	2,486	1,836	IFRS 15.116(b)
過年度に充足した履行義務	516	252	IFRS 15.116(c)

IFRS会計基準の注釈

IFRS第15号116項では、区分して表示又は開示されていない場合、顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高を開示することが要求されている。当グループは、この規定に従うために、2024年1月1日現在の残高を表示している。

当グループは、顧客との契約から生じた債権を他の債権と区分して開示している。IFRS第15号の適用範囲に含まれない契約から生じた重要な債権がある場合には、これらの残高を区分して開示する必要がある。たとえば、リース契約に関する債権を、顧客との契約に関する債権とは区分して開示しなければならない場合がある。

IFRS第15号116項では、「期首現在の契約負債残高のうち、当報告期間に認識した収益」及び「過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当報告期間に認識した収益」を開示することも要求されている。企業は、これを表形式又は説明形式で表示することができる。

当グループは、契約残高及び当期中の契約残高の変動について定量的及び定性的開示を行っている。企業は、最も適切と思われる方法（表と説明情報を組み合わせる方法が含まれる）で契約残高及び契約残高の変動に関する情報を開示することが認められている。

4.3 返品権に係る資産及び返金負債

	2025年 百万円	2024年 百万円	
返品権に係る資産	1,124	929	IFRS 15.B21(c)
返金負債			IFRS 15. 21(b)
遡及適用した数量リポートから生じたもの	4,658	4,504	
返品権から生じたもの	1,584	1,340	
	6,242	5,844	

4.4 履行義務

当グループの履行義務に関する情報は以下のとおりです。

IFRS 15.119

防火設備

通常、履行義務は防火設備を引き渡した時点で充足され、支払期限は通常30日から90日です。

製造期間が2年間となる防火設備を引き渡す履行義務に関しては、設備の引渡し時に現金販売価格に等しい対価を支払う方法と、契約締結時にそれより低い対価を支払う方法の2つの選択肢が顧客に与えられています。顧客が前払いを選択した場合、これらの契約には、重要な金融要素が存在していることになります。

一部の契約では、販売時に存在する欠陥を修理する以上の保証を与える1年間の製品保証を顧客に提供しています。この製品保証は別個の履行義務として会計処理され、取引価格の一部が配分されます。製品保証サービスに係る履行義務は、時の経過に基づき保証期間にわたり充足されます。

電子機器

履行義務は電子機器を引き渡した時点で充足され、支払期限は通常30日から90日です。電子機器に係る契約の中には、顧客に返品権及び数量リポートが与えられるものがあり、これらの返品権及び数量リポートにより、変動対価に制限が課されます。

顧客にはロイヤルティ・ポイントが付与されていますが、このロイヤルティ・ポイントに取引価格の一部が配分されています。収益は、ポイント交換時に認識されます。

また、当グループは、交換されるポイントの見積りを四半期ごとに見直しており、契約負債残高の調整額は収益として計上しています。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益（続き）

4.4 履行義務（続き）

据付サービス

履行義務は一定期間にわたり充足され、通常、据付を完了し、顧客が検収を行った時点で支払いが行われます。一部の契約では、据付サービスを提供する前に短期前払金が要求されます。

調達サービス

当グループは、顧客に代わって、海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を有しています。これらの契約において、当グループは代理人として行動していることになり、顧客が防火設備を受領した時点で履行義務が充足され、支払いが行われることとなります。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第15号は、履行義務に関してより記述的な情報を提供することを求めている。IFRS第15号119項では、以下のすべての記述を含めることが要求されている。

- 企業が履行義務を充足する通常の時点（たとえば、出荷時、引渡時、サービスを提供するにつれて、あるいはサービスの完了時）。請求済未出荷契約において履行義務が充足される時点を含む。
- 重要な支払条件（たとえば、通常の支払期限、契約に重要な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りがIFRS第15号56項から58項に従って通常制限されるかどうか）
- 企業が移転を約定した財又はサービスの内容（他の当事者が財又はサービスを移転するように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人として行動する場合）を強調する）
- 返品及び返金の義務ならびにその他の類似の義務
- 製品保証及び関連する義務の種類

当グループは、要求されるこれらの情報を注記のこのセクションで提供している。これは、IFRS第15号119項の開示規定に従う1つの方法であり、企業は、要求されているこれらの情報を、会計方針の開示の一部として開示することを決定する場合もある。説明のため、注記のこのセクションに含まれた情報の大半は、会計方針の開示にも含まれている。

12月31日現在で、残存する履行義務（未充足又は部分的に未充足の履行義務）に配分されている取引価格は以下のとおりです。

IFRS 15.120

IFRS 15.120(b)(i)

	2025年	2024年
	百万円	百万円
1年以内	12,915	8,793
1年超	7,216	2,152
	<u>20,131</u>	<u>10,945</u>

IFRS 15.120(b)(ii)

履行義務の充足まで1年超と見込まれる残存する履行義務は、2年以内に充足される特別な防火設備の引渡し及びカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関連するものです。カスタマー・ロイヤルティ・ポイントに失効はなく、ポイント交換は2年を超える可能性があります（注記29）。それ以外のすべての残存する履行義務は1年以内に認識される見込みです。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第15号121項の実務上の便法により、企業は、当初の予想期間が1年以内の契約、又は請求する権利に係るIFRS第15号B16項の実務上の便法の要件を満たしている契約に関し、残存する履行義務の金額を開示しないことができる。この実務上の便法を使用する場合は、その旨を開示する必要がある。

当グループは、残存する履行義務に関する情報の開示に定量的アプローチを用いており、当該実務上の便法を適用していない。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報

当グループは、経営管理目的で、製品及びサービスに基づく複数の事業単位から構成されており、以下の3つの報告セグメントを有しています。 IAS 1.138(b)
IFRS 8.22(a)
IFRS 8.22(b)

- 防火設備部門は、消火器、防火設備、耐火素材の製造及び設置を行っています。
- エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニクス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。
- 投資不動産部門は、当グループが所有している事務所及び工場の賃貸を行っています。

上記の報告セグメントの決定に際して、集約された事業セグメントはありません。

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 8 号 22(a) 項は、事業セグメントを集約するかどうかを判断する際の要因と共に、組織化の基礎を含む報告セグメントを識別するために用いた要素を開示することを求めている。事業セグメントは、その経済的特徴が類似する場合には、長期的に同様の財務業績を示すことが多い。たとえば、2 つの事業セグメントの経済的特徴が類似する場合、長期平均売上総利益率は同じになると見込まれる。セグメントの経済的特徴が類似しており、かつ、以下についても各セグメントが類似する場合、複数の事業セグメントを 1 つの事業セグメントに集約できる可能性がある。

- (a) 製品及びサービスの性質
- (b) 生産プロセスの性質
- (c) 顧客の類型又は種類
- (d) 製品の流通方法又はサービス提供方法
- (e) 該当する場合には、規制環境の性質(たとえば銀行、保険又は公益事業)

この判定には、企業の状況に関する判断が必要になる。当グループには集約された事業セグメントは存在しないが、仮に存在する場合には、集約の基礎に関する開示を行う必要がある。

経営管理委員会は、当グループの最高経営意思決定者に該当し、資源の配分及び業績評価に関する意思決定を行うために、事業単位の財務業績を個別にモニタリングしています。セグメントの業績は税引前損益に基づき評価され、その測定方法は連結財務諸表における税引前損益の測定方法と同一です。ただし、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社の業績は比例連結法を用いて評価しています。資金調達(金融費用、金融収益及びその他の収益を含む)及び法人所得税はグループ全体で管理されていることから、事業セグメントには配分していません。 IFRS 8.27(b)

事業セグメント間の振替価格は、第三者との取引に準じた独立当事者間取引条件に基づいています。 IFRS 8.27(a)

2025年12月31日に 終了する年度

	防火設備	エレクトロニクス	投資不動産	セグメント合計	調整及び消去	連結	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
収益							
外部収益	139,842	69,263	1,404	210,509	(30,047)	180,462	IFRS 8.23(a)
セグメント間収益	-	7,465	-	7,465	(7,465)	-	IFRS 8.23(b)
収益合計	139,842	76,728	1,404	217,974	(37,512)	180,462	
売上原価	(103,343)	(66,404)	(138)	(169,885)	33,316	(136,569)	IFRS 8.23(f)
販売及び流通費用	(8,982)	(4,928)	(91)	(14,001)	-	(14,001)	IFRS 8.23(f)
管理費(注記13.9)	(11,734)	(6,750)	(118)	(18,602)	312	(18,290)	IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(3,852)	(489)	-	(4,341)	-	(4,341)	IFRS 8.23(e) IFRS 8.23(i)
のれんの減損損失(注記20)	-	(200)	-	(200)	-	(200)	IAS 36.130(d)(ii)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分相当額(注記10, 11)	83	-	-	83	588	671	IFRS 8.23(g)
報告セグメントの税引前利益	9,667	2,968	321	12,956	(1,868)	11,088	IFRS 8.23
報告セグメント資産	78,454	44,814	8,893	132,161	15,252	147,413	IFRS 8.23
報告セグメント負債	33,191	7,252	1,704	42,147	44,583	86,730	IFRS 8.23
その他の開示項目							
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資(注記10, 11)	3,187	-	-	3,187	-	3,187	IFRS 8.24(a) IFRS 8.24(b)
資本的支出	7,325	2,842	1,216	11,383	-	11,383	

5. セグメント情報 (続き)

連結財務諸表の注記

連結手続において消去されたセグメント間収益は、「調整及び消去」の欄に含まれています。他のすべての調整及び消去項目は、以下に示す調整表に含まれています。

2024年12月31日に 終了する年度	防火設備	エレクトロニクス	投資不動産	セグメント合計	調整及び消去	連結	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
	修正再表示			修正再表示		修正再表示	
収益							
外部収益	121,905	66,621	1,377	189,903	(29,438)	160,465	IFRS 8.23(a)
セグメント間収益	-	7,319	-	7,319	(7,319)	-	IFRS 8.23(b)
収益合計	121,905	73,940	1,377	197,222	(36,757)	160,465	
売上原価	(100,736)	(59,827)	(480)	(161,043)	32,657	(128,386)	IFRS 8.23(f)
販売及び流通費用	(8,013)	(4,860)	(91)	(12,964)	-	(12,964)	IFRS 8.23(f)
管理費(注記13.9)	(7,424)	(4,959)	(84)	(12,467)	456	(12,011)	IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(2,860)	(610)	-	(3,470)	(324)	(3,794)	IFRS 8.23(e)
有形固定資産の減損損失 (注記17)	(301)	-	-	(301)	-	(301)	IFRS 8.23(i) IAS 36.129
関連会社及びジョイント・ベン チャーの利益に対する持分 相当額(注記10, 11)	81	-	-	81	557	638	IFRS 8.23(g)
報告セグメントの税引前利益	4,387	5,396	314	10,097	(1,217)	8,880	IFRS 8.23
報告セグメント資産	61,747	40,409	7,983	110,139	526	110,665	IFRS 8.23
報告セグメント負債	30,167	4,066	1,688	35,921	28,902	64,823	IFRS 8.23
その他の開示項目							
関連会社及びジョイント・ベン チャーに対する投資 (注記10, 11)	2,516	-	-	2,516	-	2,516	IFRS 8.24(a)
資本的支出	4,068	3,513	1,192	8,773	-	8,773	IFRS 8.24(b)

IFRS会計基準の注釈

2024年7月、IFRS第8号第23項に関するアジェンダ決定がIFRS解釈指針委員会により公表された。アジェンダ決定が指摘しているとおり、優良工業株式会社における経営管理委員会のように、グループの最高経営意思決定者(以下、CODM)が、連結損益計算書に含まれる特定のその他の項目(減価償却費及び償却費等)を定期的にレビューしている場合には、それらがセグメント損益の測定に含まれていなくても、追加の開示が求められる。CODMは、報告セグメントについて、CODMによってレビューされた指標に含まれている場合、たとえ個別にレビューされていない場合でも、その金額を開示することが求められる。例として、優良工業株式会社はIFRS第8号第23項に従って具体的に要求される情報を開示しているが、これらの開示のうち1つまたは複数が重要でない可能性がある。指定された開示とは別に、IFRS第8号第23項(f)は、セグメント収益及び費用のうち重要性がある項目の開示を要求している。この要件は、IAS第1号第97項に従って、すべての重要性がある収益又は費用の項目に適用されるが、IAS第1号第98項に定められている「異常な」又は「非経常的な」項目に限定されるものではない。当グループは、収益又は費用の項目に係るセグメント金額が当該企業の特定の状況において重要性があるかどうかを、定性的及び定量的要因を考慮して評価している。特に、当グループは、関連するすべての事実及び状況に基づき、販売及び流通費用並びに管理費について、重要性があると判断した。重要性の判断は、当グループの財務諸表全体の観点から評価され、判断が必要となる。

調整及び消去

金融費用、金融収益、その他の収益、及び金融資産の公正価値の変動による評価損益は、原資産がグループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

IFRS 8.28

また、当期税金、繰延税金ならびに特定の金融資産及び負債も、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

資本的支出は、有形固定資産、無形資産及び投資不動産の増加から構成されており、子会社の買収により取得した資産も含めています。

セグメント間収益は連結時に消去しています。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

税引前利益の調整

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	IFRS 8.28(b)
		修正再表示	
報告セグメントの税引前利益	12,956	10,097	
金融収益(注記 13.4)	202	145	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた利得(注記 13.1)	850	-	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた損失(注記 13.2)	(1,502)	-	
金融費用(注記 13.3)	(1,366)	(1,268)	
その他の収益(注記 13.5)	98	66	
セグメント間売上(消去)	(150)	(160)	
継続事業からの税引前利益	<u>11,088</u>	<u>8,880</u>	

資産の調整

報告セグメント資産

繰延税金資産(注記 15)	389	365
関連会社への貸付金(注記 21.1)	200	-
取締役への貸付金(注記 21.1)	13	8
デリバティブ	1,102	153
売却目的で保有する資産(注記 14)	13,554	-

資産合計

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	IFRS 8.28(c)
報告セグメント資産	132,119	110,139	
繰延税金資産(注記 15)	389	365	
関連会社への貸付金(注記 21.1)	200	-	
取締役への貸付金(注記 21.1)	13	8	
デリバティブ	1,102	153	
売却目的で保有する資産(注記 14)	13,554	-	
資産合計	<u>147,377</u>	<u>110,665</u>	

負債の調整

報告セグメント負債

繰延税金負債(注記 15)	2,454	607
未払法人所得税	3,511	3,563
利付ローン及び借入金	22,806	24,478
デリバティブ	2,687	254
売却目的で保有する資産に直接関連する負債(注記 14)	13,125	-

負債合計

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	IFRS 8.28(d)
報告セグメント負債	42,027	35,921	
繰延税金負債(注記 15)	2,454	607	
未払法人所得税	3,511	3,563	
利付ローン及び借入金	22,806	24,478	
デリバティブ	2,687	254	
売却目的で保有する資産に直接関連する負債(注記 14)	13,125	-	
負債合計	<u>86,610</u>	<u>64,823</u>	

地域別情報

外部収益

日本国	128,238	112,584
米国	52,224	47,881

合計

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	IFRS 8.33(a)
外部収益		修正再表示	
日本国	128,238	112,584	
米国	52,224	47,881	
合計	<u>180,462</u>	<u>160,465</u>	

上記の収益情報は、顧客の所在地に基づいています。

防火設備部門における特定顧客(1件)への販売から生じた収益は、25,521百万円(2024年:21,263百万円)です。

IFRS 8.34

IFRS 8.33(b)

非流動資産

日本国	40,934	29,684
米国	9,865	7,821

合計

	2025年	2024年
	百万円	百万円
非流動資産		
日本国	40,934	29,684
米国	9,865	7,821
合計	<u>50,799</u>	<u>37,505</u>

上記の非流動資産は、有形固定資産、使用権資産、投資不動産及び無形資産から構成されています。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

IFRS会計基準の注釈

利息収益及び利息費用はグループ全体で管理され、CODMに対して事業セグメントレベルで報告されていない。このため、これらの項目はセグメントごとに開示していない。事業セグメントに関する資産及び負債の開示が必要となるのは、当該指標がCODMに対して報告されている場合のみである。当グループは事業セグメントに関する資産及び負債に関する情報をCODMに報告している。報告セグメントに含まれないその他の事業活動（たとえば財務）は個々の事業セグメントを構成することはないが、「その他のすべてのセグメント」の区分で表示される場合がある（IFRS第8号16項）。又は、このような事業の業績は「調整及び消去」に織り込まれることもある。

当グループにおける内部報告はIFRS会計基準に準拠して行われている。セグメントに関する開示は、内部報告がIFRS会計基準以外の基準（たとえば、各国の会計基準又は税務基準）に基づいて作成されている場合には、相当程度詳細になり、かつ分量も多くなる可能性がある。その場合には、内部報告用の項目と外部報告に使用された項目間の調整表を表示する必要がある。

当グループは、2024年に、ある事業セグメントを非継続事業に分類している。IFRS第8号「事業セグメント」は、セグメントに関する開示を非継続事業にも適用するかどうかについてのガイダンスを定めていない。処分されたセグメントは重要であるものの、当グループは当該セグメントの業績をIFRS第8号に基づくセグメント情報において開示していない。IFRS第5号5B項では、IFRS第5号以外のIFRS会計基準の規定は、非継続事業に適用される具体的な開示を定めている場合を除き、非継続事業に適用されることはないと定められている。IFRS第8号では非継続事業について言及していないため、非継続事業を報告セグメントとして開示する必要はない。これは、たとえCODMが処分されるまで非継続事業の監視を継続している場合であっても当てはまる。しかし、企業が任意で非継続事業に関する情報を開示することは禁止されていない。

当グループのCODMは、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS第11号「共同支配の取決め」に従い、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は、連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

6. 資本管理

当グループの資本管理の目的上、資本とは、発行済資本金、転換条項付優先株式、株式払込剰余金、及び親会社株主に帰属するすべてのその他の資本剰余金を含みます。当グループの資本管理の主たる目的は、株主価値を最大化することです。

IAS 1.134
IAS 1.135

当グループは、経済情勢の変化や財務制限条項の規定に照らして、資本構成を管理しています。資本構成を維持又は調整するために、当グループは株主に支払う配当金の調整、株主への資本の返還、又は新株発行を行うことがあります。当グループはギアリング・レシオ（純負債を資本合計と純負債の合計で除したもの）に基づき資本を管理しています。当グループの方針は、ギアリング・レシオを20%から40%の間に維持することです。当グループは、純負債を、非継続事業に関するものを除く、利付借入金、営業債務及びその他の債務から現金及び短期性預金を控除して算定しています。当グループは運転資本を管理するためにサプライヤー・ファイナンス契約を締結しています。詳細については、注記21.5及び注記30を参照してください。

	2025年 百万円	2024年 百万円
		修正再表示
利付借入金（転換条項付優先株式を除く）（注記21.2）	22,201	23,811
営業債務及びその他の債務（注記30）	16,969	20,023
控除：現金及び短期性預金（注記24）	(17,528)	(14,916)
純負債	21,642	28,918
転換条項付優先株式（注記21.2）	2,778	2,644
資本	58,357	45,102
資本合計	61,135	47,746
資本及び純負債	82,777	76,664
ギアリング・レシオ	26%	38%

当グループは、資本管理の全般的な目的を達成するために、資本を管理する上で、特に利付借入金に付されている資本構成に関する財務制限条項の遵守に留意しています。当該財務制限条項に違反があった場合、銀行は融資を即時に引き上げることが認められています。なお、当期において利付借入金に係る財務制限条項に違反はありません。

2024年及び2025年12月31日に終了する各年度において、当グループの資本管理に関する目的、方針及び手続に変更はありません。

連結財務諸表の注記

6. 資本管理（続き）

IFRS会計基準の注釈

IAS第1号134項及び135項は、資本管理に関する企業の目的、方針及び手続に関する定性的情報及び定量的情報の開示を求めている。当グループは、資本を監視するための指標としてギアリング・レシオを用いているため、これを開示している。また、当グループは、資本と純負債の両方が適切な資金調達要素であり、資本管理の対象であると考えている。しかし、企業によっては、他の指標や異なる種類のギアリング・レシオの方がより適切な場合もある。

IFRS第7号18項及び19項により、期末時点及び期中における債務不履行や契約違反について開示することが求められる。債務不履行や契約違反がない場合の開示に関する明確な規定は存在しないが、当グループは、財務諸表の利用者にとってそのような情報が有用であると考えたことから、財務制限条項により課せられる資本の制限について開示している。当グループは、契約違反が生じる可能性は低いと見做され、財務制限条項に関する追加情報を提供していない。

7. グループ情報

子会社

当グループの連結財務諸表には、以下の子会社の財務諸表が含まれています。

名称	主な事業活動	設立国	持分(%)		
			2025年	2024年	
消火器株式会社	防火設備	日本国	80	－	IFRS 12.9
火花株式会社	防火設備	日本国	95	95	
消防機器研究所株式会社	防火設備	日本国	100*	－	
Wireworks Inc.	防火設備	米国	98	98	
Sprinklers Inc.	防火設備	米国	100	100	
電球株式会社	エレクトロニクス	日本国	87.4	80	IFRS 12.9
吸管株式会社	ゴム設備	日本国	100	100	
電子部品株式会社	エレクトロニクス	日本国	48**	48	

*優良工業株式会社が保有する消防機器研究所株式会社に対する持分は20%ですが、その100%を連結しています。消防機器研究所株式会社に対する持分の詳細については注記3に記載しています。

**優良工業株式会社は、事実上の支配に基づいて連結を行っています。詳細は注記3に記載しています。

持株会社

優良工業株式会社の最上位の親会社は、S. J. Limitedです。同社は優良工業株式会社の普通株式の58.22%(2024年:57.55%)を所有しており、日本国に拠点を置き、株式を上場しています。

当グループに対して重要な影響力を有する企業

International Fires P.L.C.は、優良工業株式会社の普通株式の31.48%(2024年:31.48%)を所有しています。

関連会社

当グループは電力消火機器株式会社の持分の25%(2024年:25%)を所有しています。詳細は注記11に記載しています。

当グループが共同支配投資企業である共同契約

当グループは、タ立株式会社の持分の50%(2024年:50%)を所有しています。詳細は注記10に記載しています。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第12号10(a)項は、企業集団の構成に関する情報の開示を求めている。上記の表は、当グループの子会社に関する情報を示しているが、この開示はすべての子会社を対象としているわけではなく、重要な子会社についてのみ求められている点に留意されたい。上記の表は、IFRS第12号の規定を満たす1つの例を示したにすぎない。現地の法律や上場基準によっては、重要性に関係なく、すべての子会社の一覧を開示することが求められる場合がある。

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得

2025年における取得

IFRS 3.59-60

消火器株式会社取得

IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)

2025年5月1日、当グループは消火器株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、防火設備部門における顧客向け製品の品揃えを大幅に拡充するため、同社を買収しました。

当グループは、被取得企業の非支配持分について公正価値で測定する方法を選択しました。

IFRS 3.B64(o)(i)

取得資産及び引受負債

取得日現在の消火器株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された公正価値	IFRS 3.B64(i) IAS 7.40(d)
資産	百万円	
有形固定資産(注記 17)	7,042	
使用権資産(注記 31)	248	
現金及び現金同等物	230	IAS 7.40(c)
営業債権(注記4)	1,716	
棚卸資産	3,330	
特許権及びライセンス(注記19)	1,200	
	13,766	
負債		
営業債務	(1,901)	
リース負債(注記31)	(213)	
契約負債(注記4)	(428)	
偶発負債(注記27)	(380)	
リストラクチャリング引当金(注記27)	(900)	
廃棄引当金(注記27)	(1,200)	
繰延税金負債(注記15)	(1,511)	
	(6,533)	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	7,233	
公正価値で測定した非支配持分	(1,547)	IFRS 3.B64(o)(i)
取得から生じたのれん(注記19)	2,231	
移転された対価	7,917	IAS 7.40(a)

営業債権の取得日公正価値は1,716百万円、額面総額は1,754百万円であり、契約金額は全額回収可能であると見込まれます。

IFRS 3.B64(h)

当グループは、取得日における残存リース料の現在価値を用いて引き受けたリース負債を測定しました。使用権資産は、リース負債と同額で測定した上で、市場の条件と比較して有利なリースの条件を反映するように調整しました。

IFRS 3.28B

IFRS会計基準の注釈

IFRS第3号28B項に基づき、リース負債は、取得したリースが取得日現在で新規のリースであるかのように、残りのリース料の現在価値で測定される必要がある。すなわち、取得企業は、IFRS第16号におけるリース負債の当初測定に関する規定を適用し、取得日現在の残りのリース料の現在価値を用いる。リース契約の条件が市場の条件と乖離している場合、使用権資産は、リース負債と同額で測定した上で、市場の条件と比較して有利又は不利な当該リースの条件を反映するように調整する。したがって、取得企業は、市場の条件と比較して有利又は不利なリースの条件について個別に無形資産又は負債を認識しない。

当グループによる取得に先立ち、消火器株式会社は複数の製品ラインを廃棄する意思決定を行いました(詳細は注記27を参照)。その結果、認識されたリストラクチャリング引当金は、企業結合直前の消火器株式会社の現在の債務であり、リストラクチャリング計画の実行は、当グループによる取得が条件となっているものではありません。

繰延税金負債は、主に有形固定資産及び無形資産の税務上の加速償却に係る税効果によるものです。

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

取得資産及び引受負債（続き）

また、2,231百万円ののれんは、個別には認識要件を満たさない、取得から生じることが期待されるシナジー効果と顧客リストの価値から構成されており、すべて防火設備セグメントに配分されています。取得に際して課された契約条件により、顧客リストは分離可能ではないため、IAS第38号に基づく無形資産としての認識要件を満たしていません。認識されたのれんは税法上、損金算入できないと見込まれます。

IFRS 3.B64(e)

IFRS 3.B64(k)

偶発負債は取得日に評価し、公正価値である380百万円で認識しました。その内容は、決められた技術仕様を満たしていなかったために、当グループが検収及び支払いを拒否している商品に関する供給業者からの支払請求です。当該請求が認められるか否かは調停の結果次第であり、2026年後半までは決着しないことが見込まれます。報告日において、期待値を基に当該偶発負債を再評価した結果、帳簿価額は400百万円であると判断しました（注記27を参照）。取得日の公正価値からの変動額は純損益で認識しています。

IFRS 3.B64(j)

IFRS 3.56(a)

IAS 37.85

非上場企業である消火器株式会社の非支配持分の公正価値の見積りには、収益還元法を使用しています。当該公正価値測定は、市場で観察されない重要なインプットを基礎として行っています。公正価値測定の見積りに使用した重要なインプットは、以下のとおりです。

IFRS 3.B64(o)(ii)

- 使用した割引率：14%
- ターミナル・バリュー（最終価値）：将来の収益を決定する際に使用された長期持続可能な業界成長率（2%－4%）を用いて算定
- 再投資率：利益の60%

当グループの連結損益計算書には、取得日以降に消火器株式会社から生じた収益17,857百万円及び継続事業からの税引前純利益750百万円が含まれています。この企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は22,582百万円、継続事業からの税引前利益は1,285百万円となります。

IFRS 3.B64 (q)(i)

IFRS 3.B64 (q)(ii)

移転された対価

発行された株式の公正価値

条件付対価に係る負債

移転された対価合計

百万円

7,203

714

7,917

IFRS 3.B64 (f)(iv)

IFRS 3.B64(f)(iii)

IAS 7.40(a)

取得に伴うキャッシュ・フローの内訳

取得に関する取引費用（営業活動によるキャッシュ・フローに含まれる）

取得した子会社における正味現金（投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる）

株式発行に伴う取引費用（財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる（税引後））

取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー

(600)

230

(32)

(402)

IAS 7.40(c)

当社は、消火器株式会社における80%の持分の対価として2,500,000株の普通株式を発行しました。1株当たりの公正価値は取得日における当社株式の市場相場価格を参照し、2,880円と算定されたことから、発行対価の公正価値は7,203百万円となります。

IFRS 3.B64 (f)(iv)

取引費用である600百万円は費用処理され、管理費に計上されています。また、株式の発行に直接起因する費用である32百万円は、株式払込剰余金から控除して資本に直接計上しています。

IFRS 3.B64(m)

条件付対価

取得契約の一部として、消火器株式会社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。以下のいずれかの条件を満たした場合、当グループは前所有者に対して追加的な支払いを行います。

IFRS 3.B64 (g)(ii)

IFRS 13.93(h)(ii)

a) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500百万円未満となった場合、675百万円を支払う。

IFRS 3.B64 (g)(iii)

IFRS 3.B64 (g)(i)

b) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500百万円以上となった場合、1,125百万円を支払う。

IFRS 3.58 (b)(i)

取得日現在における条件付対価の公正価値は、714百万円と見積られています。条件付対価はその他の金融負債に分類しています（注記21.2を参照）。

IFRS 13.93(d)

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き） 取得資産及び引受負債（続き）

2025年12月31日時点の消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを明確に示しています。2025年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値には、このような状況の変化等が反映されており、再測定による差額は純損益に認識されています。

公正価値はDCF法により算定しています。公正価値測定に用いた重要な観察可能でないインプット、及び2025年12月31日現在の定量的感応度分析については、注記21.4に記載しています。条件付対価に関する負債（レベル3）の公正価値測定の増減明細は、以下のとおりです。

	百万円	
2025 年 1 月 1 日	—	IFRS 13.93(e)
企業結合から生じた負債	714	
純損益に認識された未実現の公正価値変動	358	IFRS 13.93(f)
2025 年 12 月 31 日	1,072	

条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が予算を大幅に上回ったことにより増加しています。条件付対価に関する負債は、2026年9月30日に最終測定が行われ、前株主に対価が支払われることになっています。

IFRS会計基準の注釈

条件付対価の分類には、個々の事実と状況に基づく検討が必要である。条件付対価は IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号に従って資本又は金融負債として、あるいは IAS 第 37 号に従って引当金として、もしくは他の IFRS 会計基準に従って分類される。いずれに分類されるかにより、当初認識及び事後測定が異なることになる。当グループは条件付対価の内容を検討した結果、当グループには売手に対して現金を支払う契約上の義務が発生していることから、当該条件付対価を金融負債であると決定した（IAS 第 32 号 11 項を参照）。その結果、当グループは報告日において当該負債を公正価値で再測定し、公正価値の変動を IFRS 第 9 号に従い純損益に認識することが求められている（IFRS 第 3 号 58(b)(i) 項を参照）。

企業結合の一環として、従業員又は被取得企業の株主に対して条件付きで支払いを行うことは、被取得企業の主要な人材を引き留めるための方法として一般的に用いられる。しかし、すべての支払いが条件付対価とみなされるわけではなく、別々の取引として会計処理されることもあるため、そのような条件付きの支払内容を個々の状況に応じて判断する必要がある。たとえば、雇用が打ち切られた時にその権利が失効する条件付きの支払いは報酬とみなされるのに対して、従業員が将来提供するサービスとは無関係の条件付きの支払いは条件付対価と考えられる。IFRS 第 3 号 51 項、52(b) 項に関連して、IFRS 第 3 号 54 項から 55 項において詳細なガイダンスが定められている。

電球株式会社における持分の追加取得

2025年10月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の7.4%を追加取得し、この結果、当グループの同社に対する所有持分は87.4%に増加しました。追加取得の対価として、325百万円の現金が非支配株主に支払われました。追加取得時における電球株式会社の純資産の帳簿価額（当初取得時ののれんを除く）は1,824百万円であり、追加取得した持分に対応する帳簿価額は135百万円です。追加取得持分の対価との差額である190百万円は、資本（利益剰余金）として認識されています。電球株式会社に対する持分の追加取得に関する内訳は、以下のとおりです。

	百万円
非支配株主に支払われた現金対価	325
追加取得した電球株式会社に対する持分の帳簿価額	(135)
利益剰余金に認識された差額	190

IFRS10.B96
IFRS12.18
IFRS12.10(b)(iii)

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

2024年における取得

2024年12月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は電球の製造販売に特化した企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、エレクトロニクス部門の製品ラインアップ拡大のため、同社を取得しました。

IFRS 3.59
IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)
IFRS 3.B64(o)(i)

当グループは、被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分で測定する方法を選択しました。

取得日現在の電球株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された 公正価値	IFRS 3.B64(i) IAS 7.40(d)
	百万円	
土地及び建物(注記17)	1,280	
現金及び現金同等物	50	IAS 7.40(c)
営業債権(注記4)	853	
棚卸資産	765	
資産合計	2,948	
営業債務	(807)	
繰延税金負債(注記15)	(380)	
製品保証引当金	(50)	
負債合計	(1,237)	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	1,711	
非支配持分(純資産の公正価値の20%)	(342)	
取得から生じたのれん(注記19)	131	
移転された対価	1,500	IAS 7.40(a)
	取得に伴うキャッシュ・フロー	
	百万円	IAS 7.40(b)
取得した子会社における正味現金	50	IAS 7.40(c)
現金支払額	(1,500)	IFRS 3.B64(f)(i)
取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー	(1,450)	

2024年12月31日時点の財務諸表で認識した純資産は、暫定的な公正価値評価を基に算定していました。当グループは電球株式会社が保有する土地及び建物に関して、独立の専門家による評価を求めていましたが、専門家による評価が、2024年度の連結財務諸表の公表が取締役会によって承認された日までに完了しておりません。

IFRS 3.45
IFRS 3.B67(a)(i)
IFRS 3.B67(a)(ii)

土地及び建物の評価は2025年4月に完了しました。取得日現在の公正価値は暫定評価額と比較して200百万円増加し、1,280百万円と評価されました。2024年度に関する比較情報は、この調整を反映して修正再表示されています。その結果、繰延税金負債が60百万円、非支配持分が28百万円増加しています。また、これに伴いのれんが112百万円減少した結果、取得により生じたのれんの合計は131百万円となりました。なお、取得日から2024年12月31日までの期間における建物の減価償却費の増加額に重要性はありません。

IFRS 3.49
IFRS 3.B67(a)(iii)

IFRS 3.B64(q)

取得日から電球株式会社によりもたらされた当グループの継続事業の収益及び税引後利益の額は、それぞれ476百万円及び20百万円でした。この企業結合が2024年度の期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は19,078百万円、継続事業からの税引後利益は785百万円となります。

IFRS 3.B64(e)

131百万円ののれんには、当該取得により生じることが期待されるシナジー効果の公正価値が含まれています。

IFRS会計基準の注釈

2024年の企業結合の際、当グループは被取得企業の識別可能純資産の比例持分に基づき非支配持分を評価することを選択した。これに対し、2025年の企業結合において、当グループは非支配持分を公正価値で評価することを選択している。この選択は、それぞれの企業結合において個別に行うことが可能であり、当グループによって実行されるすべての企業結合に対する会計方針としての選択ではない(IFRS第3号19項)。

連結財務諸表の注記

9. 非支配持分のある子会社

重要な非支配持分がある子会社の財務情報は、以下のとおりです。

IFRS12.10(ii)
IFRS12.12

非支配持分が保有している所有持分の割合

名称	設立国及び事業場所	2025年	2024年	
電子部品株式会社	日本国	52%	52%	
消火器株式会社	日本国	20%	—	
電球株式会社	日本国	12.6%	20%	
		2025年 百万円	2024年 百万円	IFRS 12.12(f) IFRS12.B10
重要な非支配持分の累積額:				
電子部品株式会社		490	277	
消火器株式会社		1,696	—	
電球株式会社		263	344	
重要な非支配持分に配分された利益:				
電子部品株式会社		243	192	
消火器株式会社		149	—	
電球株式会社		54	2	

これらの子会社の要約財務情報は、以下のとおりです。なお、本情報はグループ内取引を消去する前の金額に基づいています。

IFRS 12.B11
IFRS 12.12(g)
IFRS 12.B10

要約損益計算書(2025年12月31日終了年度)	電子部品 株式会社 百万円	消火器株式会 社 百万円	電球株式会社 百万円
顧客との契約から生じる収益	2,546	17,857	5,748
売上原価	(1,450)	(15,678)	(4,090)
管理費	(354)	(1,364)	(1,020)
金融費用	(250)	(65)	(132)
税引前利益	492	750	506
法人所得税	(25)	(6)	(80)
継続事業からの当期純利益	467	744	426
当期包括利益合計	467	744	426
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	243	149	54
非支配持分への配当金の支払額	30	—	—

要約損益計算書(2024年12月31日終了年度)

IFRS 12.B11
IFRS 12.12(g)
IFRS 12.B10

	電子部品 株式会社 百万円	電球株式会社 百万円
顧客との契約から生じる収益	2,100	476
売上原価	(1,250)	(360)
管理費	(150)	(85)
金融費用	(350)	(11)
税引前利益	350	20
法人所得税	20	(8)
継続事業からの当期純利益	370	12
当期包括利益合計	370	12
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	192	2
非支配持分への配当金の支払額	49	—

連結財務諸表の注記

9. 非支配持分のある子会社(続き)

要約財政状態計算書(2025年12月31日現在)

	電子部品 株式会社 百万円	消火器株式会社 百万円	電球株式会社 百万円
棚卸資産ならびに現金及び預金(流動)	971	7,043	2,348
有形固定資産及びその他の非流動金融資産(非流動)	1,408	10,273	1,409
営業債務及びその他債務(流動)	(417)	(5,822)	(1,182)
利付借入金及び繰延税金負債(非流動)	(1,019)	(3,016)	(485)
資本合計	943	8,478	2,090
帰属:			
親会社株主	453	6,782	1,827
非支配持分	490	1,696	263

要約財政状態計算書(2024年12月31日現在)

	電子部品 株式会社 百万円	電球株式会社 百万円
棚卸資産ならびに現金及び預金(流動)	698	1,668
有形固定資産及びその他の非流動資産(非流動)	1,280	1,359
営業債務及びその他の債務(流動)	(350)	(822)
利付借入金及び繰延税金負債(非流動)	(1,095)	(485)
資本合計	533	1,720
帰属:		
親会社株主	256	1,376
非支配持分	277	344

要約キャッシュ・フロー情報(2025年12月31日終了年度)

	電子部品 株式会社 百万円	消火器株式会社 百万円	電球株式会社 百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	507	809	558
投資活動によるキャッシュ・フロー	(15)	(280)	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	(250)	(65)	(132)
現金及び現金同等物の正味増加額	242	464	432

要約キャッシュ・フロー情報(2024年12月31日終了年度)

	電子部品 株式会社 百万円	電球株式会社 百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	460	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	(10)	(20)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(350)	(11)
現金及び現金同等物の正味増加額又は正味減少額	100	(8)

連結財務諸表の注記

9. 非支配持分のある子会社(続き)

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 12 号 12 項は、報告企業(すなわち、グループ)にとって重要性のある非支配持分に関してのみ、上記の情報を求めている。非支配持分が子会社の立場からは重要であっても、グループレベルでみれば当該持分が重要ではない場合には、開示は求められない。また、これらの開示は、集約すると重要性があるが、個別には重要性のない非支配持分には適用されない。なお、上記の情報は、重要性のある非支配持分を有する子会社それぞれについて別個に開示する必要があることに留意する必要がある。当グループは、重要性のある非支配持分を有する子会社は、消火器株式会社、電球株式会社、電子部品株式会社の 3 社のみであると結論付けている。

子会社に対する所有持分に変動があった場合、IFRS 第 12 号 18 項は、支配の喪失には至らない子会社に対する所有持分の変動が、親会社の所有者に帰属する持分に与える影響を示す表を開示することを求めている。グループ又はその子会社の資産へのアクセス又はその利用及び負債の決済を行う能力に重大な制限が課されている場合、IFRS 第 12 号 13 項は、重要な制限の内容と範囲を開示することを求めている。当グループはそうしたいかなる制限も課されていない。

IFRS 第 12 号 10 (b) (iv) 項では、当期中の子会社に対する支配の喪失による影響を財務諸表の利用者が評価できるような情報の開示が求められている。当グループは当期中に子会社に対する支配を喪失していない。

連結財務諸表の注記

10. ジョイント・ベンチャーに対する持分

当グループは、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社持分の50%を保有しています。同社は日本国において、当グループの防火設備関連の主要な製品の製造を行っています。当グループのタ立株式会社に対する持分は、連結財務諸表において持分法で会計処理されています。タ立株式会社のIFRS会計基準に準拠して作成した財務諸表に基づく要約財務情報と、連結財務諸表上の投資の帳簿価額との調整表は、以下のとおりです。

要約財政状態計算書

	2025年 百万円	2024年 百万円	
流動資産(現金及び現金同等物989百万円(2024年: 743百万円)及び前払費用1,030百万円(2024年:-円)を含む)	3,226	2,808	IFRS 12.B13
非流動資産	2,864	2,964	
流動負債(未払税金89百万円(2024年: 143百万円)を含む)	(224)	(1,102)	
非流動負債(繰延税金負債278百万円(2024年: 325百万円)及び長期借入金500百万円(2024年: 500百万円)を含む)	(1,020)	(1,000)	
資本	4,846	3,670	
資本に対する当グループの持分ー50%(2024年: 50%)	2,423	1,835	
のれん	-	-	
投資の帳簿価額	2,423	1,835	IFRS 12.B14 (b)

要約損益計算書

	2025年 百万円	2024年 百万円	
顧客との契約から生じる収益	60,094	58,876	
売上原価	(54,488)	(53,420)	
管理費(償却費1,236百万円(2024年: 1,235百万円)を含む)	(2,638)	(2,586)	IFRS 12.B13
金融費用(支払利息204百万円(2024年: 150百万円)を含む)	(204)	(200)	IFRS 12.B13
税引前利益	2,764	2,670	
法人所得税	(1,588)	(1,556)	IFRS 12.B13
継続事業からの当期利益	1,176	1,114	
継続事業からの当期包括利益合計	1,176	1,114	IFRS 12.B12(b)
当グループの当期利益に対する持分	588	557	

2024年及び2025年12月31日時点において、タ立株式会社は、商品の購入以外のコミットメント及び偶発負債を有していません。なお、商品の購入に関するコミットメントは、620百万円(2024年: 1,032百万円)であり、当グループのコミットメント残高は注記34に記載しています。また、タ立株式会社は、他の共同支配投資企業である2社から合意を得ない限り、利益を分配することはできません。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第12号B14項は、上記の調整表において、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資に関して、のれんやその他の修正を区分して表示することを求めている。当グループには、のれんやその他の修正は存在しない。

IFRS第12号21(a)項は、すべての共同契約の取決めに関連するため、ジョイント・オペレーションに関する情報を区分して開示することを求めている。当グループは、ジョイント・オペレーションを保有していない。

当グループは、ジョイント・ベンチャーのIFRS会計基準に準拠して作成した財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS第12号B15項は、企業がジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する自己の持分を公正価値で測定しており、かつ、ジョイント・ベンチャー又は関連会社がIFRS会計基準に準拠して作成した財務諸表を作成しておらず、IFRS会計基準に準拠して作成することが実務上不可能又は過大なコストがかかる場合に、要約財務情報をIFRS会計基準以外の基準に基づき表示することを認めている。「実務上不可能」及び「過大なコスト」のいずれについても、その判定には重要な判断を伴うことから、固有の事実及び状況を鑑みた上で慎重に検討する必要がある。こうした場合、企業は要約財務情報を作成した基礎を開示しなければならない。

IFRS第12号22(b)項は、持分法の適用に際して用いるジョイント・ベンチャー又は関連会社の財務諸表の日付又は期間が、企業の財務諸表と異なる場合に、追加の開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

IFRS第12号22(c)項は、ジョイント・ベンチャー又は関連会社の損失に対する未認識の持分についての開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

企業はジョイント・ベンチャーに対する投資について減損が生じているかどうかを検討する必要がある。ジョイント・ベンチャーに対する投資に関する減損損失は、IAS第28号に従って持分法により会計処理しなければならない。IAS第28号では、ジョイント・ベンチャーに対する投資を、ジョイント・ベンチャーにより決定された個別の資金生成単位に分解するのではなく、単一の資金生成単位として評価するよう定めている。減損テストは、IAS第36号に従って実施することが求められる。

連結財務諸表の注記

11. 関連会社に対する投資

当グループは、日本国で発電所の防火設備の製造を行う電力消火機器株式会社の持分の25%を所有しています。電力消火機器株式会社はいかなる株式市場にも上場していない非公開会社です。電力消火機器株式会社に対する当グループの持分は、連結財務諸表において持分法を用いて会計処理されています。当グループの電力消火機器株式会社に対する投資に関する要約財務情報は、以下のとおりです。

IFRS 12.20
IFRS 12.21(a)

	2025年 百万円	2024年 百万円
流動資産	6,524	6,324
非流動資産	13,664	12,828
流動負債	(4,488)	(3,904)
非流動負債	(12,644)	(12,524)
資本	3,056	2,724
資本に対する当グループの持分－25%(2024年:25%)	764	681
のれん	－	－
投資の帳簿価額	764	681

IFRS 12.B12

	2025年 百万円	2024年 百万円
顧客との契約から生じる収益	33,292	32,640
売上原価	(27,299)	(26,765)
管理費	(1,665)	(1,632)
金融費用	(2,996)	(2,938)
税引前利益	1,332	1,305
法人所得税	(1,000)	(981)
継続事業からの当期利益	332	324
純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括利益	(120)	－
純損益に振り替えられることのない税引後その他の包括利益	120	－
継続事業からの当期包括利益合計	332	324
当グループの当期利益に対する持分	83	81

IFRS 12.B12(b)

電力消火機器株式会社が利益を分配する場合には当グループの同意が必要ですが、当グループは報告期間の末日現在において、利益分配の許可に同意する予定はありません。

IFRS 12.22(a)

2024年及び2025年12月31日時点で、電力消火機器株式会社は偶発負債及び資本コミットメントを有していません。

IFRS 12.23

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第12号21(c)項及びIFRS 第12号B16項は、持分法を用いて会計処理している個々には重要性のない関連会社及びジョイント・ベンチャーについて、それぞれを合計した財務情報を開示することを求めている。当グループは重要性のない関連会社又はジョイント・ベンチャーを保有していない。

当グループは、関連会社のIFRS会計基準に準拠して作成した財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS 12.B15は、要約財務情報をIFRS以外の基準に基づき表示することを認めている。

企業は関連会社に対する投資について減損が生じているかどうかを検討する必要がある。関連会社に対する投資に関する減損損失は、IAS第28号に従って持分法により会計処理しなければならない。IAS第28号は、関連会社に対する投資を、関連会社により決定された個別の資金生成単位に分解するのではなく、単一の資金生成単位として評価することを定めている。減損テストは、IAS第36号の規定に従って実施することが求められる。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定

当グループの資産及び負債に係る公正価値測定ヒエラルキーは以下の表のとおりです。

2025年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

IFRS 13.91(a)
IFRS 13.93(a)

以下を用いた公正価値測定						IFRS 13.93(b) IFRS 13.97
評価日		合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)	
		百万円	百万円	百万円	百万円	
公正価値で測定される資産:						
投資不動産（注記18）:						
オフィス用不動産	2025年12月31日	4,260	－	－		4,260
店舗用不動産	2025年12月31日	4,633	－	－		4,633
デリバティブ金融資産（注記21.4）:						
為替予約(米ドル)	2025年12月31日	492	－	492		－
為替予約(英ポンド)	2025年12月31日	400	－	400		－
組込為替デリバティブ (カナダドル)	2025年12月31日	210	－	－		210
上場株式（注記21.4）						
電力業	2025年12月31日	219	219	－		－
電気通信業	2025年12月31日	118	118	－		－
非上場株式（注記21.4）						
電力業	2025年12月31日	675	－	－		675
エレクトロニクス産業	2025年12月31日	363	－	－		363
上場負債性金融商品（注記21.4）						
日本国債	2025年12月31日	1,378	1,378	－		－
社債(消費者製品産業)	2025年12月31日	92	92	－		－
社債(テクノロジー産業)	2025年12月31日	152	152	－		－
再評価された有形固定資産（注記17）:						
日本国のオフィス用不動産	2025年1月31日	1,749	－	－		1,749
非継続事業（注記14）	2025年10月1日	4,772	－	－		4,772
公正価値が開示される資産（注記 21.4）:						
貸付金及び債権:						
関連会社への貸付金	2025年12月31日	197	－	－		197
取締役に対する貸付金	2025年12月31日	11	－	－		11

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

会計方針の変更により、有形固定資産の再評価をレベル3に区分しています。詳細は注記17に記載しています。

IFRS 13.93(c)

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2025年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定					
評価日		合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)
		百万円	百万円	百万円	百万円
公正価値で測定される負債:					
デリバティブ金融負債（注記21.4）:					
金利スワップ	2025年12月31日	35	－	35	－
為替予約（英ポンド）	2025年12月31日	800	－	800	－
組込コモディティ・ デリバティブ（真鍮）	2025年12月31日	600	－	－	600
組込コモディティ・ デリバティブ（クロム）	2025年12月31日	182	－	－	182
為替予約（米ドル）	2025年12月31日	90	－	90	－
コモディティ・ デリバティブ（銅）	2025年12月31日	980	－	980	－
条件付対価に係る負債 （注記8）	2025年12月31日	1,072	－	－	1,072
公正価値が開示される負債（注記21.4）:					
借入金等:					
変動金利借入金 （日本国）	2025年12月31日	10,420	－	10,420	－
変動金利借入金 （米国）	2025年12月31日	2,246	－	2,246	－
転換条項付優先株式	2025年12月31日	2,766	－	2,766	－
固定金利借入金	2025年12月31日	6,321	－	6,321	－

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2024年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定					
評価日	合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
公正価値で測定される資産:					
投資不動産（注記18）:					
オフィス用不動産	2024年12月31日	3,824	－	－	3,824
店舗用不動産	2024年12月31日	4,159	－	－	4,159
デリバティブ金融資産（注記21.4）:					
為替予約（米ドル）	2024年12月31日	100	－	100	－
為替予約（英ポンド）	2024年12月31日	53	－	53	－
上場株式（注記21.4）					
電力業	2024年12月31日	200	200	－	－
電気通信業	2024年12月31日	100	100	－	－
非上場株式（注記21.4）					
電力業	2024年12月31日	390	－	－	390
エレクトロニクス産業	2024年12月31日	508	－	－	508
上場負債性金融商品（注記21.4）					
日本国債	2024年12月31日	1,210	1,210	－	－
社債（消費者製品産業）	2024年12月31日	400	400	－	－
公正価値が開示される資産（注記 21.4）:					
償却原価で測定される貸付金					
取締役に対する貸付金	2024年12月31日	9	－	－	9

2024年度中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2024年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

評価日	以下を用いた公正価値測定			
	合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)
	百万円	百万円	百万円	百万円
公正価値で測定される負債:				
デリバティブ金融負債（注記21.4）:				
為替予約(米ドル)	2024年12月31日	254	-	254
公正価値が開示される負債(注記21.4):				
借入金等:				
変動金利借入金(日本国)	2024年12月31日	11,877	-	11,877
転換条項付優先株式	2024年12月31日	2,621	-	2,621
固定金利借入金	2024年12月31日	8,944	-	8,944

2024年度中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

公正価値の測定には、財務諸表における資産及び負債の公正価値測定に影響を与える可能性のある法律を含め、考えられる気候関連事項の影響を考慮しています。投資不動産及び再評価されたオフィス用不動産について、当グループは物理的リスク及び移行リスクの影響と、投資家が評価においてそれらのリスクを考慮するかどうかを検討します。当グループは、当該不動産が洪水や山火事の増加などの物理的リスクに晒されているかどうかを評価していますが、現時点では該当しないと考えています。ただし、当グループは、移行リスクについては、具体的には、気候関連の法律及び規制による建物のエネルギー効率に関する規定の増加や低炭素建築物に対するテナントの需要の高まり等によって、一定程度の影響を受けていると考えています。したがって、当グループは、投資不動産及び再評価されたオフィス用不動産の公正価値を測定する際に、これらの規定への将来的な準拠を確実にするために必要な更新を考慮に入れています。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 13 号 94 項は、以下に基づいて、資産及び負債の適切な種類(class)を決定することを求めている。

- 資産又は負債の性質、特徴及びリスク
- 資産や負債の公正価値測定が分類された公正価値ヒエラルキーのレベル

当グループは IFRS 第 13 号 94 項に従って決定された資産及び負債の種類を基に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で求められる要因を適用の上、定量的情報を開示している。資産の種類を決定するには判断が必要なため、資産のリスク・プロファイルに基づいているのであれば（たとえば、新興市場における不動産のリスク・プロファイルと成熟市場における不動産のリスク・プロファイルは異なる可能性がある）、資産の種類を決定するためにその他の要件や集約するレベルを用いることが適切な場合がある。

評価技法で用いられるインプットの公正価値ヒエラルキーのレベルはそれぞれに異なる場合がある。しかし、開示目的上、公正価値測定は全体をひとまとめにして（会計単位により）特定のヒエラルキーのレベルに区分しなければならない。この区分は複数のインプットが存在するような場合には明確にならない場合もある。IFRS 第 13 号 73 項は、全体としての公正価値測定のヒエラルキー区分は、全体の測定にとって重要となるインプットのうち最も低いレベルのインプットを基に判断する、と明確に定めている。特定のインプットが全体の測定にとって重要かどうかを決定するには、企業の判断が必要であり、測定される資産と負債（そのグループ）に固有となる要因及び公正価値を測定する際に行われる重要なインプットへの調整を検討しなければならない。これらの検討事項は評価技法やプロセス、重要なインプットの開示にその後影響を及ぼすことになり、企業は固有の事実や状況に即した開示を行わなければならない。

報告期間の末日現在で保有している資産又は負債のうち、経常的に公正価値で測定されるものについて、IFRS 第 13 号 93(c) 項は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間の振替金額、振替の理由及びレベル間の振替が生じたときみなされる時点の決定に関する企業の方針を開示することを求めている。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区分して開示、説明しなければならない。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

現段階のマクロ経済状況により、特定の資産の公正価値測定に影響が生じる可能性がある。このような状況下では公正価値測定は、著しい不確実性にさらされており、公正価値測定の見積りの範囲がより広がるような場合、企業はその判断を行使して、その範囲内で、これらの状況を踏まえた公正価値測定を最も適切に表す水準を決定する必要がある。市場のボラティリティは、価格が異常で公正価値を反映していないことを示唆する可能性があるものの、その価格が秩序のない取引によるものでない限り、企業が測定日の市場価格を無視することは適切ではない。市場の取引量や活動が大幅に減少した場合も、公正価値の測定に使用される評価手法に影響を与える可能性がある。企業は、それらの手法がどのように適用されるか、測定日にインプットが観察可能かどうかを評価し、重要性がある場合には追加の開示を提供する必要がある。

金利の変動や商品価格の変動などの要因は、公正価値に重大な影響を与える可能性がある。企業は、デリバティブ契約の取引相手の信用リスクが変化したかどうかを検討する必要がある、これも公正価値に影響を与える場合がある。不確実性の増大により、評価レベル、公正な評価手法、インプットに関するより広範な開示が必要になる可能性がある。

気候関連事項の注釈

企業は、IFRS第13号の公正価値測定であることを確認するために、公正価値測定に織り込まれている気候関連の仮定が、市場参加者が資産又は負債の価格設定を行う際に考慮するものであることを確認する必要がある。企業は、公正価値の測定において気候関連要因を調整すべきかどうかを検討する際に重要な判断を下す必要が生じる可能性があり、これにより見積りの不確実性が増大し、より透明性の高い開示が必要となる可能性がある。たとえば、特定の地理的地域における不動産の公正価値は重大な物理的リスクにさらされる可能性があり、これは公正価値の決定と開示において考慮される必要がある。重要なのは、市場参加者が入手できる情報はサステナビリティレポートの影響を受けるということである。企業は、市場参加者が合理的に入手可能な情報を無視することはできないが、その情報が市場参加者の仮定、インプット、感応度に及ぼす影響を決定するには、重大な判断が必要となる可能性がある。

連結財務諸表の注記

13. その他の収益及び費用

13.1 その他の営業収益

	2025年 百万円	2024年 百万円	
政府補助金(注記28)	1,053	541	IAS 20.39(b)
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る利得	850	-	IFRS 7.20(a)(i)
有形固定資産の処分益	532	2,007	IAS 1.97
その他の営業収益合計	2,435	2,548	IAS 1.98

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る利得は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

13.2 その他の営業費用

	2025年 百万円	2024年 百万円	
買収防衛費用	579	31	IAS 1.97
WEEE関連費用(注記27)	102	22	IAS 1.97
投資不動産の公正価値変動(注記18)	306	300	IAS 1.97
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る損失	1,502	-	IFRS 7.20(a)
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された商品先渡契約のうち非有効部分(注記21.3)	65	-	IFRS 7.24(b)
その他の営業費用合計	2,554	353	

買収防衛費用は、競合企業による敵対的買収の防衛に関する助言を得るために発生した費用であり、競合企業は買収を断念しました。

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る損失は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 1 号は、企業が営業活動の業績を、損益計算書上で独立した表示科目として表示することを求めている。企業がそのような表示を行うことを選択する場合には、表示される金額は、通常「営業活動」とみなされる活動から生じる金額を表すものでなければならない。IAS 第 1 号は、営業利益に関しそれ以上のガイダンスを提供しておらず、企業は自己の判断の下 IAS 第 8 号 10 項に従って自社の会計方針を決定しなければならない。

当グループは、為替予約及び組込デリバティブを予定販売及び購入をヘッジするために締結しており、それらは営業収益及び営業費用に含まれる取引に関連して生じるのは明白であり、為替予約及び組込デリバティブに関して生じる利得又は損失を営業収益及び営業費用に表示することで、そうした取引の経済的実態が反映されと考えている(IAS 第 8 号 10(b)(ii) 項)。他の企業の考え方は当グループとは異なる場合があり、この実務に関してはばらつきが見られる。

13.3 金融費用

	2025年 百万円	2024年 百万円	
借入金利	1,036	1,020	IFRS 7.20(b)
販売契約から生じる利息	109	62	IFRS 15.65
リース負債に係る利息(注記31)	178	185	
金利費用合計	1,323	1,267	
引当金の時の経過による増加及び割引率の変更による影響(注記27)	43	1	IAS 37.60
金融費用合計	1,366	1,268	

連結財務諸表の注記

13. その他の収益及び費用(続き)

13.4 金融収益

	2025年 百万円	2024年 百万円	
受取利息	17	—	
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品からの利息収益	185	145	IFRS 7.20(b)
金融収益合計	202	145	

IFRS会計基準の注釈

金融収益及び金融費用は IFRS 会計基準で定義されている用語ではない。地域によっては、これらの表示科目に含める収益及び費用が一定の項目に制限される(たとえば、受取利息及び支払利息に限定される)場合もあれば、他の項目を含めることが認められる場合もある。

IFRS第15号65項は、金融要素の影響(金利収益又は金利費用)を、包括利益計算書において、顧客との契約から生じる収益と区別して表示しなければならないと定めている。当グループは、契約負債に係る利息費用を、金融費用の一部に含めている。

13.5 その他の収益

	2025年 百万円	2024年 百万円	
借入金に係る為替差損益	57	67	
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の公正価値評価による利得	37	9	IFRS 7.20(a)(i)
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品の売却損益	8	(4)	IFRS 7.20(a)(viii)
OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの受取配当金	3	—	IFRS 7.20(a)(vii)
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損損失	(7)	(6)	
その他の収益合計	98	66	

IFRS会計基準の注釈

概念フレームワークにおける定義に基づく、収益とは「持分の増加を生じる資産の増加又は負債の減少のうち、持分請求権の保有者からの拠出に係るものを除いたもの」である(第4.68項)。上記注記において、当グループは、OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損損失を、その他の収益項目から控除して、純額で収益を表示している。IAS第1号32項は、IFRS会計基準で要求又は許容している場合を除き、収益と費用の相殺を認めていない。上記注記の場合、当グループは当該控除を32項が定めるところの相殺とは考えていない。なぜなら、当該控除は表示上だけのものであり、当該減損損失の金額は別個の表示が必要なほどの重要性がないためである。

13.6 減価償却費、償却費、リース料、為替差損益及び棚卸資産の原価

	2025年 百万円	2024年 百万円	
売上原価に含まれる項目:			
減価償却費	3,802	3,063	
有形固定資産の減損損失(注記17)	—	301	IAS 36.126(a)
無形資産の償却費及び減損損失(注記19)	125	174	IAS 38.118(d)
為替差損益	(65)	(40)	IAS 21.52(a)
製品保証引当金(注記27)	106	52	
変動リース料(注記31)	71	66	
短期リースに関する費用(注記31)	22	21	
費用として認識された棚卸資産の原価	131,107	121,298	IAS 2.36(d)
管理費に含まれる項目:			
減価償却費	429	430	
のれんの減損損失(注記20)	200	—	IAS 36.126(a)
条件付対価の再測定(注記8)	358	—	
為替差損益	33	8	IAS 21.52(a)

13. その他の収益及び費用(続き)

連結財務諸表の注記

13.7 従業員給付費用

	2025年 百万円	2024年 百万円	IAS 1.104
売上原価に含まれる項目：			
賃金及び給料	6,551	6,513	
社会保障費用	664	659	
年金費用	350	305	
年金以外の退職後給付費用	38	28	
株式報酬費用	103	123	
販売費に含まれる項目：			
賃金及び給料	10,882	10,220	
社会保障費用	1,102	1,135	
年金費用	560	496	
年金以外の退職後給付費用	61	45	
株式報酬費用	165	197	
管理費に含まれる項目：			
賃金及び給料	11,238	7,410	
社会保障費用	1,349	1,343	
年金費用	488	465	
年金以外の退職後給付費用	54	40	
株式報酬費用	144	172	IFRS 2.51(a)
従業員給付費用合計	33,749	29,151	

13.8 研究開発費

当グループのエレクトロニクス部門における研究開発は、インターネットに接続可能な安全装置の開発に重点を置いています。資産化の要件を満たさない研究開発費は、発生した年度に管理費として費用処理しています（2025年: 2,235百万円（2024年: 1,034百万円））。 IAS 38.126

13.9 管理費

	2025年 百万円	2024年 百万円	IAS 1.104
従業員給付費用(注記13,7)	13,273	9,430	
取得関連取引費用	600	-	
研究開発費	2,235	1,034	
減価償却費	429	430	
営業債権及び契約資産の予想信用損失(注記23)	185	76	
のれんの減損損失(注記20)	200	-	
少額資産のリースに関する費用(注記31)	18	17	
条件付対価の再測定(注記8)	358	-	
為替差損(純額)	33	8	
その他管理費	959	1,016	
管理費合計	18,290	12,011	

連結財務諸表の注記

14. 非継続事業

当グループは2025年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。2025年11月14日、当社株主は吸管株式会社を売却する計画を承認しました。吸管株式会社の売却は、報告日から1年以内に完了する予定です。2025年12月31日時点で、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2025年10月1日までは、ゴム設備事業セグメントとして表示していました。吸管株式会社の事業は非継続事業に分類したため、ゴム設備事業セグメントは、セグメントに関する注記に表示していません。吸管株式会社の財務業績は以下のとおりです。

	2025年 百万円	2024年 百万円	IFRS 5.33(b)(i) IFRS 5.34
顧客との契約から生じる収益	42,809	45,206	
費用	(41,961)	(44,880)	
営業利益	848	326	
金融費用	(525)	(519)	
売却費用控除後の公正価値への再測定に際して認識された減損損失	(110)	—	IFRS 5.33(b)(iii)
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)	
税金収益(費用)			
当期中の経常的活動からの税引前利益又は税引前損失に係るもの	(26)	5	IFRS 5.33(b)(ii) IAS 12.81(h)(ii)
売却費用控除後の公正価値への再測定に係るもの	33	—	IFRS 5.33(b)(iv) IAS 12.81(h)(i)
非継続事業からの当期利益又は当期損失	220	(188)	
OCIを通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に係る利得/(損失)	—	4	IFRS 5.38
非継続事業からの当期その他の包括利益	—	4	

12月31日時点で売却目的保有に分類される吸管株式会社の資産及び負債に関して、その主な分類は以下のとおりです。 IFRS 5.38

	2025年 百万円	IFRS 5.38 IFRS 5.40
資産		
無形資産(注記19)	135	
有形固定資産(注記17)	4,637	
債権	7,180	
資本性投資(非上場)	308	
現金及び短期性預金(注記24)	1,294	
売却目的保有資産	13,554	
負債		
債務	(7,241)	
繰延税金負債	(75)	
利付借入金(注記21.2)	(5,809)	
売却目的保有資産に直接関連する負債	(13,125)	
処分グループに直接関連する純資産	429	
その他の包括利益累計額に含まれる金額		
FVOCIで測定する金融資産の公正価値評価剰余金	66	IFRS 5.38
上記に関する繰延税金	(20)	
売却目的保有に分類される処分グループに関する剰余金	46	

連結財務諸表の注記

14. 非継続事業（続き）

吸管株式会社から生じた正味キャッシュ・フローは以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

	2025年 百万円	2024年 百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	(1,999)	3,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(436)	(335)
正味キャッシュ・フロー	(2,435)	2,857

1株当たり利益

	2025年	2024年
非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失	0.01千円	(0.01千円)
非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失	0.01千円	(0.01千円)

IAS 33.68

利付借入金5,809百万円は固定金利の銀行借入金であり、その実効金利は7.5%で、2026年1月1日に全額返済期限が到来します。

IFRS 7.7

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、非継続事業及び売却目的で保有する非流動資産に関して、一定の開示を要求している。IFRS 第5号5B項では、他のIFRS会計基準の要求事項は、非継続事業に適用される具体的な開示を規定している場合を除き、非継続事業には適用されないと定められている。

IFRS 第12号B17項では、子会社、ジョイント・ベンチャー、又は関連会社に対する企業の持分（あるいはジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する持分の一部）がIFRS 第5号に従って売却目的保有に分類される場合には、IFRS 第12号B10項からB16項に定められる要約財務情報の開示は要求されないと明確に定められている。IFRS 第12号のその他の開示要求は、売却目的保有に分類される持分に適用される。当グループは、2025年12月31日現在で売却目的で保有する処分グループとして分類している吸管株式会社（完全子会社）について、追加する情報はないと結論付けた。

IAS 第33号68A項は、非継続事業に係る1株当たり利益を、連結損益計算書本体又は注記のいずれかで表示することを定めている。当グループは、非継続事業に係る1株当たり利益を注記で開示することを選択した。

有形固定資産の減損

吸管株式会社を非継続事業に分類する直前に、一部の有形固定資産の回収可能価額を算定しましたが、減損損失は認識されませんでした。非継続事業に分類後、2025年10月1日に、110百万円の減損損失（税引後77百万円）を認識し、処分グループの資産の帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで減額しました。当該減損損失は連結損益計算書の「非継続事業」に含めています。公正価値測定に関する開示は注記12に記載しています。

IFRS 5.33 (b)(iii)

IFRS 5.33 (b)(iv)

2025年12月31日現在、処分グループの帳簿価額は売却費用控除後の公正価値を下回っていないため、追加の減損損失は生じていません。

非上場株式に対する投資

IFRS 7.8(d)

IFRS 7.14

IFRS 7.15

IFRS 7.25

当該処分グループは、帳簿価額が308百万円であるElectronic Test Ltdの非上場株式（公正価値ヒエラルキーのレベル3）を含んでいます。当該処分グループは、Electronic Test Ltdと提携しており、非継続事業である吸管株式会社と密接に関連しているため、非継続事業の一部として分類しました。当該投資はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に分類しています。当グループは当該金融資産を担保に差し入れておらず、また当該資産に係る担保も受領していません。報告日において、当該金融商品の帳簿価額は公正価値と同額です。当該投資に使用した認識、測定、評価技法及びインプットの詳細については、注記21.4に記載しています。

連結財務諸表の注記

14. 非継続事業（続き）

非上場株式に対する投資の公正価値測定に関する明細

IFRS 13.93(e)

	百万円
2024年1月1日現在	304
売却	—
購入	—
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	4
2025年1月1日及び2025年10月1日現在	308
売却	—
購入	—
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	—
2025年12月31日現在	308

IFRS 13.93(f)

これらの資産について、純損益又はその他の包括利益で認識された利得又は損失はありません。

金融商品から発生するリスクの性質及び範囲については、注記21.5に記載しています。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第5号では、他のIFRS会計基準が次のいずれかを求めている場合を除き、他のIFRS会計基準における開示は、売却目的保有に分類された非流動資産（もしくは処分グループ）又は非継続事業に適用されない、とされている。

- 売却目的保有に分類された非流動資産（もしくは処分グループ）又は非継続事業に関する具体的な開示
- IFRS第5号の測定の要求事項の範囲に含まれない処分グループの中の資産及び負債の測定に関する開示（このような開示が財務諸表の他の注記ですでに提供されていない場合）

上記の2つ目の要求事項は、一部の資産は、その資産を取り扱う特定の基準に従って引き続き測定される点を考慮したものである。実務上、多くの場合、当該要求事項は、会計方針を開示することで充足される。関連する基準書がその他の開示を定めている場合にはそれに従う。上記の例は、非上場資本性金融商品がIFRS第9号に定義される金融商品であり、IFRS第5号の測定規定の範囲外であるため、金融商品に関する基準書が定める開示要求を反映したものとなっている。

非継続事業に属する資産はIFRS第13号93(a)項における非経常的に公正価値で測定されるものに該当するが、非継続事業に属するその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定された資本性金融商品は、各報告期間の末日に公正価値で測定する必要があるため、経常的に公正価値で測定されるものに該当する。

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税

2023年5月23日、IASBは「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール－IAS第12号の修正」を公表しました。本修正は、国内ミニマム課税を導入する税法をはじめ、OECDが公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定された（又は実質的に制定された）税法から生じる法人所得税にIAS第12号が適用されることを明確にしています。当グループは本修正を採用しています。しかし、当グループの連結収益は現在のところ当該課税ルールの対象となる750百万ユーロを下回っているため、当報告期間について本修正の適用はありません。

IFRS会計基準の注釈

当グループの連結収益は 750 百万ユーロ未満であるため、当グループは第 2 の柱モデルルールの対象とはならない。したがって、IAS 第 12 号第 4A 項に定められる認識及び開示に関する強制的な例外規定も、IAS 第 12 号第 88A 項から第 88D 項に定められる開示要求も当グループに適用されることはない。付録 5 は、当グループの年間収益が 750 百万ユーロを超え、第 2 の柱モデルルールが、当グループが事業展開する法域の一部又はすべてにおいて制定されていた（又は実質的に制定されていた）場合に、当グループが行っていたであろう開示を示している。

IAS 1.17(c)
IAS 12.88

2025年及び2024年12月31日に終了する年度における税金費用の主な構成要素は、以下のとおりです。

IAS 12.79

連結損益計算書

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	
当期税金:		修正再表示後	
当期課税額	2,883	2,770	IAS 12.80(a)
過年度当期税金費用の調整	(18)	(44)	IAS 12.80(b)
繰延税金:			
一時差異の発生及び解消に伴う増減	227	(493)	IAS 12.80(c)
連結損益計算書に認識された法人所得税費用	3,092	2,233	

連結包括利益計算書

	2025年	2024年	
	百万円	百万円	
その他の包括利益に計上された項目に関する繰延税金:			
キャッシュ・フロー・ヘッジに関する純利得又は損失	265	(10)	IAS 1.90
ヘッジのコストの純増減	10	-	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る純損失	6	-	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定された資本性金融商品に係る純利得又は純損失	8	(3)	
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	(254)	-	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	-	
数理計算上の差異の再評価に係る純利得又は損失	(110)	117	
その他の包括利益で認識された繰延税金	(158)	104	

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

IFRS会計基準の注釈

日本国に所在するオフィス用不動産の再評価に関連する繰延税金は、当該オフィス用不動産が存在する国における税率（846 百万円の再評価合計額に対し 30%：注記 17 を参照）を用いて計算されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段に関する税効果は、2024年から2025年への有効部分のみに関する残高の変動（非有効部分については純損益に直接計上している）を反映している。このような変動による調整を、注記によって直接理解することは困難である。例示として、調整表を下記に示す（正味変動額は、包括利益計算書にも計上されていることに留意して頂きたい）。

	資産		負債	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	百万円	百万円	百万円	百万円
外国為替先渡契約資産（注記21.1）	252	153	-	-
外国為替先渡契約負債（注記21.2）	-	-	170	254
商品先渡契約（注記21.2）	-	-	980	-
商品契約の非有効部分（注記13.2）	-	-	(65)	-
棚卸資産への振替金額（注記21.3）	-	-	183	-
合計残高	252	153	1,268	254
その他の包括利益の純変動額	99		1,014	
2024年のキャッシュ・フロー・ヘッジ残高の純増加額（正味負債及び純損失）			915	
税率			30%	
税金収益			275	

2024年及び2025年における税金費用と、会計上の利益に日本国の税率を乗じて算定された金額との調整表は、以下のIAS 12.81 (c)(i) とおりです。

	2025年	2024年
	百万円	百万円
継続事業からの税引前利益	11,088	8,880
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)
法人所得税控除前の会計上の利益	11,301	8,687
日本国における法定税率30%（2024年：30%）による法人所得税費用	3,390	2,606
過年度当期税金費用の調整額	(18)	(44)
非課税の政府補助金	(316)	(162)
過年度において繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の充当	(231)	(89)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの業績に対する持分	(201)	(191)
税務上損金算入が認められない費用		
のれんの減損損失	60	-
条件付対価の再測定（注記8）	107	-
その他の損金不算入項目	10	-
米国における高税率の影響	284	108
実効税率27%（2024年：26%）による法人所得税費用	3,085	2,228
連結損益計算書に認識された法人所得税費用	3,092	2,233
非継続事業に帰属する法人所得税費用	(7)	(5)
	3,085	2,228

IFRS会計基準の注釈

上記の税効果は、以下の注記で開示されている金額に30%の税率を適用することにより算定することができる。

- 連結損益計算書に認識された政府補助金（注記28）
- 注記3の「税金」に記載される繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の変動額
- 注記20ののれんの減損損失及び注記8の条件付対価に係る費用

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

金利の変動、経済成長の鈍化又はマイナス成長、貿易制限及び関税の導入、地政学的リスク、インフレなどの要因により、企業は資産の減損を認識したり、将来の損失を予測することになる可能性がある。そうした状況により、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたって考慮しなければならない不確実性が生じていることが考えられる。企業は直近の事象を反映して収益予測を見直さなければならない。近い将来の期間に使用が見込まれていた欠損金についても見直しを行い、それらが未使用のまま失効してしまう可能性があるか、またそうした可能性が認識される繰延税金資産の金額に関する経営者の判断にどのような影響を及ぼすかの判断が求められる。

さらに、企業は、未認識の繰延税金資産の金額を算定するために用いた見積りや経営者の判断を説明するために、追加の開示を行う必要があるかどうかを考慮しなければならない。

上記の判断には、税法が報告日現在で実質的に制定されているかどうかの決定や、税額控除の会計処理の決定が含まれる。同様に、これまでに導入された税務措置の効果の減少が予想される又は既に減少していることによる影響について考慮が求められる。

繰延税金

繰延税金は以下の項目に関連するものです。

	連結財政状態計算書		連結損益計算書		
	2025年 百万円	2024年 百万円	2025年 百万円	2024年 百万円	
		修正再表 示後		修正再表 示後	
税務上認められる加速償却	(2,838)	(599)	723	(298)	
投資不動産の公正価値への再評価	(1,330)	(1,422)	(92)	(90)	
日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値への再評価	(254)	—	—	—	
純損益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の再評価	(16)	(5)	11	3	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の再評価	13	(4)	—	—	
先渡契約及び組込デリバティブの再評価	196	—	(196)	—	
ヘッジ対象である貸付金の公正価値への再評価	(11)	—	11	—	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	—	—	—	
株式報酬	51	100	49	—	
退職後医療給付	102	59	(43)	(33)	
年金	813	834	(89)	55	
金利スワップ(公正価値ヘッジ)の公正価値への再評価	11	—	(11)	—	
キャッシュ・フロー・ヘッジの再評価	270	30	35	—	
負債性金融商品の予想信用損失	110	70	(40)	3	
カスタマー・ロイヤルティ・ポイントに係る契約負債	270	203	(67)	(199)	
使用権資産	(246)	(267)	(21)	(62)	
リース負債	322	339	17	42	
転換条項付優先株式	91	55	(36)	(31)	
将来の課税所得と相殺可能な税務上の欠損金	389	365	(24)	(44)	
繰延税金費用又は収益			227	(654)	
正味繰延税金負債	(2,140)	(242)			
連結財政状態計算書では、以下のとおり計上しています。					
繰延税金資産	389	365			
繰延税金負債					
継続事業	(2,454)	(607)			
売却目的で保有する資産に直接関連する負債に含まれるもの	(75)	—			
正味繰延税金負債	(2,140)	(242)			

IFRS会計基準の注釈

当グループのリース料は、税務上、支払時に損金算入される。リースに関する繰延税金を会計処理する際、当グループはリース資産と負債の両方を個々に考慮する。当グループは、将来加算一時差異と将来減算一時差異に係る繰延税金を個々に会計処理する。当初認識時は、同額で完全に相殺し合う将来加算一時差異と将来減算一時差異が生じる。将来加算一時差異と将来減算一時差異の事後的な変動に対して繰延税金が認識される。

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

正味繰延税金負債の増減	2025年 百万円	2024年 百万円 修正再表示後
1月1日現在	(242)	(459)
純損益に認識された税金費用又は収益	(227)	493
その他の包括利益で認識された税金費用又は収益	(158)	104
非継続事業	(2)	—
企業結合により取得した繰延税金	(1,511)	(380)
12月31日現在	(2,140)	(242)

IFRS会計基準の注釈

IAS第1号又はIAS第12号によって特に要求されているわけではないが、正味繰延税金負債の調整は財務諸表の利用者にとって有用な場合がある。

この注記に含まれている一部の他の開示項目と同様に、開示金額はその基礎をなす金額を直接参照することができない。しかし、30%の税率を適用することによって、各注記からそれぞれの残高の合理性を確認することができる。例外となるのが税務上の加速償却であり、当期の変動額は主に消化器株式会社の取得によるものである（注記7を参照）。

当グループには、日本国において生じた427百万円（2024年：1,198百万円）の税務上の欠損金があり、当該欠損金が生じた企業の将来の課税所得と無期限で相殺可能です。 IAS 12.81(e)

この欠損金は、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することができず、相当の期間にわたって損失を計上してきた子会社に生じたものであり、その他のタックス・プランニングの実行や近い将来に回収可能であるという証拠も存在しないことから、これに対する繰延税金資産は認識していません。未認識繰延税金資産を当グループがすべて認識した場合、利益は128百万円増加します（2024年：359百万円）。 IAS 12.37
IAS 12.81(e)

表示されている期間において繰延税金負債が認識されていない当グループの子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来加算一時差異の総額は、1,745百万円（2024年：1,458百万円）です。当グループは、当該子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社の未分配利益は予測可能な将来において分配されないと判断しています。当グループは関連会社との間で、当グループの承諾を得ない限り、関連会社の利益を配当しないという契約を締結しています。当グループは報告日時点でそのような承諾を行うことは予定していません。さらに当グループのジョイント・ベンチャーは、すべての共同支配投資企業から承諾を得ない限り、その利益を分配することができません。 IAS 12.81(f)

2025年又は2024年において、当グループによる株主に対する配当の支払いを原因とする法人所得税上の影響はありません。 IAS 12.82A

IFRS会計基準の注釈

IAS第1号61項によると、回収又は決済までに見込まれる期間が報告日から12カ月以内の項目及び12カ月超の項目が含まれる表示科目について、それぞれの金額を個別に開示することが要求される。繰延税金資産及び負債は、これらの項目が合算して表示される科目の一例と考えられる。しかしこれとは対照的に、IAS第1号56項では、繰延税金資産及び負債を流動項目として表示することは認められていないことから、IAS第1号61項で要求されている開示は繰延税金資産及び負債には当てはまらないと考えられる。そのため、当グループは、繰延税金資産及び負債の回収及び決済についての予想を開示していない。

気候関連事項の注釈

企業は、気候関連事項が将来の課税所得に与える影響と、それらが繰延税金資産を回収するのに十分であるかどうかを評価する必要がある。これらの見積りで使用される仮定は、財務諸表の他の箇所で使用される仮定と一致していなければならない。企業はまた、企業が支払う予定の法人所得税に重大な影響を与える可能性のある気候関連の税法の改正が制定されている又は実質的に制定されているかどうかを考慮する必要がある。

連結財務諸表の注記

16. 1株当たり利益

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において使用された当期利益及び株式数は、以下の表のとおりです。

	2025年 百万円	2024年 百万円 修正再表示後	
親会社の普通株主に帰属する当期利益			
継続事業	7,708	6,408	
非継続事業	220	(188)	
基本的1株当たり利益の計算に用いられた親会社の普通株主に帰属する当期利益	7,928	6,220	IAS 33.70(a)
転換条項付優先株式に係る利息	247	238	
希薄化効果調整後の親会社の普通株主に帰属する当期利益	8,175	6,458	IAS 33.70(a)
	2025年 千株	2024年 千株	IAS 33.70(b)
基本的1株当たり利益の計算に用いられた加重平均普通株式数*	20,797	19,064	
希薄化効果			
ストック・オプション	112	177	
転換条項付優先株式	833	833	IAS 33.70(b)
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数*	21,742	20,074	

* 加重平均株式数は期中平均自己株式数を控除して計算しています。

報告期間の末日から財務諸表の承認日までの間に、普通株式又は潜在的普通株式に係る取引は生じていません。

IAS 33.70(d)

非継続事業(注記14を参照)に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益を計算するために用いられた加重平均普通株式数は、上記の表のとおりです。なお、当該計算に用いた当期利益又は当期損失は以下のとおりです。

	2025年 百万円	2024年 百万円
基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算に用いられた、親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの当期利益又は当期損失	220	(188)

IFRS会計基準の注釈

IAS第33号第70項(c)は、将来に基本的1株当たり利益を希薄化させる可能性があるものの、表示期間においては逆希薄化効果を有するために希薄化後1株当たり利益の計算に含めなかった金融商品(条件付発行可能株式を含む)を開示することを求めている。企業は、当該開示要求に留意されたい。

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産

	土地及び 建物	日本国に 所在する オフィス用 不動産	建設 仮勘定	機械装置	その他の 設備	合計	IAS 1.78(a) IAS 16.73(e)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	IAS 16.73(d)
取得原価又は評価額							
2024年1月1日現在(修正再表示後)	10,765	1,122	—	17,657	5,500	35,044	
増加(修正再表示後)	1,587	—	—	6,048	150	7,785	
子会社の取得(注記8)	1,280	—	—	—	—	1,280	
処分	(3,381)	—	—	(49)	—	(3,430)	
為替換算差額	10	—	—	26	—	36	
2024年12月31日現在	10,261	1,122	—	23,682	5,650	40,715	
増加	1,612	—	4,500	4,403	190	10,705	
子会社の取得(注記8)	2,897	—	—	4,145	—	7,042	
処分	—	—	—	(4,908)	—	(4,908)	
売却目的保有資産(注記14)	(4,144)	—	—	(3,980)	—	(8,124)	
再評価調整	—	846	—	—	—	846	IFRS13.93(e)(ii)
振替*	—	(219)	—	—	—	(219)	IAS 16.35(b)
為替換算差額	30	—	—	79	—	109	
2025年12月31日現在	10,656	1,749	4,500	23,421	5,840	46,166	
減価償却累計額及び減損損失累計額							
2024年1月1日現在	4,061	99	—	11,044	900	16,104	
減価償却費	351	3	—	2,278	450	3,082	
減損損失(注記20)	—	—	—	301	—	301	
処分	(3,069)	—	—	(49)	—	(3,118)	
為替換算差額	5	—	—	12	—	17	
2024年12月31日現在	1,348	102	—	13,586	1,350	16,386	
減価償却費**	383	117	—	2,827	470	3,797	
処分	—	—	—	(3,450)	—	(3,450)	
売却目的保有資産(注記14)	(1,283)	—	—	(2,094)	—	(3,377)	
振替*	—	(219)	—	—	—	(219)	
為替換算差額	20	—	—	30	—	50	
2025年12月31日現在	468	—	—	10,899	1,820	13,187	
帳簿価額							
2024年1月1日現在	6,704	1,023	—	6,613	4,600	18,940	
2024年12月31日現在	8,913	1,020	—	10,096	4,300	24,329	
2025年12月31日現在	10,188	1,749	4,500	12,522	4,020	32,979	

* 当該振替額は、再評価日における減価償却累計額が再評価資産のグロス・ベースの帳簿価額と相殺された金額を表しています。

** 当期の減価償却費に、非継続事業に関し認識された減損損失110百万円は含まれていません(注記14を参照)。

IFRS会計基準の注釈

借手が財政状態計算書において使用権資産を区分表示しない場合、IFRS第16号47項では使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示するであろう表示科目に含めて表示することを求めている。仮に当グループが使用権資産を有形固定資産に含めていた場合には、上記の表に使用権資産に関する欄が加えられるとともに、注記31で開示される詳細情報への相互参照も示される。

2024年の減損損失301百万円は、防火設備部門が保有する一部の有形固定資産について、技術的な陳腐化が生じたために認識されたものであり、連結損益計算書上、売上原価に計上しています。回収可能価額は関連するCGUの使用価値に基づき、2024年12月31日現在で5,679百万円と評価しています。当該CGUは、当グループの子会社であるSprinklers Incの日本国に所在する資産で構成されています。当該CGUの使用価値の算定に当たり、キャッシュ・フローを割引率12.4%(税引前)で割引しています。

借入コストの資産化

当グループは、2025年2月に新たな防火施設の建設を開始しており、当該プロジェクトは2026年2月に完成予定です。2025年12月31日現在の防火施設の帳簿価額は3,000百万円(2024年:—円)です。当該防火施設の建設資金は、第三者からの一般目的借入金により調達されています。

2025年12月31日終了年度に資産化された借入コストの金額は、303百万円(2024年:—円)です。資産化に適格な借入コストの金額を算定するために使用された資産化率は11%であり、これは特定の借入金の実効金利です。

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産（続き）

土地及び建物

土地及び建物のうち、帳簿価額7,400百万円（2024年：5,000百万円）は、当グループの2件の銀行借入に対する第一位抵当として担保に供しています。

IAS 16.74(a)

建設仮勘定

2025年12月31日現在における有形固定資産には、建設中の工場に対する支出1,500百万円（2024年：-円）が含まれています。

IAS 16.74(b)

顧客から拋出された有形固定資産

当グループは、2024年に生産過程で使用するために顧客から190百万円（2024年：150百万円）の設備を受領しました。支配獲得日時点の当該資産の市場価格を参考に公正価値を見積り、当初の取得原価としました。

IAS 16.73(a)

IFRS 15.66

IFRS 15.69

有形固定資産の処分

当グループは、2025年に、正味帳簿価額の合計額が1,458百万円の設備を、1,990百万円の現金を対価として売却しています。当グループは、2024年に、正味帳簿価額が312百万円の土地及び建物を、2,319百万円の現金を対価として売却しています。これら処分に係る利得は、連結損益計算書のその他の営業収益に含めております（注記13）。

IAS 16.68A

IAS 16.71

IAS 16.72

日本国に所在するオフィス用不動産の再評価

経営者は、性質、特性及びリスクに基づき、日本国に所在するオフィス用不動産は個別の有形固定資産のクラスに該当すると判断しています。

IFRS 13.94

当該不動産の公正価値の算定には、市場比較アプローチを使用しています。当該算定は、類似の性質、ロケーション及び状態の不動産の取引価格に関するデータベースに基づき、評価機関により実施されています。再評価日である2025年1月1日及び12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関であるChartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は、2014年より、日本国に所在する同様のオフィス用不動産の評価の経験を有しています。日本国に所在するオフィス用不動産の再評価から生じた2025年の利得の純額846百万円は、その他の包括利益に認識しています。

IAS 16.77(b)

IFRS 13.93(d)

再評価されたオフィス用不動産の公正価値測定の開示は注記12に記載しています。

重要な観察可能でないインプット

範囲

1平方メートル当たりの価格

325千円 - 350千円

IFRS 13.93(h)(i)

1平方メートル当たりの見積価格が著しく上昇（下落）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、公正価値は比例的に著しく上昇（下落）することになります。

帳簿価額の調整表

IFRS 13.93(e)

	百万円
2025年1月1日現在の帳簿価額*	1,020
2025年1月1日現在、会計方針を再評価モデルに変更したことによるレベル3での再評価に係る利得	1,210
2025年1月1日現在の帳簿価額及び公正価値	2,230
当期減価償却費	(117)
2025年12月31日現在、レベル3での再評価に係る損失	(364)
2025年12月31日現在の帳簿価額及び公正価値	1,749

* 当グループは、2025年1月1日から将来に向かって、日本国に所在するオフィス用不動産の測定について会計方針を変更しているため、2024年1月1日及び12月31日現在の日本国に所在するオフィス用不動産は公正価値で測定されていません。

仮に原価モデルにより日本国に所在するオフィス用不動産を測定した場合の帳簿価額は以下のとおりです。

IAS 16.77 (e)

	2024年 百万円
取得原価	1,122
減価償却累計額及び減損損失累計額	(105)
正味帳簿価額	1,017

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産（続き）

IFRS会計基準の注釈

当グループは、IAS 第 16 号に従い日本国に所在するオフィス用不動産を再評価額で測定するように会計方針を変更している。IAS 第 16 号 36 項に従い、ある有形固定資産項目を再評価する場合には、当該資産が属する有形固定資産のクラス全体を再評価しなければならない。IAS 第 16 号 37 項は、有形固定資産のクラスを、性質及び企業の営業における用途が類似した資産のグループであると定義している。当グループは、性質、特性及びリスクに基づき、日本国に所在するオフィス用不動産は個別の有形固定資産のクラスに該当すると判断している。

IAS 第 16 号 31 項に基づく、有形固定資産項目の再評価額は、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却及び減損損失累計額を控除した額となる。再評価は、帳簿価額が報告期間の末日現在の公正価値を用いて算定した場合の帳簿価額と大きく異ならないような頻度で定期的に行わなければならない。2025 年において日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値は著しく変動したため、当グループは 2025 年 12 月 31 日現在で再評価を実施している。

公正価値の算定には、市場比較アプローチが使用されている。すなわち、実施された評価は、類似の性質、ロケーション及び状態の不動産が関与する取引の価格に基づいている。本評価は重要な観察可能でないインプットを用いて実施されたため、当該公正価値はレベル 3 の測定値に分類された。

IAS 第 16 号に基づく有形固定資産の再評価は、経常的な公正価値測定に該当するため、当グループは経常的な公正価値測定について IFRS 第 13 号 93 項により要求される情報を開示している。当グループの開示は、IFRS 第 13 号の設例 17 に基づいている。本記載例では、観察可能でないインプットとして、1 平方メートル当たりの価格だけが評価機関により使用されたと仮定している。しかし、実務では市場比較アプローチに複数の観察可能でないインプットを使用することが必要な場合もある。そうした場合、重要な観察可能でないインプットが複数開示されることになるだろう。

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、定量的開示を表形式で行っている。

気候関連事項の注釈

企業は気候関連事項の有形固定資産の耐用年数及び残存価額への影響を考慮しなければならない。法律又はその他の規制の導入により、当初予測と比較すると、資産の耐用年数を短縮することになる可能性がある。企業は、このような資産償却率の上昇についても評価が必要となることがある。さらに、新たな法律によって、廃棄資産の新たな又はより厳格化された義務が導入され、その結果、廃棄に関するための新たな又は再測定した引当金が生じる可能性がある。

詳細な注釈については、上記の注記 2.3 j) 及び注記 12 を参照されたい。

連結財務諸表の注記

18. 投資不動産

	2025年	2024年	IAS 40.76
	百万円	百万円	
1月1日の期首残高	7,983	7,091	
取得(事後的な支出)	1,216	1,192	
公正価値の再測定による純損失	(306)	(300)	
12月31日の期末残高	8,893	7,983	

当グループの投資不動産は、日本国に所在する2つの商業用不動産から構成されます。経営者は、各不動産の性質、特徴及びリスクに基づき、投資不動産はオフィス用と店舗用の2つのクラスに区分されると判断しています。

2024年及び2025年12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関である Chartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は投資不動産評価の専門機関であり、評価モデルは国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨するものを適用しています。

	2025年	2024年	IAS 40.75(f)
	百万円	百万円	
投資不動産からの賃貸収益	1,404	1,377	
賃貸収益を創出する投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(101)	(353)	IAS 40.75(f)(ii)
賃貸収益を創出しなかった投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(37)	(127)	IAS 40.75(f)(iii)
公正価値で測定される投資不動産からの純利益	1,266	897	

当グループは、投資不動産の売却に関し制約を受けておらず、また投資不動産の購入、建設又は開発に係る契約上の義務あるいは修繕、保守又は補強に関する契約上の義務も有していません。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーに関する開示は、注記12に記載しています。

公正価値の調整表

		投資不動産		
		オフィス用不動産	店舗用不動産	
		百万円	百万円	
2024年1月1日現在		3,397	3,694	IFRS 13.93(e)(i)
純損益に認識された再評価額		(144)	(156)	IFRS 13.93(e)(iii)
購入		571	621	IFRS 13.93(f)
2024年12月31日現在		3,824	4,159	
純損益に認識された再評価額(その他の営業費用)		(147)	(159)	IFRS 13.93(d)
購入		583	633	
2025年12月31日現在		4,260	4,633	

投資不動産の評価に使用された評価技法とその主なインプット

評価技法		重要な観察可能でないインプット	範囲(加重平均)	
			2025年	2024年
オフィス用 不動産	DCF法 (下記を参照)	1ヵ月1平方メートル当たりの見積賃貸価値	10千円 - 25千円 (20千円)	9千円 - 23千円 (16千円)
		賃料の年次成長率	1.75%	1.76%
		長期空室率	3% - 10% (5%)	3% - 9% (4%)
		割引率	6.5%	6.3%
店舗用 不動産	DCF法 (下記を参照)	1ヵ月1平方メートル当たりの見積賃貸価値	15千円 - 35千円 (22千円)	14千円 - 33千円 (21千円)
		賃料の年次成長率	1%	1.2%
		長期空室率	4% - 12% (7%)	4% - 13% (8.5%)
		割引率	6.5%	6.3%

連結財務諸表の注記

18. 投資不動産（続き）

当グループは、DCF法を用いて、資産の存続期間にわたる所有に伴う便益（出口価格又はターミナル・バリューを含む）及び負債に関する仮定を置き、公正価値を見積っています。またDCF法では、不動産持分に起因するキャッシュ・フローを予想することになりますが、この一連の見積キャッシュ・フローに、市場から導出した割引率を適用し、当該資産に係るキャッシュ・フローの現在価値を算定しています。最終還元利回りは、通常、割引率とは別個に算定され、また割引率とは異なった値となります。

キャッシュ・フローの生じる期間、及びキャッシュ・インフローやキャッシュ・アウトフローが生じる具体的な時期は、賃料の見直し、リース契約の更新及び関連する転リース、再開発又は改装などの事象に依存します。キャッシュ・フローの生じる期間は、通常、各クラスの不動産の特徴に応じた市場行動に基づき、適切に算出しています。定期的なキャッシュ・フローは、通常、総収入から空室、回収不能費用、貸倒損失、リース・インセンティブ、メンテナンス費用、仲介手数料及びその他の運営・管理費を控除して見積ります。その後、この定期的なキャッシュ・フローの純額及び予測期間末時点で予想されるターミナル・バリューの見積額の合計額を割り引きます。

見積賃賃価値及び賃料の年次成長率が著しく増加（減少）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値が著しく上昇（下落）することになります。長期空室率ならびに割引率（及び最終還元利回り）が著しく上昇（低下）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値は著しく下落（上昇）することになります。

IFRS13.93(h)(i)

賃賃価値の見積りに用いた仮定の変化は、通常、賃料の年次成長率及び割引率（及び最終還元利回り）の変化とおおむね同方向へ変化し、長期空室率の変化と逆方向に変化します。

IFRS会計基準の注釈

当グループは、IAS 第 40 号に準拠して投資不動産を公正価値で評価する会計方針を選択している。

経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の現在の利用方法が最も有効使用ではない場合、その旨及びその理由を開示しなければならない（IFRS 第 13 号 93(i) 項）。当グループは、その不動産の現在の利用方法は、最も有効使用であると評価している。当グループの店舗用不動産の最も有効使用と現在の利用方法とが異なる場合の開示例は、以下のとおりである。

「当グループは、現在のオフィス用不動産としての利用方法は最も有効使用であると判断していますが、測定日時点において店舗用として利用している不動産の最も有効使用は、居住用不動産に転用することであると判断しています。ただし戦略的な理由から、当該不動産はそのような方法で使用されていません。」

IFRS 第 13 号の開示規定に加えて、IAS 第 1 号は、経営者が将来に関して行った重要な判断及び見積りの不確実性の原因の開示を要求している。こうした開示の例として、IAS 第 1 号 129(b) 項は、計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度及びそのような感応度を示す理由を挙げている。したがって、一定の状況では、IFRS 第 13 号 93(h) 項が求める情報よりも多くの情報の開示が必要になる場合がある。

IAS 第 40 号は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することを認めている。当グループが仮に投資不動産を原価で会計処理していた場合には、原価や減価償却率についての情報（有形固定資産に関する IAS 第 16 号上の規定と類似）が求められる。IAS 40.79(e) は、投資不動産の公正価値を開示することを要求しているが、本開示目的上、公正価値を IFRS 第 13 号に従い測定する必要がある。また、IAS 第 40 号に基づく開示に加えて、IFRS 第 13 号 97 項は以下の開示を要求している。

- 公正価値測定が区分されるレベル、すなわち、レベル1、2又は3のいずれか
- レベル2又はレベル3の公正価値測定について、評価技法及びインプットの説明
- 現在の使用方法が最も有効使用ではない場合には、その旨及びその理由

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

足元のマクロ経済及び地政学的な不確実性、市場の混乱による公正価値測定への影響は、国、市場及び業種に応じて様々である。このような状況下では公正価値測定は、著しい不確実性にさらされており、公正価値測定の見積りの範囲がより広がるような場合、企業はその判断を行って、その範囲内で、これらの状況を踏まえた公正価値測定を最も適切に表す水準を決定する必要がある。

市場のボラティリティの高まりが、価格が異常値であり、公正価値を反映するものではないかもしれないことを示唆している可能性があるとしても、そうした価格が秩序ある取引からのものではない場合を除き、測定日時点の市場価格を無視することは適切ではない。

また、市場における取引量や取引活動が著しく増加又は縮小した場合、公正価値測定で使用する評価技法に影響する可能性がある。企業は、どのように評価技法を適用するか及びインプットが測定日時点で観察可能であるかどうかを評価する必要がある。

連結財務諸表の注記

19. 無形資産及びのれん

	開発費 百万円	耐用年数を 確定できる 特許権及び ライセンス 百万円	耐用年数を 確定できない ライセンス 百万円	のれん 百万円	合計 百万円	IAS 38.118(c) IAS 38.118(e)
取得原価						
2024年1月1日現在	1,585	395	240	119	2,339	
内部開発による増加額	390	—	—	—	390	
子会社の取得(修正再表示後*)	—	—	—	131	131	
2024年12月31日現在	1,975	395	240	250	2,860	
内部開発による増加額	587	—	—	—	587	
子会社の取得	—	30	1,170	2,231	3,431	
売却目的保有資産	—	(138)	—	—	(138)	
2025年12月31日現在	2,562	287	1,410	2,481	6,740	
償却累計額及び減損損失累計額						
2024年1月1日現在	165	60	—	—	225	
償却費	124	50	—	—	174	
2024年12月31日現在	289	110	—	—	399	
償却費	95	30	—	—	125	
減損損失(注記20)	—	—	—	200	200	
売却目的保有資産	—	(3)	—	—	(3)	
2025年12月31日現在	384	137	—	200	721	
帳簿価額						
2024年1月1日現在	1,420	335	240	119	2,114	
2024年12月31日現在	1,686	285	240	250	2,461	
2025年12月31日現在 (修正再表示後*)	2,178	150	1,410	2,281	6,019	

* 注記8で記載しているとおり、電球株式会社の取得に係る最終評価の調整を行い、のれんの金額を修正再表示したため、2024年度の財務諸表における金額と一致していません。

防火部門において2つの研究開発プロジェクトが進められています。一方は火災探知機及びスプリンクラー・システムの改良に関するプロジェクトであり、他方は自動車及び航空機用の耐火素材に関するプロジェクトです。

当期の取得

特許権及びライセンスには、企業結合を通じて取得した無形資産が含まれています。特許権は、所管する政府機関によって最低10年間、その権利が認められています。取得したライセンスには、期間終了時に僅少な金額又は無償で更新することのできるオプションが付されています。過去に取得したライセンスは更新されているという実績に鑑み、当グループはこれらの資産の耐用年数は確定できないと判断しています。なお、これらの資産に対しては、2025年12月31日時点で減損テストを実施しています(注記20を参照)。

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

企業結合で取得したのれん及び耐用年数を確定できないライセンスは、減損テストにあたり、エレクトロニクス部門と防火設備部門のCGU(事業セグメント及び報告セグメントでもある)に配分されています。

各CGUに配分されたのれん及び耐用年数を確定できないライセンスの帳簿価額

	エレクトロニクス		防火設備		合計		
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
のれん	50	250	2,231	-	2,281	250	IAS 36.134(a)
ライセンス	360	-	1,050	240	1,410	240	IAS 36.134(b)

当グループは、2024年及び2025年10月に年次の減損テストを行っています。グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2025年12月31日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、将来的にのれんや事業セグメント資産の減損が起り得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。

エレクトロニクス部門

エレクトロニクス部門の回収可能価額は2025年12月31日時点で37,562百万円であり、これは上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前割引率は15.5%（2024年:12.1%）であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、エレクトロニクス産業の長期平均成長率に等しい3.0%（2024年:5.0%）の成長率を用いて見積っています。処分費用控除後の公正価値は使用価値を上回らないと結論付けています。当該分析の結果、2024年12月31日時点で250百万円で計上していたのれんに対し、当期に200百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書上、管理費に計上しています。

IAS 36.130(e)
IAS 36.134 (d)(iii)
IAS 36.134 (d)(iv)
IAS 36.134 (d)(v)
IAS 36.126(a)

防火設備部門

防火設備部門の回収可能価額も同様に、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前割引率は14.4%（2024年:12.8%）であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローを推定する際に使用した成長率は4.1%（2024年:3.8%）です。当該成長率は、防火設備部門が属する業界の平均成長率を0.75%上回っています。防火設備部門の責任者は、消火器株式会社の買収により、当該成長率は妥当であると考えています。この買収により業界における特許権を取得したことから、当グループは、ある特殊製品を10年間にわたり排他的に製造することができ、加えて10年経過後に当該特許権を更新するオプションを有しています。分析の結果、5,674百万円の余裕があったことから、経営者は当該CGUについて、減損は生じていないと判断しています。

IAS 36.130(e)
IAS 36.134 (c)
IAS 36.134 (d)(iii)
IAS 36.134 (d)(iv)
IAS 36.134 (d)(v)

IAS 36.134 (f)(i)

使用価値の計算に用いられた主要な仮定及び仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門及び防火設備部門の双方の使用価値の計算に大きく影響を与える仮定は、以下のとおりです。

- 売上総利益率
- 割引率
- 原材料価格の上昇
- 予算期間における市場占有率
- 予算期間を超えたキャッシュ・フローを推定するために使用された成長率

IAS 36.134 (d)(i)
IAS 36.134 (d)(ii)
IAS 36.134(f)
IAS 36.134 (f)(ii)
IAS 36.134 (f)(iii)

気候関連事項—当グループは、回収可能価額を測定する際に、物理的リスクや移行リスクを含む気候関連リスクを常に監視しています。当グループは、自社の事業が現在、物理的リスクに大きく晒されているとは考えていませんが、使用価値は、気候関連の法律や規制、当グループの製品に対する需要の変化などの移行リスクによって様々な形で影響を受ける可能性があります。当グループは、2025年ののれんの減損テストにおいて気候関連の主要な仮定は存在しないと結論付けていますが、当グループも適用対象となる排出権取引スキームにおける排出権のコストの増加、当グループの防火設備CGUの販売商品の需要増加見込み、リサイクル要求の厳格化によるコストの増加見込みに関する予想を、使用価値の金額を評価する際のキャッシュ・フロー予測に織り込んでいます。

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

気候関連事項の注釈

IAS第36号33項(a)は、使用価値の測定にあたり、企業に対し、「キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならない、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映すること」を要求している。企業は、物理的リスクや移行リスクを含む気候関連リスクが今後の事業の持続可能性に影響を与えるかどうか、またそのようなリスクが事業の展開における法的環境、技術的環境及び市場環境に影響を与えるかどうか、またどのように影響するかを検討する必要がある。

たとえば、一部の企業のビジネスモデルは、気候変動に関するニュートラルな未来への移行の結果として、事業を展開する管轄区域ではもはや存続できなくなる可能性があり、既存のビジネスモデルは置き換えられるか、時代遅れになる場合がある。他の企業では、消費者行動の傾向の変化や、排出量やリサイクルに関する要求の厳格化によるコストの上昇によって影響を受ける可能性がある。

資産又はCGUの回収可能価額が気候関連の仮定に対する感応度が高い場合、企業は、それらの仮定を主要な仮定として、たとえば、感応度の開示などと併せて、個別に開示する必要があるかどうかを検討しなければならない。気候関連事項が公正価値測定に及ぼす影響の詳細については、注記12を参照されたい。

売上総利益率—売上総利益率は、予算期間開始前3年間の実績平均値に基づいています。エレクトロニクス部門及び防火設備部門の売上総利益率は、それぞれ22.17%と26.03%でした。売上総利益率は、予想される業務の効率化により予算期間にわたって増加し、エレクトロニクス部門で年率1.5%増、防火設備部門で年率2%増としています。

需要の減退により売上総利益率は低下する可能性があります。エレクトロニクス部門の売上総利益率が少しでも低下した場合、ならびに防火設備部門の売上総利益率が5.0%低下した場合、1,730百万円の減損損失が認識されます。

割引率—割引率は、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローの見積りに織り込まれていない原資産に特有のリスクを反映した、各CGUに固有のリスクに関する現在の市場評価を反映しています。割引率は、当グループ及び事業セグメントに特有の状況に基づき、加重平均資本コスト(WACC)を用いて算定されています。WACCは負債と資本の両方を加味しています。資本コストは当グループの投資家が期待する投資利益に基づき算出し、負債コストは当グループが返済すべき利付借入金に基づいています。セグメントに特有のリスクは、個々のベータ値を採用することにより算定しています。ベータ値は広く入手可能なマーケット指標に基づいて年次で評価しています。税引前割引率を反映するために、将来の税金キャッシュ・フローの金額と時期を割引率の調整に織り込んでいます。

エレクトロニクス部門の税引前割引率が現在の15.5%の水準から少しでも上昇した場合、ならびに防火設備部門の税引前割引率が15.6%(すなわち、1.2%増加)に上昇した場合、1,150百万円の減損損失が認識されます。

原材料価格の上昇—原材料価格の上昇に関する見積りは、原材料産出国の公表指標及び特定のコモディティに関連するデータに基づいています。データが広く入手可能な場合(主に日本国及び米国)は、将来の価格変動に関する指標として予測値が使用され、そのようなデータが入手できない場合には、過去における実際の原材料価格の変動値を将来の価格変動に関する指標として使用しています。

経営者は、原材料価格が予算策定時の想定を上回って上昇する可能性について検討しています。予想される規制の改正によって、供給業者が対応できないほどの需要の増加が生じた場合に、このような事態が発生する可能性があります。価格上昇率は、原材料の購入先が所在する国に応じ、エレクトロニクス部門は1.9%から2.6%、防火設備部門は2.1%から4.5%の範囲内と予測しています。エレクトロニクス部門では少しでも原材料の価格が上昇する場合、防火設備部門では原材料の価格が想定している価格上昇率を平均で0.5%超上回って上昇する場合、640百万円の減損損失が認識されます。

市場占有率に関する仮定—成長率に関する業界のデータを使用する場合(下記を参照)、本仮定は重要となります。なぜなら経営者は、予算期間にわたって各部門の市場における地位が競合他社と比較してどのように変化する可能性があるか評価するためです。経営者は、エレクトロニクス市場における当グループの占有率(20%)は、予算期間中は安定するものと予想しています。一方、防火設備市場における競合他社と比較した当グループの相対的地位は、上述した消火器株式会社の買収により、高まると見込んでいます。防火設備市場における当グループの占有率は現在のところ37%です。

経営者は、当グループのエレクトロニクス市場での市場占有率は予算期間にわたり安定的であると予想しています。ただし、エレクトロニクス部門における市場占有率が少しでも減少した場合、ならびに防火設備市場における市場占有率が20%減少した場合、1,441百万円の減損損失が認識されます。

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

成長率に関する仮定—成長率は公表されている業界調査に基づいています。なお、防火設備部門の予算を策定するために用いた長期成長率は、上述した重要な特許権の取得という追加的要素を反映し調整されています。

経営者は、技術革新のスピード及び新規企業が参入する可能性が成長率に関する仮定に重要な影響を及ぼしうることを認識しています。新規企業が参入することにより、将来見通しに不利な影響が出るとは想定していませんが、見積長期成長率（現在、エレクトロニクス部門については5.2%、防火設備部門については8.4%）が変更される可能性は合理的であると考えています。エレクトロニクス部門の長期成長率が少しでも低下した場合、ならびに防火設備部門の長期成長率が0.3%低下した場合、783百万円の減損損失が認識されます。

IFRS会計基準の注釈

当グループは、IAS第36号に従い、資金生成単位（以下、CGU）の回収可能価額を使用価値に基づき算定している。回収可能価額として処分費用控除後の公正価値を用いている場合、IAS第36号134(e)項により、評価技法及びその他の情報を財務諸表で開示することが求められる。その他の情報には、使用した主要な仮定、主要な仮定の算定に用いた経営者の手法の説明、公正価値ヒエラルキーのレベル及び評価技法を変更した場合にはその理由が含まれる。さらに、処分費用控除後の公正価値が、割引見込みキャッシュ・フローを用いて算定される場合には、キャッシュ・フローの予測期間、キャッシュ・フローの見積値を推定するために用いた成長率及び適用した割引率の開示が求められる。IFRS第13号に基づく開示は求められないが、IAS第36号134(e)項に従って行われる上記の開示は、IFRS第13号で要求される開示と類似している。

IAS第36号134(d)(i)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、CGUごとに主要な仮定を開示することを要求している。上記の開示は例示目的で作成しているため、企業は、例示で示している各仮定を重要性の観点から検討する必要がある。

IAS第36号134(f)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、CGUごとに感応度分析を開示することを求めている。CGUの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定が変化する可能性が合理的であり、それにより当該CGUの帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合に感応度分析を開示している。エレクトロニクス部門については、当期に減損損失が計上されており、帳簿価額と回収可能価額が等しい状態であるため、すべての主要な仮定について感応度分析を行っている。また、防火設備部門については、合理的に起こりうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があるため、すべての主要な仮定について感応度分析を実施している。企業は、回収可能価額が帳簿価額と等しくなる点を探る際の感応度分析では、ある1つの仮定の変更が他の仮定に及ぼす影響も考慮する必要がある（IAS第36号134(f)(iii)項）。当グループはこの点について本開示で検討している。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債

21.1 金融資産

	2025年 百万円	2024年 百万円	IFRS 7.6 IFRS 7.8
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ			
為替予約	640	—	
組込デリバティブ	210	—	
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ			
為替予約	252	153	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
上場資本性投資	337	300	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された資本性金融商品			
非上場資本性投資			IFRS 7.11A(a)
電力株式会社	417	205	IFRS 7.11A(c)
電力供給株式会社	258	185	
電子機器製造株式会社	70	151	
電子機器販売株式会社	293	—	
電子テスト株式会社	—	308	
電子機器供給株式会社	—	49	
	1,038	898	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品			
相場価格のある負債性金融商品	1,622	1,610	
公正価値で測定される金融資産合計	4,099	2,961	
償却原価で測定される負債性金融商品			
営業債権（注記 23）	25,672	22,290	
関連会社への貸付金	200	—	
取締役への貸付金	13	8	
金融資産合計*	29,984	25,259	
流動合計	26,223	22,443	
非流動合計	3,761	2,816	

* 現金及び短期性預金以外の金融資産

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブは、ヘッジ関係に指定されていないものの、予想される販売及び仕入に関する為替リスクの水準を軽減することを目的とした、為替予約の公正価値のプラスへの変動を反映しています。

IFRS 7.32A

ヘッジ手段に指定されているデリバティブは、発生可能性が非常に高い米ドル建売上に係る予定取引をヘッジするため、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された、為替予約の公正価値のプラスへの変動を反映しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、上場株式に対する投資が含まれます。これらの上場株式の公正価値は、活発な市場における公表価格を参照することで算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された資本性金融商品には、非上場株式に対する投資が含まれます。当グループはそのような会社の非支配持分(2%から9%)を保有しています。当グループはこれらの投資を戦略的なものと位置付けており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な指定を行っています。

IFRS 7.11A(b)

当グループは2025年に、グループの投資戦略に沿わなくなったことから、電子機器供給株式会社の株式を売却しました。売却日の公正価値は50百万円であり、その他の包括利益に認識していた利得累計額7 百万円を利益剰余金に振り替えています。当グループは2024年に電力株式会社から3百万円の配当金を受領しました。

IFRS 7.11A(e)
IFRS 7.11B

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.1 金融資産（続き）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品には、公表価格のある政府債及び社債が含まれます。これらの負債性金融商品の公正価値は、活発な市場における公表価格を参照することで算定しています。

償却原価で測定される負債性金融商品には、営業債権及び関連当事者からの債権が含まれます。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第7号11A項では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定した資本性金融商品について、どの資本性金融商品に当該指定を行ったか、及び、報告期間の末日現在における各資本性金融商品の公正価値の開示が求められている。本開示例において、当グループは個々の投資それぞれに関する開示を行っている。

本開示規定の適用にあたっては、重要性の概念を適用し、個々に重要な投資に対しては個別に開示を行う一方、重要性のない項目に対しては集約した開示にとどめるといった取扱いが必要となろう。

21.2 金融負債－利付ローン及び借入金

	金利 %	満期	2025年 百万円	2024年 百万円	IFRS 7.7
利付ローン及び借入金（流動）					
リース負債（注記31）	4.5-7.8	2026年	455	418	
当座借越	EURIBOR+1.0	要求払	966	2,650	
銀行借入金1,500百万円	EURIBOR+0.5	2026年11月1日	1,411	－	
銀行借入金2,200百万円	EURIBOR+0.5	2025年3月31日	－	74	
利付ローン及び借入金合計（流動）			2,832	3,142	
利付ローン及び借入金（非流動）					
リース負債（注記31）	4.5-7.8	2027年-2038年	2,706	2,553	
金利8%の社債	8.2	2027年-2032年	3,374	3,154	
金利8.25%の担保付借入金－3,600千米ドル	*SOFR+0.2	2030年5月31日	2,246	－	
担保付銀行借入金	SOFR+2.0	2030年7月31日	3,479	3,489	
銀行借入金1,500百万円（2024年：1,400百万円）	EURIBOR+0.5	2026年11月1日	－	1,357	
銀行借入金2,750百万円（2024年：2,500百万円）	EURIBOR+1.1	2027年-2030年	2,486	2,229	
銀行借入金2,200百万円	EURIBOR+0.5	2028年3月31日	2,078	2,078	
銀行借入金5,809百万円	7.5	2029年1月1日	－	5,809	
消防機器研究所株式会社における第三者投資家からの借入金	11.0	2027年	3,000	－	
転換条項付優先株式	11.6	2029年	2,778	2,644	
利付ローン及び借入金合計（非流動）			22,147	23,313	
利付ローン及び借入金合計			24,979	26,455	

*関連する金利スワップによる影響を考慮しています。

IFRS会計基準の注釈

IFRS第7号7項では、企業の財政状態及び財務業績に関して、財務諸表利用者が金融商品の重要性を評価できるような情報の開示が求められている。当グループは、連結財政状態計算書における利付ローン及び借入金の金額が著しく重要であるため、財務諸表利用者に対して借入金の実効金利及びその満期日に関する詳細な情報を提供している。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.2 金融負債－利付ローン及び借入金（続き）

当座借越

当座借越は短期性預金の一部によって担保されています。

IFRS 7.7

銀行借入金1,500百万円

当該借入金は無担保であり、2026年11月1日全額返済されます。

金利8%の社債

当該社債は2027年1月1日より毎年350百万円ずつ均等に返済されます。当該社債には、優良工業株式会社の製品生産におけるリサイクル原料の使用を30%に増やすという要件が含まれています。2027年1月1日までにこの要件が満たされない場合、金利は100ベーシス・ポイント上昇して9%になります。

IAS 1.76ZA(a)
IAS 1.76ZA(b)

当該社債には、当該社債の償還期間中に連結ベースで現金及び短期預金の残高を1,500百万円以上に維持することを当グループに要求する特約条項が付されています。当該特約条項は、当該社債の満期まで四半期末ごとにその遵守状況が検証されます。当グループには、この特約条項の遵守が困難になる兆候はありません。

気候関連事項の注釈

ESG特性を備えた金融負債を発行する企業は、特に負債のキャッシュ・フローに影響を与えるESG特性を備えた金融負債には組込デリバティブが含まれる可能性があるため、そのような契約の会計処理を慎重に評価する必要があります。

まず、当該負債を償却原価で測定するか、純損益を通じて公正価値で測定するかを決定する必要があります。当該負債が純損益を通じて公正価値で測定される場合、組込デリバティブを区分する必要はない。

当該負債が償却原価で測定される場合、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していない場合、組込デリバティブを主契約である負債と区分して会計処理する必要があります。

この評価は、固有の事実と状況によって異なる。ESG特性に、企業の温室効果ガス排出量削減に関する具体的な目標を設定するなど、企業に固有の指標が含まれている場合、組込デリバティブの経済的特徴とリスクは、一般に主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連することになり、その場合は組込デリバティブを区分して会計処理する必要はない。一方、ESG特性が、より広範なESG指数や国による温室効果ガス排出量の削減など、金融商品の発行者に固有ではないより広範な指標を参照している場合、基本的に組込デリバティブの経済的特性とリスクは主契約と密接に関連していないため、組込デリバティブは区分して会計処理する必要があります。

企業のESG特性を備えた金融商品が、当該金融商品が発行した独立したグループ企業に特に関連する指標ではなく、親会社又はグループ全体のESG指標を参照している場合、この評価はさらに複雑になる可能性がある。

負債が償却原価で測定され、組込デリバティブの区分処理が必要ないと判断される場合、企業は実効金利の決定の一環としてキャッシュ・フローを見積ることになる。将来、キャッシュ・フローに影響を与えるESG指標の変更などによりこれらの見積りが変更された場合、これは純損益の調整として処理される。

金利8.25%の担保付借入金

当該借入金は、当グループが保有する帳簿価額2,400百万円（2024年：－円）の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。

担保付銀行借入金

IAS 1.73

当該借入金は、6年のマルチ・オプション・ファシリティ（以下、MOF）の下で実行されたものです。すなわち、当該借入金は報告日後12カ月以内に返済期日が到来するものの、当グループはMOFにおける権利を行使してこの資金を借り換えることができる裁量を有し、かつ借換えを予定しているため、本借入金を長期に分類しています。このような即時借換えによる資金調達は2030年7月31日まで利用可能です。満期日における総返済額は3,500百万円です。このMOFの下での融資枠は、当グループが保有する帳簿価額5,000百万円（2024年：5,000百万円）の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。

当該担保付銀行借入金には以下の特約条項が付されています。

IAS 1.76ZA(a)
IAS 1.76ZA(b)

- インタレスト・カバレッジ・レシオが5より大きい。当該担保付銀行借入のインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業利益を借入金利息で除して計算されます（注記13.3を参照）。2025年12月31日時点のインタレスト・カバレッジ・レシオは11.1（2024年：9.1）でした。
- ギアリング・レシオが45%未満である。ギアリング・レシオの定義及び計算については注記6を参照してください。2025年12月31日時点のギアリング・レシオは26%（2024年：38%）でした。

いずれの特約条項も、半年ごと、つまり6月30日と12月31日にその遵守状況が検証されます。当グループには、この特約条項の遵守が困難になる兆候はありません。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.2 金融負債－利付ローン及び借入金（続き）

銀行借入金2,750百万円

当グループは、当報告期間中に本借入契約のもと、追加で250百万円の借入れを行いました。当該借入金は、2028年12月31日を期日とする1,250百万円及び2030年12月31日を期日とする1,500百万円の2回払いによって返済されます。

銀行借入金2,200百万円

当該借入金は無担保であり、2028年3月31日に全額返済されます。2024年12月31日時点では、2025年3月31日までに74百万円が返済される予定でした。

銀行借入金5,809百万円

本借入金は、売却目的保有負債に振り替えられています。

IFRS会計基準の注釈

負債の決済を延期する権利は、報告日後12か月以内に企業が特約条項を遵守するかどうかによって左右される場合がある。こうした場合、IAS第1号第76ZA項では、非流動として分類した負債を有する企業に、当該負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示するよう求めている。企業は上記のように、特約条項に関する情報を開示する必要がある。さらに、事実と状況から、企業が特約条項を遵守することが困難である可能性が示唆される場合、その旨を開示しなければならない。この要求事項を満たすために企業が考慮しなければならない要素には、報告期間中又は報告期間後に特約条項に抵触する可能性を回避するか、又はその可能性を軽減させるための行動をとったかどうか、及び報告期間の末日時点で遵守状況が検証されていたとしたら、将来の特約条項を遵守しているかどうかなどが挙げられる。特約条項に関する情報の重要性を評価する際には、IFRS実務記述書第2号の第81項から第83項でIASBが定めているガイダンスが関係する。

転換条項付優先株式

2025年及び2024年12月31日現在、2,500,000株の転換条項付優先株式が発行されています。株式の額面は1千円であり、2027年1月1日に、保有する優先株式3株につき普通株式1株の割合で当グループの親会社の普通株式に転換することのできるオプションがその保有者に付与されています。転換されなかった優先株式はすべて、2030年12月31日に1株当たり1.20千円で償還されます。当該優先株式には年7%の配当が、6月30日と12月31日にそれぞれ後払いで支払われます。なお配当は非累積型です。優先株式は清算時において普通株式に優先します。当該株式の資本部分の表示については注記25に記載しています。

IAS 1.79(a)(v)

その他の金融負債

	2025年 百万円	2024年 百万円
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ		
為替予約	720	—
組込デリバティブ	782	—
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ		
為替予約	170	254
商品先渡契約	980	—
金利スワップ	35	—
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
条件付対価(注記8)	1,072	—
公正価値で測定される金融商品合計	3,759	254
償却原価で測定されるその他の金融負債(利付ローン及び借入金を除く)		
営業債務及びその他の債務(注記30)	16,969	20,023
その他の金融負債合計	20,728	20,277
流動合計	19,922	20,277
非流動合計	806	—

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.2 金融負債－利付ローン及び借入金（続き）

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブは、ヘッジ関係に指定されていないものの、予想される販売及び仕入に関する為替リスクの水準を軽減することを目的とした為替予約の公正価値のマイナスへの変動を反映しています。

IFRS 7.32A

ヘッジ手段に指定されているデリバティブは、発生可能性が非常に高い英ポンド建仕入に係る予定取引をヘッジするためのキャッシュ・フロー・ヘッジに指定された、為替予約の公正価値のマイナスへの変動を反映しています。また、2025年に締結された商品先渡契約の公正価値の変動も含まれます。

条件付対価

消火器株式会社の取得契約の一部として、同社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。この対価は消火器株式会社における12カ月間の税引前利益によって金額が増減します。当該条件付対価の公正価値は取得日時時点で714百万円でしたが、対予算比で著しく業績が良好であったことから、2025年12月31日時点で1,072百万円に上昇しています。当該対価は近日中に確定し、2026年9月30日に前所有者へ支払われる予定です。

IFRS 3.B64(g)

IFRS会計基準の注釈

IFRS第7号では、金融商品を相殺する権利と関連する取決め（例：担保契約）に関する情報と、相殺の取決めが企業の財政状態に与える影響を利用者が評価するうえで有用となる情報の開示が求められている。

当グループは、IAS第32号に従って金融商品を相殺しておらず、また、関連する相殺の取決めを有していない。しかし企業がIAS第32号に従って相殺される金融商品を認識している場合、あるいは金融商品がIAS第32号に従って相殺されていない場合であっても、強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似の契約の対象となる金融商品を認識している場合、IFRS第7号13A項から13E項の開示を行わなければならない。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

企業は、追加の融資を受けたり、既存の債務契約の条件変更を行ったり、あるいは財務制限条項を満たせなくなった場合には返済猶予を受けていることがある。そうした場合、企業は、既存の契約上の取決めの変更が、大幅な条件変更に該当しているか、それとも契約の消滅となるのか（いずれの場合にも、会計処理上の影響が生じる）を判断するために、IFRS第9号の規定を検討する必要がある。さらに、企業は、財務制限条項違反により、財務諸表において非流動負債を流動負債に振り替える必要があるかどうかの判断を求められる場合がある。

マクロ経済及び地政学的な不確実性により、企業の生産活動で使用される原材料などの非金融項目に関する企業の予想される購入、販売又は使用に関する方針等が変更される可能性もある。IFRS第9号における自己使用の適用範囲の例外を適用している企業は、引き続きこれらの規定を満たしているかどうかを再評価する必要がある。例外規定の要件が満たされなくなった場合、企業は関連する契約をIFRS第9号に基づく金融商品として認識しなければならない。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ

当グループは、事業運営を行う上で特定のリスクにさらされています。デリバティブ金融商品により管理する主なリスクは為替リスク、コモディティ価格リスク及び金利リスクです。

IFRS 7.21A

当グループのリスク管理戦略及びそのリスク管理への適用方法については、以下の注記21.5に説明しています。

IFRS会計基準の注釈

ヘッジ会計を適用する企業に要求される開示規定は、IFRS第7号21A項から24G項に記載されている。ヘッジ会計の開示の目的は、以下の情報を提供することである。

- リスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか（IFRS第7号22A項-22C項）
- リスク管理活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるか（IFRS第7号23A項-23F項）
- ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響（IFRS第7号24A項-24F項）

企業はこの目的を果たすために、どの程度詳細に開示を行うべきか、異なる開示規定との間のバランス、適切な分解のレベル、及び、目的を満たすために追加説明が必要かどうかを検討しなければならない。ヘッジ会計の開示は財務諸表において単一の注記又は独立のセクションで表示しなければならないが、リスク報告書など別の場所に示された情報を相互参照することにより情報を含めることができる。ただし、財務諸表利用者がその情報を財務諸表と同じ条件で同時に利用できることが条件となる。

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ

当グループは、外貨建借入金及び為替予約により、取引から生じるエクスポージャーの一部を管理しています。これらの為替予約はキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されていないものの、対象となる取引の為替に対するエクスポージャーと整合するように、通常、その期間は1カ月から24カ月となっています。

ヘッジ手段に指定されているデリバティブ

キャッシュ・フロー・ヘッジ

為替リスク

IFRS 7.22B(a)

為替予約は、予定されている米ドル建の売上取引及び英ポンド建の仕入取引のキャッシュ・フローをヘッジするためのヘッジ手段に指定されています。これらの予定取引は実行可能性が非常に高く、当グループの米ドル建の予定売上合計額の約25%及び英ポンド建の予定仕入合計額の約65%を占めています。

為替予約の残高は、予定売上取引や予定仕入取引の水準及び為替予約レートの変動に応じて変更しています。

コモディティ価格リスク

当グループでは、電子事業部門における電子デバイスの生産用として銅の継続的な供給が求められるため、銅を継続的に仕入れています。過去12カ月間において銅価格のボラティリティが増大したため、当グループは銅の先渡契約を締結することを決定しました。

IFRS 7.22B(a)

銅の先渡契約は2025年7月1日から開始し、銅の価格変動リスクを軽減することが期待されています。予定されている銅の仕入取引に係る価格変動のヘッジは、取締役会が定めたリスク管理戦略に従ったものです。

為替予約契約と商品先渡契約の条件は可能性が非常に高いと見込まれる予定取引の条件（すなわち、想定元本と予定支払日）と一致しており、ヘッジ対象とヘッジ手段の間には経済的関係があります。為替予約契約及び商品先渡契約の原リスクがヘッジされるリスク要素と同じであることから、当グループはヘッジ関係におけるヘッジ比率を1対1としています。ヘッジの有効性のテストするため、仮想デリバティブ法を用いて、ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とを比較しています。

IFRS 7.22B(b)
IFRS 7.22B(c)
IFRS 7.22C

ヘッジ非有効部分は、以下から生じる可能性があります。

IFRS 7.22B(c)

- ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期の相違
- ヘッジ対象とヘッジ手段のヘッジされるリスクに連動する指数（及び利回り曲線）の相違
- ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の動きに異なる影響を与える相手方の信用リスク
- ヘッジ対象とヘッジ手段の予定キャッシュ・フロー金額の変動

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

当グループは以下の為替予約契約及び商品先渡契約を保有しています。

	満期					IFRS 7.23B
	1カ月未満	1～3カ月	3～6カ月	6～9カ月	9～12カ月	合計
2025年12月31日現在						
為替予約契約(可能性の非常に高い予定売上取引)						
想定元本(単位:百万円)	2,950	3,000	3,150	3,450	3,250	15,800
平均為替レート(円/米ドル)	1.166	1.169	1.172	1.175	1.185	-
為替予約契約(可能性の非常に高い予定仕入取引)						
想定元本(単位:百万円)	1,450	1,330	1,880	1,750	1,550	7,960
平均為替レート(円/英ポンド)	0.876	0.877	0.878	0.879	0.881	-
商品先渡契約						
想定元本(単位:トン)	-	-	450	530	-	980
想定元本(単位:百万円)	-	-	2,600	3,000	-	5,600
平均ヘッジ率(1トン当たり百万円)	-	-	5.77	5.66	-	-
2024年12月31日現在						
為替予約契約(可能性の非常に高い予定売上取引)						
想定元本(単位:百万円)	2,650	2,850	3,000	3,200	2,900	14,600
平均為替レート(円/米ドル)	1.200	1.203	1.206	1.209	1.211	-
為替予約契約(可能性の非常に高い予定仕入取引)						
想定元本(単位:百万円)	1,250	1,150	1,500	1,600	1,450	6,950
平均為替レート(円/英ポンド)	0.882	0.883	0.884	0.885	0.886	-

ヘッジ手段が財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。

	想定元本	帳簿価額	財政状態計算書における表示科目	非有効部分の 測定に用いる 公正価値の変動	IFRS 7.24A(b) IFRS 7.24A(c) IFRS 7.24A(d)
	百万円	百万円		百万円	
2025年12月31日現在					
為替予約契約	15,800	252	その他の流動金融資産	386	
為替予約契約	7,960	(170)	その他の流動金融負債	(99)	
商品先渡契約	5,600	(980)	その他の流動金融負債	(980)	
2024年12月31日現在					
為替予約契約	14,600	153	その他の流動金融資産	137	
為替予約契約	6,950	(254)	その他の流動金融負債	(31)	

ヘッジ対象が財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。

	2025年12月31日			2024年12月31日			IFRS 7.24B(b)
	非有効部分の測 定に用いる公正価 値の変動	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ剰余金	ヘッジ・コ スト剰余 金	非有効部分の測 定に用いる公正価 値の変動	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ剰余金	ヘッジ・ コスト剰 余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
非常に可能性の高い予定売上取引	386	165	12	137	107	-	
非常に可能性の高い予定仕入取引	(99)	(110)	(9)	(31)	(177)	-	
銅の購入	(915)	(617)	(23)	-	-	-	

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

キャッシュ・フロー・ヘッジが純損益及びその他の包括利益に与える影響は以下のとおりです。

IFRS 7.24C(b)

	その他の 包括利益に 認識される ヘッジ利得 /(損失) 合 計	純利益に 認識される 非有効部分	損益計算書に おける表示科目	その他の 包括利益に 認識される ヘッジ・コスト	その他の 包括利益か ら純損益へ 振り替えら れる金額	損益計算 書における 表示科目
	百万円	百万円		百万円	百万円	
2025年12月31日に終了する年度						
非常に可能性の高い予定売上取引	386	-	-	21	(283)	収益
非常に可能性の高い予定仕入取引	(99)	-	-	(16)	-	-
銅の購入	(915)	65	その他の営業費	(33)	-	-
2024年12月31日に終了する年度						
非常に可能性の高い予定売上取引	137	-	-	-	(125)	収益
非常に可能性の高い予定仕入取引	(31)	-	-	-	53	売上原価

IFRS 会計基準の注釈

IFRS第7号24C項(b)(iv)では、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に組替調整額として振り替えた金額を、(a)ヘッジ会計をこれまで適用していたがヘッジしていた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった金額、(b)ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額とに区別することが求められている。当グループがその他の包括利益から純利益に振り替えた金額は後者にのみ関連する。

公正価値ヘッジ

2025年12月31日現在、当グループは想定元本3,600千ドル(2,246百万円)（2024年：- 円）の金利スワップ契約を保有しています。当該契約により、当グループは想定元本に対して8.25%の固定金利を受け取り、SOFR+0.2%の変動金利を支払うこととなります。当該スワップは、固定金利8.25%の担保付借入金の公正価値の変動リスクをヘッジするために用いられています。

IFRS 7.22B(a)

金利スワップの条件は固定金利借入金の条件(すなわち、想定元本、満期、支払い、金利改定日)と一致しており、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係があります。金利スワップの原リスクがヘッジされるリスク要素と同じであるため、当グループはこのヘッジ関係におけるヘッジ比率を1対1としております。ヘッジの有効性のテストするため、仮想デリバティブ法を用いて、ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とを比較しております。

IFRS 7.22B(b)

IFRS 7.22B(c)

IFRS 7.22C

ヘッジ非有効部分は以下から生じる可能性があります。

- ヘッジ対象とヘッジ手段の割引に用いる利回り曲線の相違
- ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期の相違
- ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の動きに異なる影響を与える相手方の信用リスク

ヘッジ手段が2025年12月31日現在の財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。

IFRS 7.24A

	想定元本	帳簿価額	財政状態計算書における表示科目	非有効部分の測定に用いる 公正価値の変動
	千ドル	百万円		百万円
金利スワップ	3,600	35	その他の流動金融負債	35

IFRS 7.24A(a)

IFRS 7.24A(b)

IFRS 7.24A(c)

IFRS 7.24A(d)

ヘッジ対象が2025年12月31日現在の財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。

IFRS 7.24B(a)

	帳簿価額	公正価値修正 累計額	財政状態計算書における表示科目	非有効部分の測定に用いる 公正価値の変動
	百万円	百万円		百万円
固定利付借入金	2,246	35	利付ローン及び借入金	35

純損益に認識された非有効部分に重要性はありません。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2025年12月31日現在の利付ローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米国子会社であるWireworks Inc.及びSprinklers Inc.に対する純投資のヘッジとして2025年から指定されたものであり、当該投資から生じる米ドルの為替リスクをヘッジするために利用されています。当該借入金の換算から生じた利得又は損失は、その他の包括利益に振り替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる利得又は損失と相殺されます。IFRS 7.22B(a)

純投資により米ドル建借入金の為替リスクに一致する換算リスクが創出されるため、ヘッジ対象とヘッジ手段との間には経済的関係があります。ヘッジ手段の原リスクがヘッジされるリスク要素と同じであることから、当グループはこのヘッジ関係におけるヘッジ比率を1対1としております。海外子会社に対する投資の金額が当該固定金利借入金の金額よりも低くなる場合には、ヘッジ非有効部分が生じます。IFRS 7.22B(b)
IFRS 7.22B(c)
IFRS 7.22C

ヘッジ手段が2025年12月31日現在の財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。IFRS 7.24A

	想定元本 千米ドル	帳簿価額 百万円	財政状態計算書における表示科目	非有効部分の測定に用いた公正価値の変動	IFRS 7.24A(a) IFRS 7.24A(b) IFRS 7.24A(c) IFRS 7.24A(d)
				百万円	
外貨建借入金	3,600	2,246	利付ローン及び借入金	278	

ヘッジ対象が財政状態計算書に与える影響は以下のとおりです。IFRS 7.24B(b)

	非有効部分の測定に用いる公正価値の変動	為替換算差額
	百万円	百万円
在外子会社に対する純投資	278	195

その他の包括利益に認識した税引前ヘッジ利得は、有効部分の測定に使用した公正価値の変動と同額です。純損益に認識した非有効部分はありませぬ。IFRS 7.24B(b)

ヘッジが資本に与える影響

IFRS 7.24E

IFRS 7.24F

以下の表では、資本の各内訳項目の調整表とその他の包括利益の分析を示しています。

	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	ヘッジ・コスト剰余金	為替換算差額
	百万円	百万円	百万円
2024年1月1日現在	(94)	-	(327)
公正価値の変動のうち有効部分:			
為替予約契約- 予定売上取引	137	-	-
為替予約契約- 予定仕入取引	(31)	-	-
純損益に振り替えられた金額	(72)	-	-
在外営業活動体に対する純投資の外貨換算差額*	-	-	(117)
税効果	(10)	-	-
2025年1月1日現在	(70)	-	(444)
公正価値の変動のうち有効部分:			
為替予約契約- 予定売上取引	365	21	-
為替予約契約- 予定仕入取引	(83)	(16)	-
商品先渡契約	(882)	(33)	-
純損益に振り替えられた金額	(283)	(4)	-
棚卸資産に振り替えられた金額	180	3	-
米ドル建借入金の外貨換算差額	-	-	278
在外営業活動体に対する純投資の外貨換算差額	-	-	(246)
税効果	211	9	(83)
2025年12月31日現在	(562)	(20)	(495)

* 在外営業活動体に対する純投資のヘッジは2024年から開始しました。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

ヘッジ

経済成長の鈍化や物価の上昇等の要因を含むマクロ経済及び地政学的な不確実性により、企業の取引が延期されたり、取り消されたり、当初の予定より大幅に少ない取引量となっている場合がある。企業がこうした取引をキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象の予定取引として指定していた場合、当該取引が引き続き「非常に可能性の高い予定取引」に該当するかどうかを検討する必要がある。

すなわち、マクロ経済及び地政学的な不確実性が、ヘッジ対象である予定取引の発生可能性、及び（又は）ヘッジの開始時点で指定された期間に影響を及ぼす場合、企業は引き続きヘッジ会計を、当該予定取引又はその一部に適用できるかどうか、さらにヘッジ会計を継続するものについては、追加的なヘッジの非有効部分が生じているかどうかを決定することが求められる。

- 予定取引の発生可能性はもはや非常に高いとは言えないが、それでもなお発生すると見込まれると判断する場合、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。
- 予定取引の発生時期が変更になり、キャッシュ・フローが当初予定とは異なるタイミングで発生すると判断する場合、ヘッジ対象の性質及びヘッジ関係がどのように文書化されているかによりその結果は異なり、適切な会計処理を検討するには判断を必要とする。
- 予定取引はもはや発生の見込みがないと判断する場合、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止すると同時に、その他の包括利益に計上していたヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

組込デリバティブ

当グループは、2025年にカナダに所在する顧客と長期販売契約を締結しています。当該顧客の機能通貨は米ドルです。IFRS 9.4.3.3 当該契約における販売価格は、カナダドル建てで固定されています。この契約では現物決済が要求され、その目的は買手が予定している販売のために商品を引き渡すことです。この契約には、区分処理を必要とする外国為替デリバティブが組み込まれています。

当グループは、米国や南アフリカの複数の供給業者と（活発な市場が存在する）真鍮及びクロムの購買契約を締結していますが、その購入価格は電力価格とリンクしています。これらの契約には、区分処理が求められるコモディティ・スワップが組み込まれています。

これらの組込為替デリバティブ及び組込コモディティ・スワップは、主契約から区分処理され、純損益を通じて公正価値で計上されています。2025年12月31日現在のこれらの組込デリバティブの帳簿価額は、210百万円（その他の金融資産）（2024年：-円）及び782百万円（その他の金融負債）（2024年：-円）です。対応する純損益は、それぞれ営業収益及び営業費用に計上されています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値

当グループの財務諸表に計上されている金融商品の種類ごとの帳簿価額及び公正価値の比較は、以下のとおりです。ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるものは除いています。

IFRS 7.25
IFRS 7.26
IFRS 7.29

	2025年		2024年	
	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円
金融資産				
関連会社及び取締役への貸付金	213	208	8	9
非上場資本性投資	1,038	1,038	898	898
上場資本性投資	337	337	300	300
相場価格のある負債性金融商品	1,622	1,622	1,610	1,610
為替予約	640	640	-	-
組込デリバティブ	210	210	-	-
キャッシュ・フロー・ヘッジが適用される為替予約	252	252	153	153
合計	4,312	4,307	2,969	2,970
金融負債				
利付ローン及び借入金				
変動金利借入金*	(12,666)	(12,666)	(11,877)	(11,877)
固定金利借入金	(6,374)	(6,321)	(8,239)	(8,944)
転換条項付優先株式	(2,778)	(2,766)	(2,644)	(2,621)
条件付対価	(1,072)	(1,072)	-	-
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
為替予約	(720)	(720)	-	-
組込デリバティブ	(782)	(782)	-	-
有効なヘッジ関係にあるデリバティブ	(1,185)	(1,185)	(254)	(254)
合計	(25,577)	(25,512)	(23,014)	(23,696)

* ヘッジ対象となっている金利リスクに起因する公正価値の変動について調整を行った後の償却原価で計上している、金利8.25%の担保付借入金を含んでいます。

当グループのすべての金融資産及び負債の公正価値測定ヒエラルキーについては、注記12で説明している。

IFRS 会計基準の注釈

IFRS第7号29項では、以下の場合には金融商品の公正価値の開示は求められないとされている。

- 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合（たとえば、短期の売掛金及び買掛金）
- リース負債

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

経営者は、現金及び短期性預金、営業債権、営業債務、当座借越及びその他の流動負債は短期間で決済されるため、その公正価値はおおむね帳簿価額に近似したものと評価しています。

IFRS 13.93(d)
IFRS 13.97
IFRS 7.29

公正価値の見積りに当たっては、以下の方法及び仮定を使用しています。

- 固定金利及び変動金利の長期性の債権や借入金は金利、カントリー・リスクに係る要因、個々の顧客の信用度や調達した資金を使用したプロジェクトのリスク特性といったパラメーターに基づき評価しています。当該評価に基づき、これらの債権に対する貸倒引当金を計上しています。
- 上場債券の公正価値は報告日における公表価格に基づいています。非上場金融商品、銀行借入金やその他の金融負債、及びその他の非流動金融負債の公正価値は、将来キャッシュ・フローを、契約条件、信用リスク及び満期までの残存期間が類似する負債について現在入手可能な利率で割り引くことにより算定しています。資本性金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フロー又は割引率の合理的に起こりうる変動に加え、成長率の合理的に起こりうる変動の影響を受けます。この評価を行う際に、経営者は評価モデルにおいて観察可能でないインプットを使用しています。これらのうち重要な観察可能でないインプットは下記の表のとおりです。経営者は、これらの重要な観察可能でないインプットに関し、合理的に起こりうるさまざまなインプットを定期的に評価し、公正価値総額への影響を判断しています。
- 非上場資本性投資の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)を用いて見積っています。この見積りに当たって、経営者は、予想キャッシュ・フロー、割引率、信用リスク及びボラティリティをはじめとする評価モデルへのインプットについて仮定を置くことが求められます。一定の範囲内における複数の見積りの発生確率は合理的に評価することが可能であり、その発生確率は、経営者による非上場資本性投資の公正価値の見積りにおいて用いられます。
- 当グループが保有する上場資本性投資と取引相場のある負債性金融商品には活発な市場が存在します。
- 当グループは、さまざまなカウンター・パーティー（主として投資適格水準の格付を有する複数の金融機関）とデリバティブ契約を締結しています。金利スワップ、為替予約及び商品先渡契約は、市場の観察可能なインプットを利用した評価技法を用いて評価しています。最も多く用いた評価技法は、現在価値計算に基づく、フォワード・プライシング・モデルやスワップ・モデルです。当該評価モデルに、カウンター・パーティーの信用度、直物為替相場や先物相場、各通貨のイールドカーブ、各通貨間のベースス・スプレッド、金利カーブ、原商品であるコモディティの先物カーブを含む、さまざまなインプットを織り込み、公正価値を算定しています。なお、一部のデリバティブ契約は現金で全額担保されているため、カウンター・パーティー・リスク及び当グループの不履行リスクはありません。2025年12月31日時点で、それ以外のデリバティブ資産の値洗額は、カウンター・パーティーの債務不履行リスクによる信用評価調整考慮後のものです。カウンター・パーティーの信用リスクの変動は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブのヘッジの有効性評価や、公正価値で認識されるその他の金融商品に対して、重要な影響を及ぼすものではありません。
- 複合金融商品中の組込為替デリバティブ及びコモディティ・デリバティブは、為替予約及びコモディティ・デリバティブと同様の方法で測定されます。組込デリバティブは、商品先渡契約及び関与している当事者の機能通貨と取引の通貨が異なる場合に長期販売契約から分離される為替予約です。なお、これらの契約には担保が付されていないため、当グループはカウンター・パーティーの信用リスク（組込デリバティブ資産）又は当グループの不履行リスク（組込デリバティブ負債）を考慮し、また、最大信用エクスポージャーを評価し、デフォルト確率及びデフォルトの場合の損失に関する市場ベースのインプットを考慮した信用評価調整及び債務評価調整を含めています。
- 当グループの利付ローン及び借入金の公正価値は、報告期間の末日現在の発行体の貸付金利を反映した割引率を用いて、DCF法により算定しています。なお、2025年12月31日現在の当グループの不履行リスクに重要性はないと評価しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

重要な観察可能でないインプットの説明

2025年及び2024年12月31日時点の、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定で使用される重要な観察可能でないインプット及び定量的感応度分析は、以下のとおりです。

	評価技法	重要な観察可能でないインプット	範囲(加重平均)	公正価値に対するインプットの感応度	IFRS 13.93(d) IFRS 13.93(h)(i) IFRS 13.93(h)(ii) IFRS 13.97
非上場資本性投資－電力産業－	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2025年: 3.1% - 5.2% (4.2%) 2024年: 3.1% - 5.1% (4%)	長期成長率が5% (2024年: 5%) 上昇(下落)すると、公正価値が17百万円(2024年: 15百万円)上昇(下落)します。	
		長期営業利益率	2025年: 5.0% - 12.1% (8.3%) 2024年: 5.2% - 12.3% (8.5%)	営業利益率が15% (2024年: 12%) 上昇(下落)すると、公正価値が21百万円(2024年: 19百万円)上昇(下落)します。	
		WACC	2025 年 : 11.2% - 14.3% (12.6%) 2024 年 : 11.5% - 14.1% (12.3%)	WACCが1% (2024年: 2%) 上昇(下落)すると、公正価値が10百万円(2024年: 15百万円)下落(上昇)します。	
		市場性の欠如によるディスカウント	2025 年 : 5.1% - 15.6% (12.1%) 2024 年 : 5.4% - 15.7% (12.3%)	ディスカウントが2% (2024年: 3%) 上昇(下落)すると、公正価値が8百万円(2024年: 9百万円)下落(上昇)します。	
非上場資本性投資－エレクトロニクス産業－	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2025年: 4.4% - 6.1% (5.3%) 2024年: 4.6% - 6.7% (5.5%)	長期成長率が3% (2024年: 3%) 上昇(下落)すると、公正価値が23百万円(2024年: 25百万円)上昇(下落)します。	
		長期営業利益率	2025 年 : 10.0% - 16.1% (14.3%) 2024 年 : 10.5% - 16.4% (14.5%)	営業利益率が5% (2024年: 4%) 上昇(下落)すると、公正価値が12百万円(2024年: 13百万円)上昇(下落)します。	
		WACC	2025 年 : 12.1% - 16.7% (13.2%) 2024 年 : 12.3% - 16.8% (13.1%)	WACCが1% (2024年: 2%) 上昇(下落)すると、公正価値が21百万円(2024年: 22百万円)下落(上昇)します。	
		市場性の欠如によるディスカウント	2025 年 : 5.1% - 20.2% (16.3%) 2024 年 : 5.3% - 20.4% (16.4%)	ディスカウントが1.5% (2024年: 2%) 上昇(下落)すると、公正価値が8百万円(2024年: 8百万円)下落(上昇)します。	
組込デリバティブ資産	フォワード・プライシング・モデル	カウンター・パーティーの信用リスクに係るディスカウント	2025 年 : 0.02% - 0.05% (0.04%) 2024年: -	0.5% 上昇(下落)すると、公正価値が23百万円上昇(下落)します。	
組込デリバティブ負債	フォワード・プライシング・モデル	不履行リスクに係るディスカウント	2025 年 : 0.01% - 0.05% (0.03%) 2024年: -	0.4% 上昇(下落)すると、公正価値が20百万円上昇(下落)します。	

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

	評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲(加重平均)	公正価値に対するインプットの 感応度
関連会社及び 取締役への 貸付金	DCF法	年率換算期限前償還 率	2025年: 1.5% - 2.5% (2.0%) 2024年: 1.6% - 2.7% (2.2%)	1% (2024年: 2%) 上昇(下 落)すると、公正価値が25百万 円(2024年: 21百万円) 上昇 (下落)します。
		不履行リスクに係る ディスカウント	2025年: 0.08% 2024年: 0.09%	0.4% (2024年: 0.4%) 上昇 (下落)すると、公正価値が21 百万円(2024年: 20百万円) 上昇(下落)します。
条件付対価に 係る負債	DCF法	確率調整後の消火器 株式会社の税引前利 益	2025年: 1,514百万円 2024年: -	消火器株式会社の確率調整後 の税引前利益が10%下落する と、条件付対価に係る負債の 公正価値が390百万円下落し ます。
		割引率	2025年: 14% 2024年: -	消火器株式会社の確率調整後 の税引前利益が5%上昇して も、条件付対価に係る負債の 公正価値は変わりません。
		自己の不履行リスクに 関する割引率	2025年: 0.05% 2024年: -	割引率が2%上昇(下落)する と、条件付対価に係る負債の 公正価値が25百万円下落(上 昇)します。
				自己の不履行リスクに関する 割引率が0.4%上昇(下落)す ると、条件付対価に係る負債 の公正価値が5百万円上昇 (下落)します。

市場性の欠如によるディスカウントとは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮することになると当グループが判断する金額を表しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの(レベル3)に分類した非上場資本性投資の公正価値の増減

	電力	エレクトロニクス	合計	
	百万円	百万円	百万円	
2024年1月1日現在	386	502	888	IFRS 13.93(e)(ii)
その他の包括利益に認識された再評価額	4	6	10	IFRS 13.93(e)(iii)
購入	-	-	-	
売却	-	-	-	
2025年1月1日現在	390	508	898	
その他の包括利益に認識された再評価額	54	(80)	(26)	
購入	231	293	524	
売却目的保有資産への振替	-	(308)	(308)	
売却	-	(50)	(50)	
2025年12月31日現在	675	363	1,038	

組込デリバティブ資産及び負債(レベル3)の公正価値の増減

	組込為替 デリバティブ資産	組込コモディティ・デリバティブ負債	
	カナダドル	真鍮	クロム
	百万円	百万円	百万円
2024年及び2025年1月1日現在	-	-	-
損益計算書に認識された再評価額	(363)	(209)	(80)
購入	573	809	262
売却	-	-	-
2025年12月31日現在	210	600	182

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

IFRS 会計基準の注釈

開示されている定量的情報に対し財務諸表利用者が行う評価に資する追加の情報を開示する必要がある。IFRS 第 13 号 92 項の規定を充足するため、以下の情報の一部又はすべてを開示することが考えられる。

- 関連するインプットを決定する際に考慮した測定対象項目の特徴など、公正価値で測定される項目の性質。たとえば当グループが住宅ローン担保証券を有している場合、以下のような開示が考えられる。
 - 裏付けとなるローンの種類（例：プライム・ローン又はサブプライム・ローン）
 - 担保
 - 保証又はその他の信用補完
 - 証券のトランシェの順位
 - 発行年度
 - 裏付けとなるローン及び証券の表面金利の加重平均
 - 裏付けとなるローン及び証券の満期期間の加重平均
 - 裏付けとなるローンの地理的集中
 - 証券の信用格付に関する情報
- ブローカーの建値、価格情報サービス、純資産価値、関連する市場データなどの第三者から入手した情報が、公正価値測定時にどのように考慮されていたか。

当グループは公正価値で測定され、分離不能な第三者信用補完とともに発行されている負債は有していない。しかし仮に当グループがそのような負債を有しているとしたら、IFRS 第 13 号 98 項により、信用補完の存在及びそれが負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示することになる。

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

IFRS 第 13 号 93 項(h)(ii)は、経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債について、定量的な感応度分析を行うことを求めている。公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分された、その他すべての経常的な公正価値測定について、企業は以下を開示する必要がある。

- 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度に関する説明（それらのインプットを異なる値に変更することで公正価値が著しく変動すると考えられる場合）
- 上記のようなインプットと、公正価値を測定する際に用いた他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、そのような相互関係及び観察可能でないインプットの変動による公正価値測定に与える影響が当該相互関係によってどのように増幅又は軽減され则认为られるかの説明

この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）に照らして判断しなければならない。当グループは、上記のとおり、定量的感応度分析を表形式で行っている。

21.5 金融商品のリスク管理目的及び方針

当グループのデリバティブ以外の金融負債は、主に借入金、及び、営業債務及びその他の債務から構成されます。これらの金融負債の主な目的は、当グループの営業資金を調達することです。当グループの主な金融資産は、営業債権及び事業から直接的に生じる現金及び短期性預金です。また、当グループは負債性金融商品及び資本性金融商品を保有しており、さらにデリバティブ取引を行っています。

IFRS 7.33
IFRS 7.21A(a)

当グループは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされています。当グループの上級取締役は、当該リスクの管理を監視しています。上級取締役は、金融リスク委員会から当グループの金融リスクに関する助言を受け、また当グループにおける金融リスク管理フレームワークに依拠しています。金融リスク委員会は、上級取締役に対して、当グループの金融リスクを伴う活動が適切な方針及び手続きによって統制されていること、ならびに金融リスクが当グループの方針及びリスク選好度に従って識別、測定及び管理されていることを保証しています。リスク管理を目的としたすべてのデリバティブ取引は、適切な技能や経験を有する人材で構成され、監視機能を兼ね備えた専門チームによって運用されています。当グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針です。各リスクに対する管理方針は、取締役会により検討及び承認されており、その主な内容は以下のとおりです。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品のリスク管理目的及び方針（続き）

市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動により、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。市場リスクは、金利リスク、為替リスク及び株価リスクやコモディティ価格リスクといったその他の価格リスクの3種類のリスクから構成されます。市場リスクの影響を受ける金融商品には、借入金、預金、負債性及び資本性金融商品ならびにデリバティブ金融商品が含まれます。

IFRS 7.33

以下で開示している感応度分析は、2025年及び2024年12月31日時点でのポジションに関するものです。

感応度分析は、正味負債の金額、負債及びデリバティブの金利の固定変動比率及び外貨建金融商品の比率のすべてが一定であり、かつ2025年12月31日現在でヘッジ指定されていることを前提として実施しています。

IFRS 7.40

この分析では、年金及びその他の退職後給付債務、引当金及び在外営業活動体の非金融資産及び負債の帳簿価額に対する市場変数の変動の影響は除外しています。条件付対価に係る負債に関する分析は、注記8に記載しています。

なお、本感応度分析を実施するに当たっては、以下の仮定を置いています。

- 対応する損益計算書項目の感応度は、それぞれの市場リスクの想定される変動による影響であり、2025年及び2024年12月31日現在で保有する金融資産及び負債に基づいています（ヘッジ会計の影響を考慮）。
- 資本の感応度は、2025年12月31日現在における関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジによる影響を考慮しており、原リスクの想定される変動の影響に関するものです。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。市場金利の変動リスクに対する当グループのエクスポージャーは、主に当グループが保有する変動金利の長期債務に関連したものです。

IFRS 7.21A(a)

IFRS 7.22A

当グループは、借入金ポートフォリオ中の固定金利による借入と変動金利による借入のバランスを取ることで、金利リスクを管理しています。当グループの方針は、非継続事業に關係する借入金を除き、固定金利による借入金の割合が50%を超えない範囲に維持することです。金利リスクを管理するために、当グループは金利スワップ契約を締結し、合意された想定元本を参照して計算された固定金利と変動金利との差額を一定の期間ごとに交換しています。2025年12月31日現在で、当グループの借入金のおよそ44%（2024年:50%）が固定金利（金利スワップによる影響を考慮後）となっています。

金利感応度

以下の表は、借入金に係る金利が合理的に可能性のある範囲で変動した場合の感応度（ヘッジ会計考慮後）を示しています。具体的には、その他すべての変数を一定とした場合における、変動金利の借入金当グループの税引前利益に与える影響を示しています。

	ベース・ポイントの 上昇又は低下	税引前利益に 与える影響
		百万円
2025年		
円	+45	(48)
米ドル	+60	(13)
円	-45	33
米ドル	-60	12
2024年		
円	+10	(19)
米ドル	+15	-
円	-10	12
米ドル	-15	-

IFRS 7.40(a)

金利の感応度分析におけるベース・ポイントの変動は、現在観察可能な市場環境に基づいて想定しており、過年度よりもボラティリティが著しく高くなっています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品のリスク管理目的及び方針（続き）

為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動によってエクスポージャーの公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。為替レートの変動リスクに対する当グループのエクスポージャーは、主に当グループの営業活動（収益又は費用が外貨建てである場合）及び当グループの在外子会社に対する純投資に係るものです。 IFRS 7. 21A(a)
IFRS 7.22A

当グループは、予定されている売上取引と仕入取引のヘッジに関しては今後12カ月以内、純投資のヘッジに関しては今後24カ月以内に発生すると見込まれる取引をヘッジすることで外貨リスクを管理しています。

ヘッジ目的でデリバティブを締結する場合、当グループはヘッジ対象となるエクスポージャーの条件に一致するようにデリバティブの条件を交渉します。予定取引のヘッジに関しては、デリバティブは取引からのキャッシュ・フローの発生が予定される時点から外貨建ての取引から生じる債権債務が決済されるまでの期間を対象としています。

当グループは、外貨建の正味借入金の保有又は為替スワップ及び為替予約の利用によって、在外営業活動体の円への換算に伴う変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。

当グループは、2025年及び2024年12月31日時点で、9カ月及び12カ月の予想外貨建売上のうち、それぞれ75%及び70%をヘッジしています。これらのヘッジされた売上の可能性は、報告日時点で非常に高いと見込んでいます。この外貨リスクは為替予約を用いてヘッジしています。

IFRS 会計基準の注釈

予定取引のヘッジに関して、利用者がリスクの内容及び範囲を理解するのに有用な情報としては、以下のような情報がある。

- リスク管理の目的上、可能性の高い予定取引がグループ化されるタイム・バンド
- リスクを管理する企業の方針とプロセス（たとえば、キャッシュ・フローの日付の違いに対処するために外貨口座を使用するなど、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローがどのように一致されているか）

企業は取引の特定の事実と状況に即した開示を行わなければならない。

為替感応度

以下の表は、その他すべての変数を一定とした場合における、米ドル及び英ポンドの為替レートの合理的に起こりうる範囲での変動に対する感応度を示したものです。当グループの税引前利益の感応度は、ヘッジ手段に指定されていない外貨デリバティブ及び組込デリバティブを含む、貨幣性資産及び負債の公正価値の変動に起因するものです。当グループの税引前資本の感応度は、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに指定された為替予約の公正価値の変動に起因しています。米ドルと英ポンド以外の通貨の為替変動に対する当グループのエクスポージャーに重要性はありません。

	米ドルレートの変動	税引前利益に与える影響	税引前資本への影響	IFRS 7.40(a)
		百万円	百万円	
2025年	+5%	(30)	(154)	
	-5%	20	172	
2024年	+4%	(40)	(146)	
	-4%	40	158	
	英ポンドレートの変動	税引前利益に与える影響	税引前資本への影響	
		百万円	百万円	
2025年	+5%	26	102	
	-5%	(15)	(113)	
2024年	+4%	31	92	
	-4%	(28)	(96)	

ヘッジ関係に指定されていないデリバティブ金融商品、ならびに機能通貨が米ドル以外である企業が保有する米ドル建の貨幣性資産及び負債の公正価値の変動により、税引前利益は影響を受けます。ヘッジ指定されていないデリバティブも、経済的ヘッジとして機能し、原取引の発生時にそのリスクを相殺することになります。

税引前資本への影響は、米国の営業活動体に対する純投資のヘッジ手段である米ドル建借入金（現金及び現金同等物控除後）の変動及びキャッシュ・フロー・ヘッジの変動に起因します。当該変動のうち純投資ヘッジに係る部分は、当在外営業活動体の純資産に係る円への換算差額と相殺されることになります。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

コモディティ価格リスク

当グループは特定のコモディティの価格変動による影響を受けています。当グループの営業活動上、電子部品の継続的な購買及び製造は必須であり、そのため銅の継続的な供給が必要となります。当グループは、予定する銅の購入に関して銅価格の変動に晒されています。

IFRS 7.21A(a)
IFRS 7.22A

当グループの取締役会は、コモディティ価格リスク及びその軽減に関するリスク管理戦略を策定しています。今後12カ月の銅の需要予測に基づき、当グループは銅の先渡契約によりその購入価格をヘッジしています。この先渡契約は銅の現物引渡しを伴わないものであり、銅の価格変動を相殺するためのキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されています。当グループは、可能性が非常に高いと考えられる銅の予定購入のうち約45%をヘッジしています。

当グループは、真鍮とクロム（これらについては活発な市場が存在する）に関する各種購買契約も締結していますが、その購入価格は電力価格とリンクしています。

通常の購入、販売又は自己使用目的で締結し、そのためデリバティブとして認識されない、現物引渡しを伴う先渡契約については、注記21.3に記載しています。

コモディティ価格の感応度

以下の表は、銅、真鍮及びクロム価格の変動が与える影響（ヘッジ会計考慮後）を示しています。

	期末価格の変動	税引前利益に 与える影響	資本への影響
		百万円	百万円
2025年			
銅	+15%	(220)	(585)
	-15%	220	585
真鍮	+4%	(8)	(8)
	-4%	8	8
クロム	+2%	(10)	(10)
	-2%	10	10

IFRS 7.40 (a)

株価リスク

当グループが保有する上場及び非上場の資本性投資は、その将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けます。当グループは、分散投資の実施、ならびに資本性金融商品への投資額について、個別銘柄及びポートフォリオ全体の両方に上限を設定することによって株価リスクを管理しています。また、株式ポートフォリオに関する報告書が、当グループの上級経営者に対し定期的に提出されています。すべての資本性金融商品への投資は、当グループの取締役会によるレビュー及び承認を受けています。

IFRS 7.33(b)

報告日現在における非上場の資本性投資のエクスポージャーの公正価値は1,038百万円です。これらの投資の感応度分析については、注記21.4に記載しています。

IFRS 7.33(a)

報告日現在で、ニューヨーク証券取引所に上場している資本性投資のエクスポージャーの公正価値は337百万円です。当該株式の公正価値の変動とニューヨーク証券取引所の指数の変動には強い正の相関関係があるため、ニューヨーク証券取引所の指数が10%増加（下落）した場合、当グループの利益及び資本に対しておよそ55百万円増加（減少）の影響があると見込まれます。

IFRS 7.40

信用リスク

信用リスクとは、金融商品契約又は顧客との契約において相手方がその債務を履行せずに、財務上の損失を被るリスクをいいます。当グループは、営業活動から生じる信用リスク（主に営業債権）と、銀行及び金融機関への預金、為替取引及びその他の金融商品を含む財務活動から生じる信用リスクにさらされています。

IFRS 7.33
IFRS 7.35B

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

営業債権及び契約資産

顧客の信用リスクは、顧客の信用リスク管理について当グループが策定した方針、手続き及び統制に従い、事業部門ごとに管理しています。顧客の信用状況は詳細な信用格付スコアカードに基づき評価され、個々の与信限度額は当該評価に基づき決定されます。未回収の営業債権及び契約資産は定期的にモニタリングされ、主要顧客との取引は通常、定評のある銀行及びその他の金融機関から入手した信用状もしくはその他の信用保険によって保全されています。2025年12月31日現在、その債権残高が250百万円超の顧客は55件（2024年:65件）であり、これらは未収債権及び契約資産の総額の約51%（2024年:56%）を占めています。債権残高が1,000百万円超の顧客は5件（2024年:7件）であり、これは債権及び契約資産総額の10%強（2024年:12%）を占めています。

IFRS 7.34(c)
IFRS 7.B8

減損の分析は、予想信用損失を測定するための引当マトリクスを用いて各報告日に実施しています。引当率は、類似する損失パターンによりグルーピングされた（すなわち、地域別、商品種類別、顧客の種類及び信用度別、ならびに、信用状又はその他の形式の信用保険によりカバーされている割合別）さまざまな顧客セグメントの期日経過日数に基づいています。計算には、確率加重した結果、貨幣の時間価値及び過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して報告日現在で入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報が反映されています。通常、債権は1年超の期日超過で、かつ、回収に向けた執行活動を行っていない場合に直接償却しています。報告日現在での信用リスクに対する最大エクスポージャーは、注記23に開示されている金融資産の種類別の帳簿価額です。当グループは証券担保の設定は行っていないため、信用状及びその他の形式の信用保険は営業債権の不可欠な一部とみなされており、減損の計算において考慮されます。2025年12月31日現在、当グループの営業債権の60%（2024年:65%）が信用状及びその他の形式の信用保険によりカバーされています。当グループが取得したこれらの信用補完により、2025年12月31日現在の予想信用損失は22百万円（2024年:21百万円）減少しています。当グループの顧客は複数の地域及び業種に分散し、おおむね独立した市場で事業を行っているため、営業債権及び契約資産に関し、そのリスクの集中度は低いものと評価しています。

IFRS 7.35F(c)

IFRS 7.35F(e)
IFRS 7.35K

以下では、引当マトリクスを用いて、当グループの営業債権及び契約資産に係る信用リスク・エクスポージャーの情報を示しています。

IFRS 7.35M
IFRS 7.35N

2025年12月31日

	営業債権						
	期日経過日数						
	契約資産 百万円	期日未経過 百万円	30日未満 百万円	30-60日 百万円	61-90日 百万円	91日超 百万円	合計 百万円
予想信用損失率	0.13%	0.12%	1.5%	4%	7%	12%	
デフォルト時の総額での帳簿 価額の見積合計額	4,547	16,787	4,864	2,700	1,151	514	26,016
予想信用損失	6	20	73	108	81	62	344

2024年12月31日

	営業債権						
	期日経過日数						
	契約資産 百万円	期日未経過 百万円	30日未満 百万円	30-60日 百万円	61-90日 百万円	91日超 百万円	合計 百万円
予想信用損失率	0.10%	0.10%	1.2%	3%	5%	10%	
デフォルト時の総額での帳簿 価額の見積合計額	5,185	15,603	3,482	1,897	995	531	22,508
予想信用損失	5	16	42	57	50	53	218

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

金融商品及び現金預金

銀行及び金融機関に対する残高に係る信用リスクは、当グループの方針に従い、財務部門が管理しています。余剰資金の投資は、承認された相手先のみと、当該相手先に割り当てられた与信限度額内で行われます。与信限度額は取締役会によって毎年レビューされ、当グループの財務委員会の承認を条件として常時変更されます。与信限度額はリスクの集中を最小限にとどめるために設定され、取引先の債務不履行による財務的損失を軽減しています。

IFRS 7.33
IFRS 7.36
IFRS 7.B10(c)

当グループは取引相場のある負債性証券のうち信用リスクが非常に低いもののみ投資しています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される当グループの負債性金融商品は、Good Credit Rating Agencyにより上位の投資区分（「非常に良い」及び「良い」）に格付けされた取引相場のある債券のみから構成されているため、信用リスクが低い投資と考えられます。当グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る予想信用損失に対する引当金として2025年に7百万円（2024年：6百万円）を認識しました。

IFRS 7.16A

2025年及び2024年12月31日現在の財政状態計算書に含まれる項目に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、デリバティブ金融商品を除き、注記21.1に示した帳簿価額となります。デリバティブ金融商品に関連する当グループの最大エクスポージャーは、下記の流動性に関する表で記載しています。

IFRS会計基準の注釈

当グループは、IFRS第9号の規定に従い、重大な金融要素を含まない営業債権及び契約資産の予想信用損失の計算にあたって簡便法を用いている。また、予想信用損失の計算に引当マトリクスを用いるという実務上の便法を適用している。実務上は多くの企業が現在の貸倒引当金の算定にあたり引当マトリクスを用いている。しかし、IFRS第9号の規定に準拠するためには、現在及び将来予測的な情報が顧客の過去のデフォルト確率にどのように影響し、その結果当該情報が予想信用損失の現在の期待と見積りにどのように影響するかを検討する必要がある。

当グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の信用リスクの著しい増加の評価において、信用リスクが低い場合における実務上の便法を適用している。この便法の適用は任意であり、金融商品ごとに行うことができる。実務上の便法を適用する低リスクの金融商品について、企業は、12カ月の予想信用損失に基づく引当金を認識することになる。しかし、報告日時点で金融商品の信用リスクが低いとはみなされない、もしくはみなされなくなる場合でも、必ず全期間の予想信用損失の認識が求められるということにはならない。そのような場合には、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大が生じているか否かを評価することが求められ、そのような増大が生じている場合には全期間の予想信用損失の認識が求められる。

当グループの現金及び短期性預金に係る予想信用損失は四捨五入するとゼロとなる。実務では、現金及び短期性預金に対して予想信用損失を計上する必要性が生じる可能性がある。

予想信用損失の測定において原則法を適用している場合の開示例については、弊社刊行物「銀行業版財務諸表記載例（英語版のみ、2024年12月）」を参照されたい。

気候関連事項の注釈

企業は、顧客及びその他の債務者の信用力への気候関連事項の影響を評価する必要がある。気候関連事項の影響を受けた場合、債務者の返済能力は低下する場合がある。物理的リスクは顕在化するまでに時間がかかる可能性があるが、移行リスクは取引相手、セクター又は国の信用力により急速な悪化を引き起こす場合があり、借手の債務返済能力を評価する際に考慮する必要がある。気候関連リスクが信用リスクに及ぼす影響の詳細については、弊社刊行物「銀行業版財務諸表記載例（英語版のみ、2024年12月）」を参照されたい。

流動性リスク

当グループは、流動性検討ツールを用い、流動性リスクを管理しています。

IFRS 7.33
IFRS 7.39(c)

その目的は、当座借越、銀行借入、社債、優先株式、及びリース契約を利用することによって、資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを維持することです。当グループは、今後12カ月の間に期限を迎える借入金に25%を超えてはならないという方針を定めています。財務諸表に計上された帳簿価額ベースで、2025年12月31日現在、グループの負債のおよ10%（2024年：11%）が1年未満に期限を迎えます。評価の結果、負債の借換に関するリスクの集中は低いものと判断しています。当グループは多岐にわたる資金源を有しており、12ヵ月以内に期限を迎える債務については既存の貸手から借り換えることができます。

IFRS 7.B8

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

リスクの過度の集中

多数の取引先が同種の事業活動もしくは同一地域での活動に従事しているか、又は契約上の義務の履行能力が経済、政治、その他の情勢の変化に対し同様に影響を受ける経済的特徴を有している場合に、リスクが集中することになります。リスクの集中により、特定の産業における変化が当グループの業績に影響を及ぼすことになります。

リスクが過度に集中することを避けるため、当グループの方針及び手続には、ポートフォリオ内の多様性を維持するためのガイドラインが含まれています。信用リスクの集中を認識した際には、このガイドラインに沿って統制及び管理されます。企業レベル及び産業レベル双方におけるリスクの集中を管理すべく、グループ内で必要に応じ適切にヘッジされています。

当グループの営業債務の大部分は、当グループのサプライヤー・ファイナンス契約に含まれているため、個々の仕入先ではなく、単一の相手方との契約になります。このため、当グループは複数の相手方とそれぞれ少額の決済を行うのではなく、単一の相手方と多額の決済を行う必要があります。ただし、当該契約の対象となる営業債務に係る支払条件は、その他の営業債務に係る支払条件と同一です。経営者は、当該サプライヤー・ファイナンス契約が流動性リスクの過度の集中をもたらすとは考えておらず、当該契約は、資金調達のためというよりは、多数の仕入先からの請求書を管理する上での事務負担を軽減するために締結したものです。当該契約に関する詳細については、注記30を参照してください。

IFRS 7.B11F(d)
IFRS 7.B11F(f)

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

リスクの集中を伴う企業は、他の企業と比べて損失に係るより大きなリスクに直面する可能性がある。IFRS第7号34項(c)では、他の提供されるリスクに関する開示から明らかではない場合、リスクの集中を開示しなければならないとされている。

したがって、企業は以下の情報を含めることを検討しなければならない。

- 経営者がどのようにリスクの集中を判断するのかの説明
- それぞれのリスクの集中を特定する共通の特性の説明。たとえば、共通の特性とは、複数国のグループ、個々の国もしくは国内の地域ごと、及び(又は)業界ごとの取引相手の地理的な分布状況などを指す場合がある。
- そうした特性を共有するすべての金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額

マクロ経済及び地政学的な不確実性による影響を受ける地域又は業界における活動の集中を識別した企業のうち、企業が短期的に深刻な影響を及ぼすリスクに対して脆弱ではないと考えていたために当該集中を従前は開示していなかった企業は、当該開示を行うことを再考すべきである。

したがって、流動性リスクに関してIFRS第7号に基づき求められる開示には、マクロ経済及び地政学的な不確実性及びその動向のために流動性ポジションに生じた重要な変動が反映されることが期待される。企業は、この開示が継続企業の前提についての評価と整合しているかに留意しなければならない。

以下の表は、当グループが保有する金融負債の期日別の残高(割引前の契約上の支払金額)を要約したものです。

2025年12月31日に終了する年度	要求払 百万円	3ヵ月未満 百万円	3ヵ月以上 12ヵ月未満 百万円	1年以上 5年未満 百万円	5年以上 百万円	合計 百万円	IFRS 7.39(a)(b)
利付ローン及び借入金 (下記項目を除く)	966	—	1,422	10,554	8,000	20,942	IFRS 16.58
リース負債(注記31)	48	117	290	2,454	1,473	4,382	
転換条項付優先株式	—	—	—	676	2,324	3,000	
条件付対価	—	—	1,125	—	—	1,125	
その他の金融負債	—	—	—	150	—	150	
営業債務及びその他の債務	3,620	12,547	802	—	—	16,969	
デリバティブ及び組込デリバティブ	1,970	2,740	391	1,191	1,329	7,621	
	6,604	15,404	4,030	15,025	13,126	54,189	

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）
21.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

2024年12月31日に終了する年度	要求払	3ヵ月未満	3ヵ月以上 12ヵ月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
利付ローン及び借入金 （下記項目を除く）	2,650	-	76	8,872	11,600	23,198	IFRS 16.58
リース負債(注記31)	32	90	296	2,386	1,432	4,236	
転換条項付優先株式	-	-	-	624	2,376	3,000	
営業債務及びその他の債務	4,321	13,959	1,743	-	-	20,023	
その他の金融負債	-	-	-	202	-	202	
デリバティブ及び組込デリバティブ	549	1,255	-	-	-	1,804	
	7,552	15,304	2,115	12,084	15,408	52,463	

IFRS会計基準の注釈

IFRS第16号58項は、IFRS第7号39項及びIFRS第7号B11項を適用したリース負債の満期分析を、他の金融負債の満期分析とは区別して開示することを求めている。そのため、当グループは、金融負債の満期分析においてリース負債に関する満期分析を区分して表示している。

満期分析には、デリバティブ金融負債について、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠である場合、残存する契約上の満期を含めなければならない。

IFRS 7.B11B

上記表中のデリバティブは、割引前のキャッシュ・フローかつ総額ベースで示していますが、当該金額は総額又は純額で決済することができます。以下の表は、当該金額とその帳簿価額との調整を示したものです。

2025年12月31日に終了する年度	要求払	3ヵ月未満	3ヵ月以上 12ヵ月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計	IFRS 7.39(a)(b)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
インフロー	800	1,000	250	700	950	3,700	
アウトフロー	(1,970)	(2,740)	(391)	(1,191)	(1,329)	(7,621)	
純額	(1,170)	(1,740)	(141)	(491)	(379)	(3,921)	
銀行間金利による割引後	(1,170)	(1,731)	(139)	(463)	(343)	(3,846)	

2024年12月31日に終了する年度	要求払	3ヵ月未満	3ヵ月以上 12ヵ月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計	IFRS 7.39(a)(b)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
インフロー	500	1,000	-	-	-	1,500	
アウトフロー	(549)	(1,255)	-	-	-	(1,804)	
純額	(49)	(255)	-	-	-	(304)	
銀行間金利による割引後	(49)	(255)	-	-	-	(304)	

担保

デリバティブ契約に関し担保が求められるため、当グループは短期性預金の一部を担保として提供しています。2025年及び2024年12月31日時点で、担保提供された短期性預金の公正価値はそれぞれ5,000百万円及び2,000百万円です。相手方は当グループに対し当該担保提供資産の返還義務を負っています。2025年12月31日現在、デリバティブ契約に関し565百万円(2024年:385百万円)の預金を担保として保有しています。当グループはデリバティブ契約決済時に相手方に対し当該預金を返済する義務を負っています。上記以外に、担保提供資産の使用に関する重要な条件は存在しません。

IAS 7.48
IFRS 7.14
IFRS 7.38
IFRS 7.15
IFRS 7.36(b)

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.6 財務活動から生じる負債の変動

IAS 7.44A
IAS 7.44C

	2025年 1月1日	キャッシュ・ フロー	処分グループ への振替	外国為替 レートの変動	公正価値 の変動	新規の リース	その他	2025年 12月31日	IAS 7.44B, IAS 7.44D
	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	
利付ローン及び借入金(流動)									
(下記項目を除く)	2,724	(2,032)	-	(6)	-	-	1,691	2,377	
リース負債(流動)									
(注記31)	418	(406)	-	-	-	42	401	455	
利付ローン及び借入金(非流動)									
(下記項目を除く)	20,760	5,649	(5,809)	(51)	-	-	(1,108)	19,441	
リース負債(非流動)									
(注記31)	2,553	-	-	-	-	551	(398)	2,706	
未払配当金	-	-	-	-	-	-	410	410	
デリバティブ	-	-	-	-	58	-	-	58	
財務活動から生じる負債の合計	26,455	3,211	(5,809)	(57)	58	593	996	25,447	

	2024年 1月1日	キャッシュ・ フロー	外国為替 レートの変動	新規の リース	その他	2024年 12月31日	IAS 1.38 IAS 7.44B, IAS 7.44D
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
利付ローン及び借入金(流動)							
(下記項目を除く)		4,479	(4,250)	(10)	-	2,505	2,724
リース負債(流動)(注記31)		355	(341)	-	22	382	418
利付ローン及び借入金(非流動)							
(下記項目を除く)		18,624	4,871	(57)	-	(2,678)	20,760
リース負債(非流動)(注記31)		2,734	-	-	203	(384)	2,553
財務活動から生じる負債の合計		26,192	280	(67)	225	(175)	26,455

上記表の「その他」の欄には、非流動項目の「利付ローン及び借入金」ならびに「リース負債」を時の経過により流動項目に再分類した影響、年度末時点において未払となっている特別配当の発生額、及び「利付ローン及び借入金」ならびに「リース負債」に係る未払利息の発生額が含まれています。なお、当グループは、利息の支払額を営業活動から生じるキャッシュ・フローに分類しています。

IAS 7.44A
IAS 7.44C

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 7 号 44A 項は、財務活動から生じた負債の変動(キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む)を財務諸表利用者が評価できるような開示を提供することを求めている。当グループは、財務活動から生じる負債について財政状態計算書上の期首残高から期末残高への調整表(該当する場合は、IAS 第 7 号 44B 項で特定されている変動を含む)を開示している。当該調整表は、キャッシュ・フロー計算書に認識された金額との関連を示している(IAS 第 7 号 44D 項)。

IAS 第 7 号 44A 項で要求される開示は、他の資産及び負債の変動の開示と組み合わせ提供することもできる。しかし、その場合には、財務活動から生じる負債の変動を当該他の資産及び負債の変動と区別して開示しなければならない(IAS 第 7 号 44E 項)。

当該開示について開示形式は定められていないものの、優良工業株式会社はその事実及び状況に鑑み、表形式がIAS第7号44A項の規定と目的を満たす最も効率的で意味のある方法であると考え、表形式を選択している。

連結財務諸表の注記

22. 棚卸資産

	2025年	2024年	IAS 2.36(b)
	百万円	百万円	IAS 1.78(c)
原材料(原価)	6,240	7,136	
仕掛品(原価)	13,357	9,722	
製品(原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い金額)	6,430	6,972	
原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で評価された棚卸資産合計	26,027	23,830	

2025年に286百万円(2024年:242百万円)を正味実現可能価額で計上される棚卸資産の費用として認識し、売上原価に計上しています。棚卸資産に関連する後発事象については、注記37を参照してください。 IAS 2.36(e)

気候関連事項の注釈

棚卸資産は、気候関連事項によって様々な影響を受ける可能性がある。棚卸資産は、短期的な性質があるため、通常、移行リスクよりも物理的リスクにさらされる。

23. 営業債権及び契約資産

営業債権

	2025年	2024年	IAS 1.78(b)
	百万円	百万円	IFRS 7.6
第三者である顧客に対する債権	24,845	21,376	
関連会社に対する債権(注記35)	551	582	
その他の関連当事者に対する債権(注記35)	620	550	
	26,016	22,508	
貸倒引当金	(344)	(218)	
	25,672	22,290	

営業債権は無利息であり、通常30日から90日の間で決済されます。

関連当事者の債権に関する契約条件は、注記35を参照してください。

IAS 24.18(b)

連結財務諸表の注記

23. 営業債権及び契約資産(続き)

契約資産

2024年12月31日現在、当グループは契約資産4,541百万円(2043年:5,180百万円)を保有しています。これは貸倒引当金6百万円(2043年:5百万円)を控除後の金額です。IFRS 7.37
IFRS 15.118(c)

以下では、営業債権及び契約資産の貸倒引当金の増減を記載しています。IFRS 7.35H

	2025年 百万円	2024年 百万円	
1月1日現在	223	244	
繰入額(注記 13.9)	185	76	
直接償却	(54)	(95)	IFRS 7.35(c)
為替換算差額	(4)	(2)	
12月31日現在	350	223	

営業債権及び契約資産の残高の著しい変動は注記4.2で、信用エクスポージャーに関する情報は注記 21.5で開示しています。IFRS 7.35I

IFRS会計基準の注釈

IFRS第7号35H項では、貸倒引当金の期首残高から期末残高への調整表を、金融商品のクラス別に表形式で開示することが求められている。当該規定に対し、当グループは営業債権及び契約資産に関して調整表を開示している。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品にかかる貸倒引当金の調整表は、その増減に著しい変動がないことから開示していない。

IFRS第7号35I項では、当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が貸倒引当金の変動にどの程度寄与したかについて説明することが求められている。しかし、総額での帳簿価額の増減を調整表を用いて表形式で示すことが明確に求められているわけではなく、記述的説明により当該規定に従うこともできる。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

大規模な事業の中断によって、一部の企業及び顧客には流動性の問題が生じる可能性がある。金利の変動、経済成長の鈍化又はマイナス成長、貿易制限及び関税の導入、地政学的なリスク、インフレの高まり及びその他の要因により、(他の項目もあるが特に)ローン・ポートフォリオ及び営業債権の信用度に変化が生じており、そのことが予想信用損失の測定に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって、企業は予想信用損失の計算を更新する際に以下を考慮すべきである。

- 合理的かつ裏付け可能な情報の使用。過去に例をみない状況にあることを踏まえると、予想信用損失の測定に用いた重要な仮定及び判断について透明性のある開示を行うことが非常に重要である。
- ローン・ポートフォリオもしくはグループ又は債権の再区分
- ローン、債権及び契約資産の個別評価と集合的評価。個別のレベルではまだ感知されていない信用度の変化をより早く感知するために、借手の業界又は地域などのリスク特性を考慮し、集合的にその格付やデフォルト率を調整することが適切な場合がある。
- 支払期間の変更。現在の経済状況を考慮して支払期間が延長又は短縮される場合、当該延長又は短縮の条件を評価して、予想信用損失の見積りに対するそれらの影響を決定しなければならない。

予想信用損失の計算及び信用リスクの著しい変動の測定の双方に、一定範囲のマクロ経済のシナリオを用いた将来情報が盛り込まれるため、企業は予想信用損失を計算するために用いる引当マトリクスへのインプットを見直す必要がある。

連結財務諸表の注記

24. 現金及び短期性預金

	2025年	2024年
	百万円	百万円
当座預金及び手許現金	11,732	11,125
短期性預金	5,796	3,791
	<u>17,528</u>	<u>14,916</u>

当座預金は、日々の銀行預金金利に基づく変動金利により利息が付されます。短期性預金は、当グループの当座の資金需要の程度に応じて1日から3カ月の間のさまざまな期間で運用され、それぞれの期間の金利に基づき利息が付されます。

2025年12月31日現在で当グループにおけるコミットメント・ライン契約の借入未実行残高は、5,740百万円（2024年：1,230百万円）です。IAS 7.50(a)

当グループは短期性預金の一部を担保として差し入れています。詳細については、注記21.5に記載しています。IAS 7.48

連結キャッシュ・フロー計算書における各年度の12月31日現在における現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。IAS 7.45

	2025年	2024年
	百万円	百万円
当座預金及び手許現金	11,732	11,125
短期性預金	5,796	3,791
非継続事業に帰属する当座預金及び短期性預金	1,294	—
	<u>18,822</u>	<u>14,916</u>
当座借越	(966)	(2,650)
現金及び現金同等物	<u>17,856</u>	<u>12,266</u>

IFRS会計基準の注釈

当グループは当座借越を現金及び現金同等物の一部に含めている。これは当座借越が要求払債務であり、当グループの資金管理の不可分な一部となっているからである（IAS第7号8項）。

企業は銀行との取決めが自社の資金管理の不可分な一部となっているかどうかを評価する必要がある。資金管理とは、投資又はその他の目的よりも、短期の支払債務の返済のために現金及び現金同等物を管理することである。解釈指針委員会は、2018年6月、銀行との取決めの残高がマイナスからプラスに変動することが多くない場合、これは、当該取決めが企業の資金管理の不可分な一部を構成しておらず、むしろ資金調達の一形態であることを示唆していると結論付けた。

連結財務諸表の注記

25. 資本金及び剰余金

授權株式総数

	2025年	2024年	IAS 1.78(e)
	千株	千株	IAS 1.79(a)(i)
額面1,000円の普通株式	22,588	20,088	IAS 1.79(a)(iii)
額面1,000円及び利率7%の転換条項付優先株式	2,500	2,500	
	<u>25,088</u>	<u>22,588</u>	
全額払込済の発行済普通株式	千株	百万円	IAS 1.79(a)(ii),(iv)
2025年1月1日及び2024年12月31日現在	19,388	19,388	
2025年5月1日、消火器株式会社の取得に伴う発行(注記8)	2,500	2,500	
2025年12月31日現在	<u>21,888</u>	<u>21,888</u>	

当期において額面1,000円普通株式2,500,000株が発行され、授權株式資本は2,500百万円増加しています。

株式払込剰余金

	百万円	IAS 1.78(e)
2024年1月1日現在	-	
自己株式の取得原価を超える部分について、ストック・オプションの行使に伴う現金払込みに伴う自己株式処分差益	80	
2024年12月31日現在	80	
消火器株式会社買収に伴う株式発行(注記8)	4,703	
自己株式の取得原価を超える部分について、ストック・オプションの行使に伴う現金払込みに伴う自己株式処分差益	29	
株式発行に伴う取引費用	(32)	
2025年12月31日現在	<u>4,780</u>	

自己株式

	千株	百万円	IAS 1.79(a)(vi)
2024年1月1日現在	335	774	
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	(65)	(120)	
2024年12月31日現在	270	654	
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	(75)	(146)	
2025年12月31日現在	<u>195</u>	<u>508</u>	

ストック・オプション制度

当グループは2つのストック・オプション制度を有しており、特定の上級取締役及びその他の従業員にオプションを付与しています。ストック・オプション制度の詳細については、注記31に記載しています。

各年度に行使されたストック・オプションは、当グループの自己株式により決済しています。決済時の自己株式減少額は、自己株式の取得原価(加重平均ベース)と同額です。従業員から受領した現金が自己株式の減少額を超える部分については、株式払込剰余金に計上しています。

その他の資本剰余金

	株式報酬 百万円	転換条項付優先株式 百万円	合計 百万円
2024年1月1日現在	338	228	566
株式報酬費用	298	-	298
2024年12月31日現在	636	228	864
株式報酬費用	307	-	307
2025年12月31日現在	<u>943</u>	<u>228</u>	<u>1,171</u>

連結財務諸表の注記

25. 資本金及び剰余金（続き）

剰余金の内容及び目的

IAS 1.79(b)

その他の資本剰余金

株式報酬

株式報酬取引に係る剰余金は、経営幹部を含む従業員に対する報酬の一部として、当該従業員に付与された持分決済型の株式報酬取引に関して認識された金額です。株式報酬制度の詳細については、注記33に記載しています。

転換条項付優先株式

転換条項付優先株式に係る剰余金は発行済転換条項付株式の資本部分であり、負債部分は利付ローン及び借入金に含めています（注記21.2を参照）。

連結持分変動計算書に、その他のすべての剰余金を記載しています。

税引後その他の包括利益項目

以下の表では、資本の部における剰余金の種類ごとに、その他の包括利益の変動額を区分して記載しています。

IAS 1.106A

2025年12月31日現在

	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジ コスト	その他の 包括利益を 通じて 測定する 金融資産の 公正価値	為替換算 差額	再評価 差額金	利益 剰余金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純投資のヘッジ	-	-	-	195	-	-	195
外国為替換算差額	-	-	-	(246)	-	-	(246)
通貨先渡契約	197	4	-	-	-	-	201
商品先渡契約	(617)	(23)	-	-	-	-	(640)
損益計算書への組替調整	(198)	(3)	(6)	-	-	-	(207)
その他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の評価損	-	-	(9)	-	-	-	(9)
その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産の評価損	-	-	(18)	-	-	-	(18)
持分法適用会社における持分相当額	-	-	(30)	-	30	-	-
確定給付制度に係る再測定	-	-	-	-	-	257	257
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	-	-	-	-	592	-	592
	<u>(618)</u>	<u>(22)</u>	<u>(63)</u>	<u>(51)</u>	<u>622</u>	<u>257</u>	<u>125</u>

2024年12月31日現在

	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の 包括利益を 通じて 測定する 金融資産の公 正価値	為替換算 差額	利益剰余金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
外国為替換算差額	-	-	(117)	-	(117)
通貨先渡契約	(265)	-	-	-	(265)
損益計算書への組替調整	289	3	-	-	292
その他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の評価損	-	(4)	-	-	(4)
その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産の評価益	-	7	-	-	7
確定給付制度に係る再測定	-	-	-	(273)	(273)
	<u>24</u>	<u>6</u>	<u>(117)</u>	<u>(273)</u>	<u>(360)</u>

連結財務諸表の注記

26. 利益分配の実施及び分配案

	2025年 百万円	2024年 百万円	
配当宣言され、支払われた普通株式に関する現金配当			IAS 1.107
2024年の最終配当:1株当たり56.6円(2023年:1株当たり39.3円)	1,089	749	
2025年の中間配当:1株当たり46.6円(2024年:1株当たり44.7円)	890	851	
	1,979	1,600	
配当宣言されたが、未払いの普通株式に関する特別現金配当			
2025年の特別配当:1株当たり21.4円(2024年:-)	410	-	
普通株式に関する配当案			
2025年の最終現金配当:1株当たり50.1円(2024年:1株当たり56.6円)	1,087	1,082	IAS 1.137(a)

特別配当は、2025年12月15日の臨時株主総会で承認されたものであり、財政状態計算書において個別に表示していません。普通株式に関する配当案については、定時株主総会での承認が未了であるため、12月31日現在、負債として認識していません。

27. 引当金

	品質保証 引当金 百万円	リストラクチャ リング 引当金 百万円	廃棄引当金 百万円	ストック・ オプションに関 する 社会保障 拠出金に係る 引当金 百万円	電気・電子機器 廃棄物引当金 百万円	企業結合で認 識される条件 付負債 百万円	不利な契約に 係る引当金 百万円	合計 百万円	
2025年1月1日現在	118	-	-	4	53	-	-	175	IAS 37.84(a)
子会社の取得 (注記8)	-	900	1,200	-	-	380	-	2,480	
期中増加額	112	-	-	26	102	20	20	280	IAS 37.84(b)
期中減少額 (目的使用)	(60)	(59)	-	(19)	(8)	-	-	(146)	IAS 37.84(c)
期中減少額(戻入れ)	(6)	(6)	-	-	-	-	-	(12)	IAS 37.84(d)
割引率調整	2	17	21	1	2	-	-	43	IAS 37.84(e)
2025年12月31日現在	166	852	1,221	12	149	400	20	2,820	
							20	922	
流動	166	305	-	3	28	400	-		IAS 1.61
非流動	-	547	1,221	9	121	-	-	1,898	IAS 37.85 (a)

	品質保証引当金 百万円	ストック・ オプションに関する 社会保障 拠出金に係る引当金 百万円	電気・電子機器 廃棄物引当金 百万円	合計 百万円	
2024年1月1日現在	66	3	31	100	IAS 37.84(a)
期中増加額	52	1	22	75	
2024年12月31日現在	118	4	53	175	IAS 37.84(b)
流動	118	-	38	156	
非流動	-	4	15	19	

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 37 号 84 項では求められていないが、上記の表では、比較期間の引当金を任意で記載している。

連結財務諸表の注記

27. 引当金（続き）

品質保証引当金

製品保証引当金は、直近1年間に販売された製品に対する予想される保証請求について、過去の修理及び返品実績に基づいて認識されています。これらの費用は翌年度に発生します。当該製品保証引当金を計算するために使用された仮定は、現在の販売水準及びすべての販売製品に付されている1年間の保証に基づく返品に関する現在入手可能な情報に基づいています。 IAS 37.85

リストラクチャリング引当金

消火器株式会社は、当グループの買収前にリストラクチャリング引当金を計上しました。リストラクチャリング引当金は、主として消火器株式会社における製品ラインの撤去に関係するものです。当該リストラクチャリング計画は2025年に策定され、消火器株式会社の従業員に公表されました。したがって、当該引当金は2025年の被取得企業の財務諸表に認識されています。当該リストラクチャリングは、2027年までに完了すると見込んでいます。

廃棄引当金

消火器株式会社が所有する工場に関連する廃棄費用について、引当金を認識しています。当グループは耐火素材製造施設を建設した結果として、当該工場の廃棄を確約しています。

ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金

ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金は、報告日時点で今後行使が予想される未決済のオプション数に基づいて計算しています。当該引当金は、行使日における株価の最善の見積りとして報告日の市場価格に基づいています。行使期間である2026年1月1日から2028年12月31日までの間に、当該費用が発生すると見込まれています。

電気・電子機器廃棄物引当金

電気・電子機器廃棄物引当金は、2008年8月13日より後の売上（新しい廃棄物）及び過去の廃棄物（2008年8月13日以前に販売されたもの）の予想処分量に基づいて計算しています。

不利な契約に係る引当金

不利な契約に係る引当金は、納入業者との一定の契約による義務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る場合に認識されます。これらのコストは、翌会計年度に生じると予想しています。

28. 政府補助金

IAS 20.39(b)

	2025年	2024年
	百万円	百万円
1月1日現在	1,551	1,450
当期中の交付額	2,951	642
損益計算書計上額	(1,053)	(541)
12月31日現在	3,449	1,551
流動	149	151
非流動	3,300	1,400

政府補助金は有形固定資産の購入のために受領したものです。これら補助金に付帯する未達の条件又は偶発事象はありません。 IAS 20.39(c)

29. 契約負債

	2025年	2024年
	百万円	百万円
顧客から受領した長期前受金	2,820	844
据付サービス	1,374	1,258
グッド・ポイントに関する取引	900	678
品質保証	524	410
顧客から受領した設備	224	184
契約負債合計（注記4）	5,842	3,374
流動	2,880	2,486
非流動	2,962	888

連結財務諸表の注記

29. 契約負債(続き)

29.1 グッド・ポイントに関する取引

	2025年 百万円	2024年 百万円
1月1日現在	678	551
当期中の繰延額	1,381	1,256
損益計算書計上額	(1,159)	(1,129)
12月31日現在	900	678
流動	398	346
非流動	502	332

これらの金額は、グッド・ポイントの付与及び交換に関するものです。2025年12月31日現在、未使用のポイントに関する負債は900百万円（2024年:678百万円）と見積っています。

30. 営業債務及びその他の債務

	2025年 百万円	2024年 百万円
		修正再表示
営業債務	15,421	18,551
その他の債務	1,508	1,450
関連当事者に対する債務	40	22
	16,969	20,023

上記金融負債の条件は以下のとおりです。

- 営業債務は無利息で、通常は当グループにおいて60日で決済されている。これには、当グループのサプライヤー・ファイナンス契約に含まれる営業債務も含まれる。
- その他の債務は無利息で、決済までの期間は平均6カ月である
- 未払利息は年度を通じて通常は四半期ごとに決済される
- 関連当事者に対する債務に関する条件については注記35を参照

当グループの流動性リスク管理プロセスについては、注記21.5に記載しています。

当グループは、日本国内における当グループの主要仕入先の一部とサプライヤー・ファイナンス契約を締結しています。当該契約への参加は、仕入先の裁量に委ねられています。サプライヤー・ファイナンス契約に参加する仕入先は、当グループの外部資金提供者から当グループに送付した請求書の早期支払いを受けることができます。仕入先が早期支払いを受けることを選択する場合、仕入先は資金提供者に手数料を支払いますが、当グループはこの取引の当事者ではありません。資金提供者が請求書の支払いを行うためには、財の受領又は供給が完了しており、かつ請求書が当グループにより承認されている必要があります。請求書の支払期日より前における仕入先への支払いは、資金提供者によって処理されます。すべての場合において、当グループは上述した当初の請求書の支払期日に資金提供者に支払いを行うことにより当初の請求書を決済しています。仕入先との支払条件は、サプライヤー・ファイナンス契約に関連して再交渉されていません。当グループは資金提供者に担保を提供していません。

サプライヤー・ファイナンス契約の対象となるすべての営業債務は、連結財政状態計算書上の営業債務及びその他債務に含まれるとともに、上記の表の営業債務に含まれています。

	2025年12月31日 百万円	2024年12月31日 百万円	2024年1月1日 百万円
			修正再表示後
サプライヤー・ファイナンス契約の一部である営業債務の帳簿価額	8,278	7,437	6,238
そのうち、仕入先が支払いを受けているもの	4,697	4,140	3,389

当グループのサプライヤー・ファイナンス契約に含まれている営業債務の帳簿価額に重要な非資金変動は生じていません。

連結財務諸表の注記

30. 営業債務及びその他の債務(続き)

IFRS会計基準の注釈

IAS第7号第44F項では、サプライチェーン・ファイナンス、支払債務ファイナンス、又はリバース・ファクタリングなどと称されることもあるサプライヤー・ファイナンス契約に関する情報を開示することを求めている。IAS第7号第44G項では、こうした契約の特徴は説明されているが、同基準では、当該開示要求の適用範囲となる契約の明確な定義が定められていないため、当該開示要求の適用は困難になり、より一層の判断の行使が必要になる可能性がある。企業が複数のサプライヤー・ファイナンス契約を締結している場合、類似していない契約はそれぞれ個別に契約条件を開示する必要がある。

IFRS解釈指針委員会は、2020年12月、サプライヤー・ファイナンス契約に関連する側面のうち、負債及び関連するキャッシュ・フローの認識を中止するかどうか、及びそれらをどのように分類するかを決定する際に考慮する必要があるものを取り上げた。これは、提供される開示に影響を及ぼす可能性がある。

31. リース

IFRS 16.51

IFRS 16.52

借手としての立場

当グループは、工場、機械、車両及びその他の設備といった事業で使うさまざまな項目についてリース契約を締結しています。工場及び機械のリース期間は通常3年から15年で、車両及びその他の設備のリース期間は通常3年から5年です。リース契約に基づき当グループが負う債務は、貸手がリース資産に対して有する所有権によって担保されています。通常、当グループはリース資産を譲渡又はサブリースすることを制限されており、一部のリース契約では、一定の財務比率の維持が要求されています。一部のリース契約には、延長及び解約オプション、ならびに変動リース料が含まれています。これらについては下記で詳述しています。

IFRS 16.59(a)

IFRS 16.59(c)

当グループはリース期間が12ヵ月以内である機械についてのリースや、少額な事務機器のリースも締結しています。当グループは、「短期リース」及び「少額資産のリース」に対して、認識に係る免除規定を適用しています。

IFRS 16.60

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 16 号 52 項は、借手に対して、リースに関する情報を単一の注記又は財務諸表における独立のセクションにおいて開示することを求めている。しかし、借手は財務諸表の他の箇所にすでに表示されている情報を繰り返す必要はない。これは当該情報がリースに関する単一の注記又は独立のセクションにおいて相互参照により組み込まれていることが条件となる。当グループは、財務諸表の本セクションにおいて IFRS 第 16 号により求められる開示の大半を行っている。相互参照は、本セクション以外において求められる一定の情報について行われる。

以下は、認識された使用权資産の帳簿価額及び期中変動を表したものです。

IFRS 16.54

	工場及び 機械	自動車	その他の 設備	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
2024年1月1日現在	1,552	699	664	2,915	
増加(注記8)	124	58	46	228	IFRS 16.53(h)
減価償却費	(158)	(131)	(122)	(411)	IFRS 16.53(a)
2024年12月31日現在	1,518	626	588	2,732	IFRS 16.53(j)
増加(注記8)	424	108	78	610	IFRS 16.53(h)
減価償却費	(173)	(136)	(125)	(434)	IFRS 16.53(a)
2025年12月31日現在	1,769	598	541	2,908	IFRS 16.53(j)

連結財務諸表の注記

31. リース(続き)

借手としての立場 (続き)

以下は、リース負債の帳簿価額(利付ローン及び借入金に含まれている)及び期中変動を表したものです。

IFRS 16.54

	2025年 百万円	2024年 百万円	
1月1日現在	2,971	3,089	
増加	593	225	
金利の発生	178	185	IFRS 16.53(b)
支払い	(581)	(528)	
12月31日現在	3,161	2,971	
流動(注記 21.2)	455	418	
非流動(注記 21.2)	2,706	2,553	

リース負債の満期分析は注記21.5に開示しています。

IFRS 16.58

以下は純損益に認識した金額です。

IFRS 16.54

	2025年 百万円	2024年 百万円	
使用権資産の減価償却費	434	411	IFRS 16.53(a)
リース負債に係る利息費用	178	185	IFRS 16.53(b)
短期リースに係る費用(売上原価に含まれる)	22	21	IFRS 16.53(c)
少額資産のリースに係る費用(管理費に含まれる)	18	17	IFRS 16.53(d)
変動リース料(売上原価に含まれる)	32	28	IFRS 16.53(e)
純損益に認識された総額	684	662	

当グループのリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、2025年において653百万円(2024年:594百万円)でした。当グループは、非資金取引により、2025年において593百万円(2024年:225百万円)の使用権資産及びリース負債を増加させています。契約しているがまだ開始していないリースに関する将来キャッシュ・アウトフローは注記34に開示しています。

IFRS 16.53(g)
IFRS
16.59(b)(iv)
IAS 7.43

連結財務諸表の注記

31. リース(続き)

借手としての立場(続き)

IFRS会計基準の注釈

IFRS 第 16 号 53 項は、財務諸表の利用者が分析するにあたり最も有用と識別したものとして、以下の情報の開示を求めている。

- 使用権資産の減価償却費(原資産のクラス別に)
- リース負債に係る金利費用
- 短期リースに係る費用(リース期間が1ヵ月以下のものに係る費用は含まず)
- 少額資産のリースに係る費用(短期リースに関する部分は含まず)
- 変動リース料に係る費用(すなわち、リース負債に含まれなかった変動リース料に係るもの)
- 使用権資産のサブリースによる収益
- リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額
- 使用権資産の増加
- セール・アンド・リースバック取引から生じた利得及び損失
- 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額(原資産のクラス別に)

上記の開示はすべて表形式で提供する必要がある。ただし、別の様式の方が適切である場合は除く。開示する金額には、借手が当報告期間中に他の資産の帳簿価額に含めたコストを含めなければならない(IFRS 第 16 号 54 項)。

IFRS 第 16 はリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を開示することを求めている。当グループは、キャッシュ・アウトフローの合計額の開示に、少額資産のリース及び短期リースに関するキャッシュ・アウトフローも含めている。

IFRS 第 16 号 55 項は、報告期間末で契約済みの短期リースが、(開示が要求されている)同期間の短期リースに係る費用が関連している短期リースと異質である場合には、短期リースに係るリース約定の金額を開示することを求めている。本開示規定は当グループには適用されない。

IFRS 第 16 号 59 項は、借手のリース活動について、同基準の開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報の開示を求めている。当該追加の情報には、財務諸表利用者が下記のことを評価するのに役立つ情報が含まれる場合があるが、これらに限らない。

- 借手のリース活動の性質
- 借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの。これには、下記から生じるエクスポージャーが含まれる。
 - 変動リース料
 - 延長オプション及び解約オプション
 - 残価保証
 - 借手が契約しているがまだ開始していないリース
- リースにより課されている制限又は特約
- セール・アンド・リースバック取引

連結財務諸表の注記

31. リース(続き)

借手としての立場(続き)

当グループの機械に関するリース契約には、製造単位数に基づく変動リース料の定めが含まれています。当該条件は、安定した顧客需要が見込めない製品の製造に使用している機械について経営者が交渉したものです。経営者は、リース費用を製造単位数と稼得収益に見合ったものにするを目的としています。以下の表は、固定リース料に対する相対的な大きさなど、当グループの変動リース料についての情報を示したものです。

IFRS 16.59(b)(i)
IFRS 16.B49

	固定リース料	変動リース料	合計
	百万円	百万円	百万円
2025年			
固定賃料	352	－	352
変動賃料(最低支払額はある)	176	47	223
変動賃料のみ	－	24	24
	528	71	599
2024年			
固定賃料	392	－	392
変動賃料(最低支払額はある)	189	45	234
変動賃料のみ	－	21	21
	581	66	647

関連製品の製造単位数が5%増加すると、リース料合計が1%増加すると予想される。

IFRS会計基準の注釈

変動リース料に関する追加的な情報の開示には、以下の項目が含まれる可能性がある(IFRS第16号B49項)。

- 借手が変動リース料を使用する理由及びそのような支払いが一般的かどうか
- 変動リース料の固定リース料に対する相対的な大きさ
- 変動リース料が依存する主要な変数及び支払いが当該主要な変数の変動に対応してどのように変動すると見込まれるか
- 他の業務及び財務に変動リース料が及ぼす影響

IFRS第16号の開示目的(すなわち、リースが借手の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える)を満たすために必要な開示の範囲を決定するには、判断を行使する必要がある。

当グループの一部のリース契約には、延長オプション及び解約オプションが含まれています。そうしたオプションは、リース資産のポートフォリオを柔軟に管理し、当グループのビジネス・ニーズに一致させるために経営者が交渉したものです。経営者は、当該延長オプション及び解約オプションを行使することが合理的に確実かどうかを決定する際に重要な判断を用いています(注記3を参照)。

以下は、延長オプション又は解約オプションの行使日以降の期間のうち、リース期間に含めていない期間に関する潜在的な賃料(割引前)です。

IFRS 16.59(b)(ii)
IFRS 16.B50

	5年以内	5年超	合計
	百万円	百万円	百万円
2025年12月31日現在			
行使しない見込みの延長オプション	525	403	928
行使する見込みの解約オプション	424	202	626
	949	605	1,554
2024年12月31日現在			
行使しない見込みの延長オプション	504	398	902
行使する見込みの解約オプション	388	176	564
	892	574	1,466

連結財務諸表の注記

31. リース(続き) 借手としての立場 (続き)

IFRS会計基準の注釈

延長オプション及び解約オプションに関する追加的な情報の開示には、以下の項目が含まれる可能性がある(IFRS第16号B50項)

■ 借手が延長オプション又は解約オプションを使用する理由及びそれらのオプションが一般的かどうか

■ オプション・リース料のリース料に対する相対的な大きさ

■ リース負債の測定に含まれていなかったオプションの行使が一般的かどうか

■ 他の業務及び財務に当該オプションが及ぼす影響

IFRS 第 16 号の開示目的(すなわち、リースが借手の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える)を満たすために必要な開示の範囲を決定するには、判断を行使する必要がある。

貸手としての立場

当グループは、一定のオフィス用建物と工場建物で構成される投資不動産ポートフォリオに関して、オペレーティング・リースを締結しています(注記18を参照)。これらのリースの期間は5年から20年です。すべてのリース契約は、その時点における市場条件に基づき、毎年賃貸料の値上げが可能であるという条項を含んでいます。また、当該リース契約には当該不動産に対する借手の残価保証がついています。当グループが当期に認識した賃貸収益は、1,404百万円(2024年: 1,377百万円)です。

IFRS 16.90
IFRS 16.91
IFRS 16.92

オペレーティング・リースに基づき受け取る将来の割引前リース料総額は、12月31日現在で以下のとおりです。

	2025年	2024年	IFRS 16.97
	百万円	百万円	
1年以内	1,418	1,390	
1年超2年以内	1,387	1,371	
2年超3年以内	1,411	1,389	
3年超4年以内	1,452	1,420	
4年超5年以内	1,380	1,340	
5年超	5,901	5,864	
	12,949	12,774	

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度

従業員確定給付負債(純額):

	2025年	2024年
	百万円	百万円
米国退職後医療給付制度	339	197
日本の年金制度	2,711	2,780
合計	3,050	2,977

当グループは、日本において確定給付年金制度(基金型)を採用しています。これに加え、当グループは米国において、従業員に対し退職後医療給付(非積立型)を支給しています。当グループの確定給付年金制度は、日本の従業員を対象とする最終給与比例制度であり、独立して管理されている基金への拠出が求められます。IAS 19.135
IAS 19.136
IAS 19.138

当該年金制度は日本の雇用法の規制対象であり、退職後に支払いが開始されると、最終給与額は消費者物価指数に合わせて調整されます。給付の水準は、加入者の勤務年数及び退職時の給与によって決まります。当該基金は法人の形態をとり、代議員会により統治されています。代議員会は、雇用者と従業員からそれぞれ同数選出された代表者によって構成されており、制度資産の管理、及び投資戦略の決定について責任を負います。IAS 19.139

代議員会は毎年、日本の法規制に従い、日本の年金制度の積立水準を審査しています。当該審査では、資産負債マッチング戦略及び投資リスク管理方針が確認されます。これには、リスク管理に向けた年金保険や長寿スワップの利用が含まれます。代議員会は、この年次の審査に基づき、拠出額を決定しています。当グループでは通常、資本性金融商品及び不動産が40%、負債性金融商品が60%含まれるようなポートフォリオを構成するようにしています。日本の法規制により、(日本の規制に準拠して評価を実施した結果に基づき)積立不足が生じている場合には、積立不足の発生年度から5年以内に積立不足を解消することが当グループに求められます。受託者委員会は、(日本の規制に準拠して実施された評価を基に)制度上欠損金が生じることのない水準で年間の拠出額が比較的安定することを目指しています。IAS 19.146
IAS 19.147(a)

年金負債は消費者物価指数に合わせて調整されるため、当該年金制度は日本のインフレーション、金利リスク及び年金加入者の平均余命の変動によるエクスポージャーを有しています。制度資産には、製造業及び消費者製品産業に属する上場企業の株式に対する重要な投資が含まれているため、当グループは製造業及び消費者製品産業に属する企業の資本市場リスクにもさらされています。

以下の表では、連結損益計算書で認識された退職給付費用の構成要素と、各制度に関し連結財政状態計算書で認識された金額及び拠出状況を要約して記載しています。

退職後医療給付制度

正味給付費用(純損益で認識されたもの)

	2025年	2024年
	百万円	百万円
当期勤務費用	142	108
給付債務に係る利息費用	11	5
正味給付費用	153	113

確定給付制度債務の現在価値の増減

	百万円	IAS 19.141
2024年1月1日現在	88	
利息費用	5	
当期勤務費用	108	
給付支払額	(34)	
為替換算差額	30	
2024年12月31日現在	197	
利息費用	11	
当期勤務費用	142	
給付支払額	(21)	
為替換算差額	10	
2025年12月31日現在	339	

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

日本の年金制度

2025年における確定給付制度債務の増減及び制度資産の公正価値

	純損益に認識される年金費用				その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失								
	小計 (純損益に認識)				制度資産に係る収益 (利息の純額に含まれ る金額を除く)	人口統計上の 仮定の変動による 数理計算上の差異	財務上の仮定の 変動による数理 計算上の差異	実績に基づく調整	小計 (その他の 包括利益 に認識)	事業主による拠出	2025年12月31日 現在	IAS 19.140 IAS 19.141	
	2025年1月1日	勤務費用	利息の純額	(注記13.7)	給付支払額								
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
確定給付制度債務	(5,610)	(1,267)	(256)	(1,523)	868	-	211	(80)	(20)	111	-	(6,154)	
制度資産の公正価値	2,830	-	125	125	(868)	256	-	-	-	256	1,100	3,443	
退職給付負債	(2,780)			(1,398)	-	256	211	(80)	(20)	367	1,100	(2,711)	

IAS 19.140
IAS 19.141

2024年における確定給付制度債務及び制度資産の公正価値の増減

	純損益に認識される年金費用				その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失							
	小計 (純損益に認識) (注記13.7)				給付支払額	制度資産に係る収益 (利息の純額に含まれ る金額を除く)	人口統計上の 仮定の変動による 数理計算上の差異	財務上の仮定の 変動による数理 計算上の差異	実績に基づく調整	小計 (その他の 包括利益 に認識)	事業主による拠出	2024年12月31日 現在
	2024年1月1日	勤務費用	利息の純額									
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
確定給付制度債務	(5,248)	(1,144)	(283)	(1,427)	1,166	-	(201)	70	30	(101)	-	(5,610)
制度資産の公正価値	2,810	-	161	161	(1,166)	(289)	-	-	-	(289)	1,314	2,830
退職給付負債	(2,438)			(1,266)	-	(289)	(201)	70	30	(390)	1,314	(2,780)

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 19 号 138 項の規定に従ってリスクが大きく異なる制度又は制度グループを区別するために、開示のすべて又は一部を分解すべきかどうかを検討する。たとえば、地域、平均給与年金制度、最終給与年金制度や退職後医療保険制度などの特徴、規制環境、報告セグメント及び(又は)基金の整備状況(例: 全体に基金が存在しない、すべて又は一部に関し基金が整備されている)などの特徴ごとに制度を分解して開示する。企業は判断により、特定の実事と状況に照らしてグループ分けの要件を評価する。当グループに関しては確定給付年金制度が存在するのは日本のみのため、それ以上に分解して表示する必要はない。

IAS 第 19 号 135 項の目的を満たすため、追加の開示が提供されることがある。たとえば、債務の性質、特徴及びリスクにより区別した確定給付制度債務の現在価値の分析を示す場合がある。こうした開示では次のように区別することが考えられる。

- (a) 現役の加入者、受給待機者と年金受給者との間の区別
- (b) 権利確定した給付、及び発生しているが権利確定していない給付との間の区別
- (c) 条件付きの給付、将来の昇給に帰属する金額及びその他の給付との間の区

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

当社は消火器株式会社を2025年に、電球株式会社を2024年に取得しましたが、いずれの企業も確定給付制度を有していなかったため、制度資産及び確定給付制度債務の額に影響はありませんでした。

制度資産の主な種類別の公正価値は、以下のとおりです。

IAS 19.142

	日本の年金制度	
	2025年 百万円	2024年 百万円
活発な市場における公表価格がある投資		
上場株式		
製造業及び消費者製品産業	830	655
電気通信業	45	33
日本国債	1,670	1,615
現金及び現金同等物	400	250
公表価格がない投資		
Good Bank発行の社債	428	222
不動産	70	55
合計	3,443	2,830

当該制度資産には、当グループが保有する不動産が含まれており、その公正価値は 50 百万円(2024 年: 50 百万円)です。

IAS 19.143

IFRS会計基準の注釈

当グループは、IAS 第 19 号 142 項に従い制度資産を複数の種類に分解し、さらにそれらを細分化している。不動産については細分化した内訳を開示していない。不動産の金額は連結財務諸表にとって重要性はないと判断している。

制度資産を構成する各資産の公正価値は、IFRS 第 13 号の規定に従い算定される。しかし、IFRS 第 13 号で求められる公正価値の開示は、IAS 第 19 号に従って公正価値で測定される制度資産には適用されない。

当グループの年金債務及び退職後医療給付制度債務の算定に使用された主要な仮定は、以下のとおりです。

IAS 19.144

	2025年	2024年
	%	%
割引率:		
日本の年金制度	4.9	5.5
退職後医療給付制度	5.7	5.9
将来の昇給率:		
日本の年金制度	3.5	4.0
将来の消費者物価指数が上昇		
日本の年金制度	2.1	2.1
医療費の増加率	7.2	7.4
65歳時点での受給者の平均余命:	年	年
日本の年金制度		
男性	20.0	20.0
女性	23.0	23.0
退職後医療給付制度		
男性	19.0	19.0
女性	22.0	22.0

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

12月31日時点の重要な仮定に関する定量的感応度分析は、以下のとおりです。

	確定給付制度に対する影響		IAS 19.145
	2025年	2024年	
	百万円	百万円	
日本の年金制度に関する仮定			
将来の年金費用の変動率:			
1%増加	70	60	
1%減少	(80)	(70)	
割引率:			
0.5%増加	(90)	(100)	
0.5%減少	80	70	
将来の昇給率:			
0.5%増加	120	110	
0.5%減少	(110)	(130)	
男性受給者の平均余命:			
1年延長	110	100	
1年短縮	(120)	(130)	
女性受給者の平均余命:			
1年延長	70	60	
1年短縮	(60)	(70)	
米国退職後医療給付制度に関する仮定			
将来の年金費用の変動率:			
1%増加	110	105	
1%減少	(90)	(95)	
割引率:			
0.5%増加	(90)	(120)	
0.5%減少	100	80	
男性受給者の平均余命:			
1年延長	130	125	
1年短縮	(150)	(155)	
女性受給者の平均余命:			
1年延長	90	75	
1年短縮	(80)	(95)	

上記の感応度分析は、報告期間の末日時点で主要な仮定において合理的に起こりうる変動の結果、確定給付制度債務が受ける影響を推定する方法で算定したものです。
当該感応度分析は、主要な仮定が単独で変動し、それ以外の仮定は一定であるとの前提に基づいています。なお、主要な仮定が単独で変動する可能性は低いため、感応度分析の結果は確定給付制度債務の実際の変動とは異なる場合があります。

以下は、将来期間に見込まれる確定給付制度への拠出金額です。

	2025年	2024年	IAS 19.147(a)
	百万円	百万円	IAS 19.147(b)
1年以内	1,500	1,350	IAS 19.147(c)
1年超5年以内	2,150	2,050	
5年超10年以内	2,160	2,340	
10年超	3,000	2,600	
予想支払額合計	8,810	8,340	

報告期間の末日時点における確定給付制度債務の平均デュレーションは、26.5年(2024年: 25.3年)です。

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

IFRS会計基準の注釈

IAS 第 19 号 145(c)項は、感応度分析を行うにあたり、前期に用いた手法及び仮定からの変更及び変更の理由について開示することを求めている。当グループは、このような変更を行っていない。

IAS 第 19 号 145(a)項は、合理的に起こりうる数理計算上の仮定の変化が、確定給付制度債務にどのような影響を与えるかを示した感応度分析を開示することを求めている。本財務諸表記載例の目的は、基準で求められる開示を例示することであるため、上記の感応度分析で示した仮定の変化が必ずしも現在の市場状況を反映するものではない。

同基準には主要な開示目的や検討事項が追加されており、財務諸表の注記に含めるべき開示の全体的な方向性や範囲を特定するためのフレームワークを提供している。たとえば、IAS 第 19 号 136 項は、確定給付制度の開示を行うにあたり、以下について考慮することを求めている。

- 開示規定を満たすために必要な詳細さの程度
- さまざまな規定にどの程度の重点を置くか
- 集約又は分解の程度
- 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の情報を必要としているかどうか

上記検討事項は、IFRS 適用企業が、主要な開示目的と、IAS 第 19 号に数多くリストアップされている開示規定との関係を理解し、整理する上での助けとなるべく用意されたものである。IAS 第 19 号の「結論の根拠」においても、IAS 第 1 号 31 項にあるとおり、重要性の低い情報を開示する必要はないことが強調されている。

明確な開示目的が追加されたことは、自社の確定給付制度に関する開示を見直す契機となるとともに、重要性の低い開示がなされなくなることで、財務諸表利用者にとっては、真に重要な取引や事象に焦点を絞ることが可能になると考えられる。

マクロ経済及び地政学的な不確実性の注釈

金利の変動、経済成長の鈍化又はマイナス成長、貿易制限及び関税の導入、地政学的なリスク、インフレの高まり及び資産価値の低下により、確定給付制度債務及び年金制度資産を再測定する必要が生じている可能性がある。現在の状況に鑑みると、引き続き制度資産及び債務の価値に影響が生じる可能性があるため、認識される確定給付年金制度の積立超過又は積立不足の純額にボラティリティが生じることが想定される。

現段階におけるマクロ経済及び地政学的な状況の影響は、企業によって異なり、一部の企業は年金資産の純額の増加を認識する一方で、他の企業はその減少を認識することになるだろう。企業は、財務諸表の利用者が年金制度に対する影響を理解できるように、十分な開示を行うよう留意しなければならない。

連結財務諸表の注記

33. 株式報酬

上級幹部に対する制度 (Senior Executive Plan)

IFRS 2.45(a)

上級幹部に対する制度 (SEP) において、親会社株式を対象としたストック・オプションが、親会社に12ヵ月超在籍している上級幹部 (経営幹部を含む) に対して付与されています。ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価と同額になります。ストック・オプションは、当グループの一株当たり利益の金額 (株式市場条件以外の条件) が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級取締役がその日まで在籍していた場合に権利確定します。当該条件が達成されなかった場合、ストック・オプションは権利確定しません。

ストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて付与日に見積っています。ただし、上記の業績条件は、最終的に確定するストック・オプションの数を決定する際にのみ考慮されます。 IFRS 2.46

ストック・オプションは、権利確定期間である3年経過後、2年間にわたり行使することができるため、付与されたストック・オプションの契約期間は5年となります。当グループは現金による代替決済は行っておらず、また当該ストック・オプションを現金で決済したという過去の慣例はありません。当グループは上級幹部に対する制度を持分決済型の制度として会計処理しています。

一般従業員に対するストック・オプション制度 (General Employee Share-option Plan)

IFRS 2.45(a)

当グループはその裁量により、一般従業員に対するストック・オプション制度 (GESP) に基づき、従業員 (上級幹部を除く) が2年間継続して勤務した時点で、当該従業員に対し、親会社株式を対象としたストック・オプションを付与することができます。このストック・オプションは、主な競合他社と比較した当グループの総株主利益率 (TSR) に基づき、権利確定します。また、権利確定のためには、従業員は、付与日から3年間、継続して勤務しなければなりません。付与されたストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いて付与日に見積っています。このモデルでは、当グループのTSRをシミュレートし、主要な競合他社の数値と比較しています。当該モデルでは、株価を予測するため、過去の配当実績や予想配当、ならびに競合他社と比較した当グループの株価変動を考慮しています。 IFRS 2.46 IFRS 2.47(a)(iii)

ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価と同額になります。ストック・オプションの契約期間は5年間であり、当グループは従業員に対し、現金による代替決済は行っていない。当グループには、これらの報酬を現金で決済したという過去の慣例はありません。 IFRS 2.46

株式増価受益権 (Share Appreciation Rights)

事業開発グループの従業員には、現金で決済される株式増価受益権 (SAR) が付与されます。当該制度では、付与日から3年以内に一定目標数の新規販売契約 (株式市場条件以外の権利確定条件) が成立し、かつ従業員が権利確定日現在で雇用されている場合にその権利が確定します。当該権利は、権利確定期間である3年経過後、3年間にわたり行使することができるため、SARの契約期間は6年となります。SARの公正価値は、付与された条件及び目標達成の可能性を考慮した上で、各報告日に二項モデルを使用して測定しています。SARに係る負債は、当初測定時点と決済されるまでの各報告期間の末日時点で、公正価値により測定しています。SARの公正価値は、その付与条件及び従業員が測定日までに提供したサービスを考慮した上で、オプション価格決定モデルを適用して算定しています。 IFRS 2.45(a) IFRS 2.46 IFRS 2.47 (a)(iii)

SARに係る負債の帳簿価額は、2025年12月31日現在で299百万円 (2024年:194百万円) です。2025年及び2024年12月31日時点でSARの権利確定、付与、及び失効はありません。 IFRS 2.50 IFRS 2.51(b)

各年度において従業員から提供された勤務に関し認識された費用は、以下のとおりです。

	2025年 百万円	2024年 百万円	
持分決済型の株式報酬取引に関する費用	307	298	
現金決済型の株式報酬取引に関する費用	105	194	
株式報酬費用合計	412	492	IFRS 2.50 IFRS 2.51(a)

連結財務諸表の注記

33. 株式報酬(続き)

2025年及び2024年において、これらの制度に対して取消及び条件変更は行われていません。

IFRS 2.47(c)

各年度における変動

以下の表は、各年度におけるストック・オプションの数、加重平均行使価格及びその変動を示しています(SARを除く)。

	2025年 株式数	2025年 加重平均 行使価格	2024年 株式数	2024年 加重平均行 使価格	
1月1日現在	575,000	2,850 円	525,000	2,750 円	
付与	250,000	3,850 円	155,000	3,130 円	
失効	—	—	(25,000)	2,330 円	
行使	(75,000) ²	2,330 円	(65,000) ¹	3,080 円	IFRS 2.45(c)
消滅	(25,000)	3,020 円	(15,000)	2,130 円	
12月31日現在	725,000	3,240 円	575,000	2,850 円	IFRS 2.45(d)
12月31日現在行使可能残高	110,000	2,980 円	100,000	2,510 円	IFRS 2.45(b)

¹ 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は4,090円でした。

IFRS 2.45(c)

² 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は3,130円でした。

2025年12月31日現在のストック・オプションの加重平均残存契約期間は、2.94年(2024年:2.60年)です。

IFRS 2.45(d)

当年度に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、1,320円(2024年:1,180円)です。

IFRS 2.47(a)

当年度末現在でのストック・オプションの行使価格の範囲は、2,330円から3,850円(2024年:2,130円から3,130円)です。

IFRS 2.45(d)

以下の表は、2025年及び2024年12月31日に終了する年度において、上記の各制度において付与された株式報酬の公正価値を算定する際に使用された評価モデルへのインプットを示しています。

IFRS 2.47(a)(i)

	2025年 SEP	2025年 GESP	2025年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3,450 円	3,100 円	2,800 円
配当利回り(%)	3.13	3.13	3.13
予想ボラティリティ(%)	15.00	16.00	18.00
リスクフリーレート(%)	5.10	5.10	5.10
オプション及び SAR の予想存続期間(年)	3.00	4.25	6.00
加重平均株価(円)	3,100	3,100	3,120
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項
	2024年 SEP	2024年 GESP	2024年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3,300 円	3,000 円	2,600 円
配当利回り(%)	3.01	3.01	3.01
予想ボラティリティ(%)	16.30	17.50	18.10
リスクフリーレート(%)	5.00	5.00	5.00
オプション及び SAR の予想存続期間(年)	4.25	3.00	6.00
加重平均株価(円)	2,860	2,860	2,880
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項

ストック・オプション及びSARの予想存続期間は、過去のデータ及び現在の予想に基づき算定しているため、必ずしも将来における実際の権利行使パターンと一致するとは限りません。また、オプションの年数と類似した期間にわたる過去のボラティリティが将来の傾向を示すものと仮定して予想ボラティリティを算定していますが、これも必ずしも実際の結果と一致するものではありません。

IFRS 2.47(a)(ii)

連結財務諸表の注記

34. コミットメント及び偶発事象

資産の取得契約

当グループは2025年12月31日現在、消防機器安全施設の取得に関する2,000百万円（2024年:-1百万円）と、当グループのジョイント・ベンチャーとの商品の購入に関する310百万円（2024年:516百万円）を含む2,310百万円（2024年:4,500百万円）のコミットメント残高を有しています。

IAS 16.74(c)
IFRS 12.23 (a)
IFRS 12.B18-B19

当グループのリース契約の中には、2025年12月31日現在ではまだ開始していないリース契約があります。そのような解約不能なリース契約に関する将来のリース料は、1年以内が48百万円、1年超5年以内が195百万円、それ以降が107百万円となっています。

IFRS 16.59(b)(iv)

損害賠償請求

海外の顧客が当社の設備に欠陥があると主張し、当グループに対して損害賠償請求を行っています。当該請求が認められた場合には、損害賠償請求額は850百万円と見積られています。公判期日は未定であるため、仮に当該請求が認められるとしても、その支払時期を特定することは実務上不可能です。

IAS 37.86

当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性がないわけではありませんが、その可能性は高くありません。したがって、連結財務諸表に当該偶発債務に対する引当金は計上していません。

保証

当グループは、2025年12月31日現在、以下の保証を提供しています。

IAS 24.21(h)
IAS 24.19 (d)
IAS 24.19 (e)

- 非関連当事者に対し提供した、ジョイント・ベンチャーによる契約履行に関する保証（この保証により債務が発生する見込みはない）
- 他の投資者と共同で負っている、関連会社の偶発負債20百万円（2024年:13百万円）に対する当グループの持分に関する保証

IAS 37.86

偶発負債

IFRS 12.23 (b)

当グループは消火器株式会社の取得に当たり、400百万円の偶発負債を計上しています（注記8及び注記27を参照）。

35 関連当事者についての開示

子会社及び持株会社の詳細を含む当グループの構成に関する情報は、注記7に記載しています。以下の表では、各連結会計年度における関連当事者との取引の合計額を示しています。

		関連当事者 への販売	関連当事者 からの購入	関連当事者に 対する債権*	関連当事者に 対する債務*	IAS 24.18 IAS 24.21
		百万円	百万円	百万円	百万円	
当グループに対して重要な影響力を 有する企業:						
International Fires P.L.C.	2025年	7,115	—	620	—	
	2024年	5,975	—	550	—	
関連会社:						
電力消火機器株式会社	2025年	2,900	—	551	—	
	2024年	2,100	—	582	—	
ジョイント・ベンチャー:						
タ立株式会社	2025年	—	590	—	30	
	2024年	—	430	—	12	
当グループの経営幹部: 役員等が重要な持分を有する企業 との取引						
	2025年	225	510	—	10	
	2024年	135	490	—	10	

*これらの金額は営業債権ならびに営業債務として分類されています（注記23及び注記30を参照）。

連結財務諸表の注記

35. 関連当事者についての開示（続き）

		受取利息	関連当事者に 対する債権	IAS 24.13
		百万円	百万円	IAS 24.18
関連当事者からの借入金又は関連当事者への貸付金				
関連会社:				
電力消火機器株式会社	2025年	20	200	
	2024年	-	-	
当グループの経営幹部:				
取締役への貸付金	2025年	1	13	
	2024年	-	8	

当連結会計年度において、当グループと、当グループの最上位の親会社であるS.J. Limitedとの間に 支払配当以外の取引はありません(2024年:-百万円)。

関連会社への貸付金

電力消火機器株式会社への貸付金は、防火機器製造用機械の製造資金に充てられる予定です。当該貸付金は全額担保が付されており、2026年6月1日に全額返済される予定で、金利は10%です。

関連当事者との取引条件

関連当事者との売買は独立第三者間取引条件で行われています。期末残高は無担保、無利息であり、現金で決済されます。関連当事者に対する債権又は債務に関しては、保証を提供しておらず、また保証を受けていません。2025年12月31日に終了する年度において、当グループは関連当事者に対する債権に関し、予想信用損失引当金2百万円（2024年:1百万円）を認識しました。

IAS 24.21
IAS 24.18(b)

IFRS会計基準の注釈

関連当事者との取引が独立第三者間取引条件で行われているという開示は、そのような条件を立証できる場合にのみ求められる。IAS第24号23項ではそのような開示は求められていないが、当グループは当該条件を立証可能であったことから、このような開示を行っている

関連当事者とのコミットメント

火花株式会社は2026年7月1日に、自社の生産サイクルにおいて使用する電気ケーブル及び光ケーブルについて、2027年6月30日までの2年間にわたる購買契約を電力消火機器株式会社と締結しました。火花株式会社は、予定購買数量が2026年に750百万円、2027年の前半6ヵ月に250百万円にのぼると見積っています。購買価格は、電力消火機器株式会社の実際原価に5%のマージンを加算した金額で計算されており、現物の受領後30日以内に現金支払いにて決済されます。

IAS 24.18(b)
IAS 24.21(i)

当グループは、消防機器研究所株式会社に対して、借入の担保として消防機器研究所株式会社が保有する資産の格付けが「AA」を下回る場合には、親会社が「AA」格と同等の格付けを有する資産と差し替えるという契約上のコミットメントを行っています。再調達の対象になる資産の最大公正価値は、2025年12月31日時点で200百万円(2024年:210百万円)です。

IFRS 12.14-15

経営幹部との取引

取締役への貸付金

当グループは上級取締役に20百万円までの融資枠を付与しており、実行日から5年以内に返済されることになっています。当該貸付金は無担保であり、利率はEURIBOR+0.8%です。これらの貸付金は、連結財政状態計算書の金融商品に含まれています。

IAS 24.18

役員等が重要な持分を有する企業との取引

2025年及び2024年に、当グループ取締役の配偶者が取締役に務めており、かつ支配株主となっているGnome Industries Limitedとの間で通常の市場価格による購入取引を行っています。

IAS 24.18
IAS 24.19(f)

また、別の取締役はHome Fires Limitedの持分の25%（2024年:25%）を所有しています。当グループはHome Fires Limitedとの間で消火器の供給契約を締結しており、2025年及び2024年に、同社に対して市場価格により消火器を供給しました。

連結財務諸表の注記

35. 関連当事者についての開示（続き）

当グループの経営幹部に対する報酬

IAS 24.17

	2025年 百万円	2024年 百万円
短期従業員給付	435	424
退職後年金及び医療給付	110	80
解雇給付	40	-
株式報酬取引	18	12
経営幹部に支払われた報酬の合計	603	516

上記の表は、経営幹部に対する報酬に関して、報告期間において認識された費用の金額を示しています。非業務執行取締役を除く当グループの上級取締役は、年次現金報酬制度の対象となります。この制度における報酬は、その役割に応じて、財務KPI（重要業績評価指標）と排出量削減目標やリサイクル目標などの非財務KPIの両方を基に決定されます。この制度に基づいて付与される金額は、上記の表の短期従業員給付に含まれています。

通常、上級取締役以外の取締役には当グループから年金受給資格は付与されません。2024年に上級取締役を退任した役員に対して2025年度に支払われた金額は40百万円でした。

上級取締役制度において取締役が保有する持分

上級取締役制度により、取締役会の上級メンバーが保有する、普通株式取得に関するストック・オプションの期限及び行使価格は、以下のとおりです。

付与日	期限	行使価格	2025年	2024年	IAS 24.17(e)
			未行使 オプション数 (株)	未行使 オプション数 (株)	
2024年	2027年	2,330 円	10,000	10,000	
2024年	2027年	3,130 円	83,000	83,000	
2025年	2028年	3,850 円	27,000	-	
合計			120,000	93,000	

当該制度では、取締役会の上級メンバー以外には、ストック・オプションは付与されていません。当該制度の詳細については、注記33に記載しています。

IFRS会計基準の注釈

地域によっては、たとえば、主要な経営幹部や取締役会の構成員に対する報酬及び給付などの、より広範な開示が求められる可能性がある。

連結財務諸表の注記

36. 公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の新規及び改訂基準は以下のとおりです。当グループはこれらの新規及び改訂基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。 IAS 8.30
IAS 8.31(d)

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

IAS 8.31

IASBは、2024年4月にIAS第1号「財務諸表の表示」に取って代わるIFRS第18号を公表しました。IFRS第18号では、特定の合計及び小計を含む、純損益計算書内の表示に関する新たな要求事項が導入されています。また、純損益計算書内のすべての収益及び費用を、「営業」、「投資」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」の5つの区分のいずれかに分類することが要求されます。このうち最初の3つの区分は新しく設けられたものです。

当該基準は、新しい概念である経営者が定義した業績指標、収益及び費用の小計に関する開示が求められるとともに、基本財務諸表(PFS)及び注記の特定の「役割」に基づいた財務情報の集約と分解に関する新たな要求事項も定められています。

さらに、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」において狭い範囲での改訂が行われています。これには、間接法で営業活動からのキャッシュ・フローを算定する出発点として「純損益」から「営業損益」に変更することや、配当及び利息から生じるキャッシュ・フローの分類に関する選択の余地を解消することが含まれます。加えて、IFRS第18号の公表に伴う改訂が他のいくつかの基準にも生じています。

IFRS第18号とその他の基準の改訂は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められており、その旨は開示する必要があります。IFRS第18号は遡及適用されます。

当グループは、現在、本改訂が基本財務諸表及び財務諸表の注記にもたらすすべての影響を識別すべく作業を進めています。当グループの財務諸表に対して、初期評価に基づく重要性がある影響は以下のとおりです。

- 賃貸収益、投資不動産の公正価値の変動、及び関連会社及びジョイント・ベンチャーにおける投資利益は、損益計算書において投資区分に分類されます
- 為替差損益は、当該為替差損益を生じさせた収益及び費用の項目が属する区分に分類されます
- 新たな開示が追加されます：(a) MPM、(b) 損益計算書の営業区分に機能別に表示する場合、性質別の特定の費用、及び(c) IFRS第18号を適用して表示された修正後の金額と、IAS第1号を適用して以前に表示された金額との各損益計算書項目ごとの調整表
- 受取利息及び支払利息は、それぞれキャッシュ・フロー計算書において投資活動及び財務活動に分類されます

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

IASBは、2024年5月にIFRS第19号を公表しました。この基準によって、要件を満たす企業は、引き続き他のIFRS会計基準に定められる認識・測定及び表示に係る要求事項を適用する一方で、削減された開示要求を適用することが選択可能となります。本基準の要件を満たすためには、報告期間の末日現在で、企業はIFRS第10号に定義される子会社に該当するとともに公的説明責任を負っておらず、かつIFRS会計基準に準拠し一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している(最終的な又は中間的な)親会社を有していなければなりません。

IFRS第19号は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められています。

当グループの資本性金融商品は公開取引されているため、IFRS第19号の適用要件を満たしません。

連結財務諸表の注記

金融商品に関する分類及び測定の変更-IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

2024年5月、IASBは「金融商品に関する分類及び測定の変更(以下、「本改訂」)」として、IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂を公表しました。本修正には以下の内容が含まれています。

- 金融負債は「決済日」に認識の中止が行われるという点の明確化及び、特定の条件を満たす場合に、電子決済システムを用いて決済される金融負債について、決済日前に認識の中止を行うという会計方針の選択の導入
- 環境・社会及びコーポレート・ガバナンス(ESG)及び類似する特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加的なガイダンス
- 何が「ノン・リコース特性」を構成し、契約上リンクしている金融商品(CLI)の特性とはどのようなものかに関する明確化
- 偶発的特性を有する金融商品に関する開示の導入及び、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度に適用されます。金融資産の分類及びそれに関係する開示の改訂のみ、早期適用が認められています。当グループは、本修正が当グループの連結財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想していません。

IFRS会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、IASBはIFRS会計基準の定期的な維持管理プロジェクトの一環として、9件の狭い範囲での基準改訂を公表しました。これらの修正には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品:開示」及びその附属文書「IFRS第7号の適用ガイダンス」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における明確化、簡素化、訂正又は一貫性向上のための変更が含まれています。

本改訂は、2026年1月1日以降開始する報告期間に適用されます。早期適用は認められており、その旨を開示する必要があります。

本修正は、当グループの財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想されていません。

自然依存電力を参照する契約-IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

2024年12月、IASBは「自然依存電力を参照する契約」に関するIFRS第9号及びIFRS第7号の修正を公表しました。これらの修正は、自然依存電力を参照する契約のみに適用されるものであり、以下の内容が含まれています。

- 対象契約に対する「自己使用」要件の適用に関する明確化
- 対象契約について、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象に関する指定要件の改訂
- これらの契約が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための新たな開示要件の追加

本改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度に適用されます。早期適用は認められており、その旨を開示する必要があります。「自己使用」の例外規定に関する改訂は遡及適用される一方で、ヘッジ会計に関する改訂は、適用開始日以降に指定された新たなヘッジ関係に将来に向かって適用しなければなりません。さらに、IFRS第7号の開示に関する改訂は、IFRS第9号の改訂と併せて適用しなければなりません。比較情報を修正再表示しない場合、比較情報を開示することはできません。

当グループは、これらの修正が連結財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想していません。

IFRS会計基準の注釈

IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらのIFRS会計基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

37. 後発事象

2026年1月14日に、正味帳簿価額1,695百万円の建物が洪水により大きな被害を受け、帳簿価額857百万円の棚卸資産が失われました。これらの損害に対する保険金収入は、建物の再建費用及び棚卸資産の損失を750百万円下回ることが見込まれています。

IAS 10.21
IAS 10.10

付録1―連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)

2025年12月31日に終了する連結会計年度

IFRS会計基準の注釈

IAS 1.49

当グループは、2 計算書方式により損益計算書及び包括利益計算書を表示している。この付録では、1 計算書方式による純損益及びその他の包括利益を例示する。

		2025年	2024年	
	注記	百万円	修正再表示後 百万円	
継続事業				IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 8.28 IAS 1.51(d),(e) IAS 1.81A IFRS 15.113(a)
顧客との契約から生じる収益	4	179,058	159,088	
賃貸収益	18	1,404	1,377	
収益合計		180,462	160,465	IAS 1.82(a)
売上原価		(136,569)	(128,386)	IAS 1.103
売上総利益		43,893	32,079	IAS 1.85, IAS 1.103
その他の営業収益	13.1	2,435	2,548	IAS 1.103
販売費		(14,001)	(12,964)	IAS 1.99, IAS 1.103
管理費	13.9	(18,290)	(12,011)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	13.2	(2,554)	(353)	IAS 1.99, IAS 1.103 IAS 1.85
営業利益		11,483	9,299	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融費用	13.3	(1,366)	(1,268)	
金融収益	13.4	202	145	
その他の収益	13.5	98	66	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10,11	671	638	IAS 1.82(c)
継続事業からの税引前利益		11,088	8,880	IAS 1.85
法人所得税費用	15	(3,092)	(2,233)	IAS 1.82(d) IAS 12.77
継続事業からの当期利益		7,966	6,647	IAS 1.85
非継続事業				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	14	220	(188)	IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a)
当期利益		8,216	6,459	IAS 1.81A(a)
その他の包括利益				
純損益に振替えられる可能性のある項目				IAS 1.82A
純投資のヘッジに係る利得	21.3,25	278	-	IFRS 9.6.5.13
在外営業活動体の換算差額	21.3,25	(246)	(117)	IAS 21.32
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	21.3,25	(883)	34	IFRS 7.23(c)
ヘッジのコストの変動額		(32)	-	
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品の純損失		(21)	(1)	IFRS 7.20(a)(viii)
関連会社のその他の包括利益に対する持分	11	(30)	-	IAS 1.82A(b)
その他の包括利益に係る法人所得税費用	15	198	(10)	IAS 1.91
純損益に振替えられる可能性のある項目		(736)	(94)	
純損益に振替えられることのない項目				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定した資本性金融商品から生じた利得及び損失		(26)	10	IFRS 7.20(a)(vii)
確定給付制度の再測定	32	367	(390)	IAS 19.120(c) IAS 19.122
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	17	846	-	IAS 16.39
関連会社のその他の包括利益に対する持分	11	30	-	IAS 1.82A(b)
その他の包括利益に係る法人所得税費用	15	(356)	114	IAS 1.90
純損益に振替えられることのない項目		861	(266)	
税引後その他の包括利益		125	(360)	IAS 1.81A(b)
当期包括利益合計		8,341	6,099	IAS 1.81A(c)

付録1―連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)

2025年12月31日に終了する連結会計年度

IAS 1.10(b)
IAS 1.51(b)
IAS 1.51(c)

	2025年	2024年	
	百万円	修正再表示後 百万円	IAS 8.28
当期利益の帰属:		(注記2.5)	
親会社持分	7,928	6,220	IAS 1.81B (a) (ii)
非支配持分	288	239	IAS 1.81B(a)(i)
	8,216	6,459	
当期包括利益の帰属:			
親会社持分	8,053	5,860	IAS 1.81(b)(ii)
非支配持分	288	239	IAS 1.81B(b)(i)
	8,341	6,099	
1株当たり利益	16		IAS 33.66
■ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益	380.00 円	330.00 円	
■ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益	380.00 円	320.00 円	
継続事業に関する1株当たり利益	16		
■ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益	370.00 円	340.00 円	
■ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益	370.00 円	330.00 円	

IFRS会計基準の注釈

この付録では、1 計算書方式による純損益及びその他の包括利益計算書を表示している。

その他の包括利益のそれぞれの構成要素は、上記計算書では純額表示されている。したがって、組替調整額、ならびに当期利得及び当期損失を表示するために追加的な注記が必要となる。あるいは、これらの個々の要素を包括利益計算書において表示することも可能である。

この付録では、IAS 第 1 号 91(b)項で認められることから、当グループはその他の包括利益の各構成要素に係る税効果を単一の合計金額で表示している。

付録2―連結損益計算書(費用性質法の例示)

2025年12月31日に終了する連結会計年度

IFRS会計基準の注釈

当グループは、費用を機能別に分類して損益計算書を表示している。この付録では、費用を性質別に分類した損益計算書を例示する。

IAS 1.49
IAS 1.10(b)
IAS 1.10A
IAS 1.51(c)

		2025年	2024年	
	注記	百万円	修正再表示後 百万円	
継続事業				IAS 8.28 IAS 1.51(d),(e) IAS 1.81A
顧客との契約から生じる収益	4	179,058	159,088	IFRS 15.113(a)
賃貸収益	18	1,404	1,377	
収益合計		180,462	160,465	IAS 1.82(a)
その他の営業収益	13.1	2,435	2,548	IAS 1.102
製品及び仕掛品の棚卸増減高		(1,133)	(3,342)	IAS 1.99, IAS 1.102
原材料及び消耗品使用高		(129,422)	(116,900)	IAS 1.99, IAS 1.102
従業員給付費用	13.7	(33,749)	(29,151)	IAS 1.99, IAS 1.102
減価償却費及び償却費	17,19,31	(4,356)	(3,667)	IAS 1.99, IAS 1.102
非流動資産の減損損失	17,20	(200)	(301)	IAS 1.99, IAS 36.126
その他の営業費用	13.2	(2,554)	(353)	IAS 1.99, IAS 1.102
金融費用	13.3	(1,366)	(1,268)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融収益	13.4	202	145	
その他の収益	13.5	98	66	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10,11	671	638	IAS 1.82(c)
継続事業からの税引前利益		11,088	8,880	IAS 1.85
法人所得税費用	15	(3,092)	(2,233)	IAS 1.82(d) IAS 12.77
継続事業からの当期利益		7,996	6,647	IAS 1.85
非継続事業				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	14	220	(188)	IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a)
当期利益		8,216	6,459	IAS 1.81A(a)
帰属:				
親会社持分		7,928	6,220	IAS 1.81B(a)(ii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B(a)(i)
		8,216	6,459	
1株当たり利益	16			IAS 33.66
親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		380.00円	330.00円	
親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		380.00円	320.00円	
継続事業に関する1株当たり利益	16			
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		370.00円	340.00円	
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		370.00円	330.00円	

付録3ー連結キャッシュ・フロー計算書(直接法の例示)

2025年12月31日に終了する連結会計年度

IFRS会計基準の注釈

IAS第7号18項では、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法と間接法の選択が認められている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。この付録では、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法により作成したキャッシュ・フロー計算書を例示する。

		2025年	2024年	IAS 1.10(d) IAS 1.51(c)
	注記	百万円	百万円	
営業活動			修正再表示 (注記 2.5)	IAS 1.51(d), (e) IAS 7.10, IAS 7.18(a)
販売代金回収額		177,529	161,832	
仕入先への支払額		(129,054)	(115,205)	
従業員への支払額		(33,749)	(29,151)	
受取利息		250	221	IAS 7.31
支払利息		(1,067)	(1,173)	IAS 7.31
法人所得税の支払額		(2,935)	(3,999)	IAS 7.35
営業活動による正味キャッシュ・フロー		10,974	12,525	
投資活動				IAS 7.10, IAS 7.21
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319	IAS 7.16(b)
有形固定資産の取得による支出	17	(10,167)	(7,581)	IAS 7.16(a)
投資不動産の取得による支出	18	(1,216)	(1,192)	IAS 7.16(a)
金融商品の取得による支出		(272)	(225)	IAS 7.16(c)
金融商品の売却による収入		328	145	IAS 7.16(d)
無形資産の取得による支出	19	(587)	(390)	IAS 7.16(a)
子会社の取得による収入又は支出	8	230	(1,450)	IAS 7.39
政府補助金の受取による収入	28	2,951	642	
投資活動による正味キャッシュ・フロー		(6,743)	(7,732)	
財務活動				IAS 7.10, IAS 7.21
ストック・オプションの行使による収入		175	200	IAS 7.17(a)
非支配持分の取得による支出	8	(325)	—	IAS 7.42A
株式発行費	25	(32)	—	IAS 7.17(a)
リース負債の元本部分の返済による支出	31	(406)	(341)	IAS 7.17(e)
借入による収入		5,649	4,871	IAS 7.17(c)
借入金の返済による支出		(2,032)	(4,250)	IAS 7.17(d)
親会社株主への配当金の支払額	26	(1,979)	(1,600)	IAS 7.31
非支配持分への配当金の支払額		(30)	(49)	IFRS 12.B10(a)
財務活動による正味キャッシュ・フロー		1,020	(1,169)	
現金及び現金同等物の正味増加額		5,251	3,624	
為替変動による影響		339	326	IAS 7.28
1月1日現在の現金及び現金同等物		12,266	8,316	
12月31日現在の現金及び現金同等物	24	17,856	12,266	IAS 7.45

IFRS会計基準の注釈

IAS第7号33項は、支払利息を営業活動もしくは財務活動として、受取利息を営業活動もしくは投資活動として、適切と考えられる方法で表示することを認めている。当グループは、支払利息及び受取利息を営業活動によるキャッシュ・フローに分類することを選択している。

付録4－重要性がある会計方針の例示

注記2.3 b) 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資

本書の序論で説明したように、本財務諸表の主な目的は、最も一般的に適用される開示要求を満たす方法を示すことです。したがって、実務上は、優良工業株式会社にとって重要性がないと考えられる開示も含まれています。重要性がある会計方針の情報を開示することを求めるIAS第1号の要求事項が、実務上、特定の会計方針にどのように適用されるかを説明するために、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関する上記の注記2.3 b)に含まれる文言と照らし合わせて、重要性の分析における関連する検討事項を以下の表に記載しました。重要性の分析を準備する際には、IAS第1号第117B項(e)が持分法の適用に関するさらなる開示が必要であることを示唆している可能性があるため、持分法の適用は複雑であるとはみなされていないという前提が置かれています。さらに、同じ市場の他の企業もIFRS会計基準に準拠して財務諸表を作成しており、長期間にわたって適用してきたため、関連市場の財務諸表の利用者はIFRS会計基準に精通していると想定されます(PS 2.88F)。ただし、これらの前提は優良工業株式会社に固有のものであり、各企業がそれぞれの特定の事実と状況を考慮して評価する必要があります。改訂及び改訂の適用方法の詳細については、弊社の刊行物「Applying IFRS:会計方針の開示」を参照してください。

注記2.3 b) の文言	他に取り得る文言	注釈
当グループは、ジョイント・ベンチャーであるシャワーズ・リミテッドに対する持分と、関連会社であるパワー・ワークス・リミテッドに対する持分を保有しています。シャワーズ・リミテッド及びパワー・ワークス・リミテッドの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されています。両社の会計方針は当グループの会計方針と一致しています。したがって、取得日以降、投資先企業の純損益に対する当グループの持分を測定及び認識する際に調整は行われません。	当グループは、ジョイント・ベンチャーであるシャワーズ・リミテッドに対する持分と、関連会社であるパワー・ワークス・リミテッドに対する持分を保有しています。シャワーズ・リミテッド及びパワー・ワークス・リミテッドの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されています。両社の会計方針は当グループの会計方針と一致しています。したがって、取得日以降、投資先企業の純損益に対する当グループの持分を測定及び認識する際に調整は行われません。	会計方針の開示に企業固有の観点を提供するために、優良工業株式会社の2024年版の注記2.3 b)に新しい段落が追加されています。 これは重要性のある会計方針であるため、他に取り得る文言は、注記2.3 b)と同じ文言としています。
関連会社とは、当グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針の決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいいます。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を要約しているため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る文言欄に本段落は含まれていません）。IAS第1号第117C項は、定型化された情報やIFRS会計基準の要求事項を繰り返す又は要約しただけの情報は、企業固有の情報よりも有用性が低いことを明確にしています。
ジョイント・ベンチャーとは、取決めに對する共同支配を有する当事者が、当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同契約をいいます。共同支配とは、取決めに對する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IFRS第11号「共同支配の取決め」の要求事項を要約したものであるため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他の取り得る文言欄に本段落は含まれていません）。
重要な影響力又は共同支配の有無を判断する際に考慮すべき事項は、子会社に対する支配の有無を判断する際に必要となる事項と類似しています。当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資について、持分法を用いて会計処理をしています。		この段落は企業固有の情報を提供していないため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表しているとは限りません（したがって、説明の目的上、他の取り得る文言欄に本段落は含まれていません）。

付録4－重要性がある会計方針の例示

注記2.3 b) の文言	他に取り得る文言	注釈
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する当グループの持分の金額は、連結損益計算書上、営業利益に含めず、関連会社及びジョイント・ベンチャーの子会社における非支配持分控除後の税引後純損益に基づき計上しています。	関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する当グループの持分の金額は、連結損益計算書上、営業利益に含めず、関連会社及びジョイント・ベンチャーの子会社における非支配持分控除後の税引後純損益に基づき計上しています。	IAS第1号及びIAS第8号の原則に基づいた方針－関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する当グループの持分を営業利益より下に表示します。IAS第1号第117B項c)は、これが重要性がある会計方針情報と考えられる情報の一例となる可能性を示唆しています。 したがって、他に取り得る文言は、注記2.3 b)と同じ文言としています。 期中に売却が行われた場合には、損益の表示方針の開示も重要性がある情報となる可能性があります。
持分法では、当初認識時に、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資を原価で認識しています。当該投資の帳簿価額は、取得日以降の関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産に対する当グループの持分の変動を認識するために修正しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーに係るのれんは投資の帳簿価額に含まれており、単独で減損テストの対象とはなりません。したがって、減損の戻入れには、実質的にのれんの減損の戻入が含まれる可能性があります。減損及び戻入は、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」で計上しています。	関連会社又はジョイント・ベンチャーに係るのれんは投資の帳簿価額に含まれており、単独で減損テストの対象とはなりません。したがって、減損の戻入れには、実質的にのれんの減損の戻入れが含まれる可能性があります。減損及び戻入は、損益計算書の「関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益の分配」に表示されます。	注記2.3 b)の文言の最初の2つの文は、主にIAS第28号の要求事項を要約しているため、必ずしも重要な会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る文言欄に本段落は含まれていません）。3つ目の文は関連する状況を表わしています。他に取り得る文言及び注記2.3 b)には、方針の意味をさらに説明するための記載が含まれており、また、表示方針はIFRS会計基準では特に規定されていないため、IAS第8号に従って作成されたものであり、開示されています。
連結損益計算書には、関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務業績に対する当グループの持分を計上しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーのその他の包括利益に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分は当グループのその他の包括利益の一部として表示しています。また、関連会社又はジョイント・ベンチャーにおいて直接資本に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分を連結持分変動計算書で認識しています。当グループと関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分の範囲で消去しています。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を要約しているため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る文言欄に本段落は含まれていません）。
関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されており、必要に応じて、関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針を当グループの会計方針と一致させるために調整しています。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を要約しているため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る代替的な文言欄に本段落は含まれていません）。

付録4－重要性がある会計方針の例示

注記2.3 b) の文言	他に取り得る文言	注釈
持分法の適用後、当グループは、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資に関して、減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、当グループは各報告期間の末日現在で、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資が減損している客観的証拠があるか否かを判定しています。減損の客観的証拠がある場合には、当グループは関連会社又はジョイント・ベンチャーの回収可能価額とその帳簿価額との差額を減損損失として、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」で計上しています。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を要約しているため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る代替的な文言欄に本段落は含まれていません）。
関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失した場合には、残存する投資は公正価値で測定及び認識しています。重要な影響力又は共同支配を喪失した日時点の関連会社又はジョイント・ベンチャーの帳簿価額と残存する投資の公正価値及び処分による受取額との差額は純損益として認識しています。		この段落は、企業固有の情報ではなく、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を要約しているため、必ずしも重要性がある会計方針情報を表すものではありません（したがって、説明の目的上、他に取り得る代替的な文言欄に本段落は含まれていません）。

付録5－第2の柱の法人所得税に関する開示例

当グループの連結収益は750百万ユーロ未満であるため、当グループは第2の柱モデルルールの対象とはなりません。したがって、IAS第12号第4A項に定められる認識及び開示に関する強制的な一時的例外措置も、IAS第12号第88A項から第88D項に定められる開示規定も当グループに適用されることはありません。当グループの年間収益が750百万ユーロを超え、第2の柱モデルルールが、当グループが事業展開する法域の一部又はすべてにおいて制定されていた（又は実質的に制定されていた）場合には、当グループは当該開示要求を満たすため、注記15に以下の情報を含めていただろうと思われます。

第2の柱ルール

IAS 1.17(c)

税源浸食・利益移転(BEPS)に係る経済協力開発機構(OECD)/G20 による包摂的枠組みは、世界経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するものです。グローバル税源浸食防止モデルルール(第2の柱モデルルール)は、連結財務諸表の年間収益が750百万ユーロを超える多国籍企業(MNEs)に適用されます。

IAS 12.88

第2の柱モデルルールは、MNEsが最低限支払う税金(ミニマム税)として4つの新しい課税メカニズムを導入しています。

- ▶ 適格国内ミニマム・トップアップ課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax: QDMTT)
- ▶ 所得合算ルール(Income Inclusion Rule: IIR)
- ▶ 軽減課税所得ルール(Under Taxed Payments/Profits Rule: UTPR)
- ▶ 租税条約の恩典否認ルール(Subject to Tax Rule)は、租税条約に基づくルールであり、本来であれば最低税率の税金の対象にはならない一定のクロスボーダー関連者間取引に対して、最低税率の税金を課すものです。

新しい課税メカニズムは、MNEsが事業展開する各法域で発生する所得に対してミニマム税を課税することを可能にします。IIR、UTPR及びQDMTTは、第2の柱のルールに基づいて法域ごとに決定される実効税率(ETR)が15%の最低税率を下回る場合は常に、当該法域においてトップアップ税を課すことによりこれを可能にします。

IAS 12.88A

国際会計基準審議会は2023年5月23日に「国際的な税制改革－第2の柱モデルルールIAS第12号の修正」(以下、本修正)を公表しました。本修正は、QDMTTをはじめ、OECDが公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定された(又は実質的に制定された)税法から生じる法人所得税にIAS第12号が適用されることを明確にしています。当グループは本修正を採用しています。本修正では以下を導入しています。

- ▶ 第2の柱モデルルールの各法域における導入から生じる繰延税金の会計処理に対して強制的な一時的例外措置
- ▶ 当該法制から生じる第2の柱の法人所得税に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者がよりよく理解するのに役立てるための影響を受ける企業に対する開示要求

IAS 12.88A-88D

第2の柱モデルルールを含む税制改正法は日本国で2023年3月に成立しております。当該ルールに基づくと、当グループは第2の柱モデルルールが適用される多国籍企業と考えられます。また同時に、第2の柱に係る法制は、当グループが事業展開する他のいくつかの法域においても制定又は実質的に制定されており、2025年1月1日に開始する事業年度から適用されます。

当グループは、グループを構成する事業体について、2024年の国別報告書と2025年の財務情報に基づき、第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーを評価しました。当グループが事業展開するほとんどの法域における第2の柱に基づく実効税率は15%を超えています。しかし、当グループは、Havenland(移行期セーフ・ハーバー救済措置の対象とならない)については、法定税率が低いために発生する第2の柱に基づく当期税金費用€78,000を認識しています。

当グループは、さらに他の国々が第2の柱モデルルールを制定するにつれて、第2の柱の法制動向を引き続き注視し、連結での経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローへの将来の潜在的な影響を評価します。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は007314-25Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp